明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和五年二月二十八日

○第二百十一回国会 衆議院会議録 第七号（一）

令和五年二月二十八日（火曜日）

令和五年二月二十八日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件

令和五年度一般会計予算
令和五年度特別会計予算
令和五年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後二時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

○佐々木紀君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算、令和五年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（細田博之君）　佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。

令和五年度一般会計予算
令和五年度特別会計予算
令和五年度政府関係機関予算

○議長（細田博之君）　令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算、令和五年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長根本匠君。

令和五年度一般会計予算及び同報告書
令和五年度特別会計予算及び同報告書
令和五年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号（二）に掲載〕

〔根本匠君登壇〕

○根本匠君　ただいま議題となりました令和五年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

令和五年度一般会計予算の規模は百十四兆三千八百十二億円であり、前年度当初予算に対して六・三％の増加となっております。

歳出のうち、国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は七十二兆七千三百十七億円であり、前年度当初予算に対して八・〇％の増加となっております。

歳入のうち、公債金は三十五兆六千二百三十億円で、公債依存度は三一・一％となっております。

特別会計予算については、十三の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百九十七兆三千百三十七億円となっております。

政府関係機関予算については、沖縄振興開発金融公庫など四機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十六兆二千六百八十七億円で、前年度当初計画に対して一三・九％の減少となっております。

この予算三案は、去る一月二十三日本委員会に付託され、同月二十七日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、同月三十日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、新潟県と福岡県における現地視察及び地方公聴会、中央公聴会、分科会を行うなど、慎重に審査を重ね、本日締めくくり質疑を行いました。

審査においては、経済・財政・金融政策、防衛力の抜本的強化とその財源、少子化対策、ＬＧＢＴの理解促進、構造的な賃上げに向けた取組、ＧＸの推進、原子力政策、食料安全保障、Ｇ７広島サミットなど、国政の各般にわたって熱心に質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑を終局後、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及びれいわ新選組から、それぞれ、令和五年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び各動議について討論、採決を行いました結果、各動議はいずれも否決され、令和五年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。野間健君。

〔野間健君登壇〕

○野間健君　立憲民主党・無所属の野間健です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和五年度一般会計予算外二案について、反対の立場から討論をいたします。（拍手）

この間の予算審議では、岸田政権の抱える問題が次々と明らかになりました。

まず指摘しなければならないのは、子ども・子育て政策の迷走であります。

岸田総理は年頭記者会見で、異次元の少子化対策に挑戦し、子供ファーストの経済社会をつくり上げると宣言されました。その後、民主党政権の子ども手当を、ばらまきだ、愚か者めとさんざん非難してきた自民党の茂木幹事長でさえ児童手当の所得制限撤廃を求めるなど、多くの国民は、ようやく政府・与党も重い腰を上げ、子ども・子育て政策を転換させるのではと大きな期待を寄せました。しかし、その期待は裏切られました。

二月二十日、立憲民主党は、日本維新の会と共同で、児童手当所得制限撤廃法案を提出いたしました。この議員立法に自民党が賛成さえすれば、二月から児童手当の所得制限は撤廃され、六月に、二月分から五月分まで四か月分の児童手当が、所得制限により対象外であった世帯にも支給されるのです。しかし、岸田政権も自民党も全くやる気がありません。

岸田総理、昨日の予算委員会で、我が党の長妻昭議員の少子化対策に関する質問に対して、気色ばみ、いら立っているように見えました。私から見ますと、総理の少子化対策は、根拠もなく勢いで倍増と言ってしまい、政府内で何の調整もされないから、それでいら立っているんじゃないんでしょうか。ただ勢いだけで、中身のない、口先だけの子供政策が国民に不安と不信を与えているのです。

防衛費については、五年間で総額四十三兆円という、合理性や必然性のない、数字ありきの増額目標を打ち立てて、増税まで含めた財源確保策を極めて短時間に決定しました。

この少子化対策との差は一体何なんでしょうか。待ったなしの課題とは口先ばかりで、子ども・子育て政策は後回し、置き去りではないんでしょうか。全くやる気がないことを自ら証明しているにほかならないんです。

このやる気のなさと対照的なのが、防衛費の増額です。我々も、日本を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえれば、真に必要な予算を積み上げた結果として防衛費が増額されることは否定しません。しかしながら、五年間で四十三兆円という増額目標は、最初から数字ありきで、全く合理性や必然性を欠いています。そして、最大の問題は、その数字ありきの防衛費増額のために異次元の増税を決定したことです。

まず、何よりも、復興特別所得税の流用は、いまだ復興の途上にある被災地の方々の心情を踏みにじるものです。到底認められるものではありません。

そもそも、この復興特別所得税は、民主党政権時代、東日本大震災の復興財源を確保するために、国民の皆様の理解と協力を得て、二〇三七年までと期間を区切って御負担をお願いしたものです。あろうことか、その一部を防衛関係予算に流用し、課税期間を十四年間も延長するなどというのは、国民、とりわけ被災地の皆様に対する裏切りそのものであります。

また、防衛増税の規模と開始時期についても、不誠実な説明が繰り返されています。

財務省の資料を見れば、令和九年までに防衛増税で約三兆円の財源確保を目指していることは明らかであるのに、なぜか岸田総理はこれを正面から認めようとしません。それどころか、今国会冒頭に行われた施政方針演説では、防衛費増額の財源に言及しておきながら、税という言葉さえ発することがなかったんです。自ら決めておきながら、防衛増税をひたすら隠そうとする岸田総理の姿勢に、国民は不信感を募らせています。

また、増税開始時期については、令和六年以降の適切な時期とされていますが、同時に、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした上で、令和九年度において一兆円強を確保するともされています。

国民を欺くためによく考えられた表現です。令和九年度時点で一兆円強、トータルで約三兆円の財源を確保するということは、毎年一兆円ずつ確保するとしても、令和七年から増税を実施しなければならないことになります。ですが、段階的に実施するということは、いきなり一兆円を確保するのではなく、徐々に税収を増やしていくということです。ということは、どれだけ短く見積もっても、令和六年、つまり、来年から増税を始めなければ間に合わないんです。

このように、国民には明らかにすることなく、着々と増税プランを進めているんです。

なぜ自らが決断した防衛増税をここまで隠したがるのか。それは、コロナ禍や物価高騰で苦しんでいる国民に更なる負担を押しつけようとしていることに後ろめたさを感じているからではないんでしょうか。今からでも遅くはありません。防衛増税は撤回すべきじゃないんですか。

総理、防衛増税そして安保三文書の問題については、四月以降、全野党で連合審査を求め、徹底的に予算委員会並みの質疑を求めています。岸田総理、そのときまでに、国民に分かりやすく説明できるように、よく勉強して待っていてください。お願いします。

次に、性的マイノリティーの方々に対する差別発言の問題です。

荒井勝喜前総理秘書官は、性的マイノリティーの方々に対して、口にするのもはばかられるような差別発言を行った上に、同性婚の法制化については、国を捨てる人が出てくるなどと常軌を逸した発言を繰り返しました。これが荒井前秘書官個人にとどまる問題でないことは、岸田総理の、同性婚を法制化すれば社会が変わってしまうという明らかに否定的な意味合いの発言からも明らかです。

総理は、今年五月に地元広島で行われるG7サミットに向けて全力を傾注されていますが、G7で同性カップルに法的保障を認めていない国は日本だけなんです。岸田総理が総裁を務める自民党にはLGBT理解増進法案にさえ難色を示す議員が多いようですけれども、LGBTに対する差別を禁止するという世界標準のまともな人権意識を政府・与党も持っているんだということを、広島サミットで世界に示すべきではないんでしょうか。

今年、日本はG7の議長国です。御地元の広島サミットで世界に恥をさらす前に、総理の御英断を求めます。

我が国で、世界標準のごく当たり前の常識であるLGBTの差別解消法や同性婚、選択的夫婦別姓制度の法制化が進まない大きな理由は、自民党と統一教会との癒着にあります。

昨年末、被害者救済法案が成立しましたが、二月二十二日、五十人の被害者が十六億円余りの損

害賠償を求めて、弁護団とともに、統一教会に対する集団交渉を始めました。これは氷山の一角です。第二、第三の集団交渉が行われる可能性もあり、被害者救済はまだまだ進んでいません。

そんな中、統一教会は、五月七日、韓国で、数千人、数万人が参加すると言われる盛大な合同結婚式を三年ぶりに予定しております。献金集めも依然として継続しています。政府は、一刻も早く解散請求を行うべきです。まさか、統一地方選挙の後まで遅らせる、そういうつもりはないでしょうね。

多くの被害者が救済されていない状況にもかかわらず、何と自民党は、統一教会からの支援を受けて統一地方選挙を戦おうとしているのではありませんか。統一教会との関係を断ち切っていない、つまり、統一教会に支えられている自民党の地方議員や候補者がいまだに多く残っています。岸田総理は、自民党総裁として、統一地方選挙の前に自民党の全ての都道府県連と候補者について統一教会との関係を改めて調査し、関係を断ち切ることを強く求めます。総理、統一教会の問題は終わっていません。参議院でも徹底追及してまいります。

以上申し上げたとおり、予算の提出者たる岸田総理の基本姿勢には、看過し難い問題が多く見受けられます。予算そのものにも多くの問題が存在しています。

令和五年度予算の一般会計総額は百十四・四兆円に上り、十一年連続で過去最大規模を更新しました。令和四年度当初予算と比較して約七兆円以上、そして、極めて異例なことに、概算要求時点から四兆円以上も増額されています。昨年成立した令和四年度第二次補正予算には概算要求から前倒しで計上された予算が多く含まれていることも踏まえれば、歳出抑制のために存在しているはずの概算要求制度は完全に機能不全に陥っており、財政規律は崩壊していると言わざるを得ません。

そして、本予算最大の焦点は、やはり、五年間で総額四十三兆円規模を確保するとした防衛費であります。防衛関連予算の中身は、驚くべき兆単位の丼勘定であります。合理性、必然性がそこにはありません。

政府が反撃能力として活用するとしているスタンドオフ防衛能力の取得予算として、五年間で五兆円が計上されています。国内で開発を進めるこのスタンドオフ兵器は、いまだ開発中で、実用化もされていません。開発が成功するかどうかも分からず、費用が幾らかかるかも分からぬまま、取りあえず五兆円を積んでおく、こういうずさん極まりない予算計上なんです。

そして、何よりも許し難いのは、本来、年金特別会計に戻すべき地域医療機能推進機構、ＪＣＨＯの積立残余金三百二十四億円を、防衛費増額の財源に充てようとしていることです。これは年金財源の流用にほかならず、年金生活者の皆様を始め、必死で年金を納めている国民には許し難いことであります。

将来世代に対して無責任な巨額の国債発行も改めるべきです。

本予算において、税収は六十九・四兆円を見込んでいるとのことですけれども、過去最大規模となった歳出とのギャップは大きく、その穴埋めのために三十五・六兆円の新規国債を発行することとしています。普通国債の発行残高は昨年末に史上初の一千兆円台に突入しており、財政赤字の更なる深刻化は看過し難いものがあります。

ここ十年間に及んだ異次元の金融緩和は失敗に終わり、様々な副作用をもたらしていることから、今後、遅かれ早かれ、金融政策は正常化していかなければなりません。その過程で金利が上昇した場合、巨額の国債発行は利払い費の急増に直結し、国家財政への影響は一層深刻なものになりかねません。

以上申し上げたとおり、予算の提出者たる岸田政権の基本姿勢、そして国民の汗と涙の結晶である税金を財源とした予算そのものについて、国民に更なる負担を強いる増税を始め、認めることができない数多くの問題が存在していることから、我々は、令和五年度予算に断固として反対するものであります。

今後も、政府の問題点をただすとともに、国民最優先の政治を実現させていくことをお誓い申し上げ、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　牧原秀樹君。

（牧原秀樹君登壇）

○牧原秀樹君　自由民主党・無所属の会の牧原秀樹です。

私は、会派を代表し、令和五年度一般会計予算外二案に対し、賛成の討論を行います。（拍手）

ロシアのウクライナ侵略開始から一年がたちました。改めて、ロシアに対し、強く非難し、直ちに侵略行為をやめるよう求めます。

また、トルコ、シリアで発生した大地震では、五万人を超える犠牲が出ています。御冥福をお祈り申し上げますとともに、地震被害のつらさ、苦しさを最もよく知る我が国として全力で支援すべきと考えます。

予算委員会は一月二十七日からスタートし、総審議時間約八十時間、分科会約九十六時間、三年ぶりの地方公聴会、及び、中央公聴会も行われました。安全保障、外交、少子化、子育て支援、物価高、賃上げ、エネルギー、ＧＸ、食料安全保障、新型コロナ、同性婚、選択的夫婦別姓など、本当に幅広い内外の諸課題について審議がなされました。

まず、逢坂筆頭理事を始め野党理事や関係者の皆様には、昭和から続いてきた審議拒否のような古い手法ではなく、正々堂々と質の高い審議の中身で勝負し、結果、国会審議を充実させてくださったことに感謝を申し上げます。日本が置かれた状況の厳しさや問題の難しさ、複雑さに鑑みれば、国会の中で与野党が足の引っ張り合いをしている状況ではありません。本予算委員会は、まさに与野党が政策や議論の中身で勝負する政治の新しい時代の象徴になったと国民の皆様には申し上げたいと思います。

その上で、本予算案に対する賛成の主な理由は、第一に、安全保障、外交です。

昨年末、政府は、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、国民の命と平和な暮らしを守るために新たな国家安全保障戦略など防衛三文書を策定し、本予算案には、五年間で四十三兆円の新たな防衛力整備計画の初年度として必要な防衛予算を計上しております。自分の国は自分で守る、その気概がなければ、いざというときに他国も守ってくれません。そのことを私たちはウクライナの皆様に教わっております。本予算は、まさ

に我が国がそうした意思と能力を有することを世界に示す、極めて大切なものとなっております。

また、今年、我が国はG7議長国、国連安保理の非常任理事国を務め、日・ASEAN友好協力五十周年、TICAD三十周年など、外交上、極めて大切な年です。本予算案には、こうした様々な国際会議や周年行事を成功に導き、力強い外交を展開するために不可欠な予算が盛り込まれております。

第二に、少子化、子育て政策です。

昨年の出生数は年八十万人を割り込むと見込まれ、中位推計よりも八年ほど前倒しで少子化が進んでおります。その深刻さを与野党が認識を共有いたしましたが、まずは、司令塔として本年四月にこども家庭庁が設置されます。そして、出産一時金の四十二万円から五十万円への過去最高となる引上げ、妊娠時から出産、子育てまでの一貫した伴走型支援と経済的支援のパッケージの継続実施など、今後の更なる少子化、子育て政策の推進につなげるものとなっております。

第三に、新しい資本主義実現のための道筋がより一層つけられています。

その第一の柱とも言える科学技術立国実現のため、前年に引き続き過去最大級の約一・四兆円もの科学技術振興費を確保し、量子、AI分野を中心とする重要最先端技術の研究開発を戦略的に推進するとともに、基礎研究、若手研究者向け支援を実施するなどしております。

また、二〇五〇年カーボンニュートラル宣言以降、我が国は環境立国としての立ち位置を明確にし、GXが新しい資本主義の柱の一つとされています。本予算案には新たなGX経済移行債の発行が定められ、民間のGX投資を大きく促すものとなっております。

第四に、物価上昇を超える賃上げ実現のため、リスキリングによる能力向上支援など人への投資を推進するとともに、中小企業における下請取引適正化や価格転嫁促進といった対策を強化する予算を盛り込んでいます。

第五に、活力ある地方の創生に向けて、デジタル田園都市国家構想交付金により、自治体のデジタル実装加速化やデジタルの活用による観光、農林水産業の振興などを支援し、リーマン・ショック後最高額となる地方交付税交付金を確保することで地方の行財政基盤を支えています。

このほか、中小企業の生産性向上や事業再生、事業承継に対する支援、防災・減災、国土強靱化推進、食料安全保障の強化など、現下の諸課題に対応するための予算が盛り込まれており、まさにこうした問題に応えるためにも、速やかな成立が求められるのではないでしょうか。

以上、本予算案に賛成する理由を申し述べました。

昨年、安倍元総理が凶弾に倒れました。私たち政治家は、文字どおり命を懸けて、国のため、国民のため、そして未来のために活動しています。与野党の立場や主義主張の違いこそあれ、この歴史の転換期に国権の最高機関に身を置く者として、共にその使命を果たしていこうではありませんか。このすばらしい国を、未来に胸を張って引き継げるようにしていこうではありませんか。

そのためにも本予算案に御賛同賜りますことを切にお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（細田博之君）　青柳仁士君。

（青柳仁士君登壇）

○青柳仁士君　日本維新の会の青柳仁士です。

私は、ただいま議題となりました令和五年度一般会計予算三案について、会派を代表して、反対の立場から討論いたします。（拍手）

まず、反対の最大の理由であり、背景にあるのは、身を切る改革を進めることなく、負担を国民に押しつけ、将来世代に先送りし続ける自民党政権の財政運営の基本姿勢に、いささかの反省も変化も見られないことです。その最たる例が、岸田総理が突き進む防衛増税、増税路線です。

一月三十一日の予算委員会において、岸田総理は、防衛費増額の財源として、所得税、法人税、たばこ税の年間一兆円の増税を行うことを明言しました。これに対し、我が党は委員会質疑を通して度重なり撤回を求めてまいりましたが、岸田総理が聞く力を発揮する場面は最後までありませんでした。

政府・与党は、この増税について、深刻化する昨今の国際情勢を鑑み、防衛費の拡充は不可欠であり、その財源を得るために仕方がないものだ、このように説明しています。しかし、これは国民を欺く詭弁であると言わざるを得ません。

防衛費増額に必要な予算額四兆円のうち、三兆円までは増税なしで確保することが既にできています。今回の一兆円の増税が必要なのは、防衛費増額の規模が四兆円だからであり、仮に三兆円以下であったなら増税は必要ありません。つまり、防衛費を増額するために増税が絶対に必要なわけではないのです。

裏を返せば、増税以外の手段でもう一兆円の財源を確保できれば、増税は必要ないということです。この点は自民党内からも同様の意見があり、検証の動きがあるようです。しかし、結局のところ、岸田政権の増税路線には寸分の変更もありません。結果に影響しないのであれば何の意味もなく、結局は国民向けのパフォーマンスであると断じざるを得ません。

検証するまでもなく、この一兆円の財源が増税以外で確保できることは、予算委員会の質疑の中でも明らかになっています。

例えば、毎年、政府は大量の予算を使い残しています。去年は六・三兆円、おととしは三・九兆円です。これだけでも増税額の十年分になります。また、それ以前の十年間を見ると、毎年一・四兆円から二・八兆円の予算を使い残しています。増税が必要な一兆円を優に超える予算が、毎年、安定的に余っているんです。

なお、委員会では、他会派より、増税以外で財源を得るには何か具体的に削るべきものが必要との意見もありました。歳出削減は重要であり、徹底的に行うべきことは、これまで我が党も主張し続けてきたとおりです。しかし、国債発行でも歳出削減でもなく、増税相当額の予算が余っている中で、それらが存在しないかのように財源論を語ることは、財政の全体を見た上での地に足の着いた現実的な議論とは言えません。

そもそも、令和四年度の補正予算で、税収は年間で三兆円増えています。本来は、こうした経済成長による増収こそ真の安定財源ではないのですか。

これに対し、経済成長はその時々の景気の状況によるので安定財源ではないという反論が財務省

からありました。これは、政権を預かる政府・与党として正しい認識でしょうか。

日本以外の各国では、経済成長とそれに伴う税収の増加が安定的に起きています。一九九三年からの三十年間で、欧州各国の経済規模は約二倍になりました。アメリカとカナダは三倍を超えました。韓国は四倍以上、中国は二十八倍です。この間、日本はたったの一・一倍です。三十年前とほとんど経済規模が変わっていません。安定的に成長していないのは日本だけなんです。

そして、この三十年間のほとんどの期間、政権を担っていたのは自民党です。岸田政権の新しい資本主義のように、看板を何度もかけ替えながら幾度となく成長戦略を出し続け、毎年毎年何十兆円もの大量の税金を使い続けておきながら安定的な経済成長を起こせていないのは、自民党の政権運営が悪いからです。民間企業であれば、そんな経営陣はとっくに全員首になっています。この期に及んで経済成長を安定的に起こす自信がないというのなら、今すぐ政権を返上するのが真に国民と国家のためではないでしょうか。

加えて、新型コロナの対策費が令和二年度と三年度だけで百十四兆円計上されています。今年の五月八日以降、新型コロナの感染症カテゴリーが二類相当から五類に変更されれば、緊急事態宣言等の行動制限はできなくなり、内閣府、総務省、経産省、国交省、厚労省等に積まれた大量の新型コロナ予算が不要になります。増税が必要な額の何と百十四年分という途方もない額です。

政府・与党が多用する、安定財源だから増税が必要であるという説明もうそです。鈴木財務大臣が答弁の中で認めたとおり、財務省は歳入と歳出を突き合わせた予算管理などしていません。来年度の当初予算では、歳入のうち国債、すなわち非安定財源が三割を占めている一方で、国債関連経費以外の歳出のほぼ全てが安定財源の必要な恒久的支出です。子ども・子育て政策や地方創生など、誰がどう考えても安定財源でなければならない予算は増税なしで出すにもかかわらず、防衛費だけは増税が必要という政府・与党の説明は、完全に論理が破綻しています。

さらに、岸田総理は、今回の増税は現行の家計の所得及び法人の九四％には全く影響が出ないと繰り返し答弁しました。しかし、鈴木財務大臣は、増税される復興特別所得税について、支払いが終了する期限年以降も負担が継続するという意味においては、今までになかった負担を国民にお願いすることになると真逆の見解を答弁で述べました。

当たり前です。国民が今払っている税金が継続するだけなら負担はないなどというのは、傲慢な政治家の感覚であり、取る側の論理です。そもそも、払わないでいいお金は一円も払いたくないというのが当然の国民感覚です。

法人税についても、約十六万社が徴税の対象になります。これは、全ての上場企業と多くの中堅企業が含まれます。総理が賃上げを期待する中心的な企業群です。日本商工会議所と東京商工会議所からは、今回の増税措置は企業の前向きな賃上げや投資意欲に水を差しかねないという会頭のコメントも寄せられています。また、昨年の政府の経済対策では、物価高対策には価格転嫁が必要であるとされていますが、大企業や中堅企業から資金力を奪えば、下請となる中小企業への価格転嫁は当然起きにくくなります。

岸田政権の突き進む増税とは、国民の将来の家計収入を取り上げ、企業の賃上げを抑え込み、中小企業の取引先が値上げを受け入れるための原資を年間一兆円分奪うものです。現行の家計の所得及び法人の九四％には全く影響が出ないなどという岸田総理の認識は、事実でもなければ、国民や中小企業の実感からもかけ離れています。

改めて、今回の一兆円の増税は撤回すべきです。予算委員会全体を通して、こうした我が党からの指摘に対して、政府・与党からは答弁になっていない同じ説明が繰り返されるばかりで、何一つ論理的な反論はありませんでした。それにもかかわらず、何の修正もなく予定どおりの増税へと突き進む岸田政権の傲慢な態度は、国権の最高機関たる国会、そして主権者たる国民の民意を余りにも軽視していると言わざるを得ません。

その一方で、我が党が繰り返し求めている議員定数、議員歳費の削減や調査研究広報滞在費の改革など、国会議員の身を切る改革は進捗がほとんど見られません。新たな財源を考える際、自らの身分やそれを支える既得権の利益は守り、国民負担を先に考えるという発想は、どの角度から見ても間違っています。

こうした自民党政権の財政運営が長年続く中で、我が国の財政規律は末期的状況に陥っています。そして、更なる劣化に歯止めがかからない状況です。令和五年度の一般会計予算においても、主に次の四つの点においてその問題が表面化していると考えています。

第一に、歳出と国債発行の規模が無制限に拡大し続けています。今回の予算は一般会計予算として過去最大です。歳出規模は増加の一途をたどり、毎年、過去最大を更新し続けています。歳出の三割を借金に頼る状態が常態化しているにもかかわらず、税収の自然増分に見合う国債発行削減すら行われておらず、今年度から不要になる予算額も過小に見積もられています。

第二に、当初予算が少なく、補正予算が過度に膨張する傾向が続いています。例えば、昨年度の経済産業省の予算は、当初一・二兆円に対し、補正は十二兆円、約十倍です。財政法二十九条によれば、補正予算とは、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出に限り認められます。当初予算の十倍の予算が事後に発覚した緊要な予算であるなどという説明は、常識的に考えられません。法文の解釈として許される範囲を明らかに逸脱しています。

第三に、本来は特例的な予算である予備費が、令和二年度を境にそれまでの十倍から二十倍の規模に急増し、無制限に拡大し続けています。令和五年度予算では当初から五兆円計上されており、たがの外れた巨大予備費の既成事実化に更なる拍車がかかっています。

最後に、三十年間経済成長が停滞している日本において、再び成長力を呼び起こすための戦略性を持った予算づけがなされていません。少子化対策やＧＸなど看板施策の名をかりた不要不急のばほう策への支出ばかりで、既得権へのばらまき優先の予算積み上げが続いています。

個別の予算づけでは、岸田総理は異次元の少子化対策を打ち出しながら、どこにも異次元の子ども・子育て予算は見当たりません。日本の将来世代への財政支出は、先進諸国の中で最低レベルに

とどまっています。日本維新の会が立憲民主党と議員立法を提出した児童手当の所得制限撤廃や、教育無償化の全国展開など、かけ声だけでなく、具体的な予算措置が不可欠です。

また、岸田政権が成長戦略の柱に掲げるＧＸも中途半端です。世界的なエネルギーコストの高騰により、今後、電気料金の大幅値上げが予定されています。その後も収束の見込みは立っていません。短期的な政府による価格対策も十分でない上に、中長期的なエネルギー安定供給のための抜本改革やそのための投資は、本予算案のどこにも見当たりません。

以上述べてきた問題点を取りまとめ、我が党は令和五年度一般会計予算三案の編成組替えを求めましたが、与党は一顧だにすることもなく反対し、動議は否決されました。

日本維新の会は、国民と国家の利益を最優先に考え、政府・与党に対して、必ずしも反対ばかりではなく、是々非々で臨む政党です。しかし、どこまで是の部分を大きく見積もっても賛成しようがないのが今回の予算案であり、現在の自民党の財政運営であると考えています。

イギリスの政治家、歴史家ジョン・アクトンは、権力は腐敗する、絶対的権力は絶対的に腐敗すると言いました。

自民党は、長期政権とそれがもたらす絶対的権力に芯までつかり、既得権のしがらみや古い政治の体質がしみついて構造的な欠陥を抱えるようになり、国民と国家にとって合理的に考えて正しいことを素直に実行できない政党になってしまっていると感じます。今回の予算案にはそのことがよく表れています。

日本維新の会は政権政党を目指しています。しかし、その目指す姿は、今の自民党とはほど遠いものです。我々が目指すのは、既得権を持つ団体や組織ではなく広く一般の国民と感覚を共有し、時代に即した改革を勇敢に実行し、真に安全で豊かで持続可能な国家と国民の暮らしをもたらすことのできる新しい政権政党です。

我が党は、こうした志を共にする政治家とは是々非々の政策ベースで連携をしながら、これからも正々堂々と自民党、岸田政権と対決していくことをお誓い申し上げ、令和五年度一般会計予算三案に対する反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　鰐淵洋子君。

（鰐淵洋子君登壇）

○鰐淵洋子君　公明党の鰐淵洋子です。

ただいま議題となりました令和五年度予算案について、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

令和五年度予算案は、我が国が抱える重要課題の解決に真正面から取り組む予算となっています。

以下、主な賛成理由を申し述べます。

第一に、四月からのこども基本法の施行、こども家庭庁の創設を踏まえ、少子化対策、子育て支援を着実に前進させる予算となっている点です。

公明党は、昨年十一月、結婚、妊娠、出産から子供が社会に巣立つまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援策として子育て応援トータルプランを発表しました。本予算案は、同プランを着実に具体化するものであると評価いたします。

例えば、出産育児一時金は、これまで公的病院の平均出産費用を勘案して設定されていましたが、今回は私的病院等も含む全施設の平均出産費用を勘案して、四十二万円から五十万円に増額されます。

また、令和四年度の補正予算で先行実施した、妊娠時から出産、育児まで一貫して家庭に寄り添う伴走型相談支援と、妊娠届出時に五万円分、出産届出後に五万円分、計十万円分の経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援交付金を令和五年十月以降も継続して実施するための費用が計上されています。公明党は、制度の定着、恒久化に全力で取り組んでまいります。

さらに、保育所の空き定員等を活用して、専業主婦の御家庭を始め、保育園を利用しない未就園児を定期的に預かるモデル事業が計上されています。将来的には、このモデル事業の実施結果を踏まえ、全国展開を図るべきと考えます。また、新婚世帯の家賃、引っ越し費用等を補助する結婚新生活支援事業の拡充など、結婚から妊娠、出産、子育てに対する支援の充実が図られています。

そのほかにも、子供の健やかな成長を保障する観点から、教科担任制の推進等を図るとともに、外部人材の活用等により教員が授業等に注力できる環境や、いじめ、不登校など課題を抱える児童生徒への支援体制が整備されるなど、教育の充実も図られます。

第二に、物価高から国民生活を守り抜くとともに、本格的な経済再生に取り組む予算となっている点です。

直面する物価高やコロナ禍、ウクライナ情勢の変化による不測の事態に対応するため、一般予備費とは別に、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として四兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費として一兆円、計五兆円の予備費を確保し、国民生活に万全を期しております。

政府におきましては、物価高など国民生活への影響を注視し、必要な追加策をちゅうちょなく実行するようお願いいたします。

また、新しい資本主義における成長戦略の柱となるＧＸ、ＤＸに大胆に投資しています。

ＧＸについては、ＧＸ経済移行債の発行により、民間のＧＸ投資を支援する仕組みを創設し、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた革新的な技術開発やクリーンエネルギー自動車の導入などの支援を開始することとしています。令和四年度補正予算と合わせて一・六兆円規模の支援となります。さらに、地域の脱炭素化が重要なことから、地域の再エネ導入や脱炭素事業への投資、また、住宅の省エネ化等を推進することとしています。

ＤＸについては、デジタルの力で地域課題を解決し、住民の豊かな暮らしや地域の魅力向上につながるデジタル田園都市国家構想を推進するための交付金として一千億円が計上されています。

そして、所得の向上につながる、人への投資の抜本強化も進みます。

まず、物価高の中においても、大企業のみならず中小企業も賃上げに取り組めるよう、下請Ｇメンを三百名体制に増員し、適正な取引や価格転嫁対策を一層強力に推進することとしています。

また、ＤＸやＧＸを通じた中小企業の生産性向上や成長力強化を後押しするため、令和四年度の補正予算で措置した補助事業に加えて、中長期的な生産性向上に向けて中小企業が行う研究開発に

対する補助事業を計上するとともに、経営者に寄り添った相談支援を一層強化することとしています。

さらに、構造的な賃上げの実現に向けて、無料でキャリアコンサルティングを受けることができるキャリア形成・学び直し支援センターの設置など、リスキリングへの支援がきめ細かく計上されています。

第三に、厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境に対処する予算となっている点です。

昨年末に閣議決定した新たな国家安全保障戦略には、公明党の主張を受けて、国際社会の平和と安定、脅威の出現を未然に防ぐための外交力が第一に重要である旨の文章が明記されました。国際社会の平和と安定のためには、何よりも外交の役割が重要です。外務省予算も、対前年度比四百八十五億円増となっており、総理を先頭に、外交活動の抜本強化にも全力を挙げていただきたいと思います。

そして、必要な防衛力を整備するため、令和九年度までの五年間で約四十三兆円を積み上げることとしています。令和五年度においては、新たな国民負担は求めず、歳出改革や決算剰余金の活用、税外収入から捻出するとした点は評価しますが、引き続き、国民負担を最小限に抑える努力をすべきと考えます。

いわゆる反撃能力の保持については、一部に専守防衛を逸脱するのではないかとの指摘もありますが、公明党の主張もあり、平和国家として、憲法及び国際法の範囲内で専守防衛に徹すること、先制攻撃は許されないことが国家安全保障戦略に明記されたところです。

公明党としても、絶対に戦争を起こさせない覚悟を持って、今後も党外交に全力を挙げてまいります。

そのほか、激甚化、頻発化する災害から国民の生命財産を守るための流域治水の本格的な実施など、ハード、ソフト両面にわたる防災・減災対策のための予算や、食料安全保障や農林水産物、食品の輸出力の強化など、農林水産業の生産基盤の強化や成長を後押しする予算が数多く盛り込まれています。

以上、令和五年度予算案は、新しい資本主義を具現化し、我が国が持続可能な社会の構築に向かっていよいよ加速するための予算であります。

本予算案の速やかな成立と着実な執行を強く求め、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　斎藤アレックス君。

〔斎藤アレックス君登壇〕

○斎藤アレックス君　国民民主党の斎藤アレックスです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和五年度総予算三案に反対の立場から討論します。（拍手）

我が国は、長期にわたり停滞する経済、止まらない少子化傾向という深刻な問題に直面しています。これらを改善、解決し、日本に希望と未来を取り戻すためには、これまでの凋落の三十年間を招いた政策体系から大きく転換し、給料が上がる経済に資する予算、人づくりに資する子ども・子育て政策関連の予算を編成しなければなりません。

しかし、岸田政権が編成した令和五年度総予算にはそのような日本の根本的な問題への解決策が欠落しており、これまでと同様、問題解決を先送りし、そして、これまでと同様に更に問題を大きくする結果を招くことは火を見るよりも明らかです。

岸田総理がかねてから主張し、そして年頭会見で表明した異次元の少子化対策に必要不可欠な子育て関連予算の将来的な倍増については、増額の規模や時期など詳細は全く示されませんでした。

防衛力強化は一定の評価をするものの、過度な秘密主義で中身を確認できない予算、そして防衛増税は、これまでの政府からの不十分な説明では、とても国民の理解を得られるとは思えません。

賃上げに関連する政策も過去の延長線上のものにすぎず、より大胆な賃上げ税制が盛り込まれることはなく、最低賃金の大幅な引上げの意思も総理の予算委員会での答弁では感じられませんでした。

賃上げを妨げると同時に人手不足を招いている年収の壁問題を突破するための給付、そして根本的な社会保険制度の改革に関しても、検討するとの受け答えに終始し、働く人たちの声も経営者の声も全く聞いていないのではないかと疑わざるを得ません。

国民民主党は、対決よりも解決の理念の下、批判は常に対案を示しながら行っています。限られた時間ですが、以下、具体的な対案を申し述べることで反対討論に代えさせていただきます。

まず、賃上げ税制は、赤字企業、事業者が賃上げ原資を確保できるようにするため、法人税に加え、法人事業税や固定資産税もその対象に含む内容に修正するべきです。

次に、子育て予算に関しては、児童手当を始めとした子ども・子育て支援における公的給付の所得制限を撤廃するとともに、岸田総理も就任時に公言した子供予算倍増の内容に修正し、とりわけ障害児福祉に関する公的給付の所得制限は即刻撤廃すべきです。

そして、ガソリン減税と電気、ＬＰガス代値下げを実現するため、ガソリン、軽油のトリガー条項の凍結を解除するとともに、電気料金に上乗せされている再生可能エネルギー発電促進賦課金の徴収を停止すべきです。加えて、地方において重要なインフラとなっているＬＰガスについても、所要の対策を講じることが必要です。

また、我が国の構造的な問題を解決するために、次の五点の対策を講じることを求めます。

一点目は、労働力不足、女性の社会進出の障害となっている年収の壁問題について、抜本的な社会保険改革を早急に行うとの約束の下、当面の対策として、年収の壁を超えて労働する場合の収入減少分を穴埋めする、年収の壁突破給付を導入すること。

二点目に、金融所得の総合課税を含む所要の措置を講じ、一億円の壁に代表される税負担の公平性の問題を改善すること。

三点目は、教育国債発行による財源を確保し、教育など人づくりのための予算及びデジタル化、カーボンニュートラルを柱として科学技術関係予算を倍増し、日本の科学技術と産業の国際競争力を取り戻すこと。

四点目に、少なくとも持続的な賃上げが定着する経済社会状況が実現するまでの間、増税はしない方針を盛り込んだ内容に防衛予算を見直すこと。

五点目に、日銀保有国債の一部永久国債化、外為特会の一般会計への繰入れ等により財源を多様化するとともに、予備費縮減、決算剰余金の透明化などにより財政規律を強化すること。

国民民主党は、このほかにも、インフレ手当の支給、消費税減税とインボイス制度導入延期などを提案しています。残念ながら、これらを盛り込んだ予算組替え動議は予算委員会で否決されてしまいましたが、国民民主党は、一つずつでも国民生活を支える政策を実現できるよう、引き続き、真摯な議論を他党に働きかけてまいります。

戦後、目覚ましい発展を遂げた日本ですが、一九九〇年代以降の日本は経済の長期低迷が続き、国際競争力も科学技術力も凋落の一途をたどり、一人当たりＧＤＰは先進国で最低水準。全体のＧＤＰでも、人口が日本よりも大分と少ないドイツに間もなく抜かれて、かつて世界第二位の経済大国であったものが、四位にまで日本は順位を落とすことが見込まれています。少子化傾向は止まらず、今後三十年間で労働人口が三割も減ると推計されており、そもそも社会を維持することができるのかさえ危ぶまれる状態です。何よりも問題なのは、そのような環境下で、あらゆる年代の人たちが将来不安を膨らませ、若い人たちでさえも明日に希望を持てていないことです。

総理は、先日、第二次安倍政権以降の自公政権は前進の十年であったと胸を張っておられましたけれども、本気でそう思っているのでしょうか。問題から目をそらしたり、間違いを認めずに機能していない政策体系に固執したりして、問題解決ができるはずがありません。岸田政権には、改めて現実に目を向け、真摯に日本の課題に取り組むことを求めます。

国民民主党は、困難な問題から目をそらさず、対決よりも解決の理念で、日本を再生する仕事に全力で取り組むことをお約束して、会派を代表しての討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君　日本共産党を代表して、二〇二三年度予算案に反対の討論を行います。（拍手）

本予算案は、国民の暮らしをそっちのけにして、専守防衛を投げ捨て、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有、異次元の大軍拡を進める戦後最悪の予算です。断じて認められません。

政府は、これまで、敵基地攻撃について、ほかに全然手段がない場合、法理的に可能だが、国連の援助や日米安保条約がある下で、平生から他国を攻撃する、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持つことは憲法の趣旨ではないと答弁してきました。審議の中で、岸田総理は、これまでの答弁との整合性について全く説明できませんでした。

内閣法制局長官だった阪田雅裕氏は、反撃能力を持つことはまさに憲法九条が禁じた戦力を持つことです、国民を誤解させて国の形を変えようとする昨今の政治は法治国家の名を汚すものと厳しく批判しています。本予算案は、立憲主義をじゅうりんするものにほかなりません。

予算委員会公聴会で、公述人から、岸田政権は、バイデン政権に追従し、米国の戦争に巻き込まれるリスクを高めているとの指摘がありました。

バイデン政権の国家安全保障戦略は、中国を唯一の競争相手と位置づけ、同盟国との連携によって競争に打ちかつ方針です。アメリカは、攻撃と防御を一体に行う統合防空ミサイル防衛、ＩＡＭＤの体制を地球規模で同盟国と協力して築く方針です。日米共同声明では、日本の反撃能力の開発及び効果的な運用について協力を強化することが確認されました。

そして、岸田政権は、安保三文書に、敵基地攻撃能力について、日本への武力攻撃がなくとも集団的自衛権として行使し得ると明記し、本予算案では、トマホーク始め大量の長射程ミサイルを購入、開発しようとしています。これでは、自ら進んでアメリカの戦争に巻き込まれる道と言わなければなりません。地域の緊張を高め、際限のない軍拡競争になりかねません。

審議の中で、浜田防衛大臣は、日本が攻撃されていないのに集団的自衛権として敵基地攻撃能力を行使した場合、相手国からの反撃で我が国に被害を及ぼす場合もあり得る、大規模な被害が生じる可能性も完全に否定できないと答弁しました。

国民を惨禍に巻き込む、亡国の道ではありませんか。ミサイル部隊が配備される南西諸島の住民に、戦争を呼び込むものだと不安が広がっております。弾薬庫を全国で百三十も整備する計画にも不安が高まっています。敵基地攻撃能力保有は撤回すべきであります。

日本には、世界に誇る憲法九条があります。徹底した平和主義の国として、米中双方に緊張を高める行動をやめること、対立の緩和と軍縮を働きかけ、地域の安定した平和をつくることこそ、日本政府の果たすべき役割だと強く指摘したいと思います。

さらに、五年で四十三兆円もの大軍拡の財源確保のために、国民の暮らしを犠牲にすることは断じて許されません。復興特別税の軍拡財源への転用は、復興のために協力している国民を愚弄するものであります。国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立金は、法律で医療や年金の財源とされております。年金財源が足りないといって年金を目減りさせながら、年金財源を横取りして大軍拡に流用することは、国民の理解は到底得られません。

今、物価高で苦しみの中にいる国民、事業者の皆さんがたくさんいます。高い授業料で進学を断念する若者、奨学金の返済で苦しむ市民がいます。少ない年金のため、七十を過ぎても年末年始なく働く高齢者の方がいます。老老介護をしながら特養ホームの空きを待っている方がいます。大軍拡に充てる巨額の財源を国民の生活の支援に回せばどれだけの国民が助かるか、想像すべきであります。

岸田政権は子育て予算倍増を掲げましたが、審議では、何をベースに倍増というのか明らかにならず、子育て支援の具体的な提案にも、これから検討と言うばかり、何一つ中身は具体的に示されておりません。十年前の約束であった保育所の配置基準の改善、これは直ちにやるべきであります。国際公約である大学までの教育無償化も早急に進めなければなりません。障害児福祉を始め子育て施策は、所得制限を撤廃し、拡充こそ必要であります。

岸田政権の進める子育て支援には大きな問題があります。財源です。

新年度から実施される出産一時金の引上げ自体は当然の施策でありますが、その財源として、年収百五十三万円、月でいえば十二万七千五百円以上の七十五歳以上の医療保険料を引き上げようとしています。財源を求めるところが間違っている

んじゃありませんか。一億円の壁を始め、大企業優遇、富裕層優遇税制を正すべきです。何よりも、大軍拡をやめれば、教育無償化、子育て支援も大胆にできるではありませんか。

今、国民が求めているのは、電気、ガス、食品、飼料を始めとする物価高騰から暮らしとなりわいを守る支援の抜本的な強化です。中小企業や非正規労働者などへの賃上げへの支援です。介護、障害者福祉、子育て支援などを拡充して、誰もが安心して暮らせる社会です。気候危機を打開するために、再エネ、省エネを抜本的に推進することです。原発の運転期間延長、新増設など、福島の教訓を忘れた原発回帰は断じて許されません。消費税を五％に緊急減税し、インボイスの導入は中止すべきです。

以上、大軍拡予算は撤回し、国民の暮らし最優先の予算に組み替えるべきことを強く求め、討論を終わります。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に記名投票をもって採決いたしますので、しばらくお待ちください。

――――――――――

〔発言する者あり〕

○議長（細田博之君）　静粛に願います。

令和五年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

なお、今回の投票につきましては、順次間隔を空けて登壇していただくため、通常より時間をかけて氏名点呼を行わせます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（細田博之君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れはありませんか。――速やかに投票してください。――速やかに投票してください。――速やかに投票してください。

ただいまから一分以内に投票されるように望みます。その時間内に投票されない方は棄権とみなします。――速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長（細田博之君）　一分が経過いたしますと、投票されない方は棄権とみなします。――速やかに投票してください。

それでは、制限の時間が参りましたので、投票箱の閉鎖を命じます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（細田博之君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百五十五

可とする者（白票）　二百八十九

否とする者（青票）　百六十六

○議長（細田博之君）　右の結果、令和五年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

――――――――――

令和五年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　あべ　俊子君
逢沢　一郎君　青山　周平君
赤澤　亮正君　秋葉　賢也君
秋本　真利君　東　国幹君
畦元　将吾君　麻生　太郎君
甘利　明君　五十嵐　清君
井出　庸生君　井野　俊郎君
井上　信治君　井上　貴博君
井林　辰憲君　井原　巧君
伊東　良孝君　伊藤信太郎君
伊藤　忠彦君　伊藤　達也君
池田　佳隆君　石井　拓君
石川　昭政君　石田　真敏君
石破　茂君　石橋林太郎君
石原　宏高君　石原　正敬君
泉田　裕彦君　稲田　朋美君
今枝宗一郎君　今村　雅弘君
岩田　和親君　岩屋　毅君
上杉謙太郎君　上田　英俊君
上野賢一郎君　江崎　鐵磨君
江渡　聡徳君　江藤　拓君
衛藤征士郎君　遠藤　利明君
小倉　將信君　小里　泰弘君
小田原　潔君　小野寺五典君
小渕　優子君　尾崎　正直君
尾身　朝子君　越智　隆雄君
大岡　敏孝君　大串　正樹君
大塚　拓君　大西　英男君
大野敬太郎君　奥野　信亮君
鬼木　誠君　加藤　勝信君
加藤　竜祥君　柿沢　未途君
梶山　弘志君　勝俣　孝明君
勝目　康君　門山　宏哲君
金子　俊平君　金子　恭之君
金田　勝年君　上川　陽子君
亀岡　偉民君　川崎ひでと君
神田　憲次君　神田　潤一君
菅家　一郎君　木原　稔君
木原　誠二君　木村　次郎君
城内　実君　岸田　文雄君
工藤　彰三君　国定　勇人君
熊田　裕通君　国光あやの君
小泉進次郎君　小泉　龍司君
小寺　裕雄君　小林　茂樹君
小林　鷹之君　小林　史明君
小森　卓郎君　古賀　篤君
後藤　茂之君　河野　太郎君
高村　正大君　國場幸之助君
佐々木　紀君　佐藤　勉君
齋藤　健君　斎藤　洋明君
坂井　学君　坂本　哲志君
櫻田　義孝君　笹川　博義君
塩崎　彰久君　塩谷　立君
柴山　昌彦君　島尻安伊子君
下村　博文君　新谷　正義君
新藤　義孝君　菅　義偉君
杉田　水脈君　鈴木　英敬君
鈴木　馨祐君　鈴木　俊一君
鈴木　淳司君　鈴木　貴子君
鈴木　憲和君　鈴木　隼人君
瀬戸　隆一君　関　芳弘君

田所　嘉徳君　田中　和徳君　林　幹雄君　林　芳正君　若宮　健嗣君　鷲尾英一郎君　岡本あき子君　奥野総一郎君
田中　英之君　田中　良生君　平井　卓也君　平口　洋君　渡辺　孝一君　渡辺　博道君　落合　貴之君　金子　恵美君
田野瀬太道君　田畑　裕明君　平沼正二郎君　深澤　陽一君　赤羽　一嘉君　伊佐　進一君　鎌田さゆり君　神谷　裕君
田村　憲久君　平　将明君　福田　達夫君　藤井比早之君　伊藤　渉君　石井　啓一君　菅　直人君　城井　崇君
高市　早苗君　髙階恵美子君　藤丸　敏君　藤原　崇君　稲津　久君　浮島　智子君　菊田真紀子君　玄葉光一郎君
髙木　啓君　髙木　毅君　船田　元君　古川　直季君　岡本　三成君　大口　善徳君　源馬謙太郎君　小宮山泰子君
高木　宏壽君　髙鳥　修一君　古川　康君　古川　禎久君　北側　一雄君　河西　宏一君　小山　展弘君　後藤　祐一君
高見　康裕君　武井　俊輔君　古屋　圭司君　穂坂　泰君　金城　泰邦君　日下　正喜君　神津たけし君　近藤　和也君
武田　良太君　武部　新君　星野　剛士君　細田　健一君　國重　徹君　輿水　恵一君　近藤　昭一君　佐藤　公治君
武村　展英君　橘　慶一郎君　細野　豪志君　堀井　学君　佐藤　茂樹君　佐藤　英道君　坂本祐之輔君　櫻井　周君
棚橋　泰文君　谷　公一君　堀内　詔子君　本田　太郎君　斉藤　鉄夫君　庄子　賢一君　重徳　和彦君　階　猛君
谷川　とむ君　谷川　弥一君　牧島かれん君　牧原　秀樹君　高木　陽介君　竹内　譲君　篠原　豪君　篠原　孝君
津島　淳君　塚田　一郎君　松島みどり君　松野　博一君　角田　秀穂君　中川　宏昌君　下条　みつ君　白石　洋一君
辻　清人君　土田　慎君　松本　剛明君　松本　尚君　中川　康洋君　中野　洋昌君　末次　精一君　末松　義規君
土屋　品子君　寺田　稔君　松本　洋平君　三反園　訓君　濵地　雅一君　平林　晃君　鈴木　庸介君　田嶋　要君
冨樫　博之君　渡海紀三朗君　三谷　英弘君　三ツ林裕巳君　福重　隆浩君　古屋　範子君　堤　かなめ君　手塚　仁雄君
土井　亨君　中川　貴元君　御法川信英君　宮内　秀樹君　山崎　正恭君　吉田久美子君　寺田　学君　徳永　久志君
中川　郁子君　中曽根康隆君　宮崎　政久君　宮澤　博行君　吉田　宣弘君　鰐淵　洋子君　中川　正春君　中島　克仁君
中谷　元君　中谷　真一君　宮路　拓馬君　宮下　一郎君　吉川　赳君　中谷　一馬君　松原　仁君　道下　大樹君
中西　健治君　中根　一幸君　武藤　容治君　務台　俊介君　長妻　昭君　西村智奈美君　緑川　貴士君　森田　俊和君
中野　英幸君　中村　裕之君　宗清　皇一君　村井　英樹君　**否とする議員の氏名**　牧　義夫君　中島　克仁君　谷田川　元君
中山　展宏君　永岡　桂子君　村上誠一郎君　茂木　敏充君　安住　淳君　阿部　知子君　野間　健君　山岸　一生君
長坂　康正君　長島　昭久君　盛山　正仁君　森　英介君　青柳陽一郎君　青山　大人君　馬場　雄基君　山田　勝彦君
二階　俊博君　丹羽　秀樹君　森山　裕君　八木　哲也君　荒井　優君　新垣　邦男君　伴野　豊君　原口　一博君
西田　昭二君　西野　太亮君　保岡　宏武君　簗　和生君　井坂　信彦君　伊藤　俊輔君　藤岡　隆雄君　福田　昭夫君
西村　明宏君　西村　康稔君　柳本　顕君　山際大志郎君　石川　香織君　泉　健太君　本庄　知史君　太　栄志君
西銘恒三郎君　額賀福志郎君　山口　俊一君　山口　晋君　稲富　修二君　梅谷　守君　馬淵　澄夫君　柚木　道義君
根本　匠君　根本　幸典君　山口　壯君　山下　貴司君　江田　憲司君　枝野　幸男君　牧　義夫君　松木けんこう君
野田　聖子君　野中　厚君　山田　賢司君　山田　美樹君　おおつき紅葉君　小川　淳也君　小沢　一郎君　森山　浩行君
葉梨　康弘君　萩生田光一君　山本　左近君　山本ともひろ君　小熊　慎司君　小沢　一郎君　大串　博志君　山岸　一生君
橋本　岳君　長谷川淳二君　山本　有二君　吉野　正芳君　大島　敦君　大西　健介君　大串　博志君　山田　勝彦君
鳩山　二郎君　浜田　靖一君　和田　義明君　若林　健太君　逢坂　誠二君　岡田　克也君　大河原まさこ君　山崎　誠君

湯原　俊二君　吉川　元君
吉田　統彦君　吉田はるみ君
米山　隆一君　笠　浩史君
早稲田ゆき君　渡辺　周君
渡辺　創君　足立　康史君
阿部　司君　阿部　弘樹君
青柳　仁士君　赤木　正幸君
浅川　義治君　井上　英孝君
伊東　信久君　池下　卓君
池畑浩太朗君　一谷勇一郎君
市村浩一郎君　岩谷　良平君
浦野　靖人君　漆間　譲司君
遠藤　敬君　遠藤　良太君
小野　泰輔君　奥下　剛光君
金村　龍那君　沢田　良君
杉本　和巳君　住吉　寛紀君
空本　誠喜君　髙橋　英明君
中司　宏君　馬場　伸幸君
早坂　敦君　藤田　文武君
藤巻　健太君　堀場　幸子君
掘井　健智君　前川　清成君
三木　圭恵君　美延　映夫君
岬　麻紀君　守島　正君
山本　剛正君　吉田とも代君
和田有一朗君　浅野　哲君
斎藤アレックス君　鈴木　敦君
鈴木　義弘君　田中　健君
玉木雄一郎君　長友　慎治君
西岡　秀子君　古川　元久君
前原　誠司君　赤嶺　政賢君
笠井　亮君　穀田　恵二君
志位　和夫君　塩川　鉄也君
田村　貴昭君　高橋千鶴子君
宮本　岳志君　宮本　徹君
本村　伸子君　緒方林太郎君
吉良　州司君　北神　圭朗君
仁木　博文君　福島　伸享君
櫛渕　万里君　たがや　亮君
海江田万里君　吉田　豊史君

○佐々木紀君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（細田博之君）　佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長浮島智子君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔浮島智子君登壇〕

○浮島智子君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和五年末まで据え置くこととした一方、今後三年間の措置として、税率区分を段階的に引き上げる措置を講ずるとともに、固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化を行うほか、航空機燃料譲与税について、譲与割合の特例措置の見直し等を行おうとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地域デジタル社会推進費の期間の延長、地方交付税の単位費用等の改正、震災復興特別交付税の確保等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日両案について松本総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十六日及び二十一日に質疑を行いました。本日、質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○**佐々木紀君**　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○**議長（細田博之君）**　佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（細田博之君）**　御異議なしと認めます。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○**議長（細田博之君）**　所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長塚田一郎君。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔塚田一郎君登壇〕

○**塚田一郎君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充及び恒久化や、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設とともに、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置やグローバルミニマム課税の導入及び相続時精算課税制度等の見直しなどを行うものであります。

本案は、去る二月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、当委員会に付託され、翌十日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、十七日から質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（細田博之君）**　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（細田博之君）**　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○**議長（細田博之君）**　本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田　文雄君	
総務大臣	松本　剛明君	
法務大臣	齋藤　健君	
外務大臣	林　芳正君	
財務大臣	鈴木　俊一君	
文部科学大臣	永岡　桂子君	
厚生労働大臣	加藤　勝信君	
農林水産大臣	野村　哲郎君	
経済産業大臣	西村　康稔君	
国土交通大臣	斉藤　鉄夫君	
環境大臣	西村　明宏君	
防衛大臣	浜田　靖一君	
国務大臣	小倉　將信君	
国務大臣	岡田　直樹君	
国務大臣	後藤　茂之君	
国務大臣	河野　太郎君	
国務大臣	高市　早苗君	
国務大臣	谷　公一君	
国務大臣	松野　博一君	
国務大臣	渡辺　博道君	

○**議長の報告**

（報告書受領）

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条の規定に基づく令和四年における通信傍受等に関する報告

（議席変更）

一、去る十六日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

二一〇	小寺　裕雄君	
二一四	大西　英男君	
二一五	谷川　とむ君	
二一六	山下　貴司君	
二一七	宮澤　博行君	
二一八	堀内　詔子君	
二一九	田中　英之君	
二三〇	穂坂　泰君	
二八三	杉田　水脈君	
三六七	三反園　訓君	
三六八	松本　尚君	
三六九	上田　英俊君	
三七四	斎藤　洋明君	
三七九	津島　淳君	
四三八	吉川　赳君	
四三九	石井　拓君	
四四〇	東　国幹君	
四四一	古川　直季君	
四四二	五十嵐　清君	
四四四	宗清　皇一君	
四四五	加藤　鮎子君	
四四六	宮路　拓馬君	

（理事補欠選任）

一、去る十四日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　守島　正君（理事市村浩一郎君去る十四日理事辞任につきその補欠）

一、去る十五日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　逢坂　誠二君（理事大西健介君去る十五日理事辞任につきその補欠）

一、去る二十二日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事　中司　宏君（理事遠藤敬君去る二十二日理事辞任につきその補欠）

理事　遠藤　敬君（理事中司宏君去る二十二日理事辞任につきその補欠）

一、去る二十四日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事　中司　宏君（理事遠藤敬君去る二十四日理事辞任につきその補欠）

理事　遠藤　敬君（理事中司宏君去る二十四日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
佐々木　紀君	東　国幹君
中司　宏君	阿部　司君
東　国幹君	佐々木　紀君
阿部　司君	中司　宏君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
中山　展宏君	瀬戸　隆一君
松本　尚君	塩崎　彰久君
塩崎　彰久君	松本　尚君
瀬戸　隆一君	中山　展宏君

予算委員

辞任	補欠
岩屋　毅君	瀬戸　隆一君
大岡　敏孝君	杉田　水脈君
亀岡　偉民君	菅家　一郎君
熊田　裕通君	工藤　彰三君
鈴木　隼人君	松島みどり君
平沢　勝栄君	秋葉　賢也君
三谷　英弘君	上野賢一郎君
源馬謙太郎君	荒井　優君
本庄　知史君	枝野　幸男君
森山　浩行君	野間　健君
渡辺　創君	馬場　雄基君
阿部　司君	沢田　良君
池畑浩太朗君	杉本　和巳君
掘井　健智君	藤巻　健太君
斎藤アレックス君	前原　誠司君
宮本　徹君	笠井　亮君
櫛渕　万里君	たがや　亮君
秋葉　賢也君	鳩山　二郎君
工藤　彰三君	池田　佳隆君
荒井　優君	守島　正君
藤巻　健太君	早坂　敦君
米山　隆一君	梅谷　守君
早坂　敦君	池下　卓君
守島　正君	奥下　剛光君
梅谷　守君	山岸　一生君
池田　佳隆君	熊田　裕通君
上野賢一郎君	三谷　英弘君
菅家　一郎君	亀岡　偉民君
杉田　水脈君	大岡　敏孝君
瀬戸　隆一君	岩屋　毅君
鳩山　二郎君	平沢　勝栄君
松島みどり君	鈴木　隼人君
枝野　幸男君	本庄　知史君
野間　健君	森山　浩行君
馬場　雄基君	渡辺　創君
奥下　剛光君	源馬謙太郎君
山岸　一生君	池下　卓君
池下　卓君	掘井　健智君
奥野　信亮君	斎藤アレックス君
斎藤アレックス君	宮本　徹君
宮本　徹君	櫛渕　万里君
櫛渕　万里君	奥野　信亮君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
川崎ひでと君	石原　正敬君
小森　卓郎君	石井　拓君
佐々木　紀君	青山　周平君
坂井　学君	山本ともひろ君
西野　太亮君	東　国幹君
石井　拓君	松本　尚君
青山　周平君	池田　佳隆君
山本ともひろ君	坂井　学君
東　国幹君	西野　太亮君
松本　尚君	川崎ひでと君
池田　佳隆君	小森　卓郎君
松本　尚君	石原　正敬君

予算委員

辞任	補欠
鈴木　隼人君	武部　新君
牧島かれん君	工藤　彰三君
森山　浩行君	野間　健君
中野　洋昌君	河西　宏一君
斎藤アレックス君	鈴木　敦君
宮本　徹君	田村　貴昭君
緒方林太郎君	仁木　博文君
櫛渕　万里君	大石あきこ君
工藤　彰三君	牧島かれん君
武部　新君	鈴木　隼人君
野間　健君	森山　浩行君
河西　宏一君	中野　洋昌君
鈴木　敦君	斎藤アレックス君
田村　貴昭君	宮本　徹君
仁木　博文君	緒方林太郎君
大石あきこ君	櫛渕　万里君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任	補欠
大野敬太郎君	武部　新君
高村　正大君	穂坂　泰君
塩崎　彰久君	土田　慎君
武部　新君	大野敬太郎君
土田　慎君	塩崎　彰久君
穂坂　泰君	高村　正大君

予算委員

辞任	補欠
大岡　敏孝君	中村　裕之君
下村　博文君	池田　佳隆君
藤岡　隆雄君	柚木　道義君
本庄　知史君	梅谷　守君
吉田はるみ君	馬場　雄基君
渡辺　創君	住吉　寛紀君
阿部　司君	沢田　良君
池畑浩太朗君	古川　元久君
斎藤アレックス君	吉田とも代君
宮本　徹君	塩川　鉄也君
池田　佳隆君	佐々木　紀君
中村　裕之君	藤原　崇君
馬場　雄基君	米山　隆一君
住吉　寛紀君	沢田　良君
米山　隆一君	山岸　一生君
佐々木　紀君	下村　博文君
藤原　崇君	大岡　敏孝君
梅谷　守君	本庄　知史君
神津たけし君	渡辺　創君
山岸　一生君	吉田はるみ君

柚木　道義君　　藤岡　隆雄君
沢田　良君　　阿部　司君
吉田とも代君　　池畑浩太朗君
古川　元久君　　斎藤アレックス君
塩川　鉄也君　　宮本　徹君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　　補欠

今村　雅弘君　　平沼正二郎君
奥野　信亮君　　川崎ひでと君
下村　博文君　　神田　潤一君
土屋　品子君　　務台　俊介君
平沢　勝栄君　　藤井比早之君
古屋　圭司君　　土田　慎君
中野　洋昌君　　平林　晃君
石破　茂君　　小森　卓郎君
衛藤征士郎君　　斎藤　洋明君
田中　和徳君　　石原　正敬君
山本　有二君　　高村　正大君
本庄　知史君　　野間　健君
渡辺　創君　　阿部　知子君
鰐淵　洋子君　　福重　隆浩君
斎藤アレックス君　　鈴木　敦君
岩屋　毅君　　上田　英俊君
神田　潤一君　　石井　拓君
藤井比早之君　　塩崎　彰久君
大西　健介君　　谷田川　元君
西村智奈美君　　山田　勝彦君
森山　浩行君　　井坂　信彦君
高村　正大君　　中曽根康隆君
斎藤　洋明君　　石橋林太郎君

藤岡　隆雄君　　堤　かなめ君
鈴木　敦君　　田中　健君
上田　英俊君　　山下　貴司君
川崎ひでと君　　加藤　鮎子君
塩崎　彰久君　　穂坂　泰君
中曽根康隆君　　佐々木　紀君
野間　健君　　近藤　和也君
福重　隆浩君　　日下　正喜君
石橋林太郎君　　保岡　宏武君
加藤　鮎子君　　今枝宗一郎君
源馬謙太郎君　　佐藤　公治君
山田　勝彦君　　山井　和則君
平林　晃君　　吉田　宣弘君
宮本　徹君　　田村　貴昭君
緒方林太郎君　　北神　圭朗君
佐々木　紀君　　加藤　竜祥君
佐藤　公治君　　湯原　俊二君
日下　正喜君　　鰐淵　洋子君
庄子　賢一君　　中川　宏昌君
金城　泰邦君　　吉田　宣弘君
土田　慎君　　山口　晋君
阿部　知子君　　おおつき紅葉君
堤　かなめ君　　野田　佳彦君
山井　和則君　　青山　大人君
吉田はるみ君　　城井　崇君
金城　泰邦君　　平林　晃君
鰐淵　洋子君　　吉田久美子君
加藤　竜祥君　　東　国幹君
穂坂　泰君　　鈴木　貴子君
谷田川　元君　　小熊　慎司君
平林　晃君　　金城　泰邦君
吉田久美子君　　河西　宏一君

田中　健君　　鈴木　義弘君
北神　圭朗君　　福島　伸享君
山下　貴司君　　五十嵐　清君
井坂　信彦君　　馬場　雄基君
城井　崇君　　米山　隆一君
近藤　和也君　　山岡　達丸君
野田　佳彦君　　中川　正春君
中川　宏昌君　　山崎　正恭君
青山　大人君　　小宮山泰子君
小熊　慎司君　　福田　昭夫君
池畑浩太朗君　　赤木　正幸君
河西　宏一君　　日下　正喜君
金城　泰邦君　　中野　洋昌君
田村　貴昭君　　赤嶺　政賢君
福島　伸享君　　吉良　州司君
石井　拓君　　小田原　潔君
石原　正敬君　　瀬戸　隆一君
山岡　達丸君　　山岸　一生君
阿部　司君　　堀場　幸子君
赤木　正幸君　　岬　麻紀君
掘井　健智君　　藤巻　健太君
鈴木　義弘君　　西岡　秀子君
五十嵐　清君　　古川　直季君
米山　隆一君　　末次　精一君
藤巻　健太君　　沢田　良君
堀場　幸子君　　池下　卓君
岬　麻紀君　　浅川　義治君
日下　正喜君　　佐藤　英道君
馬場　雄基君　　吉川　元君
湯原　俊二君　　伊藤　俊輔君
浅川　義治君　　奥下　剛光君
池下　卓君　　一谷勇一郎君

沢田　良君　　遠藤　良太君
山崎　正恭君　　國重　徹君
吉良　州司君　　仁木　博文君
務台　俊介君　　泉田　裕彦君
おおつき紅葉君　　奥野総一郎君
小宮山泰子君　　道下　大樹君
末次　精一君　　篠原　孝君
福田　昭夫君　　中島　克仁君
山岸　一生君　　菊田真紀子君
斎藤アレックス君　　金村　龍那君
若林　健太君　　本庄　知史君
東　国幹君　　藤岡　隆雄君
小田原　潔君　　吉田はるみ君
勝目　康君
本田　太郎君
古川　直季君
瀬戸　隆一君
西野　太亮君
古屋　圭司君
平沼正二郎君
今村　雅弘君
岩屋　毅君
本田　太郎君
保岡　宏武君
衛藤征士郎君
若林　健太君
山本　有二君
奥野総一郎君
渡辺　創君
菊田真紀子君
本庄　知史君
階　猛君
藤岡　隆雄君
篠原　孝君
吉田はるみ君

末松　義規君　　源馬謙太郎君
中島　克仁君　　大西　健介君
道下　大樹君　　西村智奈美君
吉川　元君　　森山　浩行君
一谷勇一郎君　　阿部　司君
奥下　剛光君　　池畑浩太朗君
金村　龍那君　　掘井　健智君
國重　徹君　　庄子　賢一君
佐藤　英道君　　鰐淵　洋子君
赤嶺　政賢君　　宮本　徹君
仁木　博文君　　緒方林太郎君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠
保岡　宏武君　　勝目　康君
勝目　康君　　保岡　宏武君

財務金融委員

辞任　　補欠
青山　周平君　　加藤　竜祥君
大野敬太郎君　　瀬戸　隆一君
神田　潤一君　　小森　卓郎君
塩崎　彰久君　　中曽根康隆君
津島　淳君　　上田　英俊君
中山　展宏君　　深澤　陽一君
米山　隆一君　　梅谷　守君
中曽根康隆君　　上杉謙太郎君
上杉謙太郎君　　本田　太郎君
上田　英俊君　　津島　淳君
加藤　竜祥君　　青山　周平君
小森　卓郎君　　神田　潤一君
瀬戸　隆一君　　大野敬太郎君

深澤　陽一君　　中山　展宏君
本田　太郎君　　塩崎　彰久君
梅谷　守君　　米山　隆一君

予算委員

辞任　　補欠
奥野　信亮君　　瀬戸　隆一君
土屋　品子君　　深澤　陽一君
古屋　圭司君　　石川　昭政君
本庄　知史君　　早稲田ゆき君
渡辺　創君　　山崎　誠君
掘井　健智君　　美延　映夫君
庄子　賢一君　　濵地　雅一君
斎藤アレックス君　　浅野　哲君
石破　茂君　　田所　嘉徳君
西村智奈美君　　吉田　統彦君
藤岡　隆雄君　　小山　展弘君
吉田はるみ君　　金子　恵美君
阿部　司君　　漆間　譲司君
浅野　哲君　　長友　慎治君
宮本　徹君　　笠井　亮君
衛藤征士郎君　　國場幸之助君
下村　博文君　　石橋林太郎君
源馬謙太郎君　　緑川　貴士君
山崎　誠君　　鎌田さゆり君
早稲田ゆき君　　柚木　道義君
池畑浩太朗君　　山本　剛正君
美延　映夫君　　早坂　敦君
長友　慎治君　　田中　健君
今村　雅弘君　　渡辺　孝一君
岩屋　毅君　　宮路　拓馬君
田中　和徳君　　上杉謙太郎君
大西　健介君　　寺田　学君

漆間　譲司君　　足立　康史君
山本　剛正君　　高橋　英明君
中野　洋昌君　　輿水　恵一君
笠井　亮君　　高橋千鶴子君
石橋林太郎君　　塩崎　彰久君
深澤　陽一君　　勝目　康君
金子　恵美君　　梅谷　守君
鎌田さゆり君　　田嶋　要君
小山　展弘君　　石川　香織君
早坂　敦君　　吉田とも代君
濵地　雅一君　　稲津　久君
緒方林太郎君　　北神　圭朗君
瀬戸　隆一君　　三反園　訓君
寺田　学君　　大西　健介君
緑川　貴士君　　岡本あき子君
柚木　道義君　　長妻　昭君
足立　康史君　　和田有一朗君
高橋　英明君　　阿部　弘樹君
吉田とも代君　　掘井　健智君
高橋千鶴子君　　穀田　恵二君
三反園　訓君　　田畑　裕明君
田嶋　要君　　大島　敦君
吉田　統彦君　　篠原　豪君
鰐淵　洋子君　　河西　宏一君
穀田　恵二君　　宮本　岳志君
北神　圭朗君　　緒方林太郎君
石川　昭政君　　杉田　水脈君
上杉謙太郎君　　東　国幹君
勝目　康君　　松本　尚君
山本　有二君　　小寺　裕雄君
森山　浩行君　　櫻井　周君
宮本　岳志君　　本村　伸子君

長妻　昭君　　馬淵　澄夫君
東　国幹君　　田中　和徳君
小寺　裕雄君　　山本　有二君
國場幸之助君　　衛藤征士郎君
塩崎　彰久君　　下村　博文君
杉田　水脈君　　古屋　圭司君
田所　嘉徳君　　石破　茂君
田畑　裕明君　　奥野　信亮君
松本　尚君　　土屋　品子君
宮路　拓馬君　　岩屋　毅君
渡辺　孝一君　　今村　雅弘君
石川　香織君　　藤岡　隆雄君
梅谷　守君　　吉田はるみ君
大島　敦君　　渡辺　創君
岡本あき子君　　源馬謙太郎君
櫻井　周君　　森山　浩行君
篠原　豪君　　西村智奈美君
馬淵　澄夫君　　本庄　知史君
阿部　弘樹君　　池畑浩太朗君
和田有一朗君　　阿部　司君
稲津　久君　　庄子　賢一君
河西　宏一君　　鰐淵　洋子君
輿水　恵一君　　中野　洋昌君
田中　健君　　斎藤アレックス君
本村　伸子君　　宮本　徹君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　　補欠
今村　雅弘君　　岩田　和親君
衛藤征士郎君　　若林　健太君
奥野　信亮君　　細田　健一君

亀岡　偉民君　谷川　とむ君　松島みどり君　土屋　品子君　櫻井　周君　梅谷　守君　瀬戸　隆一君　大岡　敏孝君
下村　博文君　青山　周平君　山下　貴司君　山本　有二君　金村　龍那君　遠藤　敬君　津島　淳君　伊藤　達也君
鈴木　隼人君　中村　裕之君　若林　健太君　衛藤征士郎君　前原　誠司君　浅野　哲君　山口　晋君　三谷　英弘君
辻　清人君　高木　宏壽君　泉　健太君　渡辺　創君　田村　貴昭君　塩川　鉄也君　梅谷　守君　藤岡　隆雄君
土屋　品子君　堀内　詔子君　堤　かなめ君　藤岡　隆雄君　一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。　長妻　昭君　渡辺　創君
平沢　勝栄君　盛山　正仁君　野間　健君　大西　健介君　予算委員　山岸　一生君　吉田はるみ君
宮下　一郎君　務台　俊介君　漆間　譲司君　掘井　健智君　辞任　補欠　早坂　敦君　掘井　健智君
山本　有二君　山下　貴司君　遠藤　敬君　阿部　司君　伊藤　達也君　津島　淳君　堀場　幸子君　阿部　司君
大西　健介君　野間　健君　小野　泰輔君　池畑浩太朗君　大岡　敏孝君　杉田　水脈君　伊藤　渉君　中野　洋昌君
藤岡　隆雄君　荒井　優君　玉木雄一郎君　斎藤アレックス君　鈴木　隼人君　小渕　優子君　長友　慎治君　斎藤アレックス君
渡辺　創君　泉　健太君　福島　伸享君　緒方林太郎君　平沢　勝栄君　松島みどり君　仁木　博文君　緒方林太郎君
阿部　司君　遠藤　敬君　大石あきこ君　櫛渕　万里君　古屋　圭司君　石川　昭政君　たがや　亮君　櫛渕　万里君
小野　泰輔君　池畑浩太朗君　三谷　英弘君　山口　晋君　議院運営委員　瀬戸　隆一君
漆間　譲司君　掘井　健智君　荒井　優君　藤岡　隆雄君　辞任　補欠　津島　淳君　伊藤　達也君
斎藤アレックス君　緒方林太郎君　吉田はるみ君　長妻　昭君　浅野　哲君　鈴木　敦君　山岸　一生君　吉田はるみ君
緒方林太郎君　櫛渕　万里君　杉田　水脈君　松島みどり君　（特別委員辞任及び補欠選任）　堀場　幸子君　阿部　司君
櫛渕　万里君　斎藤アレックス君　仁木　博文君　一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。　伊藤　渉君　中野　洋昌君
玉木雄一郎君　池畑浩太朗君　たがや　亮君　地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員　長友　慎治君　斎藤アレックス君
福島　伸享君　小野　泰輔君　櫛渕　万里君　辞任　補欠　仁木　博文君　緒方林太郎君
大石あきこ君　遠藤　敬君　議院運営委員　斎藤　洋明君　牧島かれん君　たがや　亮君　櫛渕　万里君
池畑浩太朗君　漆間　譲司君　辞任　補欠　（議案提出）　瀬戸　隆一君
掘井　健智君　堤　かなめ君　伊藤　俊輔君　道下　大樹君　一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。　津島　淳君　伊藤　達也君
斎藤アレックス君　緒方林太郎君　遠藤　敬君　赤木　正幸君　私立学校法の一部を改正する法律案　山口　晋君　三谷　英弘君
緒方林太郎君　福島　伸享君　道下　大樹君　伊藤　俊輔君　一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。　児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外十名提出）　藤岡　隆雄君
櫛渕　万里君　若林　健太君　赤木　正幸君　遠藤　敬君　議院運営委員　渡辺　創君
大石あきこ君　衛藤征士郎君　議院運営委員　辞任　補欠　堀場　幸子君
遠藤　敬君　山本　有二君　辞任　伊藤　俊輔君　本田　太郎君　塩崎　彰久君　阿部　司君
若林　健太君　山下　貴司君　本田　太郎君　塩崎　彰久君　藤巻　健太君　金村　龍那君　伊藤　渉君
山下　貴司君　青山　周平君　藤巻　健太君　金村　龍那君　末松　義規君　田村　貴昭君　中野　洋昌君
青山　周平君　下村　博文君　末松　義規君　田村　貴昭君　階　猛君　末松　義規君　伊藤　渉君
下村　博文君　鈴木　隼人君　階　猛君　末松　義規君　住吉　寛紀君　階　猛君　櫻井　周君
鈴木　隼人君　辻　清人君　住吉　寛紀君　階　猛君　浅野　哲君　住吉　寛紀君　古屋　圭司君
辻　清人君　高木　宏壽君　浅野　哲君　住吉　寛紀君　遠藤　敬君　浅野　哲君　小泉　龍司君
高木　宏壽君　宮下　一郎君　遠藤　敬君　浅野　哲君　本田　太郎君　遠藤　敬君　池下　卓君
宮下　一郎君　辻　清人君　本田　太郎君　遠藤　敬君　塩崎　彰久君　本田　太郎君　伊東　良孝君
辻　清人君　亀岡　偉民君　塩崎　彰久君　本田　太郎君　櫻井　周君　塩崎　彰久君　神津たけし君
亀岡　偉民君　武部　新君　櫻井　周君　塩崎　彰久君　金村　龍那君　櫻井　周君　平沢　勝栄君
武部　新君　中村　裕之君　金村　龍那君　櫻井　周君　藤巻　健太君　金村　龍那君　古屋　圭司君
中村　裕之君　細田　健一君　藤巻　健太君　金村　龍那君　末松　義規君　藤巻　健太君　石川　昭政君
細田　健一君　奥野　信亮君　末松　義規君　藤巻　健太君　住吉　寛紀君　末松　義規君　小渕　優子君
奥野　信亮君　谷川　とむ君　住吉　寛紀君　末松　義規君　櫻井　周君　住吉　寛紀君　鈴木　隼人君
谷川　とむ君　松島みどり君　櫻井　周君　住吉　寛紀君　土屋　品子君　櫻井　周君
松島みどり君　土屋　品子君　土屋　品子君　櫻井　周君　梅谷　守君
土屋　品子君　櫻井　周君　梅谷　守君
櫻井　周君　梅谷　守君

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案
一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案
（議案受領）
一、去る二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
総合的経済安全保障施策推進法案
財政法の一部を改正する法律案
一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案
（議案付託）
一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）
以上二件　総務委員会　付託
（議案送付）
一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外十名提出）
（質問書提出）
一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用に関する質問主意書（米山隆一君提出）
一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ウイグル人強制労働についての政府の認識に関する質問主意書（松原仁君提出）
（答弁書受領）
一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員緒方林太郎君提出ＷＴＯ農業協定等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出出生前検査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出日本企業による強制労働の利用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出安保理における金正恩委員長の人道犯罪責任追及に関する質問に対する答弁書

令和五年二月七日提出
質　問　第　二　号

ＷＴＯ農業協定等に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

ＷＴＯ農業協定等に関する質問主意書

一　ＷＴＯ農業協定第四条における市場アクセスに関し

1　同条に基づく輸入機会の提供とは、具体的にどのようなものか。

2　令和五年二月三日衆議院予算委員会で、野村農林水産大臣は次のように答弁している。

「（略）一回の入札で不落になったこともあって、この不落については、輸入機会の提供義務を果たしたと解釈することは困難で、関心国にとっては、これはなかなか受け入れてもらえないというふうに思っております。したがって、これからも予定されております数量についての入札は、やはり行っていかざるを得ない。これはＷＴＯでのもう決まり事でありますから、幾ら残ったにしても、不落だったから、もう、じゃ、やめたよという話にはなりません。」

ア　ＷＴＯ農業協定において、一回の入札で輸入機会の提供義務を果たしたと解釈することは困難なのか。政府調達における入札の解釈とも照らし合わせた上で答弁ありたい。

イ　輸入機会の提供義務を果たしたか否かを判断するに際して、関心国の意向を考慮することは必要なのか。同様に、政府調達における入札の解釈とも照らし合わせた上で答弁ありたい。

ウ　ＷＴＯ農業協定のどこに、野村農林水産大臣答弁のような解釈が書いてあるのか。

二　国家貿易に関し

1　平成二十八年十月四日の衆議院予算委員会において、山本有二農林水産大臣（当時）が次のように答弁している。

「米につきましては、我が国と海外との内外価格差は依然として大きなものがございまして、ミニマムアクセス米の輸入につきましては、国産米の需給に極力悪影響を与えないように、まさに国家貿易により輸入し、価格等の面で国産米では十分に対応しがたい加工用、飼料用等の非主食用に販売しているところでございます。」

また、令和五年二月二日衆議院予算委員会で、野村農林水産大臣が次のように答弁している。

「内外格差があるから、国家貿易として国が一元的に輸入をする、こういうことでございます。」

ア　一般論として、国家貿易で全量輸入している農産品について、そのような取扱いをしている理由として、当該農産品の内外価格差があるとの理解で差し支えないか。

イ　内外価格差が解消される農産品は、もはや国家貿易で全量輸入する必然性はないという理解で差し支えないか。

2　令和五年二月二日衆議院予算委員会で、野村農林水産大臣が次のように答弁している。

「乳製品のカレントアクセスにつきましては、農林水産委員会等でもいろいろ皆さんの方から御質問があるんですが、これはもうガット・ウルグアイ・ラウンドでの交渉の中で全体のパッケージとして決めてあることでございまして（以下略）」

乳製品のカレントアクセスに関し、国家貿易で全量輸入することは、ガット・ウルグアイ・ラウンドでの交渉の中で全体のパッケージの中に含まれていたのか。

答弁については、過去の主意書答弁における経緯を踏まえ、農林水産省のみならず、関係する省庁に幅広く協議した上で作成ありたい。また、答弁に際しては、質問を括ることなく、質問毎に答弁ありたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第二号
令和五年二月十七日
内閣総理大臣　岸田　文雄
衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出ＷＴＯ農業協定等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員緒方林太郎君提出ＷＴＯ農業協定等に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「輸入機会の提供とは、具体的にどのようなものか」については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第十五号。以下「マラケシュ協定」という。）附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表。以下「譲許表」という。）において関税割当てを行うこととされている農産品について、他の加盟国に対し、譲許表に定められている数量を我が国が輸入するための機会を提供することと考えている。なお、我が国としては、平成六年五月二十七日の政府統一見解（以下「政府統一見解」という。）の考え方に沿って、国家貿易により輸入を行う品目については、客観的に輸入が困難な場合を除き、譲許表に定められている数量の輸入を行うべきものと考えている。

一の2のア及びウについて

御指摘の「一回の入札で輸入機会の提供義務を果たしたと解釈することは困難」との「野村農林水産大臣答弁のような解釈」はマラケシュ協定に規定されていないが、譲許表に、輸入するための機会を提供すべき一年当たりの数量が品目ごとに規定されており、入札の回数にかかわらず、当該数量を輸入するための機会を提供することが必要であると考えている。また、御指摘の「政府調達における入札の解釈」の意味するところが明らかではないため、「政府調達における入札の解釈とも照らし合わせた上で答弁」することは困難である。

一の2のイについて

お尋ねについて、「関心国の意向を考慮すること」は、「輸入機会の提供義務を果たしたか否かを判断するに際して」は必ずしも必要ではないと考えているが、マラケシュ協定附属書一Ａの農業に関する協定第十七条の規定に基づき設置された農業に関する委員会においては、加盟国は、同協定第十八条1及び2に基づき、同協定上の約束の実施状況について通報し、同条6に基づき、問題を提起する機会を与えられるとされており、御指摘の「関心国」から、我が国について約束の実施状況に関する問題を提起される可能性があることを考慮すべきと考えているところである。また、御指摘の「政府調達における入札の解釈」とも照らし合わせた上で「答弁」することは困難である。

二の1のアについて

我が国においては、農産品の安定的な輸入を確保するとともに、国内需給に悪影響を与えないよう、当該農産品の内外価格差、品質の差異等を考慮した上で、一部の農産品は国家貿易により輸入を行っているところである。

二の1のイについて

国家貿易により輸入を行っている農産品については、二の1のアについてで述べたとおり、その安定的な輸入を確保するとともに、国内需給に悪影響を与えないよう、内外価格差以外の品質の差異等も考慮して輸入の時期、数量等を管理していることから、御指摘の「内外価格差が解消される」ことのみをもって、御指摘のように「国家貿易で全量輸入する必然性はない」とは考えていない。

二の2について

マラケシュ協定には、御指摘のように「乳製品のカレントアクセスに関し、国家貿易で全量輸入する」とは規定されていないが、国家貿易により一般の用途に供される指定乳製品等（以下「指定乳製品等」という。）の輸入を行う場合には、一の1についてで述べたとおり、政府統一見解の考え方に沿って、客観的に輸入が困難な場合を除き、譲許表に定められている数量の輸入を行うべきものと考えている。御指摘の野村農林水産大臣の答弁は、指定乳製品等については、譲許表に、輸入するための機会を提供すべき数量が定められており、これはガット・ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との交渉の結果を受けたものであることを述べたものである。

令和五年二月八日提出
質問第三号

出生前検査に関する質問主意書

提出者　阿部　知子

出生前検査に関する質問主意書

妊婦の血液から胎児の染色体異常を調べる出生前検査（以下、ＮＩＰＴ）に関しては、二〇一三年に日本産科婦人科学会が指針を策定するとともに、日本医学会が施設の認定制度を設けて検査が行われてきた。しかし、認定施設以外での検査が増加し、適切な遺伝カウンセリングが行われずに受検するなどの問題が指摘されていたことから、厚生労働省は二〇一九年十月から二〇二〇年七月までワーキンググループで実態把握や分析を行い、その報告を踏まえて二〇二〇年十月に厚生科学審議会科学技術部会の下にＮＩＰＴ等の出生前検査に関する専門委員会を設置、翌年五月に報告書がまとめられた。報告書に基づいて二〇二二年二月に日本医学会出生前検査認証制度等運営委員会が「ＮＩＰＴ等の出生前検査に関する情報提供及び施設認証の指針」を公表した。旧制度では認定施設が大学病院など百八施設に限られていたが、指針に沿って、同年九月に連携施設、暫定連携施設合わせて二百四施設が発表され、六月に公表されていた基幹施設と合わせて三百七十以上の施設が認証された。これらの状況を踏まえて、質問する。

一　新たな認証制度によって対象施設が拡大した現在においても、インターネット上には認証を受けずに検査を実施している施設の情報があふれている。報道や専門委員会の報告書によると、非認証施設は皮膚科や美容外科など専門外の医療機関も含まれており、十分な説明や遺伝カウンセリングが行われなかったり、結果が郵便やメールで伝えられたり、結果判明後のフォローが十分でなかったりするケースもあることが指摘されている。また、運営委員会の指針で定められている三種類以外の、精度が検証され

ていない検査を行っているところもある。これらのことから、ＮＩＰＴをめぐる問題には国が主体的に取り組む必要があると考える。まずは、どの施設でどのような検査が行われているのか、検査にあたっての説明やカウンセリングはどのようになされているのか、結果の伝達やその後のフォローがどのように行われているのか、非認証施設も含めて実態を調査する必要があると思うが、国の見解を示されたい。

二　専門委員会の報告書では、今後の課題として認証制度について「一定の基準を満たした検査実施医療機関を全国に整備するとともに、ＮＩＰＴの受検を希望する妊婦及びそのパートナーが非認証施設で受検するのではなく、認証医療施設で受検するよう促すことを目的としている」などとある。国としては今後、認証施設での受検を促すためにどのような施策を実施していくつもりか、また、非認証の施設に対してどのような対応を取るつもりか、答えられたい。

三　同指針では、「市町村で母子健康手帳を交付する際にチラシを使って検査について情報提供する」としている。同指針は、自治体の情報提供を「受検を勧奨するものではない」としているが、専門委員会の報告書によると、妊娠経験者へのＮＩＰＴについてのインターネット調査結果（二〇一五年、有効回答数二千二百二十一）では、検査について「知らないままで良かった」という声もあり、情報提供は、意図しなくても受検を勧めていると理解されることがあることに留意が必要であるとしている。一九九九年に厚生科学審議会先端医療技術評価部会の出生前診断に関する専門委員会が出した「母体血清マーカー検査に関する見解」においては、「本検査の情報を積極的に知らせる必要はない」としていた。この間、国内でもＮＩＰＴが行われるようになり、非認定施設での検査が増え、スマートフォンの普及で情報が入手しやすくなったなど、妊婦を取り巻く社会環境の変化があることは理解できるが、基本的にすべての妊婦に情報提供することに方針を転換した根拠を示されたい。

四　日本産科婦人科学会周産期遺伝に関する小委員会の「ＮＩＰＴ受検者のアンケート調査結果について」によれば、認定施設が加盟するＮＩＰＴコンソーシアムが二〇一三年四月から二〇二〇年三月までに実施した八万六千八百十三件の検査で陽性が判明した千五百五十六例のうち千八十三例が妊娠を中断しており、中断率は七十八・二％に上る。21トリソミー（ダウン症候群）に限ってみると九百四十三例中七百七十四例が妊娠を中断し、中断率は八十七・五％に上る。このようにＮＩＰＴが広く呼びかけられ、胎児に障害があることが疑われた場合、多くが妊娠を中断している現状がある。妊娠の中断は母親である女性に肉体的、精神的な負担と苦痛を強いるだけでなく、障害者の出生を防止するという優生学的な思想を生むこと、また、障害者の存在や人権を脅かす可能性があることを、障害者権利条約を締結している立場から、国としてどう考えるか見解を答えられたい。

五　同指針では「産まれながらの病気の有無やその程度と本人及びその家族の幸、不幸は本質的には関連がない」としている。ダウン症をはじめＮＩＰＴで検査されるトリソミーの子どもたちのこの十年における生命予後や医療・生活ケアの向上について、国はどのように把握し、妊婦やパートナーへの遺伝カウンセリングにおいてどう伝えているのか、伝える際の指針はあるのか。また、ＮＩＰＴのあり方や遺伝カウンセリングに関して、遺伝的な病気のあるお子さんを持つ方々の要望をどのように把握しているのか。

右質問する。

内閣衆質二一一第三号

令和五年二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員阿部知子君提出出生前検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出出生前検査に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和元年十月から令和二年七月まで開催された厚生労働省の「母体血を用いた出生前遺伝学的検査（ＮＩＰＴ）の調査等に関するワーキンググループ」において、当時、日本医学会等の関係団体が共同して運用していた認定制度による認定を受けた施設及び受けていない施設に対して調査を行い、ＮＩＰＴ（非侵襲性出生前遺伝学的検査をいう。以下同じ。）の実態の把握及び分析を行ったところである。

また、令和二年度から令和四年度までの厚生労働科学研究費補助金による「出生前検査に関する妊産婦等の意識調査や支援体制構築のための研究」において、現在、ＮＩＰＴを含め、母体内の胎児の状況を把握するために行われる検査（以下「出生前検査」という。）の実態等の調査を行っているところである。

二について

お尋ねの「認証施設での受検を促すため」の施策については、厚生労働省において、公益社団法人日本医師会等の関係団体に対して、「ＮＩＰＴ等の出生前検査の適切な運用について（依頼）」（令和四年六月十七日付け子母発〇六一七第一号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を発出し、ＮＩＰＴ等の出生前検査の適切な運用について依頼するとともに、都道府県、市町村及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対して、「ＮＩＰＴ等の出生前検査に関する情報提供及び認証制度について」（令和四年六月十七日付け子母発〇六一七第二号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知。以下「都道府県等宛て通知」という。）を発出し、日本医学会出生前検査認証制度等運営委員会（以下「運営委員会」という。）が実施する認証制度（以下「認証制度」という。）において認証された医療機関（以下「認証医療機関」という。）を把握の上、ＮＩＰＴの受検を考慮する妊婦等に対し、妊娠及び出産に関する包括的な支援の一環として、適切な情報提供を行うよう依頼し、併せて、運営委員会が作成した妊婦向けのチラシ等を示したところである。

お尋ねの「非認証の施設に対」する対応については、令和三年五月に厚生科学審議会科学技術部会ＮＩＰＴ等の出生前検査に関する専門委員

会（以下「専門委員会」という。）が取りまとめた「ＮＩＰＴ等の出生前検査に関する専門委員会報告書」（以下「報告書」という。）において、「非認証施設も含めた登録制度や法的規制を設けるべきとの意見も出されたが、まずはＮＩＰＴに係る認証制度を新設し、その運用状況を見ながら、必要に応じて、本専門委員会において対応を検討する」とされたところであり、これを踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

三について

出生前検査に係る情報提供については、報告書において、「近年、ＩＣＴが普及し、・・・誰もが容易に出生前検査に係る情報へのアクセスが可能となっているが、信憑性を欠く情報も散見される。他方、出産年齢の高年齢化や仕事と子育ての両立への懸念などを背景として、様々な不安や疑問を抱え、出生前検査についての正しい情報や相談ができる機関を求める妊婦が増加しており、このような妊婦に寄り添った支援の充実が求められている状況にある」ことから、「今後は、妊娠・出産に関する包括的な支援の一環として、妊婦及びそのパートナーが正しい情報の提供を受け、適切な支援を得ながら意思決定を行っていくことができるよう、妊娠の初期段階において妊婦等へ誘導とならない形で、出生前検査に関する情報提供を行っていくことが適当である」とされたことを踏まえ、都道府県等宛て通知において、地域の認証医療機関を把握の上、ＮＩＰＴの受検を考慮する妊婦等に対し、妊娠及び出産に関する包括的な支援の一環として、適切な情報提供を行うよう依頼したところである。また、厚生労働省においては、令和四年度出生前検査認証制度等広報啓発事業により、ウェブサイトの作成やシンポジウムの開催等を通じて、妊婦等に対し、出生前検査に関する正しい情報を提供していくこととしている。

四について

人工妊娠中絶は、母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十四条第一項の規定に基づき、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがある場合等に、母性の生命健康を保護することを目的として行われているものである。

その上で、出生前検査については、報告書において、「出生前検査は、胎児の状況を正確に把握し、将来の予測をたて、妊婦及びそのパートナーの家族形成の在り方等に係わる意思決定の支援を目的とする」ものであって、「ノーマライゼーションの理念を踏まえると、出生前検査をマススクリーニングとして一律に実施することや、これを推奨することは、厳に否定されるべきである」り、「出生前検査の受検によって胎児に先天性疾患等が見つかった場合の妊婦等へのサポート体制として、各地域において医療、福祉、ピアサポート等による寄り添った支援体制の整備等を図る必要がある」ことが、出生前検査についての基本的な考え方として示されたところである。

このため、厚生労働省においては、報告書における出生前検査についての基本的な考え方を踏まえ、令和三年六月に、都道府県等に対して、「出生前検査に対する見解・支援体制について」（令和三年六月九日付け子母発〇六〇九第一号・障障発〇六〇九第一号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）を発出し、母子保健に関する施策と障害児の医療及び福祉に関する施策との連携を求めているところであり、引き続き、支援体制の整備等について必要な取組を進めてまいりたい。

五について

前段のお尋ねについては、例えば、専門委員会における専門家の議論を踏まえ、報告書においても、胎児や新生児に係る医療の質の向上、障害児や障害者に係る福祉の充実等について記載されているところであり、厚生労働省においては、こうした専門家の議論等を通じて、御指摘の「ダウン症をはじめＮＩＰＴで検査されるトリソミーの子どもたちのこの十年における生命予後や医療・生活ケアの向上」等について把握しているところであり、また、御指摘の「同指針」においては、ＮＩＰＴを実施する医療機関に対して、遺伝カウンセリング方法等が示されているとともに、認証制度における認証の要件として、「ＮＩＰＴの実施前後の妊婦の意思決定について、妊婦が希望する場合は小児医療の専門家・・・の支援を受けられるようにすること」が示されているものと承知している。加えて、医療機関と公的機関等が連携し、情報提供や遺伝カウンセリング等を行うことが重要であることから、都道府県等において妊婦への情報提供や相談支援が適切に実施されるよう、同省においては、専門家の協力を得て、母子保健指導者養成研修を実施し、都道府県等の担当者に対して、御指摘の「この十年における生命予後や医療・生活ケアの向上」に関する情報を含め、ＮＩＰＴ等の出生前検査に関する情報を提供しているところである。

後段のお尋ねについては、専門委員会及び運営委員会に、ダウン症等の者の保護者が所属する団体の代表者及び障害者又は障害児に関する保健医療福祉関係者が委員として参加しているところであり、これらの場を通じて、「遺伝的な病気のあるお子さんを持つ方々の要望」等を把握しているところである。

令和五年二月八日提出
質問第四号

日本企業による強制労働の利用に関する質問主意書

提出者　松原　仁

日本企業による強制労働の利用に関する質問主意書

本職が強制労働等の極めて重大な人権侵害が疑われる場合に企業は直ちに取引停止するよう「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和四年九月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）に明記するよう求めた質問に対して、政府は「衆議院議員松原仁君提出ウイグル人強制労働に関する再質問に対する答弁書」（内閣衆質二一〇第五七号）において、同ガイドラインを引用して「取引停止は、最後の手段として検討され、適切と考えられる場合に限って実施されるべきである」との考えを示し、「御指摘のように「直ちに「取引停止」を行う「必要がある」と改訂す

ることが妥当であるとは考えていない。」とした。

当該答弁書は、強制労働の利用を限定的に認めたものであり、不適切極まりない。企業が、自社製品生産過程で強制労働が行われていることを認識した上で利用する行為は、一般的に言って犯罪への加担である。日本企業が中華人民共和国新疆ウイグル自治区で行われているウイグル人強制労働を利用したならば、当該企業が人道に対する罪の共犯として国際社会から厳しく指弾されるばかりか、我が国の国際的信用も大きく損なわれる。

日本企業が、強制労働ニ関スル条約（昭和七年条約第十号）第二条が定義する強制労働を利用することは、日本国憲法の精神、強制労働ニ関スル条約（昭和七年条約第十号）、強制労働の廃止に関する条約（令和四年条約第九号）、強制労働に関するG7貿易大臣声明（令和三年）、日本人の倫理観等の観点から、断じて許されないと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一一第四号
令和五年二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員松原仁君提出日本企業による強制労働の利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出日本企業による強制労働の利用に関する質問に対する答弁書

御指摘の「日本国憲法の精神・・・等の観点」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、政府として、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和四年九月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）に記載されているとおり、「企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業（個人事業主を含む。以下同じ。）は、国際スタンダードに基づく本ガイドラインに則り、国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいい、直接の取引先に限られない。以下同じ。）の人権尊重の取組に最大限努めるべきである」と考えており、当該企業による国内外のサプライチェーン等における人権尊重の取組を促進するために、同ガイドラインを策定し、当該取組に必要な情報の周知に努めているところである。

なお、御指摘の「中華人民共和国新疆ウイグル自治区」における人権状況等に関する我が国の姿勢については、令和四年十二月五日の参議院本会議において、林外務大臣が「岸田内閣では、人権を始めとした普遍的価値を守り抜くことを重視しており、我が国としては、こうした普遍的価値が各国においても保障されることが重要と考えております。このような考えから、これまで、新疆ウイグルの人権状況等に対しても、日米首脳会談、G7、国連等の場を含め、我が国として深刻な懸念を表明するなど、我が国と価値観を共有する国々とともに連携しつつ取り組んできています。」と述べているとおりである。

令和五年二月八日提出
質問第五号

安保理における金正恩委員長の人道犯罪責任追及に関する質問主意書

提出者　松原　仁

安保理における金正恩委員長の人道犯罪責任追及に関する質問主意書

国際連合安全保障理事会（安保理）において平成二十六年十二月に「北朝鮮の状況」が議題として採択され、北朝鮮の人権状況が議論された。岸田文雄外務大臣（当時）は当該議論について平成二十六年十二月二十四日に「安保理において人権状況含む北朝鮮の状況が包括的に議論されたということですが、このことにつきましては、まずは先般、国連総会の本会議で採択された北朝鮮人権状況決議、このフォローアップという意味において意義があると考えます。また今回、人権状況を含む北朝鮮の状況に関する議論が行われたということですので、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応、こういった点からも有意義であったと受け止めております。こういった点から歓迎したいと考えます。引き続きまして我が国としましては、関係国とも連携しながら核・ミサイル、そして拉致等、諸懸案を包括的に解決するべく努力をしていきたいと考えています。」と発言した。

しかしながら、本職が理解するところでは、平成三十年以降に安保理で北朝鮮人権状況は正式議題として公開で議論されておらず、「その他の議題」として議論されたに留まる。拉致問題が膠着状態に陥っている中、誠に由々しき事態である。

第七十七回国際連合総会本会議において令和四年十二月十五日に採択された北朝鮮人権状況決議は、安保理に対して、「朝鮮民主主義人民共和国の状況に関する議論を直ちに再開し」と奨励したことからも、一刻も早い再開が待たれる。

本件に関して、次の質問に答えられたい。

一　安保理において、「北朝鮮の状況」を議題として表決に付する場合、何票の賛成投票によって採択されるか。また、議題の表決について、常任理事国は、いわゆる拒否権を行使できるか。政府の知るところを述べられたい。

二　我が国は現在、安保理非常任理事国として、二年間の任期を務めている。拉致問題が最重要課題であるならば、政府は、安保理で「北朝鮮の状況」を議題として提案して採択させ、金正恩国務委員長の拉致問題を含む人道に対する罪への責任追及のあり方を議論すべきと考えるが、政府の見解如何。

三　第七十七回国際連合総会本会議において令和四年十二月十五日に採択された北朝鮮人権状況決議は、安保理に対して、「朝鮮民主主義人民共和国における状況の国際刑事裁判所への付託の審議」を求めた。我が国は、当該決議に賛成したか。賛成したとするならば、政府は、国際刑事裁判所付託の審議を含む決議内容の実現のために、全力を尽くすべきと考えるが、見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一一第五号
令和五年二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員松原仁君提出安保理における金正恩委員長の人道犯罪責任追及に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出安保理における金正恩委員長の人道犯罪責任追及に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）第二十七条2は、「手続事項に関する安全保障理事会の決定は、九理事国の賛成投票によつて行われる。」と規定している。なお、同条3は、「その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む九理事国の賛成投票によつて行われる。」と規定している。

二について

北朝鮮の人権状況について、国際連合安全保障理事会で議論が行われることは有意義であると認識しているが、今後の対応について、現時点で予断をもつてお答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねについては、我が国は、御指摘の国際連合総会本会議における北朝鮮人権状況決議について、無投票採択に参加した。なお、政府としては、当該決議のフォローアップに関し、関係国と効果的な方法を協議していく考えである。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出原発関連施設への軍事攻撃が生じた際の我が国の防護体制に関する質問に対する答弁書

令和五年二月九日提出

質問第六号

原発関連施設への軍事攻撃が生じた際の我が国の防護体制に関する質問主意書

提出者　阿部　知子

原発関連施設への軍事攻撃が生じた際の我が国の防護体制に関する質問主意書

ロシアによるウクライナ侵攻により、原子力発電所が攻撃対象となりうる事態が生じている。これまでの攻撃で、ザポリージャ原発の外部電源が一時喪失し、核燃料冷却ができなくなり大惨事につながるおそれが今も続いている。欧州最大規模と言われる同原発が事故（爆発）を起こしたら、一基でも福島第一原発事故を上回る規模の被害も指摘されている。また電源喪失以外にも、安全システムの破壊、火災による放射性物質の拡散、ミサイル・爆撃攻撃による破壊、運転員の死傷に加えて、活動の停止も十分に起こりうるリスクである。ジュネーヴ条約で「～原子力発電所は～軍事目標である場合であっても～住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない」（第五十六条一項）とされているが、他方、我が国の原発への軍事攻撃について「新規制基準の中で武力攻撃に対する規制要求はしていない」（二〇二二年三月四日参議院議院運営委員会、山中原子力規制委員会委員答弁）とし、議論も現在なされていないとのことである。

以上を踏まえ、我が国の原発関連施設への防護体制の現状について、質問する。

一　我が国の原発関連施設への攻撃影響については、外務省「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」（一九八三年度委託研究報告書）で分析されている。この報告書は、一九八一年にイスラエル空軍がイラクの研究用原子炉施設を爆撃したことを契機に実施されたとある。内容は、福島第一原発事故とほぼ同じ状況である「Ⅰ補助電源喪失」の状況、攻撃による「Ⅱ格納容器破壊」、「Ⅲ原子炉の直接破壊」という三つのシナリオからなる。なお、「Ⅱ」については、我が国の特定の原発を対象とはせず、米国原子力規制委員会の「安全評価レポート」を参考に取りまとめられ、避難をしなかった場合の死亡者数等についても記載されている。当該報告書については、「外務省の公式見解でない」と「ことわりがき」に記載されているが、その後核施設への攻撃影響は政府として体系的に検討されることはなく、「国家安全保障戦略について」では、（6）国際テロ対策の強化でも「原子力関連施設の安全確保等の国内における国際テロ対策の徹底はもとより、世界各地で活動する在留邦人等の安全を確保するため、国際テロ情勢に関する情報収集・分析を含め、国際テロ対策を強化する。」にとどまり、具体的な原発への軍事攻撃対策が明記されていない。

原子力災害対策特別措置法第四条の二「国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」とあるように、我が国における、原子力防護体制の確立は急務であると考えるが、今後当該対策の研究・分析をする予定があるか。

二　我が国では、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部がテロリスト等による妨害破壊活動等への懸念から、「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」（平成二十三年十一月十四日）を決定し、防護措置の強化、内部脅威対策の強化等を行い、原子力事業者が周辺防護区域の外側に「立入制限区域」を設けてフェンス等により人が容易に立ち入ることを防止することとしたほか、海水冷却ポンプ等の屋外の重要な設備にも障壁を設置し、内部脅威対策のために防護区域内の主要設備における保守・点検時等の一人での立入りの禁止（ツーマンルール）を徹底するようにした。また、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四十二条に定められるように「特定重大事故等対処施設」を原子炉周辺に設置することが義務付けられた。

こうしたことを踏まえ、テロ対策は講じられているといえるのか、これまで核テロリズムと戦争の境目、すなわちグレーゾーンがあり得ることをどう考えているか。そして、具体的な核テロリズムの対応策をお示しいただきたい。

三　我が国の原発関連施設への防護体制としては、二〇〇一年の米国同時多発テロ事件以降から、原発特別警備部隊が二十四時間三百六十五日警備にあたっている。海上保安庁もこれに同様と認識しているが、テロ発生時には、特殊部隊（ＳＡＴ）や、緊急事態状況等に応じて自衛隊が動員されることとなっている。

また有事の際には、消防、警察も対応にあた

ると認識するが、二〇一一年福島第一原発事故を経て、自衛隊、警察、消防等がどのような対策、配置をされ、加えて放射性物質からの被曝管理などをするのかご回答いただきたい。

四　原発関連施設への攻撃が生じた際は、どのような会議体、あるいは体制で臨むのか。防衛省、警察庁、消防庁、または内閣府や規制庁など多岐にわたる省庁が対応にあたると思うが、実際はどうか。

一方、平時に当該事項について議論する場がもたれているのかどうかも併せてご回答いただきたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第六号
令和五年二月二十一日
内閣総理大臣　岸田　文雄
衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員阿部知子君提出原発関連施設への軍事攻撃が生じた際の我が国の防護体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出原発関連施設への軍事攻撃が生じた際の我が国の防護体制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、政府として、国民の生命及び財産を守るため、平素より、様々な事態を想定して所要の検討を行っているところである。

二について

お尋ねの「テロ対策」については、政府において、平素より、原子力事業者、警察、海上保安庁、自衛隊、地方公共団体等の関係機関が適切に連携し、迅速かつ的確に対応できるよう、必要な対策を講じているところであり、また、原子力事業者に対して、国際原子力機関の核物質防護勧告等の最新の国際的知見を踏まえながら、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）を改正し、妨害破壊行為等の脅威に備えることを義務付けているところである。

御指摘の「核テロリズムと戦争の境目、すなわちグレーゾーン」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力発電所で発生するあらゆる事態への対応に万全を期すため、原子力発電所の敷地内において自衛隊と警察が共同訓練を実施するなど、平素から関係機関相互の連携を強化し、必要な対策に取り組んでいるところである。

お尋ねの「具体的な核テロリズムの対応策」については、これを明らかにすることにより、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の「有事の際」の具体的な状況が必ずしも明らかではないが、「自衛隊、警察、消防等がどのような対策、配置をされ、加えて放射性物質からの被曝管理などをするのか」については、これを明らかにすることにより、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「原発関連施設への攻撃が生じた際」の具体的な状況が必ずしも明らかではないが、政府としては、国民の生命及び財産を守るため、平素より、様々な事態を想定して関係機関が連携して所要の議論、シミュレーション及び訓練を行っているところであり、また、お尋ねの「会議体」又は「体制」としては、例えば、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態に至ったときは、同法第十条第一項の規定に基づき事態対策本部を設置することとされているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治二十四種五郵年三月便物三十一認可日

官報（号外）　（5分冊の1）

官報　号外　令和五年一月二十八日

○国会第二百十一回　衆議院会議録　第七号（一）

〔本号（一）参照〕

令和五年度一般会計予算

右
国会に提出する。
令和五年一月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和５年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第１条　令和５年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ114,381,235,569千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第２条　「財政法」第14条の２の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第３条　「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第４条　「財政法」第15条第１項の規定により令和５年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第５条　「財政法」第28条の規定により、「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第６条　「財政法」第４条第１項ただし書の規定により令和５年度において公債を発行することができる限度額は、6,558,000,000千円とする。

２　「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第３条第１項の規定により令和５年度において公債を発行することができる限度額は、29,065,000,000千円とする。

３　第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和４年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第１項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

４　第１項及び第２項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第１項の限度額について第３項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第７条　「財政法」第４条第３項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、沖縄政策費（沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金及び沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。）、沖縄振興交付金事業推進費（沖縄振興公共投資交付金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
	地方創生推進事務局	地方創生推進費（地方創生拠点整備交付金に限る。）、地方創生基盤整備事業推進費

官　報（号外）

	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業農村整備事業工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
	こども家庭庁	国立児童自立支援施設整備費、児童福祉施設等整備費
総務省	総務本省	総務本省施設費、国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費、情報通信技術利用環境整備費（放送ネットワーク整備支援事業費補助金に限る。）
	消防庁	消防庁施設費、消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費、独立行政法人国際協力機構施設整備費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（次世代放射光施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費、国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本学生支援機構施設整備費
	スポーツ庁	私立学校振興費
	文化庁	文化財保存事業費（国宝重要文化財等防災施設整備費補助金及び史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立美術館施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費、ハンセン病資料館施設費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、生活基盤施設耐震化等対策費、社会福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立障害者リハビリテーションセンター	国立障害者リハビリテーションセンター施設費
	地方厚生局	地方厚生局施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、農林水産物・食品輸出促進対策費（農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、食料安全保障確立対策費（食料安全保障確立対策整備交付金に限る。）、担い手育成・確保等対策費（担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、農地集積・集約化等対策費（農地集積・集約化等対策整備交付金に限る。）、農業生産基盤整備推進費（特殊自然災害対策整備費補助金及び農業水利施設保全管理整備交付金に限

		る。）、海岸事業費、国産農産物生産基盤強化等対策費（国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金及び国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金に限る。）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、農林水産業環境政策推進費（農林水産業環境政策推進整備交付金に限る。）、農業農村整備事業費、農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金及び農山漁村情報通信環境整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業農村整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業農村整備事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	北海道農政事務所	北海道農政事務所施設費
	林野庁	林野庁施設費、国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、水源林造成事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、治山事業工事諸費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費
	水産庁	国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費、船舶建造費、漁村活性化対策費（漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、海岸事業費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、水産基盤整備費、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省 経済産業局	経済産業本省施設費、工業用水道事業費 経済産業局施設費
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、海岸事業費、鉄道安全対策事業費、道路交通安全対策事業費（道路更新防災対策事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、道路環境営繕宿舎費、道路更新防災等対策事業費補助、雪寒地域道路事業費補助、交通連携道路事業費補助、道路交通安全施設等整備事業費補助、道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額及び道路環境整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、港湾事業費（港湾改修費、貸付国有港湾施設整備事業費、港湾作業船整備費、特定離島港湾施設整備事業費、特定離島港湾維持管理費、営繕宿舎費、港湾事業調査費、港湾改修費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費（地域連携道路事業費、営繕宿舎費、道路調査費、地域連携道路事業費補助、高速道路連結部整備事業費補助、高速道路自動車駐車場整備事業費補助、道路調査費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、都市構造再編集中支援事業費補助、市街地再開発事業費補助及び都市再生推進事業費補助に限る。）、鉄道網整備事業費、都

		業費補助、土地改良施設管理費補助、農業競争力強化基盤整備事業費補助、中山間総合整備事業費補助、農村整備事業費補助、農村地域防災減災事業費補助、森林環境保全整備事業費補助、水産基盤整備事業費補助、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助、道路調査費補助、水産基盤整備調査費補助、特定道路事業交付金、循環型社会形成推進交付金、農山漁村地域整備交付金、美しい森林づくり基盤整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に限る。）、北海道特定特別総合開発事業推進費、国立研究開発法人土木研究所施設整備費、国立研究開発法人建築研究所施設整備費、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費、官庁営繕費、治水海岸事業調査諸費、水資源開発事業調査諸費、道路整備事業調査諸費、港湾事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、都市水環境整備事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、鉄道施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	地方整備局施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費、河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、船舶交通安全基盤整備事業費、船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
		市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費（道路交通円滑化事業費、営繕宿舎費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、社会資本整備円滑化地籍整備事業費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費（海岸保全施設整備事業費、海岸営繕宿舎費、国有林野内治山事業費、治山営繕宿舎費、河川改修費、河川維持修繕費、堰堤維持費、河川総合開発事業費、河川工作物関連応急対策事業費、石狩川幾春別川総合開発建設費、堰堤改良費、総合流域防災対策事業費、砂防事業費、特定緊急砂防事業費、治水営繕宿舎費、道路更新防災対策事業費、地域連携道路事業費、道路交通円滑化事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、港湾改修費、港湾作業船整備費、港湾営繕宿舎費、総合水系環境整備事業費、都市水環境営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、無電柱化推進事業費、道路環境営繕宿舎費、国営公園等維持管理費、国営公園営繕宿舎費、かんがい排水事業費、国営造成施設管理費、農用地再編整備事業費、総合農地防災事業費、農業農村整備営繕宿舎費、特定漁港漁場整備費、水産基盤整備作業船整備費、水産基盤整備営繕宿舎費、河川事業調査費、河川総合開発事業調査費、道路調査費、港湾事業調査費、総合水系環境整備事業調査費、農業農村整備事業調査費、海岸保全施設整備事業費補助、治山事業費補助、治水ダム等建設事業費補助、堰堤改良費補助、特定洪水対策等推進事業費補助、特定土砂災害対策推進事業費補助、地域連携道路事業費補助、道路更新防災等対策事業費補助、雪寒地域道路事業費補助、港湾改修費補助、交通連携道路事業費補助、道路交通安全施設等整備事業費補助、無電柱化推進事業費補助、水道施設整備費補助、都市公園事業費補助、下水道防災事業費補助、諸土地改良事	

環境省	環境本省	環境本省施設費、資源循環政策推進費（廃棄物処理施設整備交付金に限る。）、廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）、国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費、廃棄物処理施設災害復旧事業費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費
	原子力規制委員会	原子力規制委員会施設費
防衛省	防衛本省	防衛本省施設費、防衛力基盤強化施設整備費、艦船建造費、令和元年度潜水艦建造費、令和２年度甲Ｖ型警備艦建造費、令和２年度潜水艦建造費、令和３年度甲Ｖ型警備艦建造費、令和３年度潜水艦建造費、令和４年度甲Ｖ型警備艦建造費、令和４年度潜水艦建造費、令和５年度甲Ｖ型警備艦建造費、令和５年度潜水艦建造費
	地方防衛局	地方防衛局施設費
	防衛装備庁	防衛力基盤強化施設整備費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により令和５年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
内閣府	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入
農林水産省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金
			東日本大震災復興公共事業費負担金
国土交通省	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興貸付金等回収金収入

２　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、国家公務員宿舎の削減計画に基づき用途が廃止された宿舎の跡地等の売却益に相当する収入又は平成23年度の一般会計補正予算（第３号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（防衛力整備計画対象経費（仮称）の財源又は防衛力強化資金（仮称）への繰入れの財源に充てる収入の範囲）

第11条　「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（仮称）の規定による防衛力整備計画対象経費（仮称）の財源又は防衛力強化資金（仮称）への繰入れの財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
財務省	政府資産整理収入 雑収入	国有財産処分収入 諸収入	防衛力強化国有財産売払収入 防衛力強化特別会計受入金（財政投融資特別会計受入金及び外国為替資金特別会計受入金に限る。）
厚生労働省	雑収入	諸収入	防衛力強化弁償及返納金
経済産業省	雑収入	諸収入	防衛力強化弁償及返納金

（損失補償契約等の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、令和５年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　2,748,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　14,400
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	令和５年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　5,289

「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	令和５年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額	129,407
「農業経営基盤強化促進法」第14条の９第３項の規定による金額の限度	令和５年度以降20箇年度間を通ずる利子補給金の総額	1,910,658
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	令和５年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額	3,228,162
「地域再生法」第14条第２項の規定による金額の限度	令和５年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	237,773
「地域再生法」第15条第２項の規定による金額の限度	令和５年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	35,840
「総合特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	令和５年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	317,440
「総合特別区域法」第56条第２項の規定による金額の限度	令和５年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	396,800
「国家戦略特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	令和５年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額	56,000
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第５条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額	322,700,000
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第７条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額	23,439,183,780
「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」第43条の規定による金額の限度	ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額	2,100,000,000

2　「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」の規定により、令和５年度において、国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額及び同銀行に設けられる銀行加盟国の復興又は開発を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額のそれぞれの限度は、71,377,341千円及び外国貨幣換算率により換算した金額が685,000,000千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額とする。

3　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第２条第３項の規定により令和５年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、64,800,816千円とする。

4　「アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第２条第２項の規定により令和５年度においてアフリカ開発銀行に出資することができる金額の限度は、3,195,968千円とする。

(債務保証契約の限度額)

第13条　次の表の左欄に掲げる法人が令和５年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定	金額の限度
1　株式会社日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務に関する社債に係る債務	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項	額面総額100,000,000千円及びその利息に相当する金額
2　株式会社国際協力銀行 イ　社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が1,845,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「株式会社国際協力銀行法」	
ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	「株式会社国際協力銀行法」	外貨表示の元本を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が40,000,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額
3　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 国際協力機構債券のうち次に掲げるものに係る債務		

(1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が225,500,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
4　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額93,375,200千円及びその利息に相当する金額
5　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 エネルギー・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額2,376,200,000千円並びにその利息に相当する金額
6　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」	額面総額1,253,000,000千円及びその利息に相当する金額
7　独立行政法人住宅金融支援機構 住宅金融支援機構債券に係る債務	「独立行政法人住宅金融支援機構法」第20条	額面総額220,000,000千円及びその利息に相当する金額
8　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第17条	元本金額1,000,000千円及びその利息に相当する金額
9　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項	額面総額230,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債及び日本政策投資銀行債のうち外国において発行するもの	同　項	(1)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額並びに(2)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が220,000,000千円に相当するこれらの社債及び日本政策投資銀行債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額 （ただし、イの額面総額にあっては130,000,000千円、ロの合計額にあっては220,000,000千円の範囲内で一方を減算し、当該減算した金額を他方に加算することができることとし、この場合においては、それぞれ当該加減算後の金額をその額面総額及び合計額とみなす。）
10　株式会社日本貿易保険 社債及び借入金に係る債務	「貿易保険法」第26条第１項	額面総額及び元本金額の合計額1,739,900,000千円並びにその利息に相当する金額
11　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務		

(1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」第42条の２ 「預金保険法」第126条第２項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額15,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
12　農水産業協同組合貯金保険機構 借入金に係る債務	「農水産業協同組合貯金保険法」第110条第２項	元本金額8,900,000,000千円及びその利息に相当する金額
13　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　株式会社産業革新投資機構 社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」第119条	額面総額及び元本金額の合計額2,630,000,000千円並びにその利息に相当する金額
15　株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条	額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
16　原子力損害賠償・廃炉等支援機構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第61条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額50,000,000千円並びにその利息に相当する金額
18　株式会社民間資金等活用事業推進機構 社債及び借入金に係る債務	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第61条	額面総額及び元本金額の合計額80,000,000千円並びにその利息に相当する金額
19　株式会社海外需要開拓支援機構 借入金に係る債務	「株式会社海外需要開拓支援機構法」第32条	元本金額35,000,000千円及びその利息に相当する金額
20　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」第33条	額面総額及び元本金額の合計額62,620,000千円並びにその利息に相当する金額
21　電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関債及び借入金に係る債務	「電気事業法」	額面総額及び元本金額の合計額120,000,000千円並びにその利息に相当する金額
22　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社債に係る債務	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」第33条	額面総額20,900,000千円及びその利息に相当する金額
23　株式会社脱炭素化支援機構		

借入金に係る債務	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第36条の33	元本金額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
24　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務		
(1)　介護保険関係業務に関するもの	「介護保険法」	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額300,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額300,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額610,000,000千円並びに(4)に掲げる借入金にあっては元本金額299,700,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　高齢者医療制度関係業務((3)に掲げるものを除く。)に関するもの	「高齢者の医療の確保に関する法律」	
(3)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの	同　法	
(4)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第４条第３項	
25　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第125条第２項	額面総額及び元本金額の合計額45,000,000千円並びにその利息に相当する金額
26　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額16,100,000千円及びその利息に相当する金額
27　生命保険契約者保護機構 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の２	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
28　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額690,000,000千円及びその利息に相当する金額
29　地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債券に係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額80,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第３号までの各号、第６号から第９号までの各号、第25号、第26号若しくは第29号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第３号までの各号、第５号から第７号までの各号、第９号から第11号までの各号、第13号から第18号までの各号、第20号から第22号までの各号、第24号から第26号までの各号及び第29号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第14条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

官報（号外）

第15条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	沖縄振興交付金事業推進費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
	地方創生推進事務局	総合特区推進調整費、地方創生基盤整備事業推進費、特定地域づくり事業推進費
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術イノベーション創造推進費
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発利用推進費
	こども家庭庁	大学等修学支援費
デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費
財務省	財務本省	特定国有財産整備費（「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費
	観光庁	国際観光旅客税財源観光振興費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費
	原子力規制委員会	放射能調査研究費

（予算の移用）

第16条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業農村整備事業工事諸費）
2　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業農村整備事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業農村整備事業工事諸費）
3　国土交通省	イ　国土交通本省（港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費、航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、道路交通円滑化事業費）と国土技術政策総合研究所（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費）及び地方整備局（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費）の各組織 ロ　国土交通本省（航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道開発事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第2表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
1　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業農村整備事業工事諸費の各項
2　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と農業農村整備事業工事諸費
	林野庁	イ　治山事業費と治山事業工事諸費

	水　産　庁	ロ　森林整備事業費と森林整備事業工事諸費 ハ　山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害復旧事業等工事諸費の各項 イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　国土交通省	国土交通本省	河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費及び港湾空港整備事業工事諸費の各項
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費及び河川等災害復旧事業等工事諸費の各項
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項
	海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業費と船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
4　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当、超過勤務手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項

（新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用）

第17条　「甲号歳入歳出予算」に計上した新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費又は原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策に要する経費その他の原油価格・物価高騰対策に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする。

（ウクライナ情勢経済緊急対応予備費の使用）

第18条　「甲号歳入歳出予算」に計上したウクライナ情勢経済緊急対応予備費は、ウクライナ情勢に伴い発生しうる経済危機への対応に要する経費その他の国際情勢の変化又は大寒波の到来その他の災害に伴い発生しうる経済危機への対応に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする。

（俸給予算等の制限）

第19条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第20条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

官報（号外）

	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	こども家庭庁	母子保健衛生対策費（母子保健衛生医療費負担金に限る。）、子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入（児童手当年金特別会計へ繰入、子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入及び地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入に限る。）、児童虐待防止等対策費（児童保護費負担金及び児童保護医療費負担金に限る。）、国立児童自立支援施設（児童保護指導等旅費、入所児童見学等旅費、児童自立支援庁費及び入所児童食糧費に限る。）、障害児支援等対策費（障害児入所医療費等負担金に限る。）、大学等修学支援費
デジタル庁	デジタル庁	デジタル庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国債費（年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金等日本郵政共済組合等負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、感染症対策費（結核医療費補助金、結核医療費負担金及び感染症医療費負担金に限る。）、特定疾患等対策費（難病医療費等負担金、小児慢性特定疾病医療費負担金及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金に限る。）、原爆被爆者等援護対策費（原爆被爆者医療費に限る。）、医療提供体制基盤整備費（医療介護提供体制改革推進交付金及び医療提供体制設備整備交付金に限る。）、医療保険給付諸費（全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金及び国民健康保険保険者努力支援交付金に限る。）、麻薬・覚醒剤等対策費（麻薬中毒者措置入院費負担金に限る。）、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入（育児休業給付金労働保険特別会計へ繰入に限る。）、生活保護等対策費（医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金に限る。）、特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費、精神障害者

		医療保護入院費補助金、精神障害者措置入院費負担金及び障害者医療費負担金に限る。）、公的年金制度等運営諸費（年金生活者支援給付金給付費に限る。）、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、私的年金制度整備運営費（国民年金基金等給付費負担金に限る。）、高齢者日常生活支援等推進費（地域支援事業交付金及び重層的支援体制整備事業交付金に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金、医療介護提供体制改革推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額（千円）	
国会	雑収入			2,010,105	
		国有財産利用収入		1,955,651	
			国有財産貸付収入	1,955,247	
			国有財産使用収入	404	
		諸収入		54,454	
			弁償及返納金	37,090	
			物品売払収入	7,384	
			雑入	9,980	
裁判所	政府資産整理収入			2,542,466	
		回収金等収入		2,542,466	
			貸付金等回収金収入	2,542,466	
	雑収入			64,628,845	
		国有財産利用収入		693,866	

官報（号外）

			国有財産貸付収入	690,359	
			国有財産使用収入	3,507	
		納付金		50,800	
			法科大学院設置者納付金	50,800	
		諸収入		63,884,179	
			許可及手数料	1,603,771	
			懲罰及没収金	293,579	
			弁償及返納金	116,835	
			物品売払収入	41,486	
			雑入	61,828,508	
			計	67,171,311	
会計検査院	雑収入			8,002	
		国有財産利用収入		1,175	
			国有財産貸付収入	1,175	
		諸収入		6,827	
			弁償及返納金	2,476	
			物品売払収入	1,404	
			雑入	2,947	
内閣	雑収入			916,885	
		国有財産利用収入		33,271	
			国有財産貸付収入	32,975	
			国有財産使用収入	296	
		諸収入		883,614	
			弁償及返納金	878,659	
			物品売払収入	1,884	
			雑入	3,071	
内閣府	官業益金及官業収入			43,651	
		官業収入		43,651	
			病院収入	43,651	
	政府資産整理収入			42,305,513	
		国有財産処分収入		495,094	
			国有財産売払収入	495,094	
		回収金等収入		41,810,419	
			貸付金等回収金収入	12,236,335	
			東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	29,574,084	
	雑収入			73,744,182	

		国有財産利用収入		1,490,094
			国有財産貸付収入	1,106,381
			国有財産使用収入	383,713
		納付金		6,607,794
			雑納付金	6,607,794
		諸収入		65,646,294
			特別会計受入金	143,338
			許可及手数料	838,270
			懲罰及没収金	51,556,739
			弁償及返納金	12,743,888
			物品売払収入	272,596
			雑入	91,463
			計	116,093,346
デジタル庁	雑収入			17,173
		諸収入		17,173
			弁償及返納金	13,644
			雑入	3,529
総務省	雑収入			111,685,611
		国有財産利用収入		158,999
			国有財産貸付収入	158,999
		納付金		629,316
			雑納付金	629,316
		諸収入		110,897,296
			許可及手数料	1,198,835
			弁償及返納金	21,323,740
			物品売払収入	25,162
			電波利用料収入	74,995,721
			特定基地局開設料収入	12,700,000
			雑入	653,838
法務省	雑収入			92,703,643
		国有財産利用収入		799,823
			国有財産貸付収入	799,304
			利子収入	519
		諸収入		91,903,820
			許可及手数料	52,950,245
			懲罰及没収金	34,644,124
			弁償及返納金	1,103,016

			物品売払収入	411,666
			矯正官署作業収入	2,238,806
			雑入	555,963
外務省	政府資産整理収入			101,077
		国有財産処分収入		101,077
			国有財産売払収入	101,077
	雑収入			26,086,213
		国有財産利用収入		547,899
			国有財産貸付収入	533,712
			利子収入	14,187
		納付金		14,144
			雑納付金	14,144
		諸収入		25,524,170
			許可及手数料	11,147,074
			弁償及返納金	14,303,944
			物品売払収入	35,506
			雑入	37,646
			計	26,187,290
財務省	租税及印紙収入			69,440,000,000
		租税		68,464,000,000
			所得税	21,048,000,000
			法人税	14,602,000,000
			相続税	2,776,000,000
			消費税	23,384,000,000
			酒税	1,180,000,000
			たばこ税	935,000,000
			揮発油税	1,999,000,000
			石油ガス税	5,000,000
			航空機燃料税	34,000,000
			石油石炭税	647,000,000
			電源開発促進税	324,000,000
			自動車重量税	378,000,000
			国際観光旅客税	20,000,000
			関税	1,122,000,000
			とん税	10,000,000
		印紙収入		976,000,000
			印紙収入	976,000,000

	政府資産整理収入			488,140,659
		国有財産処分収入		462,982,379
			国有財産売払収入	37,281,063
			特定国有財産売払収入	9,299,316
			防衛力強化国有財産売払収入	416,402,000
		回収金等収入		25,158,280
			特別会計整理収入	16,696,969
			引継債権整理収入	24
			政府出資回収金収入	8,461,287
	雑収入			5,782,222,091
		国有財産利用収入		85,693,463
			国有財産貸付収入	36,866,903
			国有財産使用収入	146
			利子収入	15,819
			配当金収入	48,810,595
		納付金		947,737,357
			日本銀行納付金	946,400,000
			独立行政法人造幣局納付金	1,099,049
			雑納付金	238,308
		諸収入		4,748,791,271
			特別会計受入金	940,236,823
			防衛力強化特別会計受入金	3,731,917,247
			脱炭素成長型経済構造移行推進特別会計受入金	143,105
			許可及手数料	2,311,582
			受託調査試験及役務収入	15,968,461
			懲罰及没収金	177,600
			弁償及返納金	1,663,904
			物品売払収入	1,107,635
			文官恩給費特別会計等負担金	205,453
			雑入	55,059,461
	公債金			35,623,000,000
		公債金		35,623,000,000
			公債金	6,558,000,000
			特例公債金	29,065,000,000
			計	111,333,362,750

官報（号外）

文部科学省	政府資産整理収入			56,483,844	
		回収金等収入		56,483,844	
			貸付金等回収金収入	56,483,844	
	雑収入			71,873,107	
		国有財産利用収入		798,624	
			国有財産貸付収入	783,995	
			国有財産使用収入	14,629	
		納付金		10,546,727	
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	3,751,179	
			雑納付金	6,795,548	
		諸収入		60,527,756	
			許可及手数料	26,422	
			弁償及返納金	16,825,322	
			物品売払収入	3,488	
			雑入	43,672,524	
			計	128,356,951	
厚生労働省	官業益金及官業収入			717,353	
		官業収入		717,353	
			病院収入	717,353	
	雑収入			950,854,241	
		国有財産利用収入		474,976	
			国有財産貸付収入	468,805	
			国有財産使用収入	6,171	
		納付金		74,973,033	
			雑納付金	373,033	
			防衛力強化雑納付金	74,600,000	
		諸収入		875,406,232	
			特別会計受入金	188,970	
			授業料及入学検定料	107,811	
			許可及手数料	80,287	
			受託調査試験及役務収入	148,931	
			弁償及返納金	739,606,777	
			防衛力強化弁償及返納金	134,005,161	
			物品売払収入	85,738	
			雑入	1,182,557	
			計	951,571,594	

農林水産省	官業益金及官業収入			35,438,206
		官業収入		35,438,206
			国有林野事業収入	35,438,206
	政府資産整理収入			1,855,076
		国有財産処分収入		979,177
			国有財産売払収入	979,177
		回収金等収入		875,899
			貸付金等回収金収入	875,899
	雑収入			430,664,955
		国有財産利用収入		932,283
			国有財産貸付収入	931,510
			利子収入	773
		納付金		362,559,254
			日本中央競馬会納付金	360,839,248
			雑納付金	1,720,006
		諸収入		67,173,418
			特別会計受入金	3,407,664
			東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	1,005
			公共事業費負担金	36,182,308
			東日本大震災復興公共事業費負担金	3,224
			許可及手数料	124,615
			受託調査試験及役務収入	5,767,174
			懲罰及没収金	5,165
			弁償及返納金	19,682,976
			物品売払収入	213,120
			雑入	1,786,167
			計	467,958,237
経済産業省	政府資産整理収入			637,422
		回収金等収入		637,422
			特別会計整理収入	135
			貸付金等回収金収入	637,287
	雑収入			269,305,584
		国有財産利用収入		196,364
			国有財産貸付収入	196,364

官報（号外）

		納付金		21,708,496
			特定アルコール譲渡者納付金	10,520,180
			雑納付金	11,188,316
		諸収入		247,400,724
			許可及手数料	160
			弁償及返納金	10,983,181
			防衛力強化弁償及返納金	235,013,000
			物品売払収入	99,693
			雑入	1,304,690
			計	269,943,006
国土交通省	政府資産整理収入			78,248,429
		国有財産処分収入		323,994
			国有財産売払収入	323,994
		回収金等収入		77,924,435
			特別会計整理収入	57,431,678
			貸付金等回収金収入	20,276,299
			東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216,458
	雑収入			679,617,909
		国有財産利用収入		5,626,684
			国有財産貸付収入	3,284,059
			国有財産使用収入	2,335,745
			利子収入	6,880
		納付金		4,707,156
			特定タンカー所有者納付金	320,000
			雑納付金	4,387,156
		諸収入		669,284,069
			公共事業費負担金	525,550,269
			許可及手数料	8,015,242
			受託調査試験及役務収入	83,915,499
			懲罰及没収金	10,900
			弁償及返納金	20,597,091
			物品売払収入	2,180,976
			附帯工事費負担金	17,588,944
			雑入	11,425,148
			計	757,866,338

環境省	雑収入			3,077,782	
		国有財産利用収入		1,291,499	
			国有財産貸付収入	895,637	
			国有財産使用収入	395,862	
		諸収入		1,786,283	
			許可及手数料	33,313	
			弁償及返納金	1,673,411	
			物品売払収入	504	
			雑入	79,055	
防衛省	官業益金及官業収入			14,368,168	
		官業収入		14,368,168	
			病院収入	14,368,168	
	政府資産整理収入			749,578	
		国有財産処分収入		167,486	
			国有財産売払収入	167,486	
		回収金等収入		582,092	
			貸付金等回収金収入	538,670	
			事故補償費返還金	43,422	
	雑収入			37,187,799	
		国有財産利用収入		6,572,926	
			国有財産貸付収入	6,532,117	
			国有財産使用収入	39,152	
			利子収入	1,657	
		納付金		26,854	
			雑納付金	26,854	
		諸収入		30,588,019	
			授業料及入学検定料	4,075	
			受託調査試験及役務収入	32,204	
			弁償及返納金	25,911,402	
			物品売払収入	1,655,513	
			雑入	2,984,825	
			計	52,305,545	
歳入総計				114,381,235,569	

官報(号外)

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	6,123,863
		皇族費	260,165
		計	6,708,028
国会	衆議院	衆議院	64,885,864
		衆議院施設費	2,290,093
		衆議院予備経費	7,000
		計	67,182,957
	参議院	参議院	39,786,892
		参議院施設費	1,118,571
		参議院予備経費	5,000
		計	40,910,463
	国立国会図書館	国立国会図書館	18,631,886
		国立国会図書館施設費	1,242,346
		計	19,874,232
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	135,314
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	118,207
	国会所管合計		128,221,173
裁判所	裁判所	最高裁判所	76,417,731
		下級裁判所	206,034,689
		検察審査費	281,032
		裁判費	24,844,232
		裁判所施設費	14,631,096
		裁判所予備経費	8,000
		計	322,216,780
会計検査院	会計検査院	会計検査院	15,824,524
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	32,600,829
		内閣官房施設費	1,624,630
		情報収集衛星業務費	61,355,823
		情報収集衛星施設費	1,151,690
		計	96,732,972
	内閣法制局	内閣法制局	1,029,786

	人事院	人事院	8,680,486
	内閣所管合計		106,443,244
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	26,149,728
		内閣本府施設費	3,358,022
		公文書等管理政策費	84,943
		独立行政法人国立公文書館運営費	2,412,379
		独立行政法人国立公文書館施設整備費	32,070
		政府広報費	7,906,660
		アイヌ政策推進費	2,002,613
		経済財政政策費	769,827
		地方創生支援費	1,438,787
		防災政策費	6,388,004
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	9,319,000
		沖縄政策費	33,268,137
		沖縄振興交付金事業推進費	75,855,375
		沖縄振興特定事業推進費	8,500,000
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	4,450,000
		沖縄振興推進調査費	10,000
		沖縄教育振興事業費	5,000,136
		沖縄保健衛生諸費	1,998
		沖縄国立大学法人施設整備費	14,262,327
		沖縄開発事業費	101,851,996
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,619,000
		共生社会政策費	1,607,919
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	50,329,903
		重要土地等調査費	532,539
		経済安全保障確保推進費	446,681
		工業所有権事務費特許特別会計へ繰入	1,828,741
		栄典行政費	2,741,145
		男女共同参画社会形成促進費	1,505,549
		食品安全政策費	307,071
		公益法人制度適正運営推進費	39,529

		経済社会総合研究所	1,851,245
		迎賓施設運営費	2,066,003
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	1,128,039
		計	370,065,366
	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	2,071,182
		総合特区推進調整費	4,000
		地方創生推進費	62,223,000
		地方創生基盤整備事業推進費	39,777,000
		特定地域づくり事業推進費	560,000
		計	104,635,182
	知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	218,604
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局	2,098,852
		科学技術イノベーション創造推進費	55,500,000
		計	57,598,852
	健康・医療戦略推進事務局	健康・医療戦略推進事務局	253,788
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局	17,668,544
		宇宙開発利用推進費	2,300,000
		計	19,968,544
	北方対策本部	北方対策本部	369,934
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,331,533
		計	1,701,467
	総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	201,867
		有人国境離島政策推進費	5,033,357
		計	5,235,224
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	682,547
	日本学術会議	日本学術会議	948,689
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	251,368
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,206,051
		沖縄海岸事業調査諸費	3,300
		沖縄治水事業工事諸費	2,094,986
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,273,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	895,436
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	122,000

		沖縄国営公園事業工事諸費	220,614
		沖縄農業農村整備事業工事諸費	784,984
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,645
		計	10,604,016
	宮内庁	宮内庁	11,577,442
	公正取引委員会	公正取引委員会	11,131,984
	警察庁	警察庁共通費	92,685,399
		警察庁施設費	10,475,206
		生活安全警察費	214,692
		刑事警察費	170,263
		組織犯罪対策費	95,031
		交通警察費	17,358,664
		交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	51,556,739
		警備警察費	9,906,560
		皇宮警察本部	7,890,379
		犯罪被害給付費	1,223,963
		サイバー警察費	1,699,354
		科学警察研究所	2,044,782
		警察活動基盤整備費	94,847,479
		計	290,168,511
	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	3,424,511
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会	3,624,641
	金融庁	金融庁共通費	21,842,461
		金融政策費	1,350,619
		計	23,193,080
	消費者庁	消費者庁共通費	4,386,119
		消費者政策費	3,840,864
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,365,830
		計	11,592,813
	こども家庭庁	こども家庭庁共通費	7,421,019
		母子保健衛生対策費	53,610,709
		保育対策費	45,702,434
		子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,503,336,606

		こども安全対策費	2,031,615
		児童虐待防止等対策費	160,732,400
		国立児童自立支援施設	943,606
		国立児童自立支援施設整備費	41,686
		母子家庭等対策費	166,416,447
		障害児支援等対策費	453,652,650
		こども政策推進費	7,465,176
		児童福祉施設等整備費	36,668,356
		大学等修学支援費	531,058,154
		計	3,969,080,858
内閣府所管合計			4,895,957,487
デジタル庁	デジタル庁	デジタル庁共通費	12,547,547
		デジタル社会形成推進費	1,411,340
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	481,188,232
		計	495,147,119
総務省	総務本省	総務本省共通費	39,783,913
		総務本省施設費	1,044,306
		行政管理実施費	139,182
		行政評価等実施費	220,277
		地方行政制度整備費	479,406
		地域振興費	2,012,458
		地方財政制度整備費	51,911
		地方交付税交付金	16,182,275,658
		地方特例交付金	216,900,000
		地方税制度整備費	36,707
		選挙制度等整備費	269,721
		電子政府・電子自治体推進費	71,378,270
		情報通信技術研究開発推進費	8,790,787
		国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	28,682,170
		国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	90,200
		情報通信技術高度利活用推進費	2,417,295
		情報通信技術利用環境整備費	5,619,830
		電波利用料財源電波監視等実施費	70,399,365

		情報通信国際戦略推進費	3,795,460
		郵政行政推進費	965,282
		一般戦災死没者追悼等事業費	511,744
		恩給費	89,735,032
		統計調査費	28,511,799
		独立行政法人統計センター運営費	7,683,927
		政党助成費	31,560,166
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,940,000
		施設等所在市町村調整交付金	7,600,000
		計	16,830,894,866
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	6,438,989
		行政評価等実施費	764,163
		計	7,203,152
	総合通信局	総合通信局共通費	8,103,320
		情報通信技術高度利活用等推進費	45,550
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,375,382
		計	11,524,252
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	559,344
	消防庁	消防庁共通費	2,354,281
		消防庁施設費	137,156
		消防防災体制等整備費	9,837,203
		計	12,328,640
	総務省所管合計		16,862,510,254
法務省	法務本省	法務本省共通費	113,117,914
		基本法制整備費	128,644
		司法制度改革推進費	17,414,746
		日本司法支援センター運営費	16,623,059
		再犯防止等企画調整推進費	113,850
		検察企画調整費	57,493
		矯正企画調整費	169,140
		更生保護企画調整推進費	240,773
		債権管理回収業審査監督費	10,305
		人権擁護推進費	1,260,665
		訟務費	1,689,005

		法務省施設費	18,899,714
		法務行政情報化推進費	380,980
		計	170,106,288
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,817,024
		法務調査研究費	73,679
		国際協力推進費	275,535
		計	2,166,238
	検察庁	検察官署共通費	107,277,612
		検察費	5,310,971
		検察運営費	913,755
		計	113,502,338
	矯正官署	矯正官署共通費	170,208,521
		矯正管理業務費	6,540,563
		矯正収容費	43,053,960
		矯正施設民間開放推進費	15,299,129
		計	235,102,173
	更生保護官署	更生保護官署共通費	14,625,233
		更生保護活動費	12,580,440
		計	27,205,673
	法務局	法務局共通費	70,817,068
		登記事務処理費	22,968,068
		国籍等事務処理費	9,780,250
		人権擁護活動費	2,225,188
		計	105,790,574
	出入国在留管理庁	出入国在留管理庁共通費	40,844,488
		出入国管理企画調整推進費	3,674,712
		出入国管理業務費	10,110,830
		計	54,630,030
	公安審査委員会	公安審査委員会	62,704
	公安調査庁	公安調査庁共通費	13,889,594
		破壊的団体等調査費	2,548,531
		計	16,438,125
	法務省所管合計		725,004,143
外務省	外務本省	外務本省共通費	64,370,453
		外務本省施設費	931,146
		地域別外交費	5,661,018
		分野別外交費	130,597,253

		広報文化交流及報道対策費	11,958,587
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,824,845
		領事政策費	4,952,614
		経済協力費	184,176,980
		独立行政法人国際協力機構運営費	150,301,561
		独立行政法人国際協力機構施設整備費	1,549,439
		計	567,323,896
	在外公館	在外公館共通費	161,196,923
		在外公館施設費	5,348,893
		地域別外交費	1,030,043
		分野別外交費	800,690
		広報文化交流及報道対策費	1,424,425
		領事政策費	5,058,346
		経済協力費	1,266,327
		計	176,125,647
	外務省所管合計		743,449,543
財務省	財務本省	財務本省共通費	255,855,022
		財務本省施設費	261,302
		財政健全化推進費	849,734
		税制企画立案費	158,378
		資産債務管理費	78,345
		国債費	25,250,340,249
		公務員宿舎施設費	7,435,663
		特定国有財産整備費	8,274,918
		特定国有財産整備諸費	363,649
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	16,896,044
		関税制度等企画立案費	1,016,500
		経済協力費	82,813,243
		政策金融費	60,484,652
		国家公務員共済組合連合会等助成費	84,373,495
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	29,794,771
		防衛力強化のための資金へ繰入	3,380,619,913

官報（号外）

		新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	4,000,000,000
		ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	1,000,000,000
		予備費	500,000,000
		計	34,679,615,878
	財務局	財務局共通費	43,494,265
		財務局施設費	233,110
		財務局業務費	13,154,773
		計	56,882,148
	税関	税関共通費	75,389,082
		税関施設費	212,852
		税関業務費	21,562,716
		船舶建造費	965,274
		計	98,129,924
	国税庁	国税庁共通費	572,387,131
		国税庁施設費	2,818,188
		税務業務費	60,871,930
		国税不服審判所	4,605,590
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	968,867
		計	641,651,706
	財務省所管合計		35,476,279,656
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	95,994,472
		教育政策推進費	42,340,659
		独立行政法人教職員支援機構運営費	1,263,359
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	7,946,818
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	506,104
		初等中等教育振興費	521,117,910
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,057,851
		義務教育費国庫負担金	1,521,553,000
		高等教育振興費	28,935,220
		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,826,940

独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,800,287
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,349,080
育英事業費	104,451,213
私立学校振興費	549,215,689
科学技術・学術政策推進費	2,129,634
研究振興費	307,344,865
国立大学法人施設整備費	37,527,130
国立大学法人運営費	1,078,353,054
独立行政法人日本学術振興会運営費	27,413,993
研究開発推進費	121,166,280
国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	14,419,471
国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	6,629,089
国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,543,871
国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	403,003
国立研究開発法人理化学研究所運営費	54,770,381
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	21,762,364
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	1,566,378
国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,876,699
南極地域観測事業費	4,585,850
電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	107,857,099
国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	30,621,991
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	3,355,498
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	122,689,115
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,583,560
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	36,426,591

		公立文教施設整備費	69,256,925
		文化振興費	976,500
		国際交流・協力推進費	29,200,229
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	15,884,912
		独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	101,962
		計	5,149,805,046
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	2,914,575
		科学技術・学術政策研究所	942,099
		日本学士院	637,066
		計	4,493,740
	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	1,264,468
		初等中等教育振興費	24,110
		私立学校振興費	80,000
		スポーツ振興費	10,985,963
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	19,932,401
		計	32,286,942
	文化庁	文化庁共通費	4,306,907
		文化振興費	22,951,344
		文化財保存事業費	44,212,113
		文化財保存施設整備費	580,190
		文化振興基盤整備費	2,619,224
		日本芸術院	527,822
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,840,150
		独立行政法人国立美術館運営費	7,739,050
		独立行政法人国立美術館施設整備費	400,000
		独立行政法人国立文化財機構運営費	9,577,448
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	11,798,272
		計	107,552,520
	文部科学省所管合計		5,294,138,248

厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	98,091,041
		厚生労働本省施設費	153,062
		医療提供体制確保対策費	26,855,314
		医療従事者等確保対策費	628,986
		医療従事者資質向上対策費	47,851
		医療情報化等推進費	1,620,745
		医療安全確保推進費	1,333,200
		国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,735,729
		国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	246,250
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,133,856
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	3,804,604
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,513,710
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	6,780,281
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	462,968
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,300,167
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	2,963,841
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	269,060
		感染症対策費	153,630,094
		特定疾患等対策費	153,018,137
		ハンセン病資料館施設費	837,474
		移植医療推進費	3,342,073
		原爆被爆者等援護対策費	118,596,096
		医薬品承認審査等推進費	945,270
		医薬品安全対策等推進費	1,127,630
		医薬品適正使用推進費	102,977
		血液製剤対策費	638,733
		医療技術実用化等推進費	1,775,122
		医療提供体制基盤整備費	136,613,530
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,334,172

官　報（号外）

		医療保険給付諸費	10,303,042,014
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	5,747,889
		医療費適正化推進費	2,272,725
		地域保健対策費	2,840,823
		保健衛生施設整備費	3,600,852
		健康増進対策費	34,128,532
		健康危機管理推進費	1,010,576
		食品等安全確保対策費	1,332,830
		水道安全対策費	75,438
		水道施設整備費	4,395,000
		生活基盤施設耐震化等対策費	20,154,000
		麻薬・覚醒剤等対策費	511,965
		化学物質安全対策費	282,312
		生活衛生対策費	4,276,667
		労働条件確保・改善対策費	265,377
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費	990,625
		特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	295,044
		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	6,959
		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	170
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	428,637
		男女均等雇用対策費	140,041
		高齢者等雇用安定・促進費	8,877,242
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	28,502,500
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	6,424,698
		職業能力開発強化費	5,078,062
		若年者等職業能力開発支援費	71,386
		障害者等職業能力開発支援費	4,030,785
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	863,159
		生活保護等対策費	2,913,555,180
		自殺対策費	3,698,555
		社会福祉諸費	35,104,138

		遺族及留守家族等援護費	5,200,011
		戦没者慰霊事業費	4,007,896
		中国残留邦人等支援事業費	1,054,172
		恩給進達等実施費	173,869
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,231,119
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,389,950
		社会福祉施設整備費	4,905,411
		独立行政法人福祉医療機構運営費	3,162,977
		障害保健福祉費	2,001,763,799
		公的年金制度等運営諸費	531,616,130
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,476,942,399
		私的年金制度整備運営費	4,218,152
		高齢者日常生活支援等推進費	198,329,137
		介護保険制度運営推進費	3,427,986,518
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	107,342,073
		国際機関活動推進費	16,850,299
		国際協力費	274,877
		厚生労働調査研究等推進費	61,216,435
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	4,729,156
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	38,371
		社会保障・税番号活用推進費	52,012
		水道施設整備事業調査諸費	3,000
		水道施設災害復旧事業費	356,000
		計	32,977,749,917
	検疫所	検疫所共通費	9,965,511
		検疫所施設費	107,789
		検疫業務等実施費	12,477,411
		輸入食品検査業務実施費	1,682,369
		計	24,233,080
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	17,803,051
		国立ハンセン病療養所施設費	3,470,074

		国立ハンセン病療養所運営費	10,232,699
		計	31,505,824
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	9,360,721
		厚生労働本省試験研究所施設費	390,972
		血清等製造及検定費	370,877
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	4,883,521
		計	15,006,091
	国立障害者リハビリテーションセンター	国立障害者リハビリテーションセンター共通費	5,542,342
		国立障害者リハビリテーションセンター施設費	208,542
		国立障害者リハビリテーションセンター運営費	1,921,620
		計	7,672,504
	地方厚生局	地方厚生局共通費	13,893,142
		地方厚生局施設費	28,388
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,293,226
		医師等国家試験実施費	1,307,443
		麻薬・覚醒剤等対策費	798,031
		医療観察等実施費	76,393
		計	17,396,623
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	87,134,128
		都道府県労働局施設費	187,622
		労働条件確保・改善対策費	699,838
		男女均等雇用対策費	127,191
		個別労働紛争対策費	77,622
		職業紹介事業等実施費	39,215
		高齢者等雇用安定・促進費	4,024,178
		若年者等職業能力開発支援費	1,276,640
		計	93,566,434
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,212,156
		労使関係等安定形成促進費	280,898
		計	1,493,054
	厚生労働省所管合計		33,168,623,527

農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	77,958,618
		農林水産本省施設費	339,100
		新市場創出対策費	876,356
		農林水産物・食品輸出促進対策費	6,543,931
		消費者・食農連携深化対策費	131,478
		食品の安全・消費者の信頼確保対策費	1,225,533
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,711,512
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	57,308
		食料安全保障確立対策費	21,453,953
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	131,000,000
		担い手育成・確保等対策費	179,033,891
		独立行政法人農業者年金基金運営費	4,707,008
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	110,476,050
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	50,509,493
		農地集積・集約化等対策費	41,121,729
		農業生産基盤整備推進費	31,606,755
		海岸事業費	3,953,959
		国産農産物生産基盤強化等対策費	381,187,738
		牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費	39,587,141
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,659,361
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	146,168
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	3,141,588
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,453,176
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	175,000
		農業・食品産業強化対策費	12,051,713
		農林水産政策研究所	1,026,658
		農林水産業環境政策推進費	800,808

		農村整備推進対策費	77,537,497
		農業農村整備事業費	198,100,270
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	4,514,000
		農山漁村活性化対策費	18,738,969
		農山漁村地域整備事業費	63,782,000
		農林水産統計調査費	4,423,368
		風水害等対策費	25,463
		受託工事等実施費	5,787,535
		海岸事業調査諸費	3,472
		農業農村整備事業調査諸費	1,039,240
		農業施設災害復旧事業費	8,171,306
		農業施設災害関連事業費	323,607
		計	1,497,382,752
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	16,300,756
		農林水産本省検査指導所施設費	234,358
		計	16,535,114
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,129,481
		農林水産技術会議施設費	61,134
		農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	4,183,227
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	52,813,900
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	552,503
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター運営費	3,762,047
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	22,000
		計	63,524,292
	地方農政局	地方農政局	51,231,629
		地方農政局施設費	394,652
		海岸事業工事諸費	412,569
		農業農村整備事業工事諸費	20,034,490
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	2,466
		計	72,075,806
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	3,680,904

		北海道農政事務所施設費	49,317
		計	3,730,221
	林野庁	林野庁共通費	32,402,968
		林野庁施設費	1,011,160
		国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	10,200,430
		国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	313,739
		森林整備・保全費	5,175,073
		国有林野産物等売払及管理処分業務費	14,789,574
		治山事業費	49,548,361
		森林整備事業費	111,562,286
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	1,133,274
		国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	27,981,098
		林業振興対策費	4,981,733
		林産物供給等振興対策費	2,159,898
		森林整備・林業等振興対策費	7,453,230
		治山事業工事諸費	5,156,639
		森林整備事業工事諸費	6,867,714
		山林施設災害復旧事業費	5,351,843
		山林施設災害関連事業費	5,029,231
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	17,926
		計	291,136,177
	水産庁	水産庁共通費	8,133,757
		食料安全保障確立対策費	635,801
		国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	17,004,941
		国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	198,729
		水産資源管理対策費	25,931,759
		船舶建造費	137,709
		水産業振興対策費	30,801,568
		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	18,986,837
		漁村活性化対策費	5,271,542
		海岸事業費	2,941,114

		水産業強化対策費	2,401,917
		水産基盤整備費	35,621,337
		海岸事業調査諸費	4,886
		水産基盤整備事業工事諸費	52,663
		漁港施設災害復旧事業費	1,075,621
		漁港施設災害関連事業費	83,000
		計	149,283,181
	農林水産省所管合計		2,093,667,543
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	45,924,345
		経済産業本省施設費	3,486,741
		経済構造改革推進費	2,180,212
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,900,000
		対外経済政策推進費	16,403,196
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	26,570,000
		産業技術・環境・産業標準政策推進費	4,294,922
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	16,620
		国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	61,800,000
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	14,447,800
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,759,000
		情報処理・サービス・製造産業振興費	33,346,132
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	10,107,889
		産業保安確保費	2,786,855
		地域経済政策推進費	1,570,204
		工業用水道事業費	2,006,000
		計	234,599,916
	経済産業局	経済産業局	14,463,837
		経済産業局施設費	59,810
		計	14,523,647
	産業保安監督官署	産業保安監督官署	2,720,408
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	4,329,178

		鉱物資源安定供給確保費	727,608
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	386,831,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	144,571,000
		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	3,910,990
		計	540,369,776
	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,398,048
		中小企業政策推進費	67,936,546
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	18,345,227
		計	88,679,821
	経済産業省所管合計		880,893,568
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	118,763,150
		国土交通本省施設費	68,602
		住宅対策事業費	1,700,000
		住宅対策諸費	38,050,713
		住宅市場整備推進費	5,072,727
		総合的バリアフリー推進費	45,311
		海洋環境対策費	313,691
		港湾環境整備事業費	2,121,514
		道路環境等対策費	18,510
		道路環境改善事業費	105,487,000
		水資源対策費	86,736
		水資源開発事業費	14,327,996
		緑地環境対策費	160,000
		国営公園等事業費	22,340,413
		水環境対策費	204,377
		都市水環境整備事業費	21,896,557
		下水道事業費	10,760,371
		地球温暖化防止等対策費	7,580,572
		災害情報整備推進費	2,147
		住宅・市街地防災対策費	87,560
		市街地防災事業費	51,000
		住宅防災事業費	116,297,000

		都市公園防災事業費	1,791,000	
		下水道防災事業費	65,253,883	
		水害・土砂災害対策費	309,922	
		河川管理施設整備費	51,343	
		河川整備事業費	470,742,636	
		多目的ダム建設事業費	72,030,314	
		総合流域防災事業費	6,698,891	
		砂防事業費	115,821,882	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	21,175	
		防災・減災対策等強化事業推進費	13,886,000	
		海岸事業費	28,901,953	
		公共交通等安全対策費	1,883,885	
		独立行政法人航空大学校運営費	2,472,691	
		鉄道安全対策事業費	5,958,000	
		道路交通安全対策費	249,162	
		道路交通安全対策事業費	884,604,000	
		総合的物流体系整備推進費	979,843	
		港湾事業費	187,308,066	
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	48,040	
		景観形成推進費	70,200	
		地域連携道路事業費	545,665,000	
		整備新幹線建設推進高度化等事業費	1,538,441	
		整備新幹線整備事業費	80,372,000	
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	20,789,000	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	5,270,000	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	161,000	
		都市・地域づくり推進費	1,503,372	
		都市再生・地域再生整備事業費	101,381,094	
		鉄道網整備推進費	157,005	
		鉄道網整備事業費	16,864,000	

		地域公共交通維持・活性化推進費	22,421,479	
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	317,155	
		都市・地域交通整備事業費	1,000,000	
		道路交通円滑化推進費	128,661	
		道路交通円滑化事業費	206,775,000	
		社会資本整備・管理効率化推進費	1,125,765	
		不動産市場整備等推進費	5,172,534	
		建設市場整備推進費	817,778	
		国土交通統計調査費	723,790	
		国土調査費	4,493,541	
		社会資本整備円滑化地籍整備事業費	912,000	
		自動車運送業市場環境整備推進費	81,065	
		海事産業市場整備等推進費	791,618	
		独立行政法人海技教育機構運営費	6,575,779	
		国土形成推進費	330,288	
		社会資本総合整備事業費	1,286,332,000	
		官民連携基盤整備推進調査費	331,000	
		地理空間情報整備・活用推進費	32,095	
		離島振興費	4,631,062	
		離島振興事業費	55,112,718	
		北海道総合開発推進費	1,749,776	
		北海道開発事業費	510,927,855	
		北海道特定特別総合開発事業推進費	4,325,000	
		技術研究開発推進費	2,803,765	
		国立研究開発法人土木研究所運営費	8,782,240	
		国立研究開発法人土木研究所施設整備費	321,511	
		国立研究開発法人建築研究所運営費	1,915,882	
		国立研究開発法人建築研究所施設整備費	76,519	
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	5,083,375	

		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	200,000	
		独立行政法人自動車技術総合機構運営費	776,972	
		情報化推進費	669,427	
		国際協力費	2,069,432	
		官庁施設保全等推進費	172,467	
		官庁営繕費	17,320,103	
		附帯・受託工事費	97,911,000	
		治水海岸事業調査諸費	149,538	
		水資源開発事業調査諸費	1,870	
		道路整備事業調査諸費	49,394	
		港湾事業調査諸費	80,891	
		都市開発事業調査諸費	23,906	
		都市水環境整備事業調査諸費	7,038	
		住宅建設事業調査諸費	100,287	
		国営公園等事業調査諸費	30,569	
		下水道事業調査諸費	83,746	
		河川等災害復旧事業費	37,777,776	
		住宅施設災害復旧事業費	101,000	
		鉄道施設災害復旧事業費	985,000	
		河川等災害関連事業費	17,622,136	
		自動車安全特別会計へ繰入	5,950,000	
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	261,507	
		計	5,414,655,055	
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	3,213,611	
		国土技術政策総合研究所施設費	83,237	
		技術研究開発推進費	383,239	
		治水海岸事業工事諸費	569,310	
		道路整備事業工事諸費	487,019	
		港湾空港整備事業工事諸費	208,448	
		計	4,944,864	
	国土地理院	国土地理院共通費	5,185,178	
		国土地理院施設費	59,405	
		災害情報整備推進費	561,228	

		地理空間情報整備・活用等推進費	2,780,812
		技術研究開発推進費	79,811
		計	8,666,434
	海難審判所	海難審判所共通費	926,412
		海難審判費	27,292
		計	953,704
	地方整備局	地方整備局共通費	33,332,207
		地方整備局施設費	1,461
		地方整備推進費	560,691
		治水海岸事業工事諸費	87,788,435
		道路整備事業工事諸費	76,492,587
		港湾空港整備事業工事諸費	18,176,323
		都市環境整備事業工事諸費	8,350,405
		国営公園等事業工事諸費	1,699,018
		河川等災害復旧事業等工事諸費	694,132
		計	227,095,259
	北海道開発局	北海道開発局共通費	9,585,728
		北海道開発局施設費	37,064
		北海道開発行政推進費	46,862
		北海道治水海岸事業工事諸費	9,234,000
		北海道道路整備事業工事諸費	15,819,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	2,657,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,537,000
		北海道国営公園等事業工事諸費	75,606
		北海道農業農村整備事業等工事諸費	9,025,539
		北海道災害復旧事業等工事諸費	27,956
		計	48,045,755
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,474,226
		地方運輸行政推進費	736,279
		計	21,210,505
	地方航空局	地方航空局共通費	2,331,734
		地方航空行政推進費	42,670
		計	2,374,404

官報（号外）

	観光庁	観光庁共通費	2,082,002
		観光振興費	5,283,652
		国際観光旅客税財源観光振興費	12,614,264
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	5,240,000
		国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費	7,116,327
		計	32,336,245
	気象庁	気象官署共通費	34,912,009
		気象官署施設費	102,258
		観測予報等業務費	11,196,560
		気象研究所	2,361,565
		計	48,572,392
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,088,903
	海上保安庁	海上保安官署共通費	109,891,489
		海上保安官署施設費	4,374,545
		船舶交通安全及海上治安対策費	84,398,387
		船舶建造費	21,578,188
		船舶交通安全基盤整備事業費	20,502,216
		船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	742,784
		計	241,487,609
	国土交通省所管合計		6,052,431,129
環境省	環境本省	環境本省共通費	15,495,989
		環境本省施設費	3,503,410
		地球温暖化対策推進費	1,311,506
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	129,005,000
		地球環境保全等試験研究費	213,513
		地球環境保全費	3,060,141
		大気・水・土壌環境等保全費	5,227,050
		資源循環政策推進費	6,847,293
		廃棄物処理施設整備費	37,604,374
		生物多様性保全等推進費	6,088,831
		環境保全施設整備費	528,551

		自然公園等事業費	7,208,605
		化学物質対策推進費	2,150,449
		環境保健対策推進費	14,170,141
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	6,497,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	725,366
		環境政策基盤整備費	4,101,702
		環境調査研修所	1,313,154
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	6,657,318
		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	16,574,658
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	853,524
		地域脱炭素推進費	539,410
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	228,709
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,626
		自然公園等事業工事諸費	546,395
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	30,000
		計	270,486,715
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	5,059,723
		地方環境事務所施設費	73,650
		地方環境対策費	2,375,731
		計	7,509,104
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	4,424,570
		原子力規制委員会施設費	3,773,816
		原子力安全確保費	4,744,450
		放射能調査研究費	1,280,502
		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	33,535,000
		計	47,758,338
	環境省所管合計		325,754,157

官　報（号外）

防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	793,718,505
		防衛本省施設費	3,130,361
		自衛官給与費	1,471,768,456
		防衛力基盤強化推進費	806,601,301
		防衛力基盤強化施設整備費	219,912,353
		武器車両等整備費	1,117,141,993
		艦船整備費	246,702,950
		艦船建造費	16,553,947
		航空機整備費	1,192,671,627
		令和元年度潜水艦建造費	23,651,157
		令和2年度甲Ｖ型警備艦建造費	40,674,631
		令和2年度潜水艦建造費	24,733,087
		令和3年度甲Ｖ型警備艦建造費	43,168,026
		令和3年度潜水艦建造費	19,671,623
		令和4年度甲Ｖ型警備艦建造費	9,078,961
		令和4年度潜水艦建造費	3,006,356
		令和5年度甲Ｖ型警備艦建造費	3,021,908
		令和5年度潜水艦建造費	5,267,356
		在日米軍等駐留関連諸費	386,222,678
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,798,445
		安全保障協力推進費	588,191
		計	6,431,083,912
	地方防衛局	地方防衛局	21,695,013
		地方防衛局施設費	124,835
		計	21,819,848
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	24,278,340
		防衛力基盤強化推進費	288,512,900
		防衛力基盤強化施設整備費	22,270,446
		計	335,061,686
	防衛省所管合計		6,787,965,446
歳出総計			114,381,235,569

乙号　継　　続　　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和元年度（千円）	令和2年度（千円）	令和3年度（千円）	令和4年度（千円）	令和5年度（千円）	令和6年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	令和元年度潜水艦建造費								
		既定	69,923,133	74,772	3,277,296	28,723,136	14,196,848	23,651,081	—	
		改定	69,923,209	74,772	3,277,296	28,723,136	14,196,848	23,651,157	—	令和元年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和2年度甲Ⅴ型警備艦建造費								
		既定	95,391,872	—	5,852,202	13,526,620	35,389,323	40,623,727	—	
		改定	95,442,776	—	5,852,202	13,526,620	35,389,323	40,674,631	—	令和2年度甲Ⅴ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和2年度潜水艦建造費								
		既定	71,260,753	—	914,704	7,537,872	17,192,432	24,723,791	20,891,954	
		改定	71,270,125	—	914,704	7,537,872	17,192,432	24,733,087	20,892,030	令和2年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和3年度（千円）	令和4年度（千円）	令和5年度（千円）	令和6年度（千円）	令和7年度（千円）	事由
		令和3年度甲Ⅴ型警備艦建造費							
		既定	94,776,313	1,729,356	7,262,992	42,160,648	43,623,317	—	
		改定	95,876,335	1,729,356	7,262,992	43,168,026	43,715,961	—	令和3年度甲Ⅴ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

		令和３年度潜水艦建造費							
		既　定	68,504,835	214,323	1,909,350	19,526,788	26,606,475	20,247,899	
		改　定	68,665,449	214,323	1,909,350	19,671,623	26,611,863	20,258,290	令和３年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和４年度甲Ｖ型警備艦建造費							
		既　定	104,567,160	—	2,209,486	8,523,305	48,624,627	45,209,742	
		改　定	106,286,282	—	2,209,486	9,078,961	49,689,615	45,308,220	令和４年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	令和６年度（千円）	令和７年度（千円）	令和８年度（千円）	令和９年度（千円）	
		令和４年度潜水艦建造費								
		既　定	73,974,828	184,549	2,797,493	23,991,983	25,272,612	21,728,191	—	
		改　定	74,345,795	184,549	3,006,356	24,138,316	25,278,502	21,738,072	—	令和４年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和５年度甲Ｖ型警備艦建造費	118,428,794	—	3,021,908	16,928,741	56,486,768	41,991,377	—	甲Ｖ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		令和５年度潜水艦建造費	81,417,590	—	5,267,356	6,566,160	25,654,682	12,501,103	31,428,289	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費		(項) 宮廷費のうち
		施設施工庁費
		施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
	参議院	(項) 参議院施設費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち
		施設施工旅費
		会計検査情報処理業務庁費（会計検査情報システム整備費に限る。）
		施設施工庁費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房共通費のうち
		サイバーセキュリティ施策評価事務委託費
		内閣官房施設費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
	人事院	(項) 人事院のうち
		施設整備費
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府施設費
		独立行政法人国立公文書館施設整備費
		アイヌ政策推進費のうち
		アイヌ政策推進交付金
		地方創生支援費のうち
		地方創生支援委託費（デジタル実装地域活性化推進事業費に限る。）
		地方創生支援事業費補助金（持続可能な開発目標達成推進事業費及び高校生地域留学推進設備整備事業費に限る。）
		防災政策費のうち
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		沖縄振興開発調査委託費（新たな沖縄観光サービス創出支援事業費に限る。）
		沖縄離島活性化推進事業費補助金
		沖縄離島生活環境基盤整備推進費補助金
		沖縄産業創出支援事業費補助金（沖縄産業域外競争力強化促進事業費及び沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業費に限る。）
		沖縄産業技術開発事業費補助金
		沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金
		沖縄科学技術大学院大学学園補助金（研究棟設備整備費、実験基盤整備費、最先端研究・研究支援経費及び知的・産業クラスター形成推進研究費に限る。）
		沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金
		不発弾等処理交付金
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄振興特定事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費
		沖縄教育振興事業費

官　報（号外）

			沖縄国立大学法人施設整備費		
			沖縄開発事業費		
			沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費		
			遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち		
			遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。）		
			遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費		
			男女共同参画社会形成促進費のうち		
			地域女性活躍推進交付金		
			食品安全政策費のうち		
			食品健康影響評価技術研究委託費		
	地方創生推進事務局	（項）	地方創生推進事務局のうち		
			地方創生推進委託費（スーパーシティ構想等推進事業費に限る。）		
			地方創生推進費		
			地方創生基盤整備事業推進費		
	科学技術・イノベーション推進事務局	（項）	科学技術イノベーション創造推進費		
	宇宙開発戦略推進事務局	（項）	宇宙開発戦略推進事務局のうち		
			実用準天頂衛星システム開発等委託費		
			宇宙開発利用推進費		
	総合海洋政策推進事務局	（項）	総合海洋政策推進事務局のうち		
			諸謝金（総合的・戦略的海洋政策推進事業費に限る。）		
			有人国境離島政策推進費のうち		
			諸謝金（有人国境離島政策推進調査費に限る。）		
			特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		
				国際平和協力本部	（項） 国際平和協力本部のうち
					国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）
				官民人材交流センター	（項） 官民人材交流センターのうち
					応募認定退職者等再就職支援委託費
				沖縄総合事務局	（項） 沖縄治水事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					沖縄道路整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					沖縄国営公園事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					沖縄農業農村整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
				公正取引委員会	（項） 公正取引委員会のうち
					施設整備費
				警察庁	（項） 警察庁施設費のうち
					施設施工旅費

		施設施工庁費	デジタル庁	デジタル庁	（項）デジタル社会形成推進費　のうち
		警察庁施設費			情報処理業務庁費（準公共分野・相互連携分野デジタル化推進事業費に限る。）
		通信施設整備費			情報通信技術調達等適正・効率化推進費　のうち
		交通警察費のうち			情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
		都道府県警察施設整備費補助金			情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費
		警察活動基盤整備費のうち			マイナンバーカード関係システム事業費補助金
		車両購入費	総務省	総務本省	（項）総務本省施設費
		警察通信機器整備費（警察基幹通信網整備費、無線多重等通信機器整備費、移動無線通信機器整備費、映像伝送通信機器整備費、通信指令機器整備費及び広域犯罪対策通信機器整備費に限る。）			地域振興費のうち
		警察通信維持費（無線多重等通信機器整備費、映像伝送通信機器整備費及び広域犯罪対策通信機器整備費に限る。）			地域経済循環創造事業交付金
		都道府県警察施設整備費補助金			過疎地域持続的発展支援交付金
	金融庁	（項）金融政策費のうち			電子政府・電子自治体推進費　のうち
		諸謝金（金融機能強化特別措置調査費に限る。）			社会保障・税番号制度システム開発等委託費
	消費者庁	（項）消費者政策費のうち			社会保障・税番号制度システム整備費補助金
		地方消費者行政強化交付金			マイナンバーカード交付事業費補助金
	こども家庭庁	（項）保育対策費のうち			マイナンバーカード交付事務費補助金
		保育対策事業費補助金（保育所等改修支援事業費、保育環境改善等事業費及び認可外保育施設改修支援事業費に限る。）			情報通信技術研究開発推進費　のうち
		国立児童自立支援施設整備費			情報通信技術研究開発推進委託費（量子インターネット要素技術研究開発事業費に限る。）
		こども政策推進費のうち			医療研究開発推進事業費補助金
		こども家庭行政推進調査事業費補助金			情報通信技術研究開発推進事業費補助金（量子インターネット要素技術研究開発事業費に限る。）
		こども家庭科学研究費補助金			
		地域少子化対策重点推進交付金			
		児童福祉施設等整備費			

			情報通信国際戦略推進業務庁費（デジタルインフラ安全性・信頼性確保国際連携事業費及び多国間枠組データ流通等連携強化事業費に限る。）	情報通信技術高度利活用推進費　のうち 情報通信技術研究開発調査費（コンテンツ海外展開・地域情報発信推進事業費、地域課題解決スマートシティ推進事業経理検査等業務費及び地域デジタル基盤活用推進事業費に限る。） 情報通信技術利活用事業費補助金 情報通信利用促進支援事業費補助金（放送コンテンツ地域情報発信力強化事業費に限る。）
			情報通信技術研究開発調査費（ＩＣＴ海外展開パッケージ支援事業費及び多国間枠組データ流通等連携強化事業費に限る。）	
			恩給費のうち	情報通信技術利用環境整備費　のうち 情報通信技術研究開発調査費（ケーブルテレビネットワーク光化推進事業費に限る。） 放送ネットワーク整備支援事業費補助金
			国会議員互助年金	
			文官等恩給費	
			旧軍人遺族等恩給費	
		管区行政評価局	（項）管区行政評価局共通費のうち	
			庁費（さいたま新都心合同庁舎１号館自動火災報知設備整備費、金沢駅西合同庁舎昇降機設計費及び神戸地方合同庁舎空調・中央監視設備等設計費に限る。）	
		総合通信局	（項）総合通信局共通費のうち	電波利用料財源電波監視等実施費　のうち 施設施工旅費 電波監視等業務庁費（高度無線環境整備推進事業費、周波数ひっ迫対策技術試験事業費、電波利用・発射状況調査費、総合無線局監理システム改修費、周波数国際協調利用促進事業費及び医療機器電波影響調査費に限る。） 電波利用技術研究開発等業務庁費 電波利用技術研究開発等委託費（電波資源拡大研究開発事業費並びに電波安全性調査及び評価技術事業費に限る。）
			庁費（沖縄総合通信事務所移転関係経費に限る。）	
			電波利用料財源電波監視等実施費　のうち	
			電波監視等業務庁費（沖縄総合通信事務所移転関係経費及び周波数ひっ迫対策技術試験事業費に限る。）	
		消防庁	（項）消防庁施設費	
			消防防災体制等整備費のうち	
			消防防災技術研究開発委託費	
			緊急消防援助隊設備整備費補助金	
			消防防災施設整備費補助金	
	施設整備費	法務本省	（項）更生保護企画調整推進費　のうち	
	無線システム普及支援事業費等補助金		更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。）	

			法務省施設費のうち	財務省	財務本省	（項）財務本省施設費
			施設施工旅費			公務員宿舎施設費
			施設施工庁費			特定国有財産整備費
			施設整備費		財務局	（項）財務局共通費のうち
		法務局	（項）登記事務処理費のうち			庁費（福島第２地方合同庁舎移転関係経費及び鹿児島第３地方合同庁舎移転関係経費に限る。）
			登記業務庁費（長期相続登記未了土地調査費に限る。）			財務局施設費
			国籍等事務処理費のうち			財務局業務費のうち
			社会保障・税番号制度システム整備費補助金			国有財産管理処分庁費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）
		出入国在留管理庁	（項）出入国管理企画調整推進費のうち			合同宿舎管理費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）
			外国人受入環境整備交付金（一元的相談窓口整備事業費に限る。）			普通財産維持費（崖地等補修費及び旧軍用墓地納骨堂補修費に限る。）
			出入国管理業務費のうち		税関	（項）税関施設費
			出入国管理業務庁費（神戸地方合同庁舎空調・中央監視設備等設計費に限る。）			税関業務費のうち
		公安調査庁	（項）公安調査庁共通費のうち			税関業務特別庁費（横浜税関庁舎移転関係経費及び沖縄地区税関庁舎移転関係経費に限る。）
			庁舎等撤去費			船舶建造費
	外務省	外務本省	（項）外務本省施設費		国税庁	（項）国税庁施設費のうち
			地域別外交費のうち			施設施工旅費
			遺棄化学兵器調査事業等委託費			施設施工庁費
			旧外地特別会計承継債務払戻金			施設整備費
			分野別外交費のうち	文部科学省	文部科学本省	（項）教育政策推進費のうち
			安全保障能力強化等援助費			放送大学学園補助金（教材作成事業費及び放送事業費に限る。）
			経済協力費のうち			初等中等教育振興費のうち
			政府開発援助経済開発等援助費			公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
			独立行政法人国際協力機構施設整備費			学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育施設設備整備費に限る。）
		在外公館	（項）在外公館共通費のうち			公立文教施設整備等都道府県事務費交付金（公立文教施設災害復旧事務費交付金に限る。）
			在外公館設備整備費（移転関係経費に限る。）			高等教育振興費のうち
			政府開発援助在外公館設備整備費（移転関係経費に限る。）			
			在外公館施設費			

		研究拠点形成費等補助金（卓越大学院構築事業費、ダブルメジャー大学院教育構築事業費及び医療人材養成拠点形成事業費に限る。）			高性能汎用計算機高度利用事業費補助金
		大学改革推進等補助金（臨床教育・研究体制構築支援事業費及び薬学教育プログラム構築等支援事業費に限る。）			次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金
		人材育成連携拠点形成費等補助金			人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金
		国立大学改革・研究基盤強化推進補助金			国立大学法人施設整備費
		国際化拠点整備事業費補助金			研究開発推進費のうち
		国立大学法人先端研究推進費補助金			科学技術試験研究委託費
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費			地球観測技術等調査研究委託費
		私立学校振興費のうち			先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金
		私立大学等研究設備整備費等補助金			研究開発施設共用等促進費補助金
		私立学校施設整備費補助金			医療研究開発推進事業費補助金（研究開発費、医薬品プロジェクト経費及びゲノム・データ基盤プロジェクト経費に限る。）
		科学技術・学術政策推進費のうち			核セキュリティ強化等推進事業費補助金（核不拡散・核セキュリティ強化技術開発費に限る。）
		政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金			環境技術等研究開発推進事業費補助金
		研究振興費のうち			国際熱核融合実験炉研究開発費補助金
		大学研究基盤強化委託費			地球観測システム研究開発費補助金
		科学技術試験研究委託費			先進的核融合研究開発費補助金
		特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定中性子線施設設備整備事業費に限る。）			国際宇宙ステーション開発費補助金
		高輝度放射光源共通基盤技術研究開発費補助金			基幹ロケット高度化推進費補助金
		次世代放射光施設整備費補助金			核変換技術研究開発費補助金
		国際研究拠点形成促進事業費補助金			廃炉研究等推進事業費補助金
		共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金			試験研究炉整備等促進事業費補助金
		科学研究費補助金			国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費

					国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費
					国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費
					国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
					公立文教施設整備費
					独立行政法人日本学生支援機構施設整備費
		スポーツ庁	（項）	私立学校振興費	
		文化庁	（項）	文化庁共通費のうち	
				移転費	
				文化振興費のうち	
					文化芸術振興費補助金（国際共同製作映画支援事業費に限る。）
				文化財保存事業費のうち	
					国有文化財保存整備費
					国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
					国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
					史跡等購入費補助金
					文化芸術振興費補助金（地域シンボル整備等事業費に限る。）
				文化財保存施設整備費	
				文化振興基盤整備費のうち	
				文化芸術振興費補助金	
厚生労働省		厚生労働本省	（項）	厚生労働本省施設費	
					国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費
					国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費
					国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費
					国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費

					感染症対策費のうち
					医薬品製剤化等業務庁費（プレパンデミックワクチン製剤化経費に限る。）
					ワクチン等購入費（ワクチン購入費に限る。）
					医薬品買上費
					疾病予防対策事業費等補助金（緊急風しん抗体検査等事業費に限る。）
					特定疾患等対策費のうち
					ハンセン病名誉回復事業等庁費（歴史的建造物補修経費に限る。）
					疾病予防対策事業費等補助金（臨床調査個人票電子化等推進事業費、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業費及び指定難病要支援者証明事業費に限る。）
					小児慢性特定疾病対策費補助金（医療意見書電子化等推進事業費及び情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業費に限る。）
					ハンセン病資料館施設費
					医療提供体制基盤整備費のうち
					医療施設等施設整備費補助金
					医療提供体制施設整備交付金
					医療保険給付諸費のうち
					医療保険制度関係業務庁費（出産費用見える化広報費に限る。）
					高齢者医療制度円滑運営事業費補助金（高齢者医療制度関係業務システム改修事業費及び後期高齢者医療広域連合電算処理システム改修事業費に限る。）
					国民健康保険団体連合会等補助金（国保総合システム改修事業費に限る。）

官　報（号外）

		審査支払関係業務費補助金				厚生労働調査研究等推進費　のうち
		保健衛生施設整備費				厚生労働科学研究費補助金
		健康増進対策費のうち				医療研究開発推進事業費補助金
		健康対策関係業務庁費（予防・健康づくり実証事業費に限る。）				国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金
		水道施設整備費				厚生労働行政推進調査事業費補助金
		生活基盤施設耐震化等対策費				保健衛生医療調査等推進事業費補助金
		生活衛生対策費のうち				国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費
		生活衛生関係営業対策事業費補助金（受動喫煙防止対策事業費に限る。）				水道施設災害復旧事業費
		遺族及留守家族等援護費　のうち				
		遺族等年金		国立ハンセン病療養所	（項）	国立ハンセン病療養所施設費
		戦没者慰霊事業費のうち		厚生労働本省試験研究機関	（項）	厚生労働本省試験研究所施設費
		戦没者遺骨収集事業等旅費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）		国立障害者リハビリテーションセンター	（項）	国立障害者リハビリテーションセンター施設費
		戦没者遺骨収集事業等庁費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）				国立障害者リハビリテーションセンター運営費　のうち
		戦没者遺骨収集事業等委託費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）				更生援護庁費（伊東重度障害者センター庁舎等解体撤去経費に限る。）
		戦没者慰霊碑建設費		地方厚生局	（項）	地方厚生局共通費のうち
		中国残留邦人等支援事業費　のうち				移転費
		引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。）				地方厚生局施設費
		社会福祉施設整備費		都道府県労働局	（項）	都道府県労働局共通費のうち
		障害保健福祉費のうち				移転費
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金				都道府県労働局施設費
		介護保険制度運営推進費　のうち	農林水産省	中央労働委員会	（項）	中央労働委員会共通費のうち
		介護保険事業費補助金（介護関連データ活用基盤構築事業費に限る。）		農林水産本省	（項）	各所修繕（非常用電源設備整備費に限る。）
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金				農林水産本省施設費
						農林水産物・食品輸出促進対策費　のうち
						農林水産物・食品輸出促進対策調査等委託費（既存添加物等申請事業費に限る。）

農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金

特殊自然災害対策整備費補助金

農業水利施設保全管理整備交付金

農業水利施設保全管理推進交付金

海　岸　事　業　費

国産農産物生産基盤強化等対策費　のうち

国産農産物生産基盤強化等対策調査等委託費（国際園芸博覧会政府出展事業費に限る。）

国際博覧会事業費補助金

国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金

甘味資源作物・国内産糖調整交付金

国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費

独立行政法人家畜改良センター施設整備費

農業・食品産業強化対策費

農林水産業環境政策推進費　のうち

農林水産業環境政策推進交付金（バイオマス地産地消推進事業費及び有機農業産地づくり推進事業費に限る。）

農林水産業環境政策技術開発推進交付金

農林水産業環境政策推進整備交付金

農業農村整備事業費

農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入

農山漁村活性化対策費のうち

農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（戦略的輸出拡大サポート事業費、品目団体輸出力強化支援事業費、海外出願促進対策事業費及び海外育成者権管理事業費に限る。）

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金

独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費

食料安全保障確立対策費　のうち

食料安全保障確立対策推進交付金（農畜水産物安全性向上事業費及び伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止事業費に限る。）

食料安全保障確立対策整備交付金

担い手育成・確保等対策費　のうち

担い手育成・確保等対策事業費補助金（経営継承・発展等支援事業費、農の雇用事業費、雇用就農資金事業費、経営発展支援事業費、サポート体制構築事業費及び農業教育高度化事業費に限る。）

担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金（集落営農活性化プロジェクト促進事業費及び地域計画策定推進緊急対策事業費に限る。）

担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金

農地利用効率化等支援交付金

農地集積・集約化等対策費　のうち

農地集積・集約化等対策整備交付金

農業生産基盤整備推進費　のうち

農業生産基盤整備推進環境調査費

		農山漁村活性化対策整備交付金			森林整備・保全費のうち
		農山漁村情報通信環境整備交付金			国有林野森林整備・保全管理費(森林景観活用観光資源環境整備事業費及び民国連携木材供給加速化対策事業費に限る。)
		農山漁村地域整備事業費			森林整備・保全費補助金(花粉症対策苗木等植替促進事業費及び採種園等造成・改良等事業費に限る。)
		風水害等対策費			森林整備・保全地方公共団体事業費補助金(採種園等造成・改良等事業費に限る。)
		受託工事等実施費のうち			治山事業費
		受託工事費			森林整備事業費のうち
		農業施設災害復旧事業費			森林環境保全整備事業費
		農業施設災害関連事業費			森林環境保全整備事業費補助
	農林水産本省検査指導機関	(項) 農林水産本省検査指導所施設費			水源林造成事業費補助
	農林水産技術会議	(項) 農林水産技術会議施設費			美しい森林づくり基盤整備交付金
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費			林業振興対策費のうち
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費			林業振興事業費補助金(新規就業者確保・育成対策事業費及び経営モデル実証事業費に限る。)
	地方農政局	(項) 地方農政局のうち			林産物供給等振興対策費のうち
		移転費			林産物供給等振興事業費補助金(直交集成板活用先駆的建築物等支援事業費、都市部木材需要拡大事業費及び高強度・高耐火建築用木材製造技術開発・普及事業費に限る。)
		地方農政局施設費			森林整備・林業等振興対策費のうち
		海岸事業工事諸費のうち			森林整備・林業等振興整備交付金
		超過勤務手当			治山事業工事諸費のうち
		日額旅費			超過勤務手当
		工事雑費			日額旅費
		農業農村整備事業工事諸費のうち			工事雑費
		超過勤務手当			森林整備事業工事諸費のうち
		日額旅費			
		工事雑費			
		農業施設災害復旧事業等工事諸費			
	北海道農政事務所	(項) 北海道農政事務所施設費			
	林野庁	(項) 林野庁施設費			
		国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費			

			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			山林施設災害復旧事業費	
			山林施設災害関連事業費	
			山林施設災害復旧事業等工事諸費	
		水産庁	（項）国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	
			水産資源管理対策費のうち	
			庁費（神戸地方合同庁舎空調・中央監視設備等設計費に限る。）	
			さけ・ます漁業協力事業費補助金	
			水産資源管理対策地方公共団体事業費補助金	
			船舶建造費	
			水産業振興対策費のうち	
			水産業振興対策事業費補助金（水産業成長産業化沿岸地域創出事業費及び新規漁業就業者確保事業費に限る。）	
			漁村活性化対策費のうち	
			漁村活性化対策事業費補助金（有害生物漁業被害防止対策事業費及び特定水産物供給平準化事業費に限る。）	
			漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金	
			海岸事業費	
			水産業強化対策費のうち	
			水産業強化対策整備交付金	
			水産基盤整備費	
			漁港施設災害復旧事業費	
			漁港施設災害関連事業費	
経済産業省		経済産業本省	（項）経済産業本省施設費	
			経済構造改革推進費のうち	
				中小企業経済構造改革推進事業委託費（ユニコーン創出支援事業費に限る。）
				中小企業経済構造改革推進事業費補助金（出向起業等新規事業創造実践事業費に限る。）
				対外経済政策推進費のうち
				政府開発援助経済協力対外経済政策推進事業委託費（インフラ海外展開事業実施可能性調査事業費に限る。）
				政府開発援助経済協力対外経済政策推進事業費補助金（インフラ海外展開事業実施可能性調査事業費に限る。）
				産業技術・環境・産業標準政策推進費のうち
				産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等委託費（国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費に限る。）
				産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（産学融合拠点創出事業費に限る。）
				情報処理・サービス・製造産業振興費のうち
				成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費
				中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業委託費（製造業外国人材技能水準確保事業費に限る。）
				情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業委託費（宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費及び2025年日本国際博覧会出展事業費に限る。）
				中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業費及び医工連携イノベーション推進事業費に限る。）

			海洋環境対策調査費(海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定海域調査費に限る。)
			港湾環境整備事業費
			道路環境改善事業費
			水資源開発事業費
			国営公園等事業費
			都市水環境整備事業費
			下水道事業費
			地球温暖化防止等対策費のうち
			技術研究開発調査費(港湾分野脱炭素化推進費に限る。)
			住宅・建築物環境対策事業費補助金
			環境対応等住宅需要喚起対策費補助金
			住宅・市街地防災対策費のうち
			都市安全確保促進事業費補助金
			市街地防災事業費
			住宅防災事業費
			都市公園防災事業費
			下水道防災事業費
			河川整備事業費
			多目的ダム建設事業費
			総合流域防災事業費
			砂防事業費
			急傾斜地崩壊対策等事業費
			防災・減災対策等強化事業推進費
			海岸事業費
			鉄道安全対策事業費
			道路交通安全対策事業費
			総合的物流体系整備推進費のうち
			情報処理・サービス・製造産業振興研究開発等事業費補助金(官民若手研究者発掘支援事業費、宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費、予防・健康づくり研究開発基盤整備事業費、健康・医療研究開発データ統合利活用プラットフォーム事業費、医療機器等先進的研究開発・開発体制強靭化事業費、次世代治療・診断実現創薬基盤技術開発事業費及び再生医療・遺伝子治療の産業化基盤技術開発事業費に限る。)
			産業保安確保費のうち
			休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
			工業用水道事業費
		経済産業局	(項) 経済産業局施設費
		産業保安監督官署	(項) 産業保安監督官署のうち
			施設整備費
		資源エネルギー庁	(項) 鉱物資源安定供給確保費のうち
			鉱物資源安定供給確保事業委託費
		中小企業庁	(項) 中小企業政策推進費のうち
			中小企業政策推進事業委託費(成長型中小企業等研究開発支援事業費に限る。)
			中小企業政策推進事業費補助金(地方公共団体小規模事業者支援推進事業費、成長型中小企業等研究開発支援事業費及び商店街等機能活性化事業費に限る。)
国土交通省		国土交通本省	(項) 国土交通本省施設費
			住宅対策事業費
			住宅市場整備推進費のうち
			住宅市場整備推進等事業費補助金(居住支援協議会等活動支援事業費及び住宅ストック維持・向上促進事業費に限る。)
			海洋環境対策費のうち

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金
都市再生・地域再生整備事業費　のうち
都市開発事業調査費
都市構造再編集中支援事業費補助
市街地再開発事業費補助
都市再生推進事業費補助
都市開発資金貸付金
鉄道網整備事業費
地域公共交通維持・活性化推進費　のうち
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（施設整備費、旅客船整備費、先進的車両導入支援事業費及び新モビリティサービス推進事業費に限る。）
地域公共交通関連技術研究開発費補助金
地方空港受入環境整備事業費補助金（施設整備費に限る。）
都市・地域交通整備事業費
道路交通円滑化事業費
不動産市場整備等推進費　のうち
所有者不明土地等対策事業費補助金
国土調査費のうち
測量庁費（効率的手法導入推進基本調査費に限る。）
地籍整備推進調査費補助金
地籍調査費負担金
社会資本整備円滑化地籍整備事業費
海事産業市場整備等推進費　のうち
技術研究開発調査費（自動運航船実用化推進調査費に限る。）
海事産業関連技術研究開発費補助金

総合的物流体系整備推進調査費（国際戦略港湾競争力強化実証事業費に限る。）
物流拠点機能強化支援事業費補助金
港湾機能高度化事業費補助金
港湾事業費
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
景観形成推進費
地域連携道路事業費のうち
地域連携道路事業費
営繕宿舎費
道路調査費
地域連携道路事業費補助
高速道路連結部整備事業費補助
高速道路自動車駐車場整備事業費補助
道路調査費補助
特定連絡道路工事資金貸付金
整備新幹線建設推進高度化等事業費
整備新幹線整備事業費
都市・地域づくり推進費　のうち
都市・地域づくり推進調査費（2027年国際園芸博覧会政府出展基本設計検討調査費に限る。）
防災集団移転促進事業費補助金
半島振興広域連携促進事業費補助金
都市開発海外展開支援事業費補助金
集約都市形成支援事業費補助金
官民連携都市再生推進事業費補助金
国際博覧会事業費補助金

官　報（号外）

			鉄道施設災害復旧事業費
			河川等災害関連事業費
		国土技術政策総合研究所	(項) 国土技術政策総合研究所施設費
			技術研究開発推進費のうち
			試験研究費（社会資本整備重点分野研究開発費に限る。）
			治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
			港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			工事雑費
		国土地理院	(項) 国土地理院共通費のうち
			移転費
			国土地理院施設費
			地理空間情報整備・活用等推進費のうち
			測量庁費（空中写真撮影・正射画像作成費に限る。）
		地方整備局	(項) 地方整備局共通費のうち
			庁費（さいたま新都心合同庁舎１号館自動火災報知設備整備費、さいたま新都心合同庁舎２号館発光ダイオード照明設備整備費及び神戸地方合同庁舎空調・中央監視設備等設計費に限る。）
			治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			社会資本総合整備事業費
			官民連携基盤整備推進調査費
			離島振興費のうち
			離島活性化交付金
			奄美群島振興交付金
			小笠原諸島振興開発事業費補助
			離島振興事業費
			北海道総合開発推進費のうち
			北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備費に限る。）
			北海道開発事業費
			北海道特定特別総合開発事業推進費
			技術研究開発推進費のうち
			技術研究開発調査費（公共工事新技術導入促進調査費に限る。）
			技術研究開発委託費（鉄道技術開発・普及促進事業費及び次世代コンテナターミナル構築港湾技術開発事業費に限る。）
			技術研究開発費補助金
			鉄道技術開発費補助金
			国立研究開発法人土木研究所施設整備費
			国立研究開発法人建築研究所施設整備費
			国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費
			官庁営繕費
			附帯・受託工事費のうち
			附帯工事費
			道路附属物等復旧費
			受託工事費
			河川等災害復旧事業費
			住宅施設災害復旧事業費

第明治三十五種郵便物認可　令和五年三月三十一日

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

				工事雑費			
				港湾空港整備事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				都市環境整備事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				国営公園等事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				河川等災害復旧事業等工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
		北海道開発局	（項）	北海道開発局施設費			
				北海道治水海岸事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道道路整備事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道都市環境整備事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道国営公園等事業工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道農業農村整備事業等工事諸費のうち			
				超過勤務手当			
				日額旅費			
				工事雑費			
				北海道災害復旧事業等工事諸費			
		地方運輸局	（項）	地方運輸局共通費のうち			
				施設整備費			
		観光庁	（項）	観光振興費のうち			
				訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金			
				訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金			
				国際観光旅客税財源観光振興費のうち			
				国立公園等資源整備庁費			
				国立公園等資源整備調査費			
				文化資源活用委託費			
				文化資源活用事業費補助金			
				観光振興事業費補助金（インバウンド受入環境整備高度化事業費、観光地域づくり促進支援事業費、スノーリゾート形成促進事業費及び先進的広域周遊観光促進事業費に限る。）			
				国立公園等資源整備事業費補助金			
		気象庁	（項）	気象官署共通費のうち			
				移転費			
				気象官署施設費			
				観測予報等業務費のうち			
				静止気象衛星製作費			
		運輸安全委員会	（項）	運輸安全委員会のうち			

官報（号外）

			公共交通等安全対策調査費（航空・鉄道・船舶事故等調査費に限る。）
	海上保安庁	（項）	海上保安官署施設費
			船舶交通安全及海上治安対策費　のうち
			職員旅費（航空機検査監督旅費に限る。）
			航空機及船舶運航費（燃料費及び修繕費に限る。）
			通信設備整備費
			航空機購入費
			船舶建造費
			船舶交通安全基盤整備事業費
			船舶交通安全基盤整備事業工事諸費　のうち
			超過勤務手当
			工事施行旅費
			工事雑費
環境省	環境本省	（項）	環境本省施設費
			地球温暖化対策推進費のうち
			環境保全調査等委託費（温室効果ガス関連情報基盤整備事業費に限る。）
			地球温暖化対策推進事業費補助金
			地球環境保全等試験研究費
			大気・水・土壌環境等保全費　のうち
			不発弾廃棄処理業務庁費
			地域環境保全対策費補助金
			土壌汚染対策事業補助金
			資源循環政策推進費のうち
			環境保全調査費（災害廃棄物処理体制強化検討経費に限る。）
			産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進事業費及びポリ塩化ビフェニル廃棄物対策環境整備事業費に限る。）
			災害等廃棄物処理事業費補助金
			災害廃棄物処理計画策定事業費補助金
			廃棄物処理施設整備交付金
			廃棄物処理施設整備費のうち
			廃棄物処理施設整備事業調査費
			廃棄物処理施設整備費補助
			循環型社会形成推進交付金
			生物多様性保全等推進費　のうち
			環境保全調査費（西之島総合学術調査費、自然生態系基盤防災減災推進費、沖合海底生物生息状況等調査事業費、生態系回復・連結促進事業費、特定民有地買上費、国立公園等施設利用環境整備費、国立公園等シカ管理対策費、特定外来生物駆除等経費及びトキ生息環境保護推進協力事業費に限る。）
			不動産購入費
			環境保全施設整備費補助金
			生物多様性保全推進交付金（特定外来生物駆除等事業費に限る。）
			鳥獣捕獲等事業交付金
			環境保全施設整備費
			自然公園等事業費
			化学物質対策推進費のうち
			老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費
			老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費
			環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策費に限る。）
			環境保健対策推進費のうち
			水俣病総合対策施設整備費補助金
			環境政策基盤整備費のうち
			公害調査費（いぶき観測情報整備費に限る。）

			公害調査等委託費（放射線健康管理・健康不安対策事業費、いぶき後継機観測技術開発事業費及び気候変動政府間パネル評価報告書作成事業費に限る。）
			国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費
			自然公園等事業工事諸費　のうち
			超過勤務手当
			工事施行旅費
			工事雑費
			廃棄物処理施設災害復旧事業費
		地方環境事務所	（項）地方環境事務所施設費
			地方環境対策費のうち
			移転費
		原子力規制委員会	（項）原子力規制委員会施設費
			放射能調査研究費のうち
			放射能測定費（原子力艦放射能測定調査設備整備費に限る。）
			放射能測定調査委託費
	防衛省	防衛本省	（項）防衛本省共通費のうち
			被服費（仕様の変更に伴う更新費に限る。）
			防衛本省施設費
			防衛力基盤強化推進費のうち
			職員旅費
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			装備品取得等業務効率化推進庁費（早期装備化経費に限る。）
			防衛施設安定運用業務庁費
			教育訓練費（教育訓練器材整備費に限る。）
			油購入費
			運搬費（装備品等外国輸送業務に限る。）
			提供施設等借料
			医療費（医療機器整備費に限る。）
			住宅防音工事助成申請等事務委託費
			公務員宿舎施設費
			提供施設等整備費
			不動産購入費
			障害防止対策事業費補助金
			教育施設等騒音防止対策事業費補助金
			施設周辺整備助成補助金
			道路改修等事業費補助金
			施設周辺整備統合事業費補助金
			再編推進事業費補助金
			社会保障・税番号制度システム整備費補助金
			特定防衛施設周辺整備調整交付金
			施設運営等関連見舞金
			移転等補償金
			施設運営等関連補償費
			防衛力基盤強化施設整備費
			武器車両等整備費のうち
			武器購入費
			通信機器購入費
			車両購入費
			弾薬購入費
			諸器材購入費
			武器修理費
			通信維持費（通信機器修理費に限る。）
			車両修理費
			諸器材等維持費（諸器材等修理費に限る。）
			艦船整備費のうち
			艦船修理費
			艦船建造費のうち
			艦船建造旅費

		艦船建造庁費 艦艇建造費 支援船建造費(輸送船舶建造費に限る。) 航空機整備費 在日米軍等駐留関連諸費のうち 特別給付金 職員旅費(提供施設整備業務旅費に限る。) 在日米軍等駐留関連庁費(提供施設整備業務庁費に限る。) 提供施設等整備費 提供施設移設整備費		地方防衛局 防衛装備庁	(項)地方防衛局のうち 移転費 地方防衛局施設費 (項)防衛力基盤強化推進費のうち 試験研究費(開発試験費に限る。) 研究用機械器具費 試作品費 装備品安定製造等確保事業費 防衛技術研究開発委託費 防衛力基盤強化施設整備費

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		医療機器借入れ	22,383	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設公開業務	44,145	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設整備	6,444,006	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	皇室施設の整備については、多くの日数を要するため
国会	衆議院	衆議院職員採用試験問題作成等業務	20,912	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	1,814,587	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	12,872	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		委員会議録作成業務	149,462	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	委員会議録作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業に係る限度額の増額	235,301	令和5年度	令和5年度以降9箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設維持管理運営に係る限度額の増額	213,431	令和5年度	令和5年度以降7箇年度以内	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設維持管理運営」に基づいて実行した議員会館の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	1,400,696	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	衆議院第二別館ほか3件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	参議院	参議院職員採用試験受験願書等インターネット受付システム利用	2,482	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	参議院職員採用試験受験願書等インターネット受付システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	469,073	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用参議院施設維持管理運営に係る限度額の増額	322,070	令和5年度	令和5年度以降7箇年度以内	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用参議院施設維持管理運営」に基づいて実行した議員会館の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		参議院施設整備	534,820	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	議事堂本館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館施設整備	606,517	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	国立国会図書館本館の施設の整備については、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	庁舎管理運営業務	823,416	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	208,148	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		司法情報システム整備等	5,132,286	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	司法情報システムの整備等については、多くの日数を要するため
		裁判所施設整備	20,124,274	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎ほか9件の施設の整備については、多くの日数を要するため
会計検査院	会計検査院	決算確認システム開発	91,952	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	決算確認システムの開発については、多くの日数を要するため
		国税電子申告データ検査システム整備等	168,463	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	国税電子申告データ検査システムの整備等については、多くの日数を要するため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	88,170	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	704,999	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣官房施設整備	3,055,062	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	総理大臣官邸の施設の整備については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		情報収集衛星システム用電子計算機借入れ等	47,925,442	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム運用	147,173	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	情報収集衛星システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム開発等	80,413,322	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム開発等に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和8年度まで1箇年度延長	令和4年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「情報収集衛星システム開発等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和8年度まで1箇年度延長する必要があるため
		情報収集衛星施設整備	1,120,371	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	情報収集衛星施設の整備については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用情報収集衛星施設整備	401,500	令和5年度	令和9年度	民間資金等を活用した情報収集衛星施設の整備については、多くの日数を要するため
	人事院	競争導入公共サービス施設管理運営業務	42,960	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	113,431	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事院施設整備	16,608	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	さいたま新都心合同庁舎1号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
内閣府	内閣本府	みどりの式典開催業務	13,000	令和5年度	令和6年度	令和6年に開催予定のみどりの式典の開催業務については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	37,626	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	291,396	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	35,143	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	219,875	令和5年度	令和6年度	事務所の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,194,184	令和5年度	令和9年度以降13箇年度以内	令和2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		内閣本府施設整備	51,916,270	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	内閣本府庁舎ほか3件の施設の整備については、多くの日数を要するため

		内閣本府施設整備に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和9年度まで2箇年度延長	令和3年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「内閣本府施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和9年度まで2箇年度延長する必要があるため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用内閣府施設整備に係る限度額の増額	6,531,260	令和5年度	令和9年度以降13箇年度以内	令和2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用内閣府施設整備」に基づいて実行した内閣府庁舎の整備に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		政府広報放送番組制作・放送業務	624,536	令和5年度	令和6年度	政府広報放送番組制作・放送業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		成果連動型民間委託契約方式普及促進事業	35,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	成果連動型民間委託契約方式普及促進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		景気ウォッチャー調査事業	396,000	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	景気ウォッチャー調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付事業	165,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	成果連動型民間委託契約方式推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を交付する旨の決定を行うことを要するため
		中央防災無線網専用通信回線等利用	204,898	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	中央防災無線網の専用通信回線等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	2,281,892	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を負担する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄国立大学法人施設整備費補助	3,490,460	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	国立大学法人琉球大学が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄堰堤維持	1,979,785	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	福地川福地ダムほか8ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄堰堤公物管理補助業務	520,900	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	堰堤公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄地域連携道路事業	3,260,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	一般国道58号読谷道路（その5）ほか2箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
		沖縄道路整備事業発注者支援業務	1,255,500	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路交通円滑化事業	30,845,000	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	一般国道58号恩納高架橋（その4）ほか11箇所の交通円滑化工事及び一般国道58号の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため

官　報　(号　外)

		沖縄道路維持	1,287,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道58号ほか5箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路公物管理補助業務	264,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用沖縄無電柱化推進等事業	2,266,000	令和5年度	令和13年度以降22箇年度以内	民間資金等を活用した一般国道330号電線共同溝の無電柱化推進工事等については、多くの日数を要するため
		沖縄建設機械購入	120,000	令和5年度	令和6年度	建設機械の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		沖縄道路修繕事業	3,377,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	一般国道58号修繕ほか5箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄港湾改修事業	2,010,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	那覇港ほか3港及び竹富南航路の改修工事については、多くの日数を要するため
		沖縄道路交通安全施設等整備事業	970,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道58号許田地区自動車駐車場ほか2箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		沖縄交通事故重点対策道路事業	100,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道58号宜野湾地区交差点改良の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		沖縄無電柱化推進事業	280,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道58号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		沖縄かんがい排水事業	2,636,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	宮古伊良部地区保良地下ダム(七又西部東)建設工事及び石垣島地区大浦揚水機ポンプ設備建設工事並びにこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄土地改良事業現場技術業務	160,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害者差別解消調査研究支援業務	67,615	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	障害者差別解消調査研究支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		遺棄化学兵器発掘回収事業	1,307,571	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	遺棄化学兵器発掘回収事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理設備等運用	49,392,958	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理設備等の運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		叙勲者名簿等作成業務	3,632	令和5年度	令和6年度	叙勲者名簿等作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費動向調査事業	321,673	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	消費動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣本府施設維持管理	32,720	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	内閣本府施設の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	宇宙開発戦略推進事務局	実用準天頂衛星システム開発等に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和6年度まで1箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「実用準天頂衛星システム開発等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度延長する必要があるため
	官民人材交流センター	再就職支援業務	36,808	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	再就職支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	普通財産管理処分等業務	51,474	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	普通財産の管理処分等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	33,459	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	3,585	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	171,776	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	医療機器借入れ	7,697	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設公開業務	9,657	令和5年度	令和6年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公正取引委員会	庁舎管理運営業務	353,880	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	382,790	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	3,920	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公正取引委員会施設整備	133,535	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	大阪合同庁舎第2号館及び第4号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	警察庁	競争導入公共サービス施設管理運営業務	14,801	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	60,306	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	3,196,829	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	693	令和5年度	令和5年度以降9箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

官報（号外）

		警察庁施設整備	11,859,839	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	警察大学校ほか8件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	7,069,799	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究・鑑定資機材借入れ	73,938	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	研究・鑑定資機材の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察通信機器借入れ	3,210,198	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察通信機器整備	1,013,891	令和5年度	令和6年度	警察通信機器の整備については、多くの日数を要するため
		都道府県警察施設整備費補助	2,307,210	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	都道府県警察施設のうち大阪府和泉警察署ほか2件の建設については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	金融庁	公認会計士試験問題作成業務	37,145	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	公認会計士試験の問題作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	89,920	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		監査監督機関国際フォーラム本会合等開催業務	78,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	令和6年に我が国で開催予定の監査監督機関国際フォーラム本会合等の開催業務については、多くの日数を要するため
		国際会計基準調査分析等業務	115,610	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	国際会計基準の調査分析等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	こども家庭庁	児童相談所虐待対応ダイヤル等コールセンター運営事業	371,525	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	児童相談所虐待対応ダイヤル等コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	3,102	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達	443,459,048	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省	総務本省	庁舎等管理運営業務	91,146	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎等の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	59,872	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	1,547,880	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総務省施設整備	65,050	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	総務省第2庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため

		事務機器借入れ等	96,889	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合無線局監理システム運用	1,677,676	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	総合無線局監理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合無線局監理システム開発	10,369,700	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	総合無線局監理システムの開発については、多くの日数を要するため
		電波監視施設整備	1,435,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	電波監視施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,841,350	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外国人恩給	年額　102	令和５年度	令和５年度以降	退職した２名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて令和５年度以降の年金につき年額102千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		国連アジア太平洋統計研修所ウェブサイトシステム運用等	6,348	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	国連アジア太平洋統計研修所ウェブサイトシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統計調査事業	11,609,978	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	管区行政評価局	車両借入れ	17,073	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	78,932	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	61,772	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		管区行政評価局移転事務室改修	5,685	令和５年度	令和６年度及び令和７年度	近畿管区行政評価局の移転に伴う事務室の改修については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	198	令和５年度	令和５年度以降９箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	総合通信局	車両借入れ	14,340	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	84,836	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	74,308	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	事務所の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

	消防庁	庁舎管理運営業務	7,443	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		緊急消防援助隊設備整備費補助	857,451	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	緊急消防援助隊設備のうち救助消防ヘリコプターの購入及び消防艇の建造については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
法務省	法務本省	庁舎管理運営業務	621,736	令和5年度	令和6年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	63,448	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		裁判手続用ウェブ会議機器保守等	1,374	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	裁判手続用ウェブ会議機器の保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省施設整備	10,355,423	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	大阪拘置所ほか22件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	法務総合研究所	庁舎管理運営業務	53,154	令和5年度	令和6年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	3,070	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	20,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検察庁	庁舎機械警備	470,594	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,365,270	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	9,730	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
	矯正官署	庁舎機械警備	1,670	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	164,797	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	25,383,421	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う矯正施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	292,959	令和5年度	令和5年度以降7箇年度以内	令和2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した矯正施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため

		電子計算機等借入れ	925,085	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用矯正施設維持管理運営	32,169,926	令和５年度	令和６年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した横浜刑務所ほか４件の維持管理及び運営については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営に係る限度額の増額	65,180	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	平成28年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した国際法務総合センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	庁舎機械警備	56,265	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	395,895	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	27,277	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務局	事務機器借入れ	1,440	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	322,971	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	894,191	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	990	令和５年度	令和５年度以降９箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		登記所備付地図作成業務	4,626,354	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	登記所備付地図作成業務については、多くの日数を要するため
		車両借入れ	346,083	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	187,413	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	出入国在留管理庁	庁舎管理運営業務	185,619	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	8,580	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		車両借入れ	2,978	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務	487,105	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安審査委員会	庁舎管理運営業務	4,946	令和5年度	令和6年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安調査庁	庁舎機械警備	16,780	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	194,312	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	396	令和5年度	令和5年度以降9箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	6,193,306	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	2,897,927	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外務本省施設整備	26,902	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	外務本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		日米行政官交流事業	11,018	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	日米行政官交流事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在日米軍子女日本語補習教育事業	11,814	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	在日米軍子女日本語補習教育事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人材育成留学等援助	310,200	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	人材育成留学等援助については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外交政策啓発宣伝事業	23,366	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	外交政策啓発宣伝事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		難民等定住支援事業	166,642	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	難民等定住支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,320	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済開発等援助	78,479,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助については、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するため

			独立行政法人国際協力機構施設整備費補助	912,912	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	独立行政法人国際協力機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額　4,853,627	令和5年度	令和5年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れについては、その契約期間を1箇年以上とすることを要するため
			在外公館施設整備	1,647,413	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	在コンゴ民主共和国大使館公邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
	財務省	財務本省	宿舎維持管理	28,809	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			事務機器借入れ等	201,084	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	336,052	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			特定施設整備	115,363	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
			民間資金等活用特定施設整備調査	8,500	令和5年度	令和6年度	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等の整備に関する調査については、多くの日数を要するため
			未利用国有地管理等業務	326,730	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		財務局	事務機器借入れ等	133,130	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎管理運営業務	823,340	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			競争導入公共サービス施設管理運営業務	637,087	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎機械警備	129,260	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			財務局施設整備	360,141	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎1号館ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
			未利用国有地管理等業務	6,311,512	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			庁舎等解体撤去	460,547	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	庁舎等の解体撤去については、多くの日数を要するため
			普通財産管理処分等業務	2,206,872	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	普通財産の管理処分等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		建物改修	274,821	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	建物の改修については、多くの日数を要するため
		宿舎維持管理	4,145,082	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	庁舎管理運営業務	30,023	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	124,385	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	14,410	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		税関施設整備	639,109	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	横浜税関麻薬探知犬管理センターの施設の整備については、多くの日数を要するため
		監視取締用機器借入れ等	7,409,041	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	20,586	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		税関監視艇建造	2,283,526	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	税関監視艇の建造については、多くの日数を要するため
	国税庁	庁舎管理運営業務	1,272,063	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	11,172	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	23,090	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国税庁施設整備	966,985	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎1号館ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	1,467,673	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	137,103	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,055,760	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	2,971,091	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
文部科学省	文部科学本省	全国学力・学習状況調査事業	4,350,067	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	全国学力・学習状況調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		義務教育教科書購入	38,008,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	令和６年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する令和６年度前期用の教科書の購入については、その完了までに多くの日数を要するため
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助	1,696,860	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	独立行政法人国立高等専門学校機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定先端大型研究施設運営費等補助	550,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立大学法人施設整備費補助	14,955,042	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	国立大学法人が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		量子科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務	350,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	量子科学技術イノベーション創出基盤調査分析業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和５年度	令和６年度まで１箇年度延長	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和５年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和６年度まで１箇年度延長する必要があるため
		地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和５年度	令和６年度まで１箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測システム研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和５年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和６年度まで１箇年度延長する必要があるため
		先進的核融合研究開発費補助	21,000	令和５年度	令和６年度	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う先進的核融合研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		先進的核融合研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和５年度	令和６年度まで１箇年度延長	令和４年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「先進的核融合研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和５年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和６年度まで１箇年度延長する必要があるため

官　報（号外）

		国際宇宙ステーション開発費補助	12,390,794	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和6年度まで1箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際宇宙ステーション開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度延長する必要があるため
		基幹ロケット高度化推進費補助	400,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		基幹ロケット高度化推進費補助に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和6年度まで1箇年度延長	令和元年度及び令和2年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「基幹ロケット高度化推進費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費補助	956,191	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人科学技術振興機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和6年度まで1箇年度延長	令和元年度及び令和2年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		南極地域観測用艦船機器整備	211,451	令和5年度	令和6年度	南極地域観測用艦船の計測機器の整備については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		南極地域観測用航空機整備	3,562,976	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	南極地域観測用航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	2,016,462	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公立学校施設整備費負担	41,553,919	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を負担する旨の決定を行うことを要するため
	文化庁	庁舎管理運営業務	39,111	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

厚生労働省	厚生労働本省	庁舎管理運営業務	1,803,184	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	16,753	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	44,372	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保健医療福祉分野公開鍵基盤認証局用電子計算機借入れ等	45,162	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		データヘルス改革推進支援業務	162,800	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	データヘルス改革の推進に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴うハンセン病資料館施設整備に係る限度額の増額	155,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	令和4年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「ハンセン病資料館施設整備」に基づいて実行したハンセン病資料館の施設の整備に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		ハンセン病資料館施設整備に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和6年度まで1箇年度延長	令和4年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「ハンセン病資料館施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度延長する必要があるため
		成果連動型民間委託契約方式保健事業費補助	158,400	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	成果連動型民間委託契約方式保健事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		急性期包括評価等調査事業	1,097,065	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	急性期包括評価等調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		予防・健康づくり実証事業	825,623	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	予防・健康づくり実証事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス能力開発基本調査事業	194,973	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う能力開発基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		年金生活者支援給付金システム開発	214,363	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	年金生活者支援給付金システムの開発については、多くの日数を要するため
	検疫所	事務機器借入れ等	21,060	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	89,400	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため

官報（号外）

	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備	6,279,692	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	国立療養所多磨全生園ほか3件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設整備	430,264	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	国立感染症研究所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	385,524	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方厚生局	庁舎管理運営業務	281,278	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	291,980	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,315	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方厚生局施設整備	43,084	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎1号館ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス医師国家試験事業等	3,919,896	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う医師国家試験事業等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	都道府県労働局	庁舎管理運営業務	223,260	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	67,086	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	335	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		都道府県労働局移転事務室改修	597,019	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	大阪労働局の移転に伴う事務室の改修については、多くの日数を要するため
		都道府県労働局施設整備	4,355	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	神戸地方合同庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		若者職業的自立支援推進事業	2,544,760	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	若者職業的自立支援推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	50	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	農林水産本省	事務機器借入れ	22,194	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	18,414	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林水産本省施設整備	353,160	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	農林水産研修所の施設の整備については、多くの日数を要するため

		戦略的輸出拡大サポート事業費補助	230,784	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	独立行政法人日本貿易振興機構が行う戦略的輸出拡大サポート事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業	1,520,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	西国東海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス海岸事業現場技術業務	98,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	競争を導入した公共サービスとして行う海岸事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	77,748,552	令和５年度	令和６年度	独立行政法人農畜産業振興機構が令和５年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務	679,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		かんがい排水事業	17,734,069	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	岩手山麓地区導水路撤去(その１)工事ほか29件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農業水利施設管理	360,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	川代ダム水管理システム機器更新工事については、多くの日数を要するため
		農業水利施設管理業務	1,069,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	農業水利施設の管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農用地再編整備事業	4,569,000	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	亀岡中部地区桂川西工区橋梁上部工工事ほか６件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		総合農地防災事業	16,913,278	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	十三湖地区芦野頭首工改修工事ほか７件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農村地域防災減災事業費補助	822,855	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	農村地域防災減災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		木材流通構造調査事業	34,848	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	木材流通構造調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		冷蔵水産物在庫量調査事業	73,744	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	冷蔵水産物在庫量調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		土地改良事業関連受託工事	2,980,653	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る岩手山麓かんがい排水事業第二発電所水槽ゲート他製作据付工事ほか５件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
	農林水産本省検査指導機関	庁舎機械警備	655	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		事務機器借入れ	6,640	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		動植物探知犬調教・探知業務	39,270	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	動植物探知犬の調教・探知業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	328	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		農林水産本省検査指導所施設整備	57,420	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	動物医薬品検査所の施設の整備については、多くの日数を要するため
	農林水産技術会議	事務機器借入れ	18,693	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助	1,005,444	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費補助	202,433	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	国立研究開発法人国際農林水産業研究センターが施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地方農政局	事務機器等借入れ	349,120	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	396	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	17,764	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,493,590	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方農政局施設整備	230,663	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	京都農林水産総合庁舎ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	北海道農政事務所	事務機器借入れ	14,990	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	林野庁	事務機器等借入れ	216,439	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	9,935	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,413	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		林野庁施設整備	6,551	令和5年度	令和6年度	京都農林水産総合庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		治山事業	675,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	野呂川地区ほか3地区の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		国有林野内治山事業	799,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	杉野沢地区ほか6地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		治山事業費補助	2,114,508	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		森林環境保全整備事業	4,953,700	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	網走東部地区ほか40地区の造林事業並びに網走東部地区ほか12地区の林道の新設及び改良工事については、多くの日数を要するため
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業	424,200	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	石狩空知地区ほか22地区の国有林野地ごしらえ・植栽等事業については、多くの日数を要するため
		国有林間伐等事業	4,522,600	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	国有林の間伐等事業については、多くの日数を要するため
		森林環境保全整備事業費補助	395,500	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水産庁	事務機器借入れ	3,168	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	8,650	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		水産庁施設整備	1,309	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	神戸地方合同庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		水産物供給基盤整備事業費補助	889,999	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	86,664	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	59,754	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業本省施設整備	3,240,804	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	経済産業本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		特定サービス産業動態統計調査事業	228,981	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	特定サービス産業動態統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海外現地法人四半期調査事業	77,235	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	海外現地法人四半期調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		経済産業省企業活動基本調査事業	197,615	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	経済産業省企業活動基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		起業家育成拠点創設事業	1,000,000	令和5年度	令和6年度以降4箇年度以内	起業家育成拠点創設事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	250,319	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		計量士国家試験事業	150,090	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	計量士国家試験事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		データセンター地方拠点整備事業費補助	45,540,000	令和5年度	令和6年度以降3箇年度以内	データセンター地方拠点整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際博覧会政府出展事業	6,301,778	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	令和7年に開催される2025年日本国際博覧会において政府が出展する施設の設計については、多くの日数を要するため
		工場立地動向調査事業	2,200	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	工場立地動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	経済産業局	事務機器借入れ	14,662	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	325,930	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	8,190	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,900	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		経済産業局施設整備	273,927	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎1号館ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	産業保安監督官署	競争導入公共サービス施設管理運営業務	48,150	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		産業保安監督官署施設整備	16,455	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	さいたま新都心合同庁舎1号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	資源エネルギー庁	事務機器借入れ	9,676	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中小企業庁	事務機器借入れ	9,305	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

国土交通省	国土交通本省	庁舎管理運営業務	1,715,974	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	664,200	令和5年度	令和6年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沿道環境改善事業	220,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	一般国道奈良25号名阪沿道環境改善の沿道環境改善工事及び一般国道愛知23号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路整備事業等発注者支援業務	41,175,400	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	道路整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		無電柱化推進事業	10,755,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	一般国道静岡1号電線共同溝ほか37箇所の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用無電柱化推進等事業	20,792,000	令和5年度	令和12年度以降23箇年度以内	民間資金等を活用した一般国道熊本3号電線共同溝ほか7箇所の無電柱化推進工事等については、多くの日数を要するため
		現場事務所等営繕	610,578	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	現場事務所等の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		無電柱化推進事業費補助	686,400	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	無電柱化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国営公園等整備	1,632,000	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	国営武蔵丘陵森林公園ほか6箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		国営公園等事業発注者支援業務	1,455,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	国営公園等事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国営公園等維持管理	27,861,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	国営みちのく杜の湖畔公園ほか14箇所の維持管理については、多くの日数を要するため
		都市公園事業費補助	75,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		総合水系環境整備事業	3,921,692	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	阿武隈川水系ほか68水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		治水事業発注者支援業務	24,010,793	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川都市基盤整備事業	5,493,468	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	荒川ほか4河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに揖保川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		住宅市街地総合整備促進事業費補助	41,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	住宅市街地総合整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

		河川改修事業	80,531,628	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか103河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに木津川及び斐伊川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用河川関連施設整備等事業に係る限度額の増額	600	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用河川関連施設整備等事業」に基づいて実行した佐原広域交流拠点の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		車両管理業務	938,028	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	車両の管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川維持修繕	67,233,080	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか103河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		航空機購入	3,100,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	公共施設等維持管理用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		河川等公物管理補助業務	16,909,040	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		建設機械購入	1,064,000	令和5年度	令和6年度	建設機械の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		堰堤維持	21,787,837	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	北上川田瀬ダムほか89ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		河川総合開発事業	30,636,400	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	北上川北上川上流ダム再生事業ほか6ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		治水事業用地補償総合技術業務	81,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	治水事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		流況調整河川事業	28,858,200	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	1,220,346	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	六角川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		河川工作物関連応急対策事業	8,911,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	荒川ほか17河川の河川工作物関連応急対策工事については、多くの日数を要するため
		堰堤改良事業	4,731,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	利根川相俣ダムほか4ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
		特定洪水対策等推進事業費補助	3,833,334	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	特定洪水対策等推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		多目的ダム建設事業				
		木曽川新丸山ダム建設工事	1,735,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	木曽川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため

		庄川利賀ダム建設工事	39,639,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		雄物川成瀬ダム建設工事	64,509,000	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		豊川設楽ダム建設工事	31,102,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		子吉川鳥海ダム建設工事	4,540,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	子吉川鳥海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		鳴瀬川鳴瀬川総合開発建設工事	4,381,000	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		砂防事業	31,933,740	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	最上川水系ほか30水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		地すべり対策事業	2,770,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	手取川甚之助谷地区ほか５地区の地すべり対策工事については、多くの日数を要するため
		砂防管理	869,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	桜島及び雲仙普賢岳の砂防設備維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		特定緊急砂防事業	1,278,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	阿武隈川水系及び広島西部山系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
		特定土砂災害対策推進事業費補助	101,500	令和５年度	令和６年度	特定土砂災害対策推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業	10,234,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	和歌山下津港海岸ほか18海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		海岸事業発注者支援業務	977,400	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海岸維持管理	560,130	令和５年度	令和６年度	沖ノ鳥島海岸の維持管理については、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	1,104,500	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路更新防災対策事業	45,323,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	一般国道福井８号近畿金津道路ほか54箇所の道路更新防災対策工事並びに一般国道福井８号及び山形47号の道路更新防災対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路維持	42,090,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線ほか216箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路除雪	6,696,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線ほか113箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		道路公物管理補助業務	7,451,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路修繕事業	225,395,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線修繕ほか261箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		雪寒地域道路交通確保事業	952,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道新潟7号新潟防雪ほか4箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		交通連携道路事業	21,780,000	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	一般国道三重1号四日市道路ほか2箇所の交通連携推進工事及び一般国道東京15号の交通連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路交通安全施設等整備事業	31,951,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号浜松地区道路標識ほか239箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道静岡1号ほか2箇所の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		交通事故重点対策道路事業	18,942,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号浜松地区区画線（その3）ほか109箇所の交通事故重点対策工事及び一般国道山口2号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路整備事業用地補償総合技術業務	143,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	道路整備事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路更新防災等対策事業費補助	15,556,637	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		交通連携道路事業費補助	1,965,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	交通連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路交通安全施設等整備事業費補助	599,500	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		事務機器借入れ等	1,733,658	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾改修事業	74,763,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	東京港ほか78港及び東京湾中央航路ほか9航路の改修工事並びに長崎港の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		港湾整備事業等発注者支援業務	6,217,358	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	港湾整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾作業船建造	1,500,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	油回収船の代船建造については、多くの日数を要するため
		特定離島港湾施設整備事業	17,600,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	沖ノ鳥島の特定離島港湾施設の建設工事については、多くの日数を要するため

		特定離島港湾施設整備事業発注者支援業務	20,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	特定離島港湾施設整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾改修事業費補助	2,938,500	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域連携道路事業	482,071,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	高速自動車国道茨城東関東自動車道水戸線潮来鉾田道路（その５）ほか396箇所の地域連携推進工事及び一般国道京都９号ほか33箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		地域連携道路事業費補助	37,923,643	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		都市構造再編集中支援事業費補助	750,000	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	都市構造再編集中支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路交通円滑化事業	181,258,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	一般国道静岡１号静清道路（その３）ほか181箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡１号ほか15箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路交通円滑化事業費補助	913,000	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		施設管理業務	171,576	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	施設の管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		取引価格等土地情報実査・提供等業務	1,010,000	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	取引価格等土地情報実査・提供等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島港湾改修事業	820,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	両津港ほか３港並びに蟇蛾ノ瀬戸航路及び万関瀬戸航路の改修工事については、多くの日数を要するため
		離島港湾整備事業発注者支援業務	47,504	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス離島土地改良事業現場技術業務	80,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島海岸保全施設整備事業費補助	181,500	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島治山事業費補助	150,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島港湾改修事業費補助	1,230,000	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

		離島水産基盤整備事業費補助	1,082,241	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道海岸保全施設整備事業	240,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	胆振海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		北海道海岸事業発注者支援業務	7,600	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道国有林野内治山事業	60,000	令和5年度	令和6年度	紋別海岸地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		北海道河川改修事業	13,029,102	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	石狩川ほか12河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道治水事業発注者支援業務	948,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道河川等公物管理補助業務	3,277,900	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道河川維持修繕	7,707,637	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	石狩川ほか12河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道建設機械購入	361,000	令和5年度	令和6年度	建設機械の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		北海道堰堤維持	3,871,580	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	石狩川桂沢ダムほか17ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道河川総合開発事業	500,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	石狩川雨竜川ダム再生事業及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道河川工作物関連応急対策事業	160,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	十勝川の河川工作物関連応急対策工事については、多くの日数を要するため
		石狩川幾春別川総合開発建設工事	500,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道堰堤改良事業	1,410,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	石狩川豊平峡ダムの改良工事については、多くの日数を要するため
		北海道砂防事業	1,120,000	令和5年度	令和6年度	石狩川水系ほか2水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路更新防災対策事業	4,815,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	一般国道238号湧別紋別道路ほか17箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路整備事業発注者支援業務	2,389,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道地域連携道路事業	40,950,000	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	一般国道5号宮の川橋ほか53箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため

		北海道道路交通円滑化事業	660,000	令和5年度	令和6年度	一般国道12号光珠内道路及び12号進徳光珠内道路（その3）の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
		北海道道路維持	1,996,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道5号ほか12箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路除雪	550,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道39号ほか6箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路公物管理補助業務	250,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用北海道無電柱化推進等事業	2,670,000	令和5年度	令和15年度以降20箇年度以内	民間資金等を活用した一般国道12号電線共同溝の無電柱化推進工事等については、多くの日数を要するため
		北海道道路修繕事業	38,362,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道5号修繕ほか47箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道雪寒地域道路交通確保事業	570,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道238号豊浜防雪（その3）ほか3箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		北海道港湾改修事業	3,285,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	室蘭港ほか28港の改修工事については、多くの日数を要するため
		北海道総合水系環境整備事業	259,202	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	石狩川水系ほか5水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		北海道道路交通安全施設等整備事業	7,535,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道334号大空路肩改良ほか66箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		北海道交通事故重点対策道路事業	2,170,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	一般国道274号鹿追路肩改良ほか14箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		北海道無電柱化推進事業	537,000	令和5年度	令和6年度	一般国道5号電線共同溝及び12号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		北海道国営公園維持管理	3,367,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	滝野すずらん丘陵公園の維持管理については、多くの日数を要するため
		北海道かんがい排水事業	2,310,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	新雨竜二期地区中島排水機場他改修工事ほか3件の工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道土地改良事業発注者支援業務	565,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道農用地再編整備事業	445,000	令和5年度	令和6年度	美唄地区158西工区区画整理工事ほか2件の工事については、多くの日数を要するため
		北海道特定漁港漁場整備事業	1,510,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	寿都漁港ほか3漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため

官　報（号外）

		北海道特定土砂災害対策推進事業費補助	220,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	特定土砂災害対策推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助	262,000	令和5年度	令和6年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道水産基盤整備事業費補助	150,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		官庁営繕	19,610,569	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		河川改修附帯工事	2,868,200	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	道路管理者等の負担に係る揖保川ほか3河川の改修附帯工事については、多くの日数を要するため
		河川等災害復旧附帯工事	1,437,900	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	道路管理者の負担に係る阿武隈川及び久慈川の災害復旧附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路改築附帯工事	3,571,428	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道京都9号共同溝ほか44箇所の共同溝附帯工事等については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用道路改築附帯工事	424,800	令和5年度	令和12年度以降23箇年度以内	民間資金等を活用した公益事業者の負担に係る一般国道熊本3号電線共同溝ほか9箇所の電線共同溝附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路維持附帯事業	1,649,610	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	公益事業者の負担に係る一般国道神奈川1号ほか14箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川改修受託工事	4,889,900	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る西川樋門ほか14箇所の樋門等の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川維持受託事業	229,450	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	独立行政法人水資源機構及び大阪市からの委託に係る常陸利根川及び淀川の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川総合開発事業受託工事	1,190,830	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る子吉川鳥海ダムほか10ダムの市道付替5号橋下部工事等については、多くの日数を要するため
		道路改築受託工事	4,786,769	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	中日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道三重475号東海環状自動車道(その2)ほか13箇所の道路改築工事については、多くの日数を要するため
		道路維持受託事業	875,106	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号ほか20箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		港湾整備関係受託工事	3,114,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	東海旅客鉄道株式会社からの委託に係る東京湾富津地区の造成工事については、多くの日数を要するため

		道路災害復旧事業	12,490,000	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	一般国道宮城349号丸森地区道路ほか5箇所の災害復旧工事については、多くの日数を要するため
		河川大規模災害関連事業	40,706,000	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか10河川の大規模災害関連工事及びこれらに附帯する工事並びに千曲川の大規模災害関連事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
	国土技術政策総合研究所	事務機器借入れ等	150,173	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国土地理院	庁舎機械警備	9,275	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	27,896	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	55,765	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	海難審判所	事務機器借入れ等	6,732	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方整備局	庁舎機械警備	540,459	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	22,087	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,443,970	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方整備局事務室改修	107,581	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎1号館及び大阪合同庁舎第1号館の事務室の改修については、多くの日数を要するため
		地方整備局施設整備	8,602	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	神戸地方合同庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,782	令和5年度	令和5年度以降9箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	3,637,297	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両管理業務	1,489,092	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	車両の管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路公物管理補助業務	266,400	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	7,090	令和5年度	令和5年度以降10箇年度以内	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	477,688	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方運輸局	庁舎管理運営業務	238,990	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	25,796	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方航空局	庁舎管理運営業務	2,572	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方航空局事務室改修	1,764	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	大阪合同庁舎第4号館の事務室の改修については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	36	令和5年度	令和5年度以降9箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	観光庁	事務機器借入れ等	100,145	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	気象庁	庁舎管理運営業務	310,031	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	15,953	令和5年度	令和5年度以降7箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		気象官署施設整備	20,119	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	大阪合同庁舎第4号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	運輸安全委員会	事務機器借入れ等	27,582	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	海上保安庁	車両借入れ	170,559	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海上保安官署施設整備	1,390,744	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	海上保安大学校及び函館航空基地の施設の整備については、多くの日数を要するため
		庁舎管理運営業務	345,147	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		庁舎機械警備	47,460	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海上保安業務システム開発	2,405,898	令和5年度	令和6年度	海上保安業務システムの開発については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	8,575,241	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空機整備支援業務	6,733,699	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	航空機の整備支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	279,657	令和5年度	令和6年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		仕様の変更に伴う航空機購入に係る限度額の増額	22,000	令和5年度	令和6年度	令和2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した警備救難用ヘリコプター2機の購入に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		航空機購入に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和6年度まで1箇年度延長	令和2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度延長する必要があるため
		航空機用部品購入	1,719,837	令和5年度	令和6年度	航空機用部品の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		船舶交通安全基盤整備事業	925,842	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	呉港及び境港の船舶交通安全基盤整備事業については、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	庁舎管理運営業務	487,926	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	6,104	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		不発弾陸上処理	1,127,580	令和5年度	令和7年度及び令和8年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理については、多くの日数を要するため
		国立公園管理運営業務	145,251	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	日光国立公園の那須平成の森の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス国民公園施設管理運営業務	285,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う京都御苑の施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国民公園施設管理運営業務	1,095,148	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	新宿御苑の施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　(号　外)

		毒ガス弾等陸上処理等	19,264	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	毒ガス弾等の陸上処理等については、多くの日数を要するため
		環境保全普及推進事業	32,759	令和5年度	令和6年度	環境保全普及推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	7,460	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		化学物質内分泌かく乱作用研究調査事業	37,676	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	化学物質内分泌かく乱作用の研究調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方環境事務所	事務機器借入れ	5,655	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	57,827	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	27,301	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方環境事務所施設整備	14,757	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	さいたま新都心合同庁舎1号館及び神戸地方合同庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		車両借入れ	39,860	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	原子力規制委員会	事務機器借入れ	4,146	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	13,200	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		放射能調査研究機器整備	627,308	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	放射能調査研究機器の整備については、多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省	防衛省職員採用試験問題作成等業務	6,039	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	防衛省における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	4,068,055	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報化推進支援業務	257,796	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	情報化推進に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛官特殊被服購入	5,999,240	令和5年度	令和6年度	自衛官特殊被服の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		庁舎管理運営業務	4,277,159	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	4,098	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		防衛本省施設整備	2,962,989	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	防衛本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		退職予定自衛官進路相談等業務	283,695	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	退職予定自衛官の進路相談等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材購入	53,983,721	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち教育訓練用備品等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		教育訓練用器材借入れ等	11,030,454	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち富士訓練評価システム用処理装置等の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材整備	15,284,252	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	教育訓練用器材のうち部隊教材等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		装備品取得等効率化推進業務	129,744,368	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	装備品取得等効率化推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		住宅防音事業関連事務手続補助業務	1,438,272	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	住宅防音事業関連事務手続補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		提供施設等整備	42,902,300	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	横田飛行場ほか22箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策施設整備	1,771,745	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	東富士演習場ほか4箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策事業費補助	4,682,776	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	障害防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	24,033,596	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	教育施設等騒音防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		施設周辺整備助成補助	32,782,514	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	施設周辺整備助成事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路改修等事業費補助	2,147,715	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	道路改修等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公務員宿舎建設等	35,298,165	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	公務員宿舎の建設等については、多くの日数を要するため
		戦史史料保存業務	293,740	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	戦史史料保存業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		硫黄島航空基地給食業務	271,920	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	硫黄島航空基地の給食業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛隊施設周辺整備補償	36,293	令和5年度	令和6年度	海上自衛隊の施設周辺の整備については、あらかじめその整備に係る損失を補償する旨の契約を結ぶ必要があるため

官　報（号外）

		医療器材購入	220,000	令和5年度	令和6年度	医療器材のうち磁気共鳴画像診断装置の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		医療器材借入れ等	378,680	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	医療器材のうち手術支援ロボット等の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛隊施設整備	442,745,640	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	大津駐屯地隊舎ほか202箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		武器購入	948,254,436	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	武器のうち地対空誘導弾、イージス・システム搭載艦の構成品、地対艦誘導弾等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		通信機器購入	321,138,934	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	通信機器のうち地上通信用通信機器等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		車両購入	44,220,570	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	車両のうち大型トラック等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		弾薬購入	576,340,873	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	弾薬のうちトマホーク等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		諸器材購入	131,636,785	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	諸器材のうち早期警戒機（E―2D）用整備器材等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達武器購入	78,721,261	令和5年度	令和5年度以降7箇年度以内	特定防衛調達により行う垂直ミサイル発射システムの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器車両等整備	693,740,629	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達諸器材整備	17,267,372	令和5年度	令和5年度以降6箇年度以内	特定防衛調達により行う諸器材の整備については、その部品の生産又は輸入に多くの日数を要するため
		艦船整備	224,907,617	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	艦船の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用船舶維持管理運営に係る限度額の増額	234,841	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用船舶維持管理運営」に基づいて実行した船舶の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		艦船建造	174,951,271	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	哨戒艦等12隻及びイージス・システム搭載艦等の船体の建造については、多くの日数を要するため
		航空機購入	650,471,657	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	戦闘機（F―35B）等42機、固定翼哨戒機（P―1）用機体構成品等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達航空機購入	304,741,051	令和5年度	令和5年度以降7箇年度以内	特定防衛調達により行う早期警戒機（E―2D）及び救難ヘリコプター（UH―60J）の購入については、その生産に多くの日数を要するため

		航空機整備	1,323,253,553	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達航空機整備	22,454,419	令和5年度	令和6年度以降6箇年度以内	特定防衛調達により行う航空機の整備については、その部品の生産又は輸入に多くの日数を要するため
		提供施設移設整備	565,730,956	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	普天間飛行場ほか7箇所の施設の移設工事については、多くの日数を要するため
		提供施設移設整備に係る契約の一部変更	—	令和5年度	令和6年度まで1箇年度延長	令和2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「提供施設移設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和5年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和6年度まで1箇年度延長する必要があるため
	地方防衛局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	171	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	602,114	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	2,695	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	483,920	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方防衛局施設整備	88,778	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	北関東防衛局横田防衛事務所ほか2箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
	防衛装備庁	事務機器借入れ等	593,172	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	578,929	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究開発	849,530,362	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	研究開発のうち島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）等の試作に必要な資材等の生産又は研究については、多くの日数を要するため
		防衛通信衛星整備等支援業務	163,673	令和5年度	令和6年度	防衛通信衛星の整備等に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		装備品取得等効率化推進業務	55,136,406	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	装備品取得等効率化推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		サイバーセキュリティ対策支援業務	1,223,393	令和5年度	令和6年度	サイバーセキュリティ対策に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		装備品安定製造等確保事業	34,846,576	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	装備品安定製造等確保事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛隊施設整備	24,139,923	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	次世代装備研究所実験棟ほか10箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため

令和五年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、ＧＸ、ＤＸといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靭化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講じるため、令和四年度第二次補正予算と一体として、編成されたものである。

一般会計予算の規模は、前年度当初予算額に対して六・三パーセント増の百十四兆三千八百十二億円となっている。歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算額に対して八・〇パーセント増の七十二兆七千三百十七億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算額を一兆三千三十億円下回る三十五兆六千二百三十億円で、公債依存度は三十一・一パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1　租税及印紙収入	六九、四四〇、〇〇〇百万円
家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずるなど、所要の税制改正を行うこととしている。	
2　官業益金及官業収入	五〇、五六七百万円
3　政府資産整理収入	六七一、〇六四百万円
4　雑収入	八、五九六、六〇四百万円
5　公債金	三五、六二三、〇〇〇百万円
(一)　公債金	六、五五八、〇〇〇百万円
(二)　特例公債金	二九、〇六五、〇〇〇百万円
6　前年度剰余金受入	―
計	一一四、三八一、二三六百万円

歳出

1　社会保障関係費	三六、八八八、八八七百万円
(一)　年金給付費	一三、〇八五、六八九百万円
(二)　医療給付費	一二、一五一、七三四百万円
(三)　介護給付費	三、六八〇、九二二百万円
(四)　少子化対策費	三、一四一、二三三百万円
(五)　生活扶助等社会福祉費	四、三〇九、二八一百万円
(六)　保健衛生対策費	四七五、三七〇百万円
(七)　雇用労災対策費	四四、六五七百万円

経済・物価動向等を踏まえつつ、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」（令和三年六月十八日閣議決定）等における「新経済・財政再生計画」で示された社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を達成している（年金スライド分を除く高齢化による増は四千百億円程度、年金スライド分の増は二千二百億円程度）。

2　文教及び科学振興費	五、四一五、七九一百万円
(一)　義務教育費国庫負担金	一、五二一、五五三百万円
(二)　科学技術振興費	一、三九四、一五五百万円
(三)　文教施設費	七四、二五七百万円
(四)　教育振興助成費	二、三〇五、三八七百万円
(五)　育英事業費	一二〇、四三八百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3　国債費	二五、二五〇、三四〇百万円
4　恩給関係費	九六、九六六百万円
(一)　文官等恩給費	四、八四七百万円
(二)　旧軍人遺族等恩給費	八五、一九四百万円
(三)　恩給支給事務費	六七一百万円
(四)　遺族及び留守家族等援護費	六、二五五百万円
5　地方交付税交付金	一六、一八二、二七六百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額十六兆九千五百億円から、平成二十年度、二十一年度、二十八年度、令和元年度及び二年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）等に基づき、令和五年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額七千八百三十二億円を控除し、加算することとされている額百五十四億円を加えた額を計上している。

6　地方特例交付金	二一六、九〇〇百万円

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7　防衛関係費	一〇、一六八、五八五百万円
(一)　左記繰入れ除く	六、七八七、九六五百万円
(二)　防衛力強化資金繰入れ	三、三八〇、六二〇百万円

令和四年十二月十六日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力、施設整備等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとしている。また、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」の規定に基づく防衛力強化資金への繰入れに必要な経費を計上している。

8　公共事業関係費　六、〇五九、九九四百万円

(一)　治山治水対策事業費　九五四、三八四百万円

(二)　道路整備事業費　一、六七一、〇八三百万円

(三)　港湾空港鉄道等整備事業費　三九七、五八四百万円

(四)　住宅都市環境整備事業費　七三〇、六五七百万円

(五)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一七八、三六二百万円

(六)　農林水産基盤整備事業費　六〇七、八四八百万円

(七)　社会資本総合整備事業費　一、三八〇、四八九百万円

(八)　推進費等　六一、九三八百万円

(九)　災害復旧等事業費　七七、六四九百万円

新技術を活用した老朽化対策やハード・ソフト一体となった流域治水対策、先端的なデジタル技術を活用した洪水予測技術の開発加速など防災・減災、国土強靭化の総合的な取組を推進するとともに、地域の創意工夫を生かした地域公共交通ネットワークの再構築や、生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備、建設・建築ＤＸの推進等に重点的に取り組むこととしている。

9　経済協力費　五一一、三七四百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一七〇、三七六百万円

取引適正化対策や中小企業の研究開発投資などに重点的な配分を図るとともに、事業再生・事業承継支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、中小企業・小規模事業者に対する貸出動向等を踏まえた信用保証に係る経費を減額している。

11　エネルギー対策費　八五三、九六五百万円

「第六次エネルギー基本計画」（令和三年十月二十二日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　一、二六五、三六五百万円

「食料・農業・農村基本法」（平成十一年法律第百六号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13　その他の事項経費　五、八〇〇、四一六百万円

14　新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費　四、〇〇〇、〇〇〇百万円

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費又は原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策に要する経費その他の原油価格・物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15　ウクライナ情勢経済緊急対応予備費　一、〇〇〇、〇〇〇百万円

ウクライナ情勢に伴い発生し得る経済危機への対応に要する経費その他の国際情勢の変化又は大寒波の到来その他の災害に伴い発生しうる経済危機への対応に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

16　予備費　五〇〇、〇〇〇百万円

計　一一四、三八一、二三六百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及びれいわ新選組から、それぞれ、「令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算及び令和五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和五年二月二十八日

予算委員長　根本　匠

衆議院議長　細田　博之殿

令和五年度特別会計予算

右

国会に提出する。

令和五年一月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和５年度特別会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第１条　次に掲げる各特別会計の令和５年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
内閣府及び厚生労働省所管	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第２条　各特別会計において、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第３条　各特別会計において、「財政法」第15条第１項の規定により令和５年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第４条　「特別会計に関する法律」第５条第２項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第５条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第５条ただし書の規定により政府が令和５年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第６条　自動車安全特別会計空港整備勘定において、「財政法」第15条第２項の規定により令和５年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、2,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第７条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金		28,312,295,408千円
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	800,000
国有林野事業債務管理		314,900,000
自動車安全	空港整備勘定	118,500,000

２　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、1,537,500,000千円とする。

３　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、10,933,100,000千円とする。

４　食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額は、361,466,050千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第８条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金		28,312,295,408千円
国債整理基金		10,000,000,000
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定 原子力損害賠償支援勘定	2,035,349,310 2,850,800,000
労働保険	雇用勘定	750,000,000
年金	健康勘定	1,446,667,774

食料安定供給	食糧管理勘定	361,466,050
国有林野事業債務管理		96,100,000
自動車安全	空港整備勘定	10,000,000
東日本大震災復興		600,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債発行の限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定により令和５年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を発行することができる限度額は、25,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定による令和５年度において公債を発行することができる限度額は、12,000,000,000千円とする。ただし、第20条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和４年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」の規定により、電源立地対策に充てるため令和５年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同法に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の161を基礎として算出）のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る令和４年度の決算上の剰余金見込額（令和３年度の決算上の剰余金から令和４年度への繰越金及び令和４年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」の規定により、電源利用対策に充てるため令和５年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同法に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の146を基礎として算出）のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る令和４年度の決算上の剰余金見込額（令和３年度の決算上の剰余金から令和４年度への繰越金及び令和４年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）、エネルギー需給勘定からの受入額、独立行政法人納付金収入及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」の規定により、原子力安全規制対策に充てるため令和５年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同法に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の68を基礎として算出）のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る令和４年度の決算上の剰余金見込額（令和３年度の決算上の剰余金から令和４年度への繰越金及び令和４年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により令和５年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、2,835,014,411千円とする。

2　「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第34条第２項の規定により令和５年度において食料安定供給特別会計漁船再保険勘定から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,927,022千円とする。

（エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における公債発行の限度額）

第13条　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定において、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（仮称）の規定により令和５年度において公債を発行することができる限度額は、506,149,310千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（脱炭素成長型経済構造移行費用（仮称）の範囲）

第14条　「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（仮称）の規定による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	勘定	項
エネルギー対策	エネルギー需給	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費、脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入、脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰

		入、脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入
	電源開発促進	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費

(東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額)

第15条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第4項の規定により令和5年度において公債を発行することができる限度額は、99,800,000千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

(復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲)

第16条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第4項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入
	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入
		貸付金等回収金収入
		雑納付金
		雑収入

2　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第9条第3項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

(復興費用の範囲)

第17条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第5項の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出(復興債費(復興債償還費用に限る。)を除く。)に掲げるとおりとする。

(利子補給契約の限度額)

第18条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災復興特別区域法」第44条第2項の規定による令和5年度の利子補給契約に係る同年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額の限度は、789,860千円とする。

(再保険契約の限度額)

第19条　地震再保険特別会計において、「地震保険に関する法律」第3条第3項の規定による令和5年度の1回の地震等により支払うべき再保険金の総額の限度は、11,771,300,000千円とする。

(財政融資資金の長期運用予定額)

第20条　令和5年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
(国)	
1　エネルギー対策特別会計	8,300,000千円
2　食料安定供給特別会計	800,000
3　自動車安全特別会計	118,500,000
(政府関係機関)	
4　沖縄振興開発金融公庫	199,400,000
5　株式会社日本政策金融公庫	6,068,700,000
6　株式会社国際協力銀行	981,000,000
7　独立行政法人国際協力機構	1,043,100,000
(独立行政法人等)	
8　日本私立学校振興・共済事業団	27,200,000
9　国立研究開発法人森林研究・整備機構	4,600,000
10　独立行政法人福祉医療機構	264,200,000
11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	43,900,000
12　独立行政法人水資源機構	400,000
13　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	400,000
14　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	75,800,000
15　独立行政法人日本学生支援機構	588,100,000
16　独立行政法人国立病院機構	28,600,000
17　独立行政法人都市再生機構	500,000,000
18　独立行政法人住宅金融支援機構	30,700,000

官報(号外)

19　国立研究開発法人国立成育医療研究センター	900,000
20　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	200,000
21　全国土地改良事業団体連合会	1,300,000
22　株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
（地方公共団体）	
23　地方公共団体	2,423,800,000

2　前項第７号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第４号から第23号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第21条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税の収入の増加
2　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な積立金からの受入金、借入金その他の収入の増加
3　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	13,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
4　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第20条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第20条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
5　エネルギー対策	電源開発促進勘定における諸支出金に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
6　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付及び育児休業給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における失業等給付及び職業訓練受講給付金に必要な経費の不足	「雇用保険法」第67条の２の規定による一般会計からの受入金の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加

7　年　　金	国民年金勘定における特別障害給付金給付又は福祉年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	国民年金勘定における国民年金給付又は厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
8　食料安定供給	食糧管理勘定における1,312千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による食糧買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による食糧売払代の収入の増加
	農業再保険勘定及び漁船再保険勘定における再保険金又は漁業共済保険勘定における保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
9　国有林野事業債務管理	借入金の利子に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	借入金の利子に充てるための一般会計からの受入金の増加
10　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
11　自動車安全	自動車事故対策勘定における自動車損害賠償保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加
	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加

2　第２条の規定によるもののほか、前項第８号及び第11号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が防災・減災対策等強化事業推進費及び北海道特定特別総合開発事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第22条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織又は項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第23条　東日本大震災復興特別会計において、所管復興庁、組織復興庁の東日本大震災復興支援対策費、原子力災害復興再生支援事業費、内閣共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、治安復興事業費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、法務行政復興政策費、財務行政復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興治水事業工事諸費、東日本大震災復興道路整備事業工事諸費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費、東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

（予算の移用）

第24条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第３表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	財政融資資金へ繰入、事務取扱費、諸支出金、公債等事務取扱費一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費と脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費及び諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	労使関係安定形成促進費、男女均等雇用対策費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、業務取扱費、施設整備費、育児休業給付資金へ繰入、保険料返還金等徴収勘定へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入及び諸支出金の各項
年金	基礎年金	基礎年金給付費と諸支出金
	国民年金	特別障害給付金給付費、福祉年金給付費、国民年金給付費及び諸支出金の各項
	厚生年金	保険給付費と諸支出金
	健康	保険料等交付金、諸支出金及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	子ども・子育て支援	児童手当等交付金、子ども・子育て支援推進費、地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費、業務取扱費及び諸支出金の各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費及び日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	食糧管理	食糧買入費と食糧管理費
	国営土地改良事業	土地改良事業費と土地改良事業工事諸費
自動車安全	自動車事故対策	被害者保護増進等事業費、自動車損害賠償保障事業費及び再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費

	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

第2表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	事務取扱費、諸支出金及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
特許	事務取扱費と施設整備費

第3表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	復興庁	復興庁	東日本大震災復興事業費と東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費

（俸給予算等の制限）

第25条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

官報（号外）

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		16,662,978,255	地方交付税交付金	17,002,353,918
			一般会計より受入	16,450,732,397	地方特例交付金	216,900,000
			財政投融資特別会計より受入	150,000,000	交通安全対策特別交付金	51,600,163
			東日本大震災復興特別会計より受入	62,245,858	地方譲与税譲与金	2,600,100,000
		租税		4,434,200,000	事務取扱費	264,824
			地方法人税	1,891,900,000	諸支出金	298,407
			地方揮発油税	213,900,000	国債整理基金特別会計へ繰入	29,669,495,408
			石油ガス税	5,000,000	予備費	2,600,000
			特別法人事業税	2,009,300,000		
			自動車重量税	286,400,000		
			航空機燃料税	15,200,000		
			特別とん税	12,500,000		
		借入金		28,312,295,408		
			借入金	28,312,295,408		
		雑収入		1,962		

			雑収入	1,962			
		前年度剰余金受入		1,767,486,418			
			前年度剰余金受入	1,764,330,556			
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	3,155,862			
		合計		51,176,962,043	合計	49,543,612,720	
財務省	地震再保険	再保険料収入		80,217,066	再保険費	108,890,915	
			再保険料収入	80,217,066	事務取扱費	89,039	
		雑収入		28,763,388	予備費	500	
			雑収入	28,763,388			
		合計		108,980,454	合計	108,980,454	
	国債整理基金	他会計より受入		81,340,392,315	国債整理支出	234,821,540,747	
			他会計より受入	81,324,198,052	復興債整理支出	3,548,100,910	
			東日本大震災復興他会計より受入	15,587,202	脱炭素成長型経済構造移行債整理支出	1,104,053,411	
			脱炭素成長型経済構造移行推進他会計より受入	607,061			
		租税		112,800,000			
			たばこ特別税	112,800,000			
		公債金		157,551,330,874			
			公債金	153,121,221,964			
			復興借換公債金	3,326,662,560			
			脱炭素成長型経済構造移行借換公債金	1,103,446,350			
		資産処分収入		200,244,582			
			東日本大震災復興株式売払収入	200,244,582			
		配当金収入		5,440,024			
			東日本大震災復興配当金収入	5,440,024			
		運用収入		29,425,578			
			運用収入	29,280,952			
			東日本大震災復興運用収入	144,626			
		雑収入		234,061,695			
			雑収入	234,039,779			
			東日本大震災復興雑収入	21,916			
		合計		239,473,695,068	合計	239,473,695,068	

官報（号外）

	外国為替資金	外国為替等売買差益		157,200,000	事務取扱費	2,931,301
			外国為替等売買差益	157,200,000	諸支出金	426,363,595
		運用収入		2,830,933,424	融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	749
			運用収入	2,830,933,424	防衛力強化一般会計へ繰入	1,200,433,043
		雑収入		2,912	国債整理基金特別会計へ繰入	489,590,531
			雑収入	2,912	予備費	300,000,000
		合計		2,988,136,336	合計	2,419,319,219
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		785,113,851	財政融資資金へ繰入	12,000,000,000
			運用利殖金収入	785,113,851	事務取扱費	6,029,345
		公債金		12,000,000,000	諸支出金	255,647,415
			公債金	12,000,000,000	公債等事務取扱費一般会計へ繰入	33,339
		財政融資資金より受入		10,835,144,864	防衛力強化一般会計へ繰入	200,000,000
			財政融資資金より受入	10,835,144,864	国債整理基金特別会計へ繰入	11,439,807,108
		積立金より受入		251,038,407	予備費	60,000
			積立金より受入	251,038,407		
		他勘定より受入		25,646		
			投資勘定より受入	25,646		
		雑収入		30,254,439		
			雑収入	30,254,439		
		合計		23,901,577,207	合計	23,901,577,207
	投資勘定	運用収入		423,370,202	産業投資支出	429,800,000
			償還金収入	12,950,000	事務取扱費	108,302
			利子収入	72,453	地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	25,646
			納付金	164,695,096	防衛力強化一般会計へ繰入	436,672,519
			配当金収入	225,919,449	地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	150,000,000
			出資回収金収入	19,733,204	国債整理基金特別会計へ繰入	143

		雑収入		3,032	予備費	100,000
			雑収入	3,032		
		前年度剰余金受入		593,333,376		
			前年度剰余金受入	593,333,376		
		合計		1,016,706,610	合計	1,016,706,610
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		13,281,501	特定国有財産整備費	18,546,786
			国有財産売払収入	13,281,501	事務取扱費	586,959
		雑収入		79,446	予備費	10,000
			雑収入	79,446		
		前年度剰余金受入		56,683,317		
			前年度剰余金受入	56,683,317		
		合計		70,044,264	合計	19,143,745
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		515,836,000	燃料安定供給対策費	279,789,807
			一般会計より受入	515,836,000	エネルギー需給構造高度化対策費	316,150,868
		公債金		506,149,310	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	493,054,084
			脱炭素成長型経済構造移行公債金	506,149,310	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	138,388,598
		石油証券及借入金収入		1,537,500,000	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	26,601,264
			石油証券及借入金収入	1,537,500,000	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	48,555,000
		備蓄石油売払代		29,061,372	事務取扱費	7,442,732
			備蓄石油売払代	29,061,372	脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	12,345,060
		独立行政法人納付金収入		12,346,186	諸支出金	200
			独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入	2,479,660	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	8
			国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	9,866,526	脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入	143,105

官報（号外）

		雑収入		14,790,643	国債整理基金特別会計へ繰入	1,461,056,270	
			雑収入	14,790,643	脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	607,061	
		前年度剰余金受入		171,460,546	予備費	3,010,000	
			前年度剰余金受入	171,460,546			
		合計		2,787,144,057	合計	2,787,144,057	
	電源開発促進勘定	他会計より受入		295,282,099	電源立地対策費	162,233,850	
			電源立地対策財源一般会計より受入	148,084,495	電源利用対策費	12,876,598	
			電源利用対策財源一般会計より受入	105,165,138	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	12,345,060	
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	42,032,466	原子力安全規制対策費	26,658,419	
		他勘定より受入		12,345,060	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,448,191	
			脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	12,345,060	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	284,524	
		独立行政法人納付金収入		44,533	事務取扱費	26,100,530	
			国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	44,533	諸支出金	417	
		雑収入		1,344,889	予備費	510,000	
			雑収入	1,344,889			
		前年度剰余金受入		25,441,008			
			前年度剰余金受入	25,441,008			
		合計		334,457,589	合計	334,457,589	
	原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		4,585,422	事務取扱費	979	
			原子力損害賠償支援資金より受入	4,585,422	国債整理基金特別会計へ繰入	10,937,845,618	
		原子力損害賠償支援証券及借入金収入		10,933,100,000			
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入	10,933,100,000			
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入		10			
			原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	10			

		雑収入		536			
			雑収入	536			
		前年度剰余金受入		160,629			
			前年度剰余金受入	160,629			
		合計		10,937,846,597	合計	10,937,846,597	
厚生労働省	労働保険						
	労災勘定	保険収入		1,102,575,793	労働安全衛生対策費	25,690,042	
			他勘定より受入	916,490,512	保険給付費	756,739,564	
			一般会計より受入	6,959	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	5,711,208	
			未経過保険料受入	23,764,581	職務上年金給付費等交付金	4,671,147	
			支払備金受入	162,313,741	社会復帰促進等事業費	125,512,345	
		運用収入		98,029,400	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	11,232,580	
			運用収入	98,029,400	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	1,332,191	
		雑収入		22,587,794	仕事生活調和推進費	10,683,952	
			雑収入	22,587,794	中小企業退職金共済等事業費	1,480,385	
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	126,050	
					個別労働紛争対策費	1,816,806	
					業務取扱費	71,425,542	
					施設整備費	1,174,564	
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	45,421,380	
					予備費	6,200,000	
		合計		1,223,192,987	合計	1,069,217,756	
	雇用勘定	保険収入		3,115,634,362	労使関係安定形成促進費	369,345	
			他勘定より受入	3,080,707,164	男女均等雇用対策費	14,701,259	
			一般会計より受入	34,927,198	中小企業退職金共済等事業費	5,866,045	
		積立金より受入		461,021,614	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	28,383	
			積立金より受入	461,021,614	個別労働紛争対策費	1,933,217	
		運用収入		1,185	職業紹介事業等実施費	89,043,621	
			運用収入	1,185	地域雇用機会創出等対策費	765,119,759	
		独立行政法人納付金		39,028,263	高齢者等雇用安定・促進費	202,888,297	

官報（号外）

			独立行政法人勤労者退職金共済機構納付金	954,642	失業等給付費	1,256,113,096
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	38,073,621	育児休業給付費	762,469,224
		雑収入		33,124,869	就職支援法事業費	24,283,389
			雑収入	33,124,869	職業能力開発強化費	60,013,315
					若年者等職業能力開発支援費	3,403,978
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	69,949,262
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	4,707,184
					障害者職業能力開発支援費	1,579,144
					技能継承・振興推進費	3,827,947
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,663,587
					業務取扱費	132,738,702
					施設整備費	3,749,507
					育児休業給付資金へ繰入	21,562,344
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	25,255,580
					国債整理基金特別会計へ繰入	374,000
					予備費	56,000,000
		合計		3,648,810,293	合計	3,507,640,185
	徴収勘定	保険収入		3,995,032,678	業務取扱費	36,826,695
			保険料収入	3,994,836,097	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	916,490,512
			印紙収入	196,581	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	3,080,707,164
		他会計より受入		228,709	諸支出金	45,546,206
			一般会計より受入	228,709	予備費	100,000
		一般拠出金収入		4,148,962		
			一般拠出金収入	4,148,962		
		他勘定より受入		70,676,960		
			他勘定より受入	70,676,960		
		雑収入		1,816,355		
			雑収入	1,816,355		

		前年度剰余金受入		7,766,913		
			前年度剰余金受入	7,766,913		
		合　　計		4,079,670,577	合　　計	4,079,670,577
内閣府及び厚生労働省	年　　金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		26,258,043,359	基礎年金給付費	28,372,593,089
			拠出金等収入	26,257,761,414	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	368,560,948
			運用収入	281,945	諸支出金	828,033
		積立金より受入		2,586,114,795	予備費	113,000,000
			積立金より受入	2,586,114,795		
		雑収入		10,823,916		
			雑収入	10,823,916		
		合　　計		28,854,982,070	合　　計	28,854,982,070
	国民年金勘定	保険収入		3,261,755,031	特別障害給付金給付費	2,439,724
			保険料収入	1,133,269,152	福祉年金給付費	9,161
			一般会計より受入	1,994,983,699	国民年金給付費	289,350,023
			基礎年金勘定より受入	133,501,174	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,507,742,295
			運用収入	1,006	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	64,644,793
		積立金より受入		418,289,031	諸支出金	60,417,592
			積立金より受入	418,289,031	予備費	1,200,000
		独立行政法人納付金		244,951,875		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	242,803,709		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	2,148,166		
		雑収入		781,999		
			雑収入	781,999		
		前年度剰余金受入		25,652		
			前年度剰余金受入	25,652		
		合　　計		3,925,803,588	合　　計	3,925,803,588
	厚生年金勘定	保険収入		49,179,185,953	保険給付費	24,987,624,926
			保険料収入	33,995,629,186	実施機関保険給付費等交付金	4,755,918,593
			一般会計より受入	10,484,348,820	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	20,325,184,659
			労働保険特別会計より受入	5,711,208	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	223,684,171

官　報（号外）

			基礎年金勘定より受入	179,940,049	諸支出金	18,320,103
			存続厚生年金基金等徴収金	1,005,018	予備費	98,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	48,097,809		
			実施機関拠出金収入	4,427,020,707		
			存続組合等納付金	37,413,783		
			運用収入	19,373		
		積立金より受入		675,058,102		
			積立金より受入	675,058,102		
		独立行政法人納付金		534,876,465		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	496,000,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	38,876,465		
		雑収入		19,611,932		
			雑収入	19,611,932		
		合計		50,408,732,452	合計	50,408,732,452
	健康勘定	保険収入		11,055,541,009	保険料等交付金	11,023,400,835
			保険料収入	11,049,618,617	業務取扱費等業務勘定へ繰入	40,474,139
			一般会計より受入	5,747,889	諸支出金	4,347,574
			日雇拠出金収入	174,503	国債整理基金特別会計へ繰入	1,446,667,774
		運用収入		10		
			運用収入	10		
		独立行政法人納付金		59,570		
			業務勘定より受入	59,570		
		借入金		1,440,919,885		
			借入金	1,440,919,885		
		雑収入		40		
			雑収入	40		
		前年度剰余金受入		18,369,808		
			前年度剰余金受入	18,369,808		
		合計		12,514,890,322	合計	12,514,890,322
	子ども・子育て支援勘定	拠出金収入		680,830,702	児童手当等交付金	1,219,879,031
			事業主拠出金収入	680,830,702	子ども・子育て支援推進費	1,700,841,118

		他会計より受入		2,503,336,606	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	411,080,092
			一般会計より受入	2,503,336,606	業務取扱費	4,063,445
		積立金より受入		84,641,761	諸支出金	417,350
			積立金より受入	84,641,761	予備費	8,400,000
		雑収入		7,582,876		
			雑収入	7,582,876		
		前年度剰余金受入		68,289,091		
			前年度剰余金受入	68,289,091		
		合計		3,344,681,036	合計	3,344,681,036
	業務勘定	他会計より受入		107,342,073	業務取扱費	41,433,924
			一般会計より受入	107,342,073	社会保険オンラインシステム費	103,219,833
		他勘定より受入		330,545,149	日本年金機構運営費	311,948,293
			他勘定より受入	330,545,149	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	59,570
		特別保健福祉事業資金より受入		40,020	一般会計へ繰入	40,020
			特別保健福祉事業資金より受入	40,020	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		49,289		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	49,289		
		雑収入		5,751,453		
			雑収入	5,751,453		
		前年度剰余金受入		12,985,656		
			前年度剰余金受入	12,985,656		
		合計		456,713,640	合計	456,713,640
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		91,300,000	農業経営安定事業費	251,259,724
			食糧管理勘定より受入	91,300,000	事務取扱費業務勘定へ繰入	64,270
		他会計より受入		110,476,050	予備費	100,000
			一般会計より受入	110,476,050		
		独立行政法人納付金		13,815,044		
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	13,815,044		
		雑収入		20		
			雑収入	20		

		前年度剰余金受入		35,832,880		
			前年度剰余金受入	35,832,880		
		合計		251,423,994	合計	251,423,994
	食糧管理勘定	食糧売払代		622,162,387	食糧買入費	654,750,089
			食糧売払代	622,162,387	食糧管理費	36,763,004
		輸入食糧納付金		452,451	交付金等他勘定へ繰入	104,450,872
			輸入食糧納付金	452,451	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1
		他会計より受入		131,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	245,717,479
			一般会計より受入	131,000,000	予備費	85,000,000
		食糧証券収入		361,466,050		
			食糧証券収入	361,466,050		
		雑収入		11,600,557		
			雑収入	11,600,557		
		合計		1,126,681,445	合計	1,126,681,445
	農業再保険勘定	農業再保険収入		64,793,325	農業再保険費及交付金	85,329,641
			再保険料	795,295	事務取扱費業務勘定へ繰入	874,429
			一般会計より受入	50,509,493	予備費	18,000,000
			前年度繰越資金受入	13,488,537		
		積立金より受入		39,616,703		
			積立金より受入	39,616,703		
		雑収入		1,415		
			雑収入	1,415		
		合計		104,411,443	合計	104,204,070
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		7,881,883	漁船再保険費及交付金	6,265,864
			再保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	558,754
			一般会計より受入	6,942,779	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	939,094		
		積立金より受入		99,923		
			積立金より受入	99,923		
		雑収入		77		
			雑収入	77		
		合計		7,981,883	合計	6,924,618
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		14,609,818	漁業共済保険費及交付金	10,327,500
			保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	116,284

			一般会計より受入	12,044,058	国債整理基金特別会計へ繰入 2,340,000
			前年度繰越資金受入	2,565,750	予備費 100,000
		雑収入		20	
			雑収入	20	
		合計		14,609,838	合計 12,883,784
	業務勘定	他勘定より受入		14,764,609	事務取扱費 14,564,808
			他勘定より受入	14,764,609	予備費 200,000
		雑収入		199	
			雑収入	199	
		合計		14,764,808	合計 14,764,808
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		4,514,000	土地改良事業費 4,653,955
			一般会計より受入	4,514,000	土地改良事業工事諸費 775,045
		土地改良事業費負担金等収入		5,658,949	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入 1,480,642
			土地改良事業費負担金収入	5,658,949	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入 1,005
		借入金		800,000	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入東日本大震災復興特別会計へ繰入 25,934
			借入金	800,000	国債整理基金特別会計へ繰入 3,993,368
		雑収入		133,536	予備費 200,000
			雑収入	133,536	
		前年度剰余金受入		23,464	
			前年度剰余金受入	23,464	
		合計		11,129,949	合計 11,129,949
	国有林野事業債務管理	他会計より受入		29,114,372	国債整理基金特別会計へ繰入 344,014,372
			一般会計より受入	29,114,372	
		借入金		314,900,000	
			借入金	314,900,000	
		合計		344,014,372	合計 344,014,372
経済産業省	特許	特許料等収入		151,443,955	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費 10,560,922
			特許印紙収入	3,241,212	事務取扱費 134,228,902
			特許料等収入	148,202,743	施設整備費 431,510
		他会計より受入		1,845,361	予備費 200,000

官　報（号外）

		一般会計より受入	1,845,361			
		雑収入	213,619			
		雑収入	213,619			
		前年度剰余金受入	64,638,750			
		前年度剰余金受入	64,638,750			
		合計	218,141,685	合計		145,421,334
国土交通省	自動車安全					
	自動車事故対策勘定	自動車事故対策事業収入	8,516,796	被害者保護増進等事業費		9,706,369
		賦課金収入	8,516,796	独立行政法人自動車事故対策機構運営費		9,397,747
		積立金より受入	5,283,846	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費		616,082
		積立金より受入	5,283,846	自動車損害賠償保障事業費		1,331,900
		他会計より受入	5,950,000	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入		1,143,032
		一般会計より受入	5,950,000	再保険及保険費		148,968
		償還金収入	402,818	予備費		60,000
		償還金収入	402,818			
		雑収入	1,249,339			
		雑収入	1,249,339			
		前年度剰余金受入	61,574,899			
		前年度剰余金受入	61,574,899			
		合計	82,977,698	合計		22,404,098
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入	37,362,294	独立行政法人自動車技術総合機構運営費		2,109,457
		検査登録印紙収入	23,094,714	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費		1,195,443
		検査登録手数料収入	14,267,580	業務取扱費		36,264,152
		他会計より受入	261,507	施設整備費		1,553,169
		一般会計より受入	261,507	予備費		150,000
		他勘定より受入	1,143,032			
		他勘定より受入	1,143,032			
		雑収入	126,534			
		雑収入	126,534			
		前年度剰余金受入	6,887,797			
		前年度剰余金受入	6,887,797			
		合計	45,781,164	合計		41,272,221

	空港整備勘定	空港使用料収入		163,801,223	空港等維持運営費	146,948,141
			空港使用料収入	163,801,223	空港整備事業費	129,744,364
		他会計より受入		27,348,039	北海道空港整備事業費	10,497,281
			一般会計より受入	27,348,039	離島空港整備事業費	1,617,876
		地方公共団体工事費負担金収入		8,325,382	沖縄空港整備事業費	11,434,593
			地方公共団体工事費負担金収入	8,325,382	航空路整備事業費	27,342,928
		借入金		118,500,000	空港整備事業資金貸付金	9,250,000
			借入金	118,500,000	成田国際空港整備事業資金貸付金	12,000,000
		償還金収入		9,095,232	北海道空港整備事業資金貸付金	6,039,000
			償還金収入	9,095,232	地域公共交通維持・活性化推進費	1,506,416
		受託工事納付金収入		192,451	空港等整備事業工事諸費	1,693,541
			受託工事納付金収入	192,451	受託工事費	192,451
		空港等財産処分収入		59,686	空港等災害復旧事業費	288,000
			空港等財産処分収入	59,686	国債整理基金特別会計へ繰入	33,884,926
		雑収入		53,201,481	予備費	330,000
			雑収入	53,201,481		
		前年度剰余金受入		12,246,023		
			前年度剰余金受入	12,246,023		
		合計		392,769,517	合計	392,769,517

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	所管・組織・項	金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		442,000,000	復興庁	552,296,258
			復興特別所得税	442,000,000	復興庁	552,296,258
		他会計より受入		29,820,705	復興庁共通費	6,468,745
			一般会計より受入	29,794,771	東日本大震災復興支援対策費	10,694,862
			特別会計より受入	25,934	原子力災害復興再生支援事業費	70,082,005
		公債金		99,800,000	新しい東北施策推進費	304,060
			復興公債金	99,800,000	内閣共通費	47,373

官報（号外）

		公共事業費負担金収入		7,039	法務省共通費	53,601
			公共事業費負担金収入	7,039	文部科学省共通費	277,515
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		152,551	農林水産省共通費	101,422
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	152,551	環境省共通費	5,810,998
		雑収入		158,358,451	地域活性化等復興政策費	13,587,624
			事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入	150,613,967	治安復興政策費	23,435
			貸付金等回収金収入	1,423,737	治安復興事業費	209,186
			雑納付金	157,418	消費生活復興政策費	244,000
			雑収入	6,163,329	生活基盤行政復興政策費	351,524
					法務行政復興政策費	22,296
					財務行政復興事業費	140,000
					教育・科学技術等復興政策費	9,982,814
					教育・科学技術等復興事業費	30,715
					東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	1,978,488
					社会保障等復興政策費	7,562,361
					社会保障等復興事業費	782,610
					農林水産業復興政策費	18,735,461
					農林水産業復興事業費	3,322,448
					東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	181,554
					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	34,183,903

					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	2,767,527
					東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	208,009
					住宅・地域公共交通等復興政策費	896,118
					環境保全復興政策費	131,567,433
					環境保全復興事業費	185,298,788
					東日本大震災復興事業費	39,998,050
					東日本大震災復興治水事業工事諸費	2,416
					東日本大震災復興道路整備事業工事諸費	3,071
					東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	277,231
					東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費	26,950
					東日本大震災災害復旧等事業費	6,034,000
					東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費	23,000
					東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費	14,665
					総務省	62,245,858
					総務本省	62,245,858
					地方交付税交付金	62,245,858
					財務省	115,596,630
					財務本省	115,596,630
					復興債費	15,596,630
					復興加速化・福島再生予備費	100,000,000
		合計		730,138,746	合計	730,138,746

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	(項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(政府情報システム整備費に限る。)
	外国為替資金	(項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(政府情報システム整備費に限る。)
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	(項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(政府情報システム整備費に限る。)
	投資勘定	(項)産業投資支出のうち 出資金(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資金、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資金、株式会社脱炭素化支援機構出資金、株式会社日本政策投資銀行出資金、株式会社海外需要開拓支援機構出資金、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構出資金及び株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構出資金に限る。) 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(政府情報システム整備費に限る。)
	特定国有財産整備勘定	(項)特定国有財産整備費 事務取扱費のうち 庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	(項)燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油製品需給適正化調査等委託費(石油情報システム構築・改修事業費に限る。) 石油天然ガス基礎調査等委託費 石油資源開発技術等研究調査等委託費 国家備蓄石油管理等委託費 産油国等連携強化促進事業費補助金(石油天然ガス権益・安定供給確保資源国関係強化支援事業費及び産炭国石炭採掘・保安技術移転事業費に限る。) 石油精製合理化対策事業費等補助金(石油供給構造高度化事業費に限る。) 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(過疎地等石油製品流通体制整備事業費、地域燃料供給体制構築支援事業費、石油製品販売業環境保全対策事業費及び災害時社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄推進事業費に限る。) 大規模石油災害対応体制整備事業費補助金 石油資源採掘対策事業費補助金 石油貯蔵施設立地対策等交付金 エネルギー需給構造高度化対策費のうち 非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費(宇宙太陽光発電無線送受電技術高効率化研究開発事業費及び国際連携事業費に限る。) エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費(エネルギー使用合理化技術開発等事業費、海洋鉱物資源開発資源量評価・生産技術等調査事業費、エネルギーインフラ海外展開事業実施可能性調査事業費、鉱物資源開発推進探査等事業費、休廃止鉱山坑廃水処理高度化技術調査事業費及びエネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費に限る。)

官報(号外)

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

温暖化対策調査等委託費（地球温暖化・資源循環対策等調査事業費及び二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二国間オフセット・クレジット制度構築・実施等事業費、エネルギー起源二酸化炭素排出削減技術評価・検証事業費、二国間オフセット・クレジット制度推進衛星による検証技術高度化事業費、二酸化炭素回収・貯留脱炭素社会推進事業費、再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、環境配慮型再生可能エネルギー導入情報整備事業費、脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築等事業費、革新的新素材等普及展開加速化事業費、浮体式洋上風力発電地域脱炭素化ビジネス促進事業費、地域脱炭素化気候変動対策基盤整備事業費、再生可能エネルギー導入持続可能レジリエント地域社会実現支援事業費、革新的省二酸化炭素型感染症対策技術等実用化加速実証事業費、離島再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化等エネルギーシステム・ソリューション化地域再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化実証事業費、地域脱炭素物流等構築事業費、脱炭素復興まちづくり推進事業費、洋上風力発電導入促進実証等事業費、地域共創・分野横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業費、脱炭素化革新的触媒技術開発・実証事業費、潮流発電地域脱炭素化モデル構築事業費、脱炭素型ライフスタイル変革促進事業費、脱炭素型ライフスタイル転換促進事業費、地域脱炭素化促進事業費、温室効果ガス関連情報基盤整備事業費、工化場・事業場先導的脱炭素化施取組推進事業費、業務用施設等省二酸化炭素化促進事業費、住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等促進事業費、脱炭素経営普及・高度化事業費、冷凍化推進器脱フロン・脱炭素化推進事業費、アジア等国際的脱炭素案移行支援基盤整備事業費、地域公共交通脱炭素化移行促進事業費及び脱炭素型循環経済システム構築促進事業費に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電資源量調査・理解促進事業、国定価格買取制度等賦課金、国定価格買取制度施行エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費、水力発電導入加速化事業費、水災害時強靭性向上天然ガス利用設備導入支援事業費、需要家主導太陽光発電導入促進事業費、洋上風力発電人材育成事業費、クリーンエネルギー自動車及び充電・充てんインフラ等導入促進事業費、系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業及び再生可能エネルギー調達市場価格変動保険加入支援事業費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（休廃止鉱山鉱害防止エネルギー使用合理化事業費、エネルギーインフラ海外展開事業実施可能性調査事業、エネルギー使用合理化技術開発等事業費、先進的省エネルギー投資促進支援事業費、住宅・建築物需給一体型等事業費、省エネルギー投資促進事業費、内航船舶等高度化運航効率化実証事業費及び新技術サプライチェーン全体輸送効率化推進事業費に限る。）

官　報（号外）

			非化石エネルギー等技術開発費補助金	
			二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	
			脱炭素成長型経済構造移行推進対策費　のうち	
			脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進事業費及び商用車電動化促進事業費に限る。）	
			脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金	
			事務取扱費のうち	
			情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）	
		電源開発促進勘定	（項）電源立地対策費のうち	
			電源立地等推進対策補助金（特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。）	
			電源立地等推進対策交付金（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、核燃料サイクル関係推進調整等交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金、福島特定原子力施設地域振興交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、広報・調査等交付金及び交付金事務等交付金に限る。）	
			電源立地地域対策交付金	
			電源利用対策費のうち	
			放射性廃棄物処分基準調査等委託費（低レベル放射性廃棄物処分技術開発事業費、高レベル放射性廃棄物等地層処分技術開発事業費及び放射性廃棄物共通技術調査等事業費に限る。）	
			二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入補助事業費、業務用施設等省二酸化炭素促進事業費、低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業費、省エネルギー型大型浄化槽システム導入推進事業費、廃棄物処理施設先進的設備導入推進等事業費、脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業費、電動化対応トラック・バス導入加速事業費、地域再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化促進事業費、配送拠点等エネルギーステーション化地域貢献型脱炭素物流等構築事業費、廃棄物エネルギー有効活用マルチベネフィット達成促進事業費、脱炭素社会構築リース促進事業費、地域レジリエンス・脱炭素化同時実現避難施設等自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業費、再生可能エネルギー導入持続可能レジリエント地域社会実現支援事業費、工場・事業場先導的脱炭素化取組推進事業費、再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、革新的省二酸化炭素型感染症対策技術等実用化加速実証事業費、脱炭素復興まちづくり推進事業費、住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等促進事業費、空港・港湾・海事分野脱炭素化促進事業費、地域共創・分野横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業費、ライフスタイル変革促進脱炭素社会構築事業費、冷凍冷蔵機器脱フロン・脱炭素化推進事業費、アジア等国際的脱炭素移行支援基盤整備事業費、地域公共交通脱炭素化移行促進事業費、プラスチック資源・金属資源等バリューチェーン脱炭素化設備導入等促進事業費及び脱炭素型循環経済システム構築促進事業費に限る。）		

					原子力安全業務庁費（発電炉設計審査分野規制研究経費、原子力施設外部事象等安全規制研究経費、原子力施設地質構造等調査・研究経費、大規模噴火プロセス等知見整備研究経費及び燃料破損規制高度化研究経費に限る。）
			厚生労働省	労働保険	
				労災勘定	（項）労働安全衛生対策費のうち
					施設施工旅費
					施設施工庁費
					施設整備費
					社会復帰促進等事業費のうち
					施設施工旅費
					施設施工庁費
					施設整備費
					労災疾病臨床研究事業費補助金
					独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費
					業務取扱費のうち
					情報処理業務庁費（政府情報システム整備費及び労働基準行政システム改修費に限る。）
					国有財産管理処分庁費
					施設整備費
				雇用勘定	（項）高齢者等雇用安定・促進費のうち
					施設施工旅費
					施設施工庁費
					施設整備費
					職業能力開発強化費のうち
					情報処理業務庁費（技能士台帳データベースシステム等改修費に限る。）
					職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費に限る。）
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費
		軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力システム研究開発事業費、原子力利用状況等調査事業費、原子力安全性向上共通基盤整備技術開発事業費及び原子力産業基盤強化事業費に限る。）			
		原子力発電関連技術開発費等補助金			
		ウラン探鉱支援事業費等補助金			
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費　のうち			
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策委託費			
		原子力安全規制対策費のうち			
		原子力災害影響調査等委託費			
		原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査事業費、海洋環境放射能総合評価事業費、発電炉設計審査分野規制研究事業費、原子力施設外部事象等安全規制研究事業費、原子力施設地質構造等調査・研究事業費、避難指示区域等環境放射線モニタリング推進事業費、廃炉作業安全研究事業費、大規模噴火プロセス等知見整備研究事業費、航空機モニタリング運用技術確立等事業費、燃料破損規制高度化研究事業費、実機材料等経年劣化評価・検証事業費及び重大事故発生時放射性物質放出規制高度化研究事業費に限る。）			
		原子力災害対策事業費補助金			
		原子力施設等防災対策等交付金			
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費			
		事務取扱費のうち			
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			

官報（号外）

		業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）		業務勘定	(項) 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
		国有財産管理処分庁費		国営土地改良事業勘定	(項) 土地改良事業費
		施設整備費			土地改良事業工事諸費のうち
	徴収勘定	(項) 業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			超過勤務手当 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
					工事雑費
内閣府及び厚生労働省	年金 子ども・子育て支援勘定	(項) 地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち 子ども・子育て支援施設整備交付金	経済産業省	特許	(項) 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
		業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			成果重視事業特許事務機械化庁費（特許事務総合機械化開発費、特許庁システム管理費及び特許庁システム整備費に限る。）
		子ども・子育て支援事業費補助金（子ども・子育て支援全国総合システム改修事業費に限る。）			中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費及びスタートアップ国際権利化支援事業費に限る。）
	業務勘定	(項) 業務取扱費のうち 庁費（さいたま新都心合同庁舎２号館発光ダイオード照明設備整備費及びさいたま新都心合同庁舎１号館自動火災報知設備整備費に限る。）			施設整備費
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）	国土交通省	自動車安全	
		社会保険オンラインシステム費のうち 社会保険オンラインシステム業務庁費（年金給付システム改修費、オープンシステム化経費、社会保障・税番号管理システム開発費及び記録管理システム改修費に限る。）		自動車事故対策勘定	(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
				自動車検査登録勘定	(項) 独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費
					業務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費及び自動車登録検査業務電子情報処理システム開発費に限る。）
					施設整備費
				空港整備勘定	(項) 空港等維持運営費のうち 施設施工旅費
農林水産省	食料安定供給 食糧管理勘定	(項) 食糧買入費のうち 食糧買入費（輸入米等買入費、輸入食糧麦等買入費及び輸入飼料買入費に限る。）			情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。） 施設施工庁費 施設整備費 航空機購入費 空港整備事業費

		北海道空港整備事業費 離島空港整備事業費 沖縄空港整備事業費 航空路整備事業費 空港整備事業資金貸付金 成田国際空港整備事業資金貸付金 北海道空港整備事業資金貸付金			地域公共交通維持・活性化推進費 空港等整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 日額旅費 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。） 工事雑費 受託工事費 空港等災害復旧事業費

所管	特別会計	所管・組織・事項	所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁 復興庁 （項）原子力災害復興再生支援事業費　のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費 福島再生加速化交付金 環境省共通費のうち 移転費 地域活性化等復興政策費　のうち 特定復興再生拠点区域外除染等事業費 避難指示区域入域管理等委託費（物理的防護措置実施経費に限る。） 被災者生活再建支援金補助金 治安復興事業費 消費生活復興政策費 生活基盤行政復興政策費　のうち 情報通信基盤災害復旧事業費補助金 情報通信技術利活用事業費補助金			緊急消防援助隊活動費負担金 教育・科学技術等復興政策費　のうち 新産業創出等研究開発推進事業費補助金 私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金 教育・科学技術等復興事業費 社会保障等復興政策費　のうち 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金 社会保障等復興事業費　のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興政策費　のうち 国有林野森林整備・保全管理費 森林整備・保全調査等委託費（森林・林業再生実証等事業費及び放射性物質対処型林業再生対策事業費に限る。） 新産業創出等研究開発推進事業費補助金

		森林整備・保全地方公共団体事業費補助金 水源林復興促進対策費補助金 水産業振興対策事業費補助金（被災地次世代漁業人材確保支援事業費及び漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。） 水産業振興対策地方公共団体事業費補助金 共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 共同利用小型漁船建造費補助金 農林水産業再生支援交付金 農林水産業復興事業費 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち 地域経済政策推進事業委託費（原子力災害被災事業者自立等支援事業費に限る。） 地域経済政策推進事業費補助金（原子力災害被災事業者自立等支援事業費に限る。） 新産業創出等研究開発推進事業費補助金 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 住宅・地域公共交通等復興政策費　のうち ブルーツーリズム推進支援事業費補助金 環境保全復興政策費　のうち 放射線量低減処理業務庁費			環境放射線測定等庁費（モニタリング資機材更新経費に限る。） 環境保全調査費（放射性物質汚染廃棄物処理費に限る。） 放射性物質汚染廃棄物処理事業費 特定復興拠点整備事業費 放射性物質除去土壌等管理調査費 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費 放射性物質測定調査委託費 新産業創出等研究開発推進事業費補助金 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理等事業費に限る。） 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 放射性物質汚染廃棄物処理業務補償金 特定復興拠点整備業務補償金 放射線量低減処理業務補償金 環境保全復興事業費 東日本大震災復興事業費　のうち 国営追悼・祈念施設整備費 農業水利施設放射性物質対策事業費 森林環境保全整備事業費 農業生産基盤整備事業調査費 治山事業費補助

		森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 農業生産基盤整備事業調査費補助 循環型社会形成推進交付金 農山漁村地域整備交付金 社会資本整備総合交付金			東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費のうち超過勤務手当 東日本大震災災害復旧等事業費 東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	情報通信技術調達	735	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	外国為替資金	情報通信技術調達	5,947	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	15,805	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
財務省及び国土交通省	財政投融資		—			
	財政融資資金勘定	情報通信技術調達	24,705	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	2,210	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	投資勘定	情報通信技術調達	1,391	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	特定国有財産整備勘定	未利用国有地管理等業務	630,657	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	災害時地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	118,432	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	災害時地域エネルギー供給拠点整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		過疎地域等石油製品流通体制整備事業費補助	475,340	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	過疎地域等石油製品流通体制整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報　（号　外）

		競争導入公共サービスエネルギー消費統計調査事業	1,410,000	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行うエネルギー消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定業種石油等消費統計調査事業	24,648	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	特定業種石油等消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		脱炭素型自然冷媒機器導入事業費補助	4,582,330	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	脱炭素型自然冷媒機器導入事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入事業費補助	16,337,000	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	二国間オフセット・クレジット制度を活用した設備導入事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域循環共生圏構築促進事業費補助	20,504,411	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	地域循環共生圏構築促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	70,754	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	207	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電源開発促進勘定	高速炉実証炉開発	45,970,302	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	高速炉実証炉の開発については、多くの日数を要するため
		高温ガス炉実証炉開発	43,070,299	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	高温ガス炉実証炉の開発については、多くの日数を要するため
		情報通信技術調達	812,323	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	6,213	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		公開情報管理システム整備等	1,059,180	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	公開情報管理システムの整備等については、多くの日数を要するため
		原子力防災システム用電子計算機借入れ等	369,600	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	原子力防災システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統合原子力防災ネットワークシステム運用等	11,900,686	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	統合原子力防災ネットワークシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外国為替相場の変更に伴う原子力規制検査用解析コード利用（令和3年度）に係る限度額の増額	1,358	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	令和3年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「原子力規制検査用解析コード利用」に基づいて実行した原子力規制検査用の解析コードの利用に係る国庫の負担となる契約について、外国為替相場の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため

		外国為替相場の変更に伴う原子力規制検査用解析コード利用（令和４年度）に係る限度額の増額	215	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	令和４年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「原子力規制検査用解析コード利用」に基づいて実行した原子力規制検査用の解析コードの利用に係る国庫の負担となる契約について、外国為替相場の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
厚生労働省	労働保険 労災勘定	事務機器借入れ等	487,093	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災特別介護施設整備	493,828	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	北海道労災特別介護施設及び広島労災特別介護施設の整備については、多くの日数を要するため
		労災ケアサポート事業	1,289,772	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	労災ケアサポート事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災特別介護援護事業	5,445,618	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	労災特別介護援護事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害者職業能力開発校施設整備	51,233	令和５年度	令和６年度	兵庫障害者職業能力開発校の施設の整備については、多くの日数を要するため
		独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助	314,259	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	独立行政法人労働者健康安全機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	2,186,636	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	326,074	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	7,730	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	12,715	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	194,065	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス就労条件総合調査事業	86,244	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う就労条件総合調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政システム改修等	9,051,317	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	労働基準行政システムの改修等については、多くの日数を要するため
		労働基準行政システム運用等	6,835,295	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	労働基準行政システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　(号　外)

		労働基準行政システム用電子計算機借入れ	35,588,012	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	労働基準行政システム用の電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		雇用環境・均等行政情報システム運用等	351,121	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	雇用環境・均等行政情報システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政関係相談コールセンター運営事業	5,837,763	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	労働基準行政関係相談コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス第三者行為災害債権回収等業務	692,344	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う第三者行為災害債権回収等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	978,002	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	古河労働基準監督署ほか3件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	雇用勘定	雇用環境・均等行政情報システム運用等	351,120	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	雇用環境・均等行政情報システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	126,720,652	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域雇用活性化推進事業	2,241,790	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	地域雇用活性化推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業	230,357	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外国人雇用実態調査事業	337,521	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	外国人雇用実態調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生涯現役促進地域連携事業	315,450	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	生涯現役促進地域連携事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職務経歴等記録書作成支援ウェブサイトシステム開発等	119,867	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	職務経歴等記録書作成支援ウェブサイトシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		技能士台帳データベースシステム開発等	566,677	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	技能士台帳データベースシステムの開発等については、多くの日数を要するため
		教育訓練手法構築等事業	1,570,734	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	教育訓練手法構築等事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	15,171,037	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	総合的職業能力開発プログラム推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		若者職業的自立支援推進事業	6,668,730	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	若者職業的自立支援推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	9,487,101	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		障害者職業訓練委託事業	9,618	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	障害者職業訓練委託事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信技術調達	859,160	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	118,517	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	138,266	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	7,525	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	22,625	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	285,108	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	20,150	令和５年度	令和５年度以降10箇年度以内	平成30年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		ハローワーク・コールセンター運営事業	5,624,282	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	ハローワーク・コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス教育訓練講座受講環境整備事業	365,830	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	競争を導入した公共サービスとして行う教育訓練講座受講環境整備事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	1,624,901	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	古河公共職業安定所ほか３件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	徴収勘定	情報通信技術調達	38,220	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,133	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	7,089	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	28,750	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報　(号　外)

		仕様の変更に伴う労働保険適用徴収システム口座振替データ連携業務に係る限度額の増額	3,686	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	令和2年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「労働保険適用徴収システム口座振替データ連携業務」に基づいて実行した労働保険適用徴収システムの口座振替データ連携業務に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		労働保険適用徴収システム構築管理等業務	1,325,278	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	労働保険適用徴収システムの構築管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム運用等	1,636,365	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム改修	329,230	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	労働保険適用徴収システムの改修については、多くの日数を要するため
		労働基準行政関係相談コールセンター運営事業	1,195,688	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	労働基準行政関係相談コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険加入促進業務	118,431	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	労働保険加入促進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府及び厚生労働省	年金					
	子ども・子育て支援勘定	情報通信技術調達	2,027	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	24,699	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	614,243	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	153,595	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		数理統計システム用電子計算機借入れ	346,094	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	数理統計システム用の電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	16,147	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	112,562,924	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	145,220,643	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等については、多くの日数を要するため

農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定	輸入主要食糧買入れ	304,400,000	令和5年度	令和6年度	外国からの主要食糧の買入れについては、多くの日数を要するため
		輸入飼料買入れ	7,900,000	令和5年度	令和6年度	外国からの飼料の買入れについては、多くの日数を要するため
		米穀販売・管理業務	24,078,993	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	米穀販売・管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	18,118	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	324	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府所有米麦情報管理システム運用	640,516	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	政府所有米麦情報管理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府所有米麦情報管理システム開発支援業務	164,053	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	政府所有米麦情報管理システムの開発支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	2,110	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	24,671	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		那珂川沿岸（一期）農業水利事業	270,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	那珂川沿岸（一期）農業水利事業については、多くの日数を要するため
		那珂川沿岸（二期）農業水利事業	570,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	那珂川沿岸（二期）農業水利事業については、多くの日数を要するため
		情報通信技術調達	2,512	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	特許	情報通信技術調達	1,122,077	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	17,669	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	12,180,931	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム管理	2,253,134	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	特許庁システムの管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁電子出願システム運用	118,910	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	特許庁電子出願システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審査資料情報整備事業	2,246,115	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	審査資料情報整備事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		審査資料インターネット有料情報利用	118,871	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	審査資料インターネット有料情報の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	2,041,470	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	特許庁庁舎の整備については、多くの日数を要するため
国土交通省	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費補助	995,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	独立行政法人自動車技術総合機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	121,881	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	62,316	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	528	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	37,176	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	69,404	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期自動車検査・整備情報システム開発等	1,030,023	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	次期自動車検査・整備情報システムの開発等については、多くの日数を要するため
		次期審査・リコール課個別業務システム運用等	1,226,502	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	次期審査・リコール課個別業務システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	3,706,353	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		施設整備	466,525	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	関東運輸局東京運輸支局の施設の整備については、多くの日数を要するため
	空港整備勘定	情報通信技術調達	532,404	令和5年度	令和5年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	40,295	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地管理等業務	64,680	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	未利用国有地の管理等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方航空局事務室改修	27,629	令和5年度	令和6年度及び令和7年度	大阪合同庁舎第4号館の事務室の改修については、多くの日数を要するため

		空港等維持管理業務	12,199,190	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大型化学消防車等購入	711,549	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	大型化学消防車等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	201,407	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		決済代行サービス利用	17,591	令和５年度	令和６年度	決済代行サービスの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空悪天気象情報作成システム保守等	83,056	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	航空悪天気象情報作成システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	293,760	令和５年度	令和５年度以降12箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	558	令和５年度	令和５年度以降９箇年度以内	平成29年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		空港整備	129,751,472	令和５年度	令和５年度以降５箇年度以内	東京国際空港ほか37空港の整備については、多くの日数を要するため
		空港整備事業等発注者支援業務	2,328,139	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	空港整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港周辺環境整備	593,589	令和５年度	令和６年度	東京国際空港周辺の騒音監視装置の整備については、多くの日数を要するため
		現場事務所営繕	3,100	令和５年度	令和６年度及び令和７年度	大阪合同庁舎第１号館の営繕工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス国際航空旅客動態調査業務	225,300	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国際航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空旅客動態調査業務	40,200	令和５年度	令和５年度及び令和６年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港整備事業費補助	9,176,205	令和５年度	令和５年度以降４箇年度以内	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道空港整備	1,392,210	令和５年度	令和５年度以降３箇年度以内	新千歳空港ほか７空港の整備については、多くの日数を要するため

		競争導入公共サービス北海道国際航空旅客動態調査業務	29,900	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国際航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道航空旅客動態調査業務	7,400	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島空港整備事業費補助	144,000	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄空港整備	638,560	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	那覇空港ほか3空港の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス沖縄国際航空旅客動態調査業務	19,800	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国際航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄航空旅客動態調査業務	7,400	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	航空旅客動態調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空路整備	7,092,600	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	航空路保安施設及び航空交通管制施設の整備については、多くの日数を要するため

所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁				
		復興庁				
		情報通信技術調達	1,099,995	令和5年度	令和5年度以降4箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		放射性物質汚染廃棄物減容化処理	18,517,509	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	放射性物質汚染廃棄物の減容化処理については、多くの日数を要するため
		除去土壌等仮置場等原状回復	6,696,957	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	除去土壌等仮置場等の原状回復については、多くの日数を要するため
		放射性物質汚染廃棄物埋立処分	13,797,970	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	放射性物質汚染廃棄物の埋立処分については、多くの日数を要するため
		放射性物質汚染廃棄物仮置場原状回復	985,681	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	放射性物質汚染廃棄物仮置場の原状回復については、多くの日数を要するため
		指定廃棄物最終処分場整備	19,311,830	令和5年度	令和5年度及び令和6年度	指定廃棄物の最終処分場の整備については、多くの日数を要するため
		放射性物質除去土壌等管理施設整備	20,878,235	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	放射性物質除去土壌等管理施設の整備については、多くの日数を要するため
		国営追悼・祈念施設整備	1,875,750	令和5年度	令和5年度以降3箇年度以内	両竹地区の国営追悼・祈念施設の整備については、多くの日数を要するため

令和五年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十三特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、四百四十一兆九千八十八億四千八百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百九十七兆三千百三十七億二千九百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
五一、一七六、九六二		四九、五四三、六一三	

歳入では、一般会計から十六兆四千五百七億三千二百万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として六百二十二億四千六百万円を受け入れるほか、地方法人税については、一兆八千九百十九億円を計上し、その全額から平成二十八年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、地方交付税交付金十七兆二十三億五千四百万円（うち、震災復興特別交付税六百五十四億二百万円）を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
二三九、四七三、六九五		二三九、四七三、六九五	

歳入では、一般会計から二十五兆二千四百九十四億千百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から五十六兆七百四十七億八千七百万円、東日本大震災復興特別会計から百五十五億八千七百万円、エネルギー対策特別会計から六億七百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税千百二十八億円、公債金百五十三兆千二百十二億二千二百万円、復興借換公債金三兆三千二百六十六億六千三百万円、脱炭素成長型経済構造移行借換公債金一兆千三十四億四千六百万円等をそれぞれ見込んでいる。歳出では、公債等償還に二百二十四兆七千四百五十五億五千六百万円、公債利子等支払に十兆二百二十七億五千百万円、復興債整理支出に三兆五千四百八十一億百万円、脱炭素成長型経済構造移行債整理支出に一兆千四十億五千三百万円等をそれぞれ計上している。

3　外国為替資金特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
二、九八八、一三六		二、四一九、三一九	

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により令和四年度において生ずる決算上の剰余の全額二兆八千三百五十億千四百万円を令和五年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしており、このうち一兆八千九百四十八億千二百万円を「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案」の規定に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てることとしている。また、同法案の規定に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるために、同法案の規定に基づきこの会計から一兆二千四億三千三百万円を令和五年度の一般会計に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
(一)　財政融資資金勘定	二三、九〇一、五七七	二三、九〇一、五七七	
(二)　投資勘定	一、〇一六、七〇七	一、〇一六、七〇七	
(三)　特定国有財産整備勘定	七〇、〇四四	一九、一四四	

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を十二兆円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

投資勘定において、新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等を図ることとし、四千二百九十八億円の産業投資支出を行うこととしている。

5　エネルギー対策特別会計

歳　入（百万円）		歳　出（百万円）	
(一)　エネルギー需給勘定	二、七八七、一四四	二、七八七、一四四	
(二)　電源開発促進勘定	三三四、四五八	三三四、四五八	
(三)　原子力損害賠償支援勘定	一〇、九三七、八四七	一〇、九三七、八四七	

エネルギー需給勘定において、歳入では、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の規定に基づき、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした公債の発行により、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用（以下「脱炭素成長型経済構造移行費用」という。）の財源に充てることとしている。歳出では、脱炭素成長型経済構造移行費用として、革新的技術の早期確立・社会実装に要する経費等を計上している。

電源開発促進勘定において、脱炭素成長型経済構造移行費用として高速炉・高温ガス炉の実証炉に係る研究開発に要する経費を計上している。また、脱炭素成長型経済構造移行費用の財源に充てる額はエネルギー需給勘定から繰り入れることとしている。

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成二十三年法律第九十四号）に基づき、東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6　労働保険特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
㈠　労災勘定	一、二二三、一九三	一、〇六九、二一八
㈡　雇用勘定	三、六四八、八一〇	三、五〇七、六四〇
㈢　徴収勘定	四、〇七九、六七一	四、〇七九、六七一

労災勘定においては、保険給付費について、令和四年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として一兆二千五百六十一億千三百万円（うち一般会計からの繰入百八十一億四千七百万円）を、育児休業給付の支給に要する費用として七千六百二十四億六千九百万円（うち一般会計からの繰入九十五億三千百万円）を計上している。

7　年金特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
㈠　基礎年金勘定	二八、八五四、九八二	二八、八五四、九八二
㈡　国民年金勘定	三、九二五、八〇四	三、九二五、八〇四
㈢　厚生年金勘定	五〇、四〇八、七三二	五〇、四〇八、七三二
㈣　健康勘定	一二、五一四、八九〇	一二、五一四、八九〇
㈤　子ども・子育て支援勘定	三、三四四、六八一	三、三四四、六八一
㈥　業務勘定	四五六、七一四	四五六、七一四

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、一兆九千九百四十九億八千四百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額、保険給付費等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、十兆四千八百四十三億四千九百万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成二十七年度（十月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、五十七億四千八百万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、二兆五千三十三億三千七百万円を受け入れることとしている。

以上のほか、地震再保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及びれいわ新選組から、それぞれ、「令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算及び令和五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和五年二月二十八日

予算委員長　根本　匠

衆議院議長　細田　博之殿

令和五年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

令和五年一月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和５年度政府関係機関予算
予　算　総　則

（収入支出予算）

第１条　次に掲げる各政府関係機関の令和５年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

２　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第２条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第５条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は債券の限度額並びに株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条、「産業競争力強化法」第21条の17第２項及び第35条第２項、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」附則第７条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の「産業競争力強化法」第39条第２項、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」第24条第１項、「造船法」第27条第１項、「海上運送法」第39条の35第１項並びに「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」第25条第１項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度		額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		199,400,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		1,400,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		10,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		687,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	3,070,000,000千円
		社債の額面総額	170,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	763,000,000
		社債の額面総額	20,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,900,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	99,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	236,700,000

２　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

３　第１項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第３条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、令和５年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	24,000,000千円
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第２第２号及び第５号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	1,850,000
	中小企業者向け業務	50,000,000
	保証金額の総額	60,500,000
	保険価額の総額	21,884,000,000
	補塡の額の総額	99,200,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第４条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第１号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第１号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要　件	経　費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第２条第２項及び第３項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、「中小企業信用保険法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣が定める金額を増額することができる。

（流用の制限）

第５条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第１項、「株式会社国際協力銀行法」又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　　則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が令和５年度において発行する債券若しくは社債又は借り入れる借入金で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は元本金額は、外貨による額面総額又は元本金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和４年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

2　前項の規定は、株式会社日本政策金融公庫が令和５年度において行う外貨をもって支払わなければならない債務の保証があるときの保証金額の総額を換算する場合に準用する。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		11,625,020	事業損金	9,880,816
		事業益金	11,625,020	予備費	150,000
	雑収入		2,463,989		
		一般会計より受入	2,436,674		
		エネルギー対策特別会計より受入	3,883		
		住宅資金貸付手数料収入	381		
		雑収入	23,051		
	合計		14,089,009	合計	10,030,816

株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		171,342,562	事業損金	105,408,324
		事業益金	171,342,562	予備費	1,447,000
	雑収入		21,826,147		
		一般会計より受入	20,014,804		
		運用収入	158		
		雑収入	1,811,185		
	合計		193,168,709	合計	106,855,324
農林水産業者向け業務	事業益金		25,077,434	事業損金	39,462,285
		事業益金	25,077,434	予備費	550,000
	雑収入		18,049,779		
		一般会計より受入	17,360,146		
		東日本大震災復興特別会計より受入	6,691		
		運用収入	245		
		雑収入	682,697		
	合計		43,127,213	合計	40,012,285
中小企業者向け業務	事業益金		130,092,341	事業損金	53,577,325
		事業益金	130,092,341	予備費	640,000
	雑収入		19,913,081		
		一般会計より受入	14,311,490		
		エネルギー対策特別会計より受入	238		
		運用収入	148,130		
		雑収入	5,453,223		
	合計		150,005,422	合計	54,217,325
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,089,632
		事業益金	440	保険費	844,086,295
	保険料収入		222,261,962	予備費	260,000
		保険料収入	222,261,962		
	回収金		77,042,112		
		回収金	77,042,112		
	雑収入		1,548,578		
		運用収入	1,379,759		

官報（号外）

		雑収入	168,819		
	合計		300,853,092	合計	849,435,927
危機対応円滑化業務	事業益金		11,556,289	事業損金	12,767,130
		事業益金	11,556,289	補償金	64,817,626
	補償料収入		701,733	利子補給金	28,343,588
		補償料収入	701,733	予備費	9,000
	雑収入		226,311		
		一般会計より受入	211,340		
		運用収入	13,740		
		雑収入	1,231		
	合計		12,484,333	合計	105,937,344
特定事業等促進円滑化業務	事業益金		3,583,807	事業損金	3,682,549
		事業益金	3,583,807	利子補給金	400,000
	雑収入		503,743	予備費	5,000
		一般会計より受入	103,418		
		エネルギー対策特別会計より受入	400,000		
		運用収入	1		
		雑収入	324		
	合計		4,087,550	合計	4,087,549
株式会社国際協力銀行	事業益金		1,002,462,656	事業損金	1,329,469,310
		事業益金	1,002,462,656	予備費	233,111
	雑収入		360,932,768		
		運用収入	6,893,568		
		雑収入	354,039,200		
	合計		1,363,395,424	合計	1,329,702,421
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		141,107,945	事業損金	145,740,112
		事業益金	141,107,945	予備費	140,600
	雑収入		11,768,898		
		運用収入	309,429		
		雑収入	11,459,469		
	合計		152,876,843	合計	145,880,712

令和五年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一四、〇八九	一〇、〇三一

新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、経営転換、事業再構築の取組、スタートアップ等や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、「沖縄振興特別措置法」（平成十四年法律第十四号）等に基づく沖縄の自立的発展に向けた政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として二千二百九十五億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資三十七億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

収　入（百万円）		支　出（百万円）	
㈠	国民一般向け業務	一〇六、八五五	
㈡	農林水産業者向け業務	四〇、〇一二	
㈢	中小企業者向け業務	五四、二一七	
㈣	信用保険等業務	八四九、四三六	
㈤	危機対応円滑化業務	一〇五、九三七	
㈥	特定事業等促進円滑化業務	四、〇八八	
一九三、一六九			
四三、一二七			
一五〇、〇〇五			
三〇〇、八五三			
一二、四八四			
四、〇八八			

国民一般向け業務において、新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある小規模事業者の資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、経営転換、事業再構築の取組、スタートアップ等や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として総額四兆七千四百九十億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付三千九百五十億円）を計上している。この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金十八億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金一億六千二百万円、財政融資資金からの借入金三兆七百億円、社債の発行による収入千七百億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で十九兆六千五百七十六億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金四百六十七億円を予定している。

3　株式会社国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一、三六三、三九五	一、三二九、七〇二

日本企業のサプライチェーン強靱化及びグリーン、デジタルなど先端分野における日本企業の海外展開を金融面で支援していくこととし、総額二兆六千五百億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金九百億円、外国通貨長期借入金四百億円、財政融資資金からの借入金九千八百十億円、社債の発行による収入一兆八千六百五十億円及び借入金償還等△三千二百六十億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一五二、八七七	一四五、八八一

開発途上地域の政府等に対して、一兆八千九百四十億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金四百七十八億四千万円、財政融資資金からの借入金一兆四百三十一億円、国際協力機構債券の発行による収入三千五十五億円及び貸付回収金等四千九百七十五億六千万円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及びれいわ新選組から、それぞれ、「令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算及び令和五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和五年二月二十八日

予算委員長　根本　匠

衆議院議長　細田　博之殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和五年二月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第七項中「においては」を「には」に改め、同条第九項第二号中「又は」を「若しくは偽りの答弁をし、」に、「忌避した」を「忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項において同じ。）その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した」に改め、同条第十項中「又は」を削り、「検査させる」を「検査させ、当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求め

させ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、同条第十一項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第十五条の六の二第三項の表第十五条の二第九項第二号の項を次のように改める。

第十五条の二第九項第二号	次項の規定による同項の規定による検査又は同項の規定による検査	国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う徴税吏員の同条の規定の例により行う徴税吏員の検査又は同条の規定の例により行う徴税吏員の検査
	含む。同項において同じ	含む

第十七条の五第六項中「第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第百四十四条の四十七第五項、第百七十一条第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十三条の三第五項、第四百八十三条第五項、第五百三十六条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一条の六十一第五項、第七百二十一条第五項又は第七百三十三条の十八第六項」を「第七十一条の十四第六項、第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第七十二条の四十六第六項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の二十三第六項、第九十条第六項、第百四十四条の四十七第六項、第百七十一条第六項、第二百七十八条第六項、第三百二十八条の十一第六項、第四百六十三条の三第六項、第四百八十三条第六項、第五百三十六条第六項、第六百八十八条第六項、第七百一条の十二第六項、第七百一条の六十一第六項、第七百二十一条第六項又は第七百三十三条の十八第七項」に改める。

第二十二条の二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第二十二条の四第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この款において同じ。）」を削る。

第二十三条第一項第四号イ中「法人税額」の下に「（各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）」を加え、「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十一項」に改め、同号ロ中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

第二十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第三十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（所得割の課税標準）」を付し、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第六項ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「うめられた」を「埋められた」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第五項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生年」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生年純損失金額（その者の当該特定非常災害発生年において生じた前条第八項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいい、当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年純損失金額（次条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）並びに当該納税義務者の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

一　事業資産特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

二　不動産等特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

2　所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生年特定純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第五号に規定する特定非常災害発生年

定純損失金額をいう。）又は被災純損失金額（同条第四項第一号に規定する被災純損失金額をいい、特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第二項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、同条第九項中「純損失の金額（同項」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純損失金額（次条第二項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項」と、「で政令で定めるもの並びに」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年前五年内において生じた特定非常災害発生年特定純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

3　所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

4　所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第九項中「金額をいい、」とあるのは「金額をいう。）で特定雑損失金額（次条第四項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（と、「同条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は」とする。

5　前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第一項第一号に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）に係るものをいう。

第三十七条の二第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」を「第一号、第四号及び第五号に掲げる基準」に改め、「当該基準及び」を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三十七条の二第二項に次の二号を加える。

四　都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五　特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

第三十七条の二第三項中「前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）」を「指定」に、「同項」を「前項」に改め、同条第六項中「適合しなくなつた」の下に「若しくは適合していなかつた」を加える。

第四十五条の三の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第三百十七条の三の二第四項」を「第三百十七条の三の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三百十七条の三の二第二項」を「第三百十七条の三の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

第六十九条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十一条の十四第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において

「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七十一条の十四第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る利子割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、利子割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る利子割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した利子割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十一条の十五第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、利子割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る利子割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した利子割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十一条の十五第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第七十一条の十六第一項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。

第七十一条の二十第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第七十一条の二十一第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十一条の三十五第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「第八項」を「第九項」に、「除く」を「除く。次項及び第六項において同じ」に、「を加算した金額」を「次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第三項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七十一条の三十五第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第

七項を同条第八項とし、同条第六項中「同項」の下に「から第五項まで」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る配当割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、配当割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る配当割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した配当割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十一条の三十六第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、配当割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、配当割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る配当割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した配当割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十一条の三十六第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第七十一条の三十七第一項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。

第七十一条の四十一第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第七十一条の四十二第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十一条の四十第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十一条の五十五第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「第八項」を「第九項」に、「除く」を「除く。次項及び第六項において同じ」に、「」を加算した金額」を「次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第三項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七十一条の五十五第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「同項」の下に「から第五項まで」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る株式等譲渡所得割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る株式等譲渡所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した株式等譲渡所得割について、

不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十一条の五十六第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る株式等譲渡所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した株式等譲渡所得割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十一条の五十六第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第七十一条の五十七第一項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。

第七十一条の六十一第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第七十一条の六十二第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十二条の二第二項中「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に改める。

第七十二条の四第一項第三号中「及び地方税共同機構」を「、地方税共同機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

第七十二条の八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、」を「ほか、」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の十三第三項中「同項第一号」を「同項第一号イ」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第五項第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事実　その事実が生じた日の前日

イ　第七十二条の四第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において第七十二条の五第一項各号に掲げる法人で収益事業を行うものに該当することとなつたこと。

ロ　第七十二条の四第一項各号又は第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなつたこと。

ハ　第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において同項各号に掲げる法人に該当することとなつたこと。

第七十二条の十三第十三項中「第五項第三号」の下に「及び第四号イ」を加える。

第七十二条の二十五第四項中「この条及び第七十二条の四十一第一項」を「この節」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「同条第一項各号」を「第七十二条の四第一項各号に掲げる法人又は第七十二条の五第一項各号」に、「同項各号」を「第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号」に改める。

第七十二条の二十九第三項中「属する事業年度」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　清算中の法人（通算法人に限る。）は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）が終了した場合には、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の二十三、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第五項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

6　第七十二条の二十五第五項、第八項から第十三項まで及び第十六項から第十八項までの規定は、前項の規定により法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十六項中「みなして、第二項又は第四項及び」とあるのは「みなして、」と読み替えるものとする。

第七十二条の三十第一項中「第四項まで」を「第六項まで」に、「とする」を「と、同条第五項中「、当該事業年度の」とあるのは「、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の十二」とあるのは「第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで」と、「第七十二条の二十四、」とあるのは「第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五、」と、「当該事業年度の所得及びこれ」とあるのは「当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額及びこれら」と、「当該事業年度に係る所得割」とあるのは「当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」と、同条第六項中「において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と、」とあるのは「において、」と、「及び」とあるのは「とあるのは、」とする」に改める。

第七十二条の三十四中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十四第二項中「においては」を「には」に、「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に改める。

第七十二条の四十五の二第一項中「第七十二条の二十五第三項又は第五項（これらの規定を」を「第七十二条の二十五第三項（第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五項（に、「及び第七十二条の二十九第二項及び第六項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第七十二条の四十六第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七十二条の四十六第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合（次項各号に該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出がその提出期限までにあつた場合を除く。次号において同じ。）又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは第七十二条の四十一第一項から第三項までの規定による修正申告書の提出

申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十二条の四十七第四項中「第五項各号」を「第六項各号」に改める。

第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)中「発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物」を「発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物」に改め、同号ロ(2)中「発電所の発電用の電気工作物」を「発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物」に改め、同号ハ中「発電所」を「発電所又は蓄電用の施設」に改める。

第七十二条の四十九第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十九の三第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改め、同条第四項、第五項及び第七項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十九の十第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「提出した者」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の四十九の十二第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「によつて」を「により」に改め、同条第十二項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項の次に次の四項を加える。

9　事業を行う個人のうち所得税法第七十条の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう。）に係る特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この条において「特定非常災害発生年」という。）の年分の所得税につき個人の青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生年損失金額（その者の当該特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。）又は被災損失金額（当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年損失金額又は当該被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）で前年前に控除されなかつた部分の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年損失金額」という。）及び第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

10　事業を行う個人のうち所得税法第七十条の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生年特定損失金額又は被災損失金額（特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第六項及び第七項の規定の適用については、第六項中「損失の金額（第十項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）」と、第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（第十項に規定する特定非常災害発生年特定損失金額（以下この項において「特定非常災害発生年特定損失金額」という。）及び被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額並びに当該個人の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年特定損失金額及び被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

11　事業を行う個人（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災損失金額を有する場合には、当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第六項及び第七項の規定の適用については、第六項中「損失の金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）のうち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

12　前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　被災損失金額　その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額（所得税法第七十条の二第四項第六号に規定する棚卸資産特定災害損失額、同項第七号に規定する固定資産特定災害損失額及び同項第八号に規定する山林特定災害損失額の合計額で、第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に該当するものをいう。）に係るものとして政令で定めるものをいう。

二　特定非常災害発生年特定損失金額　その者の特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に係るものとして政令で定めるものをいう。

第七十二条の五十五第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改め、同条第三項及び第四項中「行なう」を「行う」に改める。

第七十二条の五十六第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の六十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の六十四第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、

又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の六十九第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の七十第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十二条の七十第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の八十五第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の九十一第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の九十二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の九十五第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「免れた者」を「免れたとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「受けた者」を「受けたとき。」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第五項、第六項及び第八項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の百二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の百九第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七十二条の百十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三第一項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

第七十三条の八第一項中「においては」を「には」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号に掲げる者にその者の取得に係る家屋を引き渡したと認められる者

第七十三条の八第二項中「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の九第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の十一第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、」を「ほか、」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七十三条の十九第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三十七第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十三条の三十八第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十四条の八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第七十四条の十五第一項及び第二項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七十四条の十八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「偽つた者」を「偽つたとき。」に改め、同項第二号中「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改める。

第七十四条の二十三第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次

項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七十四条の二十三第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十四条の二十四第三項中「これらの規定に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立したたばこ税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七十四条の二十四第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第七十四条の二十八第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第七十四条の二十九第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十四条の二十七第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十八条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第八十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第八十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「しなかつた者」を「しなかつたとき。」に改め、同項第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第八十六条第一項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第九十条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「」を加算した金額」を「次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当

該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第九十条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係るゴルフ場利用税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第九十一条第三項中「これらの規定に規定する課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第九十一条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第九十五条第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第九十六条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第九十六条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三に次の一項を加える。

5　道府県は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第百四十四条の六の二及び第百四十四条の三十二第九項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第百四十四条の六の次に次の一条を加える。

第百四十四条の六の二　道府県は、オーストラリア軍隊が、第百四十四条の三第五項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第百四十四条の二第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第百四十四条の十二第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の十七第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項

第一号中「しなかつた者」を「しなかつたとき。」に改め、同項第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の十九第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十二第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第四項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十五第一項及び第二項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十六第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「者も」を「ときも」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十八第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十二第一項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第百四十四条の三十三第一項中「者又は」を「とき、又は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第百四十四条の三十四第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十五第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十六第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「者も」を「ときも」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十七第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「者も」を「ときも」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十八第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十九第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の四十第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の四十一第一項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の四十二第一項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の四十三第一項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の四十四第一項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の四十七第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「を加算した金額」を「次項において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者又は納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第百四十四条の四十七第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係る軽油引取税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る軽油引取税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した軽油引取税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第百四十四条の四十八第三項中「これらの規定に規定する課税標準量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改

め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る軽油引取税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した軽油引取税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第百四十四条の四十八第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第百四十四条の五十二第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の五十三第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第百四十四条の五十三第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十八条に次の一項を加える。

3　道府県は、オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を課することができない。

第百四十九条第一項第四号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)を次のように改める。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第一項第四号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百二十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改める。

第百五十二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第百五十七条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上）」に改め、同号ヘを削り、同号ト(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号トを同号ヘとし、同項第五号イ(2)及び第六号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ニ中「二・五トンを超え」を削り、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百十を乗じて得た数値以上」に改め、同号ヘ(1)(i)中「第百五十七条第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号ニ(1)(i)」を「第百五十七条第一項第三号ト(1)(i)及び第二項第三号ホ(1)(i)」に改め、同号ヘ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第二項中「から二まで」を「、ロ及びホ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第四号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第四号ハ(2)の項及び第四号ニ(2)の項を削り、同表に次のように加える。

第四号ホ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三

第百四十九条第三項の表第四号イ(2)の項、第五号イ(2)の項及び第六号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百六」に改める。

第百五十二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第百五十四条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第百五十七条第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号ヘ中「バス又は」を削り、同号ヘ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」に改め、同号ハ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号ヘ中「バス又は」を削り、同号ヘ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ト中「バス又は」を削り、同号ト(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号チを同号リとし、同号ヌ中「バス又は」を削り、同号ヌ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト　車両総重量が二・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第百五十七条第二項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる石油ガス自動車

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度

基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第三号二(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第四項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第百五十七条第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

第百六十六条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第百七十一条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「」を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第百七十一条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額とする。

一　申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る環境性能割について第百六

十八条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能割の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性能割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第百七十二条第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能割の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性能割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第百七十二条第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第百七十六条第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第百七十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第百七十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第百七十七条の二十三第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第百八十六条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百八十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百九十二条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第二百一条第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第二百二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第二百条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳

簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第二百二条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百六十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百六十七条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、」を「ほか、」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第二百七十二条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百七十八条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「を加算した金額」を「次項において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第二百七十八条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該納入申告書又は修正申告書に係る道府県法定外普通税について道府県知事の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、道府県法定外普通税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る道府県法定外普通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した道府県法定外普通税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第二百七十九条第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、道府県法定外普通税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、道府県法定外普通税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る道府県法定外普通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した道府県法定外普通税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第二百七十九条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第二百八十一条第一項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項及び第六項中「においては」を「には」に改める。

第二百八十六条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第二百八十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第二百八十五条第六項の場合において、

国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第二百八十七条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百九十二条第一項第四号イ中「法人税額」の下に「（各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）」を加え、「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、同号ロ中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

第二百九十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第三百一条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（所得割の課税標準）」を付し、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第六項ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「うめられた」を「埋められた」に改める。

第三百十四条を次のように改める。

第三百十四条　所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第五項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生年」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生年純損失金額（その者の当該特定非常災害発生年において生じた前条第八項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいい、当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額（同条第九項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額（同条第十三項において準用する場合を含む。）」と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）並びに当該納税義務者の前年前五年間において生じた特定非常災害発生年純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額（同条第十三項において準用する場合を含む。）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

一　事業資産特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

二　不動産等特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

2　所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生年特定純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第五号に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。）又は被災純損失金額（同条第四項第一号に規定する被災純損失金額をいい、特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額（同条第九項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額（同条第十三項において準用する場合を含む。）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

3　所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額（同条第九項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額（同条第十三項において準用する場合を含む。）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

4　所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第九項中「金額をいい、」とあるのは「金額をいう。）で特定雑損失金額（次条第四項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以

外のもの（」と、「同条第一項」とあるのは「第三百十四条の二第一項」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該納税義務者の前年前五年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は」とする。

5　前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第一項第一号に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）に係るものをいう。

第三百十四条の七第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三百十四条の七第二項に次の二号を加える。

四　都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五　特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

第三百十四条の七第三項中「前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）」を「指定」に、「同項」を「前項」に改め、同条第六項中「適合しなくなつた」の下に「若しくは適合していなかつた」を加える。

第三百十七条の三の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第三百十七条の四第一項中「者又は」を「とき、又は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第三百十七条の六第七項中「」が、政令で定めるところにより第一項、第三項若しくは第四項に規定する市町村の長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前二項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「」は」に、「記載事項を」を「給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（次項及び第九項において「記載事項」という。）を」に改める。

第三百十七条の七第一項中「によつて」を「により」に、「者又は」を「とき、又は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百二十四条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第三百二十八条の十一第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「」を加算した金額」を「次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第三百二十八条の十一第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る分離

課税に係る所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した分離課税に係る所得割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第三百二十八条の十二第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一号）に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る分離課税に係る所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した分離課税に係る所得割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第三百二十八条の十二第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第三百二十八条の十六第一項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第二号中「交付した者」を「交付したとき。」に改める。

第三百三十二条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「定のある」を「定めのある」に、「においては」を「には」に改める。

第三百三十三条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第三百三十三条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「定のある」を「定めのある」に、「においては」を「には」に改める。

第三百四十八条第二項第四十四号中「第十六条第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条第四項中「並びに農業協同組合」を「、農業協同組合」に改め、「農業協同組合連合会」の下に「並びに労働者協同組合連合会」を加え、同条第六項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構」に、「に対しては」を「及び福島国際研究教育機構が所有する固定資産（福島国際研究教育機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては」に改める。

第三百四十九条の三第十九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条第一号」を削り、同条第三十二項中「第十六条第一項」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第三百四十九条の四第七項及び第八項中「第三百九十三条」を「第三百九十三条第一項」に改める。

第三百五十三条第一項中「においては」を「には」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号に掲げる者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者

第三百五十三条第二項中「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百五十四条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百五十六条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第三百五十八条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第三百七十四条第一項中「市町村」を「若しくは市町村」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第三百七十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第三百七十五条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百八十五条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第三百九十三条中「によつて、」を「により」に、「においては」を「には」に、「その価格等」を「当該価格等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　道府県知事又は総務大臣は、次条の規定による申告をした固定資産の所有者（当該申告を第七百四十七条の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項において同じ。）が、前項の規定により当該所有者に通知すべき価格等について、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により通知を受けることを希望する旨の申出をした場合には、当該価格等を電磁的方法により当該所有者に通知しなければならない。

3　前項の規定により行われた通知は、同項に規定する固定資産の所有者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に当該所有者に到達したものとみなす。

第三百九十五条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百九十六条第一項中「においては」を「には」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号に掲げる者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者

第三百九十六条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百九十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第四百四十五条に次の一項を加える。

3　市町村は、オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第四百四十六条第一項第三号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年度以降」を「令和四年度以降」に、「以下この条」を「次項」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百二十五」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第三号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第三号ロ(2)の項中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五」を「令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五」に、「百分の百五十七」を「百分の百六十三」に改め、同条第三項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率」を「

は、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第四百六十三条の三第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る環境性能割について第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第四百六十三条の四第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能割の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性能割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第四百六十三条の四第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四百六十三条の八第一項中「市町村」を「若しくは市町村」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第四百六十三条の九第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第四百六十三条の二十第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第四百六十三条の二十二第一項及び第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第五項中「罰金刑」を「刑」に改める。

第四百六十三条の二十八第一項中「市町村」を「若しくは市町村」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第四百六十三条の二十九第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第四百七十八条第一項及び第二項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第四百八十三条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」

に、「つを加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第四百八十三条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第四百八十四条第三項中「これらの規定に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第四百八十四条第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四百八十五条の四第一項中「市町村」を「若しくは市町村」に、「又はその」を「その」に、「を」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第四百八十五条の五第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第四百八十五条の三第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第五百二十六条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第五百二十八条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、」を「ほか、」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第五百三十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第五百三十六条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「つを加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認め

られるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第五百三十六条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係る鉱産税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、鉱産税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る鉱産税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した鉱産税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第五百三十七条第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、鉱産税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、鉱産税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る鉱産税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した鉱産税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第五百三十七条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第五百四十二条第一項中「市町村」を「若しくは市町村」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第五百四十三条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第五百四十三条第二項中「においては」を「には」に改める。

第五百八十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第五百九十一条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「罰金刑」を「刑」に改める。

第六百四条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第六百九条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額
　百分の三十の割合
第六百九条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
一　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る特別土地保有税について第六百六条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合
二　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があるべきことを予知してされたものに基づき申告書の提出又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合
　第六百十条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。
　第六百十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。
三　第六百十三条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
　第六百七十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。
　第六百七十七条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に、「罰金刑」を「刑」に改める。
　第六百八十二条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。
　第六百八十八条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「の」を加算した金額」を「次項において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。
4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。
一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合
二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合
三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合
　第六百八十八条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付し、又は納入す

べき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該納入申告書又は修正申告書に係る市町村法定外普通税について市町村長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、市町村法定外普通税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る市町村法定外普通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した市町村法定外普通税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第六百八十九条第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正又は決定に係る市町村法定外普通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した市町村法定外普通税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る市町村法定外普通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した市町村法定外普通税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第六百八十九条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第六百九十一条第一項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項及び第六項中「においては」を「には」に改める。

第六百九十六条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第六百九十七条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百条の五十七第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七百条の六十第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七百条の六十一第一項及び第二項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七百条の六十七第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七百条の六十八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七百条の六十八第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七百一条の六第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同条第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百一条の七第一項中「によつて」を「によ

り」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七百一条の十二第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七百一条の十二第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百一条の十三第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百一条の十三第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第七百一条の十九第一項中「市町村」を「若しくは市町村」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七百一条の二十第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七百一条の二十第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百一条の三十六第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第七百一条の三十八第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「罰金刑」を「刑」に改める。

第七百一条の五十三第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七百一条の五十六第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七百一条の六十一第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額

の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七百一条の六十一第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書に係る事業所税について第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号及び第三号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。次号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に係る法人の行う事業に対して課する事業所税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この項及び次条第三項において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

三　申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る個人に係る課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に個人に係る課税期間が開始した個人の行う事業に対して課する事業所税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百一条の六十二第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に係る法人の行う事業に対して課する事業所税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

三　申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る個人に係る課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に個人に係る課税期間が開始した個人の行う事業に対して課する事業所税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百一条の六十二第四項中「第五項」を「第六項」に改める。

第七百一条の六十六第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第七百一条の六十七第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う指定都市等の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七百二条の二第一項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

第七百八条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、」を「ほか、」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七百十五条第一項中「によつて」を「により」

に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百二十一条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く。」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）」を「）を加算した金額」を「次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七百二十一条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る水利地益税等について地方団体の長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、水利地益税等について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る水利地益税等の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した水利地益税等について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百二十二条第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、水利地益税等について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る水利地益税等の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した水利地益税等について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百二十二条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第七百二十四条第一項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項及び第六項中「においては」を「には」に改める。

第七百二十九条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七百三十条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の五第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の七第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七百三十三条の十一第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の十八第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「第八項」を「第九項」に、「除く。」を「除く。次項及び第六項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第三項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第七百三十三条の十八第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「同項」の下に「から第五項まで」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した法定外目的税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百三十三条の十九第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

第七百三十三条の十九第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第七百三十三条の二十一第一項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項及び第六項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の二十五第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の二十六第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七百三十三条の二十六第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百四十七条の五第一項中「のうち、」を「のうちに改め、「定めるもの」の下に「及び相続税法第五十八条第二項の規定による通知」を加え、「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、「は、地方税関係法令」の下に「及び相続税法第五十八条第二項」を加え、同条第二項中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百四十七条の十三中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百五十六条第四項中「第七十四条の二十四第三項」を「第七十四条の二十四第三項第一号」に改め、同条第五項中「第百四十四条の四十八第三項」を「第百四十四条の四十八第三項第一号」に改め、同条第六項中「第四百八十四条第三項」を「第四百八十四条第三項第一号」に改める。

第七百六十二条第一号中「（地方団体の長」の下に「、総務大臣」を加え、同号イ中「地方団体の長」の下に「又は総務大臣」を加える。

附則第四条第一項第一号中「（平成八年法律第八十五号）」を削る。

附則第六条第一項及び第四項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第八条第十一項及び第十二項中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

附則第九条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う」を「の次に掲げる」に、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「当該電気の供給に係る収入金額のうち」を削り、「もの」を「金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。

二　当該電気供給業を行う法人が配電事業（電気事業法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下この号及び次号において同じ。）を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して同法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して当該電気工作物の譲受け若しくは借受けに係る対価又はこれに準ずるもの（次号において「配電事業に係る定期支払額」という。）を支払うとき。

三　当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を当該電気供給業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して電気事業法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

附則第九条に次の一項を加える。

23　株式会社脱炭素化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本金等の額から地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額と」と、同条第二項中「出資金の額に」とあるのは「出資金の額から地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額に」と、「出資金の額と」とあるのは「出資金の額から同法第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額と」とする。

附則第十条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

附則第十条の二中「道府県は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（以下この条において「博覧会協会」という。）」を加え、同条ただし書中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」を「博覧会協会」に改め、同条に次の二項を加える。

2　道府県は、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。以下この項において「参加者」という。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、家屋貸与者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

3　道府県は、博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者（以下この項において「家屋貸与者」という。）が、当該家屋（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、家屋貸与者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「認定事業の用に」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）の用に」に、「平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同条第九項から第十二項までの規定及び第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第二項中「附則第十一条の四第一項、第四項若しくは第六項」を「附則第十一条の四第二項若しくは第四項」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十一条の四第二項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に、「附則第十一条の四第

六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十一条の五第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第十二条の二の七第一項第二号中「自衛隊」の下に「又は第百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊（第七項において「オーストラリア軍隊」という。）」を加え、同条第七項中「前二項」を「前三項」に、「又は第六項」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第十二条の二の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を、「掲げる軽油自動車」の下に「（第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第十二条の三において同じ。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十二条の二の十一第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の二の十一第二項の規定による自動車税の環境性能割」とする。

附則第十二条の二の十二第二項を削る。

附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安基準（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の十三第五項を削り、同条第六項中「（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の三第一項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条」を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「石油ガス自動車（以下この条」を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項中「（自家用の乗用車を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第百四十九条第一項第四号イ(2)」を「同条第一項第四号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を

「第百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円	
	八千五百円	二千五百円	
	九千五百円	二千五百円	
	一万三千八百円	三千五百円	
	一万五千七百円	四千円	
	一万七千九百円	四千五百円	
	二万五百円	五千五百円	
	二万三千六百円	六千円	
	二万七千二百円	七千円	
	四万七百円	一万五百円	
第一項第一号ロ	二万五千円	六千五百円	
	三万五百円	八千円	
	三万六千円	九千円	
	四万三千五百円	一万千円	
	五万円	一万二千五百円	
	五万七千円	一万四千五百円	
	六万五千五百円	一万六千五百円	
	七万五千五百円	一万九千円	
	八万七千円	二万二千円	
	十一万円	二万七千五百円	
第一項第二号イ	六千五百円	二千円	
	九千円	二千五百円	
	一万二千円	三千円	
	一万五千円	四千円	
第一項第二号ロ	八千円	二千円	五千円
	一万千五百円	三千円	四千円
	一万六千円	四千円	五千五百円
	二万百円	五千五百円	七千五百円
	二万五千五百円	六千五百円	九千五百円
	三万円	七千五百円	一万千五百円
	三万五千円	九千円	一万二千五百円
	四万五百円	一万五百円	一万四千五百円
	六千三百円	千六百円	一万六千五百円
第一項第二号八(1)	七千五百円	二千円	一万八千五百円
	一万五千百円	四千円	二万二千円
第一項第二号八(2)	一万二百円	三千円	二万二千五百円
	二万六百円	五千五百円	二万七千五百円
第一項第三号イ(1)	一万二千円	三千円	二万三千五百円
	一万四千五百円	四千円	二万八千五百円
	一万七千五百円	四千五百円	三万四千五百円
	二万円	五千円	三万九千五百円
	二万二千五百円	六千円	四万五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円	五万千五百円
	二万九千円	七千五百円	五万六千五百円
第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円	六万二千五百円
	三万二千円	八千円	六万七千五百円
	三万八千円	九千五百円	七万三千五百円

	四万四千円	一万千円
	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第一項第三号ロ	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第二項第一号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円

附則第十二条の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第百七十七条の七第一項」を「第百七十七条の七第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七百円	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則第十二条の三第六項を同条第三項とする。

附則第十二条の五第一項中「、第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割」とする。

附則第十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に「（次項及び第三項において「博覧会協会」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

3　市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五（当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「政府」を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「その者」を「その者（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。

45　租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第二条第十四項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分）の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

46　道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項の規定による認定を受けた同法第十三条第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第二条第七号に規定する道路運送高度化事業（同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する

年の翌年の一月一日(供用開始日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前条第十三項若しくは第二十七項」を「前条第十二項若しくは第二十六項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「附則第十五条の九の二」を「附則第十五条の九の三」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第五項及び第十項中「又は次条第一項若しくは第五項」を「、次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項」に改める。

附則第十五条の九の二第五項中「対して第一項」の下に「若しくは次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第十五条の九の三　市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第二条第一号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。)のうち、同法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。)に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第十五条の九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額(この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。)の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第一項の規定を適用することができる。

附則第十五条の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に、「住宅用地(以下この条」を「住宅用地(以下この項及び第三項」に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条中第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第十一項とする。

附則第十六条の三

却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

12　前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の三第十一項」とする。

附則第十六条の三の次に次の一条を加える。

（令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の四　令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2　令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の四第一項」とあるのは、「附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3　令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（令和二年七月三日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4　被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税については、第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（令和二年七月三日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5　市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6　第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（令和二年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全

部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の四第一項」とあるのは「附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7　特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地を特定被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該特定被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「特定被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の四第七項」とあるのは「附則第十六条の四第十項」と、前項中「特定被災住宅用地の所有者等又は特定被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する特定被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

8　特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定被災共用土地に係る特定被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

9　特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の四第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

10　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十七条第六号イの表(2)中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和四年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表(2)中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和四年度分の固定資産税について令和五年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十項、第十七項、第二十項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第十項、第十七項、第二十項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中「附則第十五条第十項、第十七項、第二十項、第三十二項から第三十六項まで、第三十九項、第四十項及び第四十四項」を「附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の八の二を削る。

附則第二十九条の九第三項中「次項」の下に「及び第七項」を加え、同条第五項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第四項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第二十九条の九第四項の規定による軽自動車税の環境性能割」とする。

附則第二十九条の十八第三項を削る。

附則第三十条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に、「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「同号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第四百四十六条第一項第三号イ(2)」を「同号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号ハ(1)(i)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第三十条の二第一項中「、第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第三十条の二第二項の規定による軽自動車税の種別割」とする。

附則第三十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業所税の非課税）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の四　指定都市等は、国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この項において「博覧会」という。）の会場内において設置される公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会に関して行う事業で政令で定めるものの用に供する施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対しては、令和九年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第六項の規定を準用する。

2　前項の規定の適用がある場合における第七百一条の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条の三十四又は附則第三十二条の四第一項」とする。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年六月三十日」に、「令和四年分」を「令和五年分」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の三第四項及び第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「道府県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第三十七条の十三第一項」に、「道府県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三項」を㋐又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第三項」に、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項」を「同法第三十七条の十三の二第八項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第十七項中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同条第十一項中「特定中小会社の」を「市町村民税の所得割の納税義務者（特定中小会社の」に、「市町村民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第十三項」を㋐又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第十三項」に、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項各号」を「同法第三十七条の十三の三第一項各号」に改め、同条第十六項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第十八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十九項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改める。

附則第五十条第五項中「又は第十項」を「又は第十四項」に、「第七十二条の四十九の十二第十項」を「第七十二条の四十九の十二第十四項」に改める。

附則第五十一条の二を削る。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改める。

附則第六十三条第一項中「及び次条」及び「次条において同じ。」を削り、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「は、」の下に「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び」を加え、「送達すべき」を「その」に、「を地方団体の掲示場に掲示し

て行う」を「（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

第三十四条第一項第十号の二中「この号に」を「これらの号に」に、「この号の」を「これらの」に改める。

第百四十九条第一項第四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六号イ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第三十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第四十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第七十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第八十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第九十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百二十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百三十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百四十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百五十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百六十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百七十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百八十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第百九十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百二十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百三十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十七号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十八号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百四十九号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百五十号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百五十一号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百五十二号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百五十三号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第二百五十四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同

号に」を「前号又はこの号に」に、「この号の」を「これらの」に改める。

第四百五十一条第一項第一号ロ中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同条第二項第一号ロ中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第四項の表第一項第一号ロの項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同表第二項第一号ロの項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同条第五項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に、「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改める。

附則第十二条の二の十第二項を削る。

附則第十二条の二の十一第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第十二条の二の十二中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第十二条の三第一項第二号中「軽油自動車」を「第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。）」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「令和三年四月一日」の下に「から令和五年三月三十一日まで」を、「施行の日」の下に「から令和七年三月三十一日まで」を加える。

附則第二十一条第一項、第三項及び第四項を削り、同条第二項を同条とする。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第四条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（航空機燃料譲与税の譲与額の特例）」を付し、同項を次のように改める。

2　令和五年度分及び令和六年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「十三分の四」とする。

附則に次の三項を加える。

3　令和七年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十五分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和六年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和七年度に所属する航空機燃料税の収入額の十五分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十五分の四」とする。

4　令和八年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「十五分の四」とする。

5　令和九年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「九分の二」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和八年度に所属する航空機燃料税の収入額の十五分の四に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和九年度に所属する航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「九分の二」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第五条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第二十八条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第二十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によって」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によって」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第二十九条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第六条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第二十三条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改める。

第二十四条第一項中「市町村」を「若しくは市町村」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第二十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七条第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

附則第八条のうち地方税法第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定中第七百三十九条の六に係る部分を次のように改める。

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第七百三十九条の六　個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県及び市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に前条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

5　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項から第四項までの違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第七条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第二十三条第一項及び第二十五条第三項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に改める。

第二十六条第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第二十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

（総務省設置法の一部改正）

第八条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附則第四条第一項中「（昭和三十五年法律第百五号）及び」を「（昭和三十五年法律第百五号）」に改め、「及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第十五条の二、第十五条の六の二第三項、第十七条の五第六項、第二十二条の二第一項、第二十二条の四第一項、第二十七条第一項、第三十条、第六十九条、第七十条、第七十一条の十四、第七十一条の

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

十五第三項及び第四項、第七十一条の十六第一項、第七十一条の二十第一項及び第三項、第七十一条の二十一第一項、第七十一条の三十五、第七十一条の三十六第三項及び第四項、第七十一条の三十七第一項、第七十一条の四十一第一項及び第三項、第七十一条の五十五、第七十一条の五十六第三項及び第四項、第七十一条の五十七第一項、第七十一条の六十一第一項及び第三項、第七十一条の六十二第一項、第七十二条の八、第七十二条の十、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七第三項及び第四項、第七十二条の四十九第一項及び第三項、第七十二条の五十六、第七十二条の六十、第七十二条の六十四、第七十二条の六十九、第七十二条の七十、第七十二条の八十五、第七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七十二条の九十五、第七十二条の百二、第七十二条の百九第一項、第七十二条の百十、第七十三条の九、第七十三条の十一、第七十三条の十九、第七十三条の三十、第七十三条の三十七、第七十三条の三十八、第七十四条の八第一項、第七十四条の十五、第七十四条の十八第一項、第七十四条の二十三、第七十四条の二十四第三項及び第四項、第七十四条の二十八第一項及び第三項、第七十四条の二十九第一項、第七十八条、第八十五条、第八十六条、第九十条、第九十一条第三項及び第四項、第九十五条、第九十六条、第百四十四条の十二、第百四十四条の十七、第百四十四条の十九、第百四十四条の二十二、第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十六、第百四十四条の二十八、第百四十四条の三十三、第百四十四条の三十七、第百四十四条の三十九、第百四十四条の四十一、第百四十四条の四十七、第百四十四条の四十八第三項及び第四項、第百四十四条の五十二、第百四十四条の五十三、第百四十九条、第百五十二条第一項、第百五十四条第一項、第百五十七条、第百六十六条第一項及び第三項、第百七十二条第三項及び第四項、第百七十五条、第百七十七条の二十九第一項、第百八十六条、第百八十九条の十四第一項、第百七十七条の十六第一項及び第三項、第百七十七条の二十二第一項及び第三項、第百七十七条の二十三第一項、第百八十六条、第百八十九条、第百九十一条、第百九十二条、第二百二条、第二百六十五条、第二百六十七条、第二百七十二条、第二百七十八条、第二百八十一条、第二百八十六条、第二百八十七条、第二百九十九条第一項、第三百一条、第三百十七条の四第一項、第三百十七条の七、第三百二十四条、第三百二十八条の十一、第三百二十八条の十二第三項及び第四項、第三百二十八条の十六第一項及び第二項、第三百三十二条、第三百三十三条、第三百三十四条、第三百五十六条、第三百五十八条、第三百七十四条、第三百七十五条、第三百八十五条第一項、第三百九十五条、第三百九十七条、第四百十六条、第四百四十九条第一項、第四百五十一条、第四百六十条第一項及び第三項、第四百六十三条の三、第四百六十三条の四第三項及び第四項、第四百六十三条の八第一項及び第三項、第四百六十三条の九第一項、第四百六十三条の二十第一項、第四百六十三条の二十一、第四百六十三条の二十二、第四百六十三条の二十九、第四百七十一条第一項、第四百七十八条、第四百八十三条、第四百八十四条第三項及び第四項、第四百八十五条の四第一項及び第三項、第四百八十五条の五第一項、第五百二十六条、第五百二十八条、第五百三十条、第五百三十六条、第五百三十七条第三項及び第四項、第五百四十二条、第五百四十三条、第五百四十九条、第五百五十二条第一項、第五百五十七条、第六百四条第一項及び第三項、第六百九条、第六百十四条第一項及び第三項、第六百十五条第一項、第六百七十五条、第六百七十七条、第六百八十二条、第六百八十九条第三項及び第四項、第六百九十一条、第六百九十六条、第六百九十七条、第七百条の五十七、第七百条の六十一、第七百条の六十七、第七百条の六十八、第七百一条の六、第七百一条の七、第七百一条の十二、第七百一条の十三第三項及び第四項、第七百一条の十九、第七百一条の二十、第七百一条の三十六第一項、第七百一条の三十八第一項及び第二項、第七百一条の五十三第一項、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二第三項及び第四項、第七百一条の六十六第一項及び第三項、第七百一条の六十七第一項、第七百八条、第七百十五条、第七百二十一条、第七百二十二条第三項及び第四項、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十三条の七、第七百三十三条の十一、第七百三十三条の十八、第七百三十三条の十九第三項及び第四項、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条の二十五、第七百三十三条の二十六並びに第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第十二条の二の十一の改正規定、同法附則第十二条の五の改正規定（同条第一項中「、第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める部分を除く。）、同法附則第二十九条の九の改正規定、同法附則第三十条の二の改正規定（同条第一項中「、第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改める部分を除く。）並びに同法附則第三十五条の三及び第六十三条第四項の改正規定並びに第五条及び第七条（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十三条第一項及び第二十五条第三項の改正規定を除く。）の規定並びに次条並びに附則第四条第四項から第七項まで、第六条第四項、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条第三項、第六項及び第八項、第十三条、第十四条第五項及び第六項、第十七条第三項、第六項及び第八項、第十九条から第二十四条まで、第二十六条並びに第二十七条の規定　令和六年一月一日

二　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号イの改正規定（「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く。）、同法第七十三条の八の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号イの改正規定（「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く。）並びに同法第三百四十八条第二項第四十四号、第三百四十九条の三第三十二項、第三百五十三条並びに第三百九十二条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第十六条第二項の規定　令和六年四月一日

三　第一条中地方税法第四十五条の三の二、第三百十七条の三の二、第三百四十九条の四第七項及び第八項、第三百九十三条並びに第七百六十二条第一号の改正規定並びに附則第四条第三項、第十四条第三項及び第十六条第三項の規定　令和七年一月一日

四　第二条（次号及び第十二号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十二条及び第十八条の規定　令和七年四月一日

五　第二条中地方税法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定　令和八年一月一日

六　第一条中地方税法第七十二条の十三及び第七十二条の二十六第一項の改正規定並びに附

則第六条第二項の規定　土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

七　第一条中地方税法第百四十四条の三に一項を加える改正規定、同法第百四十四条の六の次に一条を加える改正規定、同法第百四十四条の三十二の改正規定、同法第百四十八条に一項を加える改正規定及び同法第四百四十五条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十二条の二の七の改正規定並びに附則第十条第一項及び第三項、第十一条第二項並びに第十七条第二項の規定　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

八　第一条中地方税法附則第十条第四項及び第十四条第一項の改正規定　道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（第四十六項に係る部分に限る。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第一条中地方税法附則第十五条第十八項の改正規定（「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に改める部分に限る。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）の施行の日

十一　第一条中地方税法第七百四十七条の五及び第七百四十七条の十三の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

十二　第二条中地方税法第二十条の二第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定　公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

（徴収猶予の申請手続等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五条の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一号施行日」という。）以後に申請される地方税法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）について適用し、一号施行日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。

（公示送達に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の地方税法第二十条の二の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条　新法第三十三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2　施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三十七条の二第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3　新法第四十五条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同法第四十五条の三の二第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4　新法第七十一条の十四第二項から第八項まで及び第七十一条の十五第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十一条の十四の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一条の十五の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七十一条の十四第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

5　新法第七十一条の三十五第三項から第九項まで及び第七十一条の三十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割に係る旧法第七十一条の三十五の不申告加算金（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一条の三十六の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七十一条の三十五第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6　新法第七十一条の五十五第三項から第九項まで及び第七十一条の五十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割に係る旧法第七十一条の五十五の不申告加算金（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一条の五十六の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七十一条の五十五第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7　新法附則第三十五条の三第一項から第十項までの規定は、同条第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧法附則第三十五条の三第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

8　新法第二十三条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。附則第十四条第七項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十一項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

第五条　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の十三第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に同項第四号に掲げる事実が生ずる場合について適用する。

3　新法第七十二条の二十九第三項、第五項及び第六項（これらの規定を新法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の旧法第七十二条の二十九第三項（旧法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4　新法第七十二条の四十六第二項から第八項まで及び第七十二条の四十七第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十二条の三十二第一項に規定する申告書の提出期限が到来する法人の事業税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した法人の事業税に係る旧法第七十二条の四十六の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十二条の四十七の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七十二条の四十六第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

5　新法第七十二条の四十八第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6　新法第七十二条の四十九の十二第九項から第十二項までの規定は、施行日以後に発生する同条第九項に規定する特定非常災害について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七条　次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法第七十三条の八第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第十六条第二項において「二号施行日」という。）以後に行われる新法第七十三条の八第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた旧法第七十三条の八第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第八条　新法第七十四条の二十三第二項から第八項まで及び第七十四条の二十四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十四条の二十第一項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税に係る旧法第七十四条の二十三第二項から第八項まで及び第七十四条の二十四第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第九条　新法第九十条第二項から第八項まで及び第九十一条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第八十七条第一項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税に係る旧法第九十条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第九十一条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第九十条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十条　新法第百四十四条の三第五項及び第百四十四条の六の二の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（以下「七号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2　新法第百四十四条の四十七第二項から第八項まで及び第百四十四条の四十八第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第百四十四条の四十四第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税に係る旧法第百四十四条の四十七の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第百四十四条の四十八の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第百四十四条の四十七第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

3　新法附則第十二条の二の七第一項（第二号に係る部分に限る。）、第七項及び第八項の規定は、七号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、七号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十一条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2　新法第百四十八条第三項の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度分の七号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び同年度の翌年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

3　新法第百四十九条、第百五十七条及び附則第十二条の二の十一の規定は、一号施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4　施行日以後最初に行う地方税法第百四十九条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第百四十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

5　施行日以後最初に行う地方税法第百五十七条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第百五十七条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

6　新法第百七十一条第二項から第八項まで及び第百七十二条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第百六十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割に係る旧法第百七十一条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第百七十二条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第百七十一条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7　新法附則第十二条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8　附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十二条の五の規定は、令和五年度分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第十二条　附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十八条第一項において「七年新法」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第十八条において「四号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2　四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第百四十九条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「七年新法」という。）第百四十九条第五項」と、「新法第百四十九条第一項から第三項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、同条第五項中「地方税法第百五十七条第六項」とあるのは「七年新法第百五十七条第七項」と、「新法第百五十七条第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第六項まで」とする。

（道府県法定外普通税に関する経過措置）

第十三条　新法第二百七十八条第二項から第八項まで及び第二百七十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第二百七十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税に係る旧法第二百七十八条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第二百七十九条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第二百七十八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第十四条　新法第三百十四条の規定は、施行日以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2　施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三百十四条の七第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3　新法第三百十七条の三の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4　新法第三百十七条の六第七項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき旧法第三百十七条の六第七項に規定する報告書については、なお従前の例による。

5　新法第三百二十八条の十一第二項から第八項まで及び第三百二十八条の十二第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第三百二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税に係る旧法第三百二十八条の十一の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第三百二十八条の十二の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第三百二十八条の十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6　新法附則第三十五条の三第十一項から第二十項までの規定は、同条第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧法附則第三十五条の三第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

7　新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十一項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十五条　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定は、二号施行日以後に行われるこれらの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた旧法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

3　新法第三百九十三条第二項及び第三項の規定は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第

四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第十六条の二第十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　施行日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十三項及び第四十六項」とあるのは、「及び第四十三項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2　新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度の翌年度（七号施行日が四月一日である場合には、七号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3　新法第四百四十六条、第四百五十一条及び附則第二十九条の九の規定は、一号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4　施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

5　施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一条第一項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

6　新法第四百六十三条の三第二項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割に係る旧法第四百六十三条の三の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百六十三条の四の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百六十三条の三第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7　新法附則第三十条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8　附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第十八条　七年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2　四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第四百四十六条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「七年新法」という。）第四百四十六条第四項」と、「新法第四百四十六条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第五項中「地方税法第四百五十一条第六項」とあるのは「七年新法第四百五十一条第六項」と、「新法第四百五十一条第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十九条　新法第四百八十三条第二項から第八項まで及び第四百八十四条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百八十四条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百八十三条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十条　新法第五百三十六条第二項から第八項まで及び第五百三十七条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税に係る旧法第五百三十六条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第五百三十七条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第五百三十六条第五項第

二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十一条　新法第六百九条第二項から第八項まで及び第六百十条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百九条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第二十二条　新法第六百八十八条第二項から第八項まで及び第六百八十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税に係る旧法第六百八十八条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百八十九条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百八十八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（入湯税に関する経過措置）

第二十三条　新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一条の十三第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の十三の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百一条の十二第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（事業所税に関する経過措置）

第二十四条　新法第七百一条の六十一第二項から第八項まで及び第七百一条の六十二第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七百一条の五十八第一項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税に係る旧法第七百一条の六十一の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の六十二の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百一条の六十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（水利地益税等に関する経過措置）

第二十六条　新法第七百二十一条第二項から第八項まで及び第七百二十二条第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する水利地益税等について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等に係る旧法第七百二十一条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百二十二条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百二十一条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（法定外目的税に関する経過措置）

第二十七条　新法第七百三十三条の十八第三項から第九項まで及び第七百三十三条の十九第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七百三十三条の十六第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する法定外目的税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税に係る旧法第七百三十三条の十八の不申告加算金（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百三十三条の十九の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百三十三条の十八第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和十年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和九年度に所属する航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和十年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。

2　令和五年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と、「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられた航空機燃料税の収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の九に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3　令和六年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「十三分の九」とする。

4　令和七年度及び令和八年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十三分の九」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十五分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

5　令和九年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用につ

いては、同項中「十三分の十一」とあるのは「十五分の十一」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

6　令和十年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十五分の十一」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

7　令和十一年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等の納税環境の整備、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和五年末まで据え置くこととした一方、今後三年間の措置として、税率区分を段階的に引き上げる措置を講ずること。

2　固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化等を行うこと。

3　航空機燃料譲与税について、譲与割合の特例措置の見直しを行うこと。

4　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

5　この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、令和五年度において三億円の減収、平年度において四十一億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和五年二月二十八日

総務委員長　浮島　智子

衆議院議長　細田　博之殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和五年二月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同項第十二号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十四年度から令和三年度まで」を「平成二十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十四号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第十号及び第十一号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第十二号中「平成十五年度」に改め、同項第十三号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十四号中「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十五号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項の表第四十号(1)及び(2)中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十三号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十四号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同号(1)中「、平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十五号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十六号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同表第四十七号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、同号(9)中「地方財政法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）第三条の規定による改正前の地方財政法」に、「及び令和三年度」を「から令和四年度までの各年度」に改め、同号(9)を同号(8)とし、同表第四十八号中「平成二十四年度から令和三年度まで」を「平成二十五年度から令和四年度まで」に改め、同号(1)中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号(2)及び同表第四十九号中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十四号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表市町村の項第八号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第九号及び第十号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第十一号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同項第十二号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十四年度から令和

三年度まで」を「平成二十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十四号中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第一項中「令和四年度に限り」を「令和五年度に限り」に、「合算額から」を「合算額に二千二百億円を加算した額から」に、「第六号」を「第七号」に、「九百二十九億三千八百七十六万三千円」を「六百五十四億百七十二万円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同項第三号中「令和四年度」を「令和五年度」に、「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「三十兆千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和四年度」を「令和五年度」に、「七百九億円」を「五百七十二億円」に改め、同項第六号中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同項に次の一号を加える。

七　旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度から令和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額　四千九百二十二億円

附則第四条第二項中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第二項中「令和五年度から令和三十六年度まで」を「令和六年度から令和三十五年度まで」に改め、同条第三項中「令和五年度から」を「令和六年度から」に改め、同項の表中

千二百十七億円	」を削り、「四百五十五億円」を「五百九十九億円」に、「四百二十八億円」及び「四百二十一億円」を「九百六十一億円」に改め、同条第四項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、「から令和十二年度までの各年度」を削り、「令和十三年度」を「令和十年度にあつては同項の規定による額から千九百九十五億八千九百十二万二千円を、令和十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円を、令和十三年度」に、「九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年度」を「六百七十五億八千九百十二万三千円を、令和十五年度」に、「令和二十五年度」を「令和十八年度」に、「九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年度」を「六百七十二億八千九百十二万三千円を、令和十九年度から令和二十六年度までの各年度」に、「九百八十二億六千七百七十万二千円」を「九百二十二億二千九十四万千円」に改め、同条第五項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「千七百九十六億六百八十八万円」を「千三百四十七億五百十六万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度及び令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三　令和六年度及び令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和六年度及び令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第六条第一項中「令和四年度」を「令和五年度から令和七年度までの各年度」に改める。

附則第六条の二の見出し中「令和四年度分」を「令和五年度から令和七年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「令和四年度分」を「令和五年度から令和七年度までの各年度分」に、「第十一条」を「令和五年度にあつては第十一条」に、「額とする」を「額とし、令和六年度及び令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項第一号中「九千五百四十三億四千百十六万三千円」を「五千三百十一億千四百八十七万千円」に改め、「第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「八千二百六十一億四千六百八万二千円」を「四千六百三十四億八千二百二十六万五千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第三項中「第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第七条の四の見出し中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第一号イ中「令和四年地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）」に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ロからニまでの規定中「及び令和三年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ホからトまでの規定中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号チ中「及び令和三年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第二号イ中「震災特例法、」を「令和五年地方税法等改正法、震災特例法、」に、「及び令和四年所得税法等改正法」を「、令和四年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ロ中「及び令和三

年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号八及び二中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ホ中「及び令和三年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ヘ中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第九条の二中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条中「令和四年度に」を「令和五年度に」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「九百二十九億三千八百七十六万三千円」を「六百五十四億百七十二万円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（令和五年度震災復興特別交付税額の一部の令和六年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和四年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度内」を「令和五年度内」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二項中「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に改め、同条第二項中「、令和四年度」を「、令和五年度」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に改め、同条中「令和四年度及び令和六年度」を「令和五年度及び令和七年度」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）」に、「令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度」に、「、令和五年度」を「、令和六年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に改め、同条第三項中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、四八九、〇〇〇円
	二　土木費	道路の面積	千平方メートルにつき　一三六、〇〇〇
	1　道路橋りょう費	道路の延長	一キロメートルにつき　一、九二八、〇〇〇
		河川の延長	一キロメートルにつき　一八五、〇〇〇
	2　河川費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二九、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、三一〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　四、八三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、二五〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　五、九三二、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　五、八四七、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、六五九、〇〇〇
		生徒数	一人につき　五九、八〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　五、五三六、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、一八六、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　三、四九〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二一三、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　三〇九、一四〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　九、四三〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　二〇、五〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一五、〇〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五七、六〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九五、二〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　四三五

五　産業経済費					
1　農業行政費	農家数	一戸につき	一一六、〇〇〇	千円につき	三四
2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、二三〇	千円につき	五九
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、四〇〇		
3　水産行政費	水産業者数	一人につき	三五九、〇〇〇	千円につき	六〇
4　商工行政費	人口	一人につき	二、〇二〇	千円につき	四一
六　総務費					
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	五、六八〇	千円につき	二九
2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	八二八、〇〇〇		
3　地域振興費	人口	一人につき	五四三		
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の元利償還金に係る	千円につき	九五〇		
八　補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金に係る	千円につき	八〇〇		
	平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の	千円につき	三三		
九　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十四年度から令和五年度までの各年度において発行につき同意又は許可を得た地方債の	千円につき	六〇		

十　財源対策債償還費	平成十五年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行につき同意又は許可を得た地方債の	千円につき	三四		
十一　減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十五年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において発行につき特別に同意又は許可をした地方債の	千円につき	五九		
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に発行することとされた地方債の	千円につき	六〇		
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の	千円につき	四一		
十四　国土強靭化施策債償還費	令和元年度から令和四年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行につき同意又は許可をした地方債の	千円につき	二九		

市町村			
一　消防費	人口	一人につき	一一、六〇〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	七一、四〇〇
	道路の延長	一キロメートルにつき	一八九、〇〇〇
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、〇〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、三一〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、〇〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	三、四〇〇
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九六九
4　公園費	人口	一人につき	五三〇
	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三七、三〇〇
5　下水道費	人口	一人につき	一〇三
6　その他の土木費	人口	一人につき	一、三八〇
三　教育費			
1　小学校費	児童数	一人につき	四五、八〇〇
	学級数	一学級につき	八八三、〇〇〇
	学校数	一校につき	一一、九二九、〇〇〇
2　中学校費	生徒数	一人につき	四二、三〇〇
	学級数	一学級につき	一、一〇一、〇〇〇
	学校数	一校につき	一〇、四四二、〇〇〇
3　高等学校費	教職員数	一人につき	六、四八九、〇〇〇
	生徒数	一人につき	七六、二〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	五、七一〇
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき	七五三、〇〇〇

四　厚生費			
1　生活保護費	市部人口	一人につき	九、四〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	二八、三〇〇
3　保健衛生費	人口	一人につき	八、三三〇
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七一、七〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	八三、二〇〇
5　清掃費	人口	一人につき	五、〇四〇
五　産業経済費			
1　農業行政費	農家数	一戸につき	九〇、五〇〇
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	四七一、〇〇〇
3　商工行政費	人口	一人につき	一、三五〇
六　総務費			
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	四、二二〇
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、一一〇
3　地域振興費	世帯数	一世帯につき	一、九八〇
	人口	一人につき	一、七四〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇二二、〇〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九　補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇

十 地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十五年度及び平成十六年度から令和四年度までの各年度において特別に発行することについて同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一八	六〇
十一 財源対策債償還費	平成十三年度から令和四年度までの各年度の財源対策のための当該各年度において発行することについて同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	三四	六〇
十二 減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十五年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇	六〇
十三 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇	六〇
十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に充てるため発行することについて同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五二	五二
十五 国土強靭化施策債償還費	令和元年度から令和四年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行することについて同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二七	二七

別表第二道府県の項中「九、一〇〇」を「九、四一〇」に、「一、〇九三、〇〇〇」を「一、〇八二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、七〇〇」を「一八、六〇〇」に、「二、二一〇、〇〇〇」を「二、二〇三、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「令和三十五年度」を「令和三十四年度」に、「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円」に、「、令和五年度」を「、令和六年度」に、「二十五兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十四兆八千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表中「

令和五年度	五千億円

」を削る。

附則第五条中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「同項第六号に掲げる額」を「同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額」に改め、同条第二項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第三項中「令和五年度から令和二十六年度まで」を「令和六年度から令和二十六年度まで」に、「、令和五年度」を「、令和六年度」に、「から令和十二年度までの各年度に」を「にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十一年度及び令和十二年度に」に、「第三号」を「第五号」に、「第四号」を「第六号」に、「令和二十五年度までの各年度に」を「令和十八年度までの各年度に」に、「同号」を「第七号」に、「、令和二十六年度」を「、令和十九年度から令和二十六年度までの各年度」に、「第五号」

を「第八号」に改め、同項第一号の表中「令和五年度

千二百十七億円

」を削り、「四百五十五億円」を「五百九十九億円」に、「四百二十八億円」及び「四百二十一億円」を「九百六十一億円」に改め、同項第二号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同項第三号中「令和九年度から令和十二年度までの各年度分」を「令和九年度分」に改め、同項第四号中「令和十三年度から令和二十五年度までの各年度分」を「令和十年度分」に、「九百八十二億六千七百六十九万四千円」を「千九百九十五億八千九百十二万二千円」に改め、同項第五号中「令和二十六年度分」を「令和十一年度分及び令和十二年度分」に、「九百八十二億六千七百七十万二千円」を「千六百三十三億四千五十八万二千円」に改め、同項に次の三号を加える。

六　地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度分及び令和十四年度分の交付税の総額から減額する金額　六百七十五億八千九百十二万三千円

七　地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十五年度から令和十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　六百七十二億八千九百十二万三千円

八　地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十九年度から令和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　九百二十二億二千九十四万千円

附則第十条第三項中「令和二年度」を「前項に規定するもののほか、令和二年度」に改め、「（平成十九年法律第六十四号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和五年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附則第十二条の四第一項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和五年度から令和七年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和五年度分の地方交付税から適用し、令和四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和五年度の予算から適用する。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第四条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第三項」を「附則第十条第四項」に改める。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

(一)　地方交付税の総額の特例

(1)　令和五年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税の法定率分の額に、法定加算額百五十四億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額二千二百億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額一兆三千億円及び同特別会計借入金利子支払額五百七十二億円等を控除した額十八兆三千六百十一億円とすること。

(2)　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和五年度の償還額を増額し、令和三十五年度までに償還することとすること。

(二)　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を充実するため、「地域デジタル社会推進費」の期間を令和七年度まで延長するとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和五年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(2)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

(三)　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和五年度分の地方交付税の総額に六百五十四億円を加算するほか、令和五年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

2　地方財政法の一部改正

令和五年度から令和七年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとすること。

3　施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和五年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

令和五年度特別会計予算の交付税特別会計の

歳出において、地方交付税交付金十七兆二十四億円が計上されている。

右報告する。

令和五年二月二十八日

総務委員長　浮島　智子

衆議院議長　細田　博之殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和五年二月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条」を「第七十一条の二」に改める。

第二十二条の見出しを削り、同条第二項第一号中「の金額の計算」を削り、同条第三項中「から第七十一条まで」を「、第七十条又は第七十一条」に改める。

第二十四条第二項ただし書中「有価証券」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第四十八条の二第一項中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第五十七条の二第二項第四号中「財務省令」を「、財務省令」に、「給与等の支払者」を「、給与等の支払者」に改め、「支出」の下に「又はキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第三十条の三（業務）に規定するキャリアコンサルタントをいう。次号において同じ。）により証明がされたもののための支出（教育訓練（雇用保険法第六十条の二第一項（教育訓練給付金）に規定する教育訓練をいう。同号において同じ。）に係る部分に限る。）」を加え、同項第五号中「財務省令」を「、財務省令」に、「給与等の支払者」を「、給与等の支払者」に改め、「されたもの」の下に「又はキャリアコンサルタントにより証明がされたもの（教育訓練に係る部分に限る。）」を加える。

第七十条の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）

第七十条の二　確定申告書を提出する居住者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第四項及び第七十一条の二第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）において「特定非常災害」という。）に係る同法第二条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項、次項及び第四項において「特定非常災害発生年」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生年純損失金額（その者の当該特定非常災害発生年において生じた純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額（これらの規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とする。

一　事業資産特定災害損失額の当該居住者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

二　不動産等特定災害損失額の当該居住者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

2　確定申告書を提出する居住者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生年特定純損失金額又は被災純損失金額（特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額（これらの規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）」とあるのは「純損失の金額及び当該特定非常災害発生年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額及び当該特定非常災害発生年純損失金額」と、「当該純損失の金額及び当該特定非常災害発生年純損失金額」とあるのは「当該純損失の金額及び当該特定非常災害発生年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（」と、「のうち、」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）」と、「純損失の金額に」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とする。

3　確定申告書を提出する居住者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（」と、同条第二項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの（」と、「のうち、」とあるのは「のうち」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの

を除く。）」と、「純損失の金額に」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とする。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　被災純損失金額　その者のその年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額（棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額の合計額で、前条第二項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。）に係るものとして政令で定めるものをいう。

二　事業資産特定災害損失額　その者の棚卸資産特定災害損失額及びその者の事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額（特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。以下この項において同じ。）の合計額をいう。

三　事業用固定資産　土地及び土地の上に存する権利以外の固定資産等（固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものをいう。第七号において同じ。）をいう。

四　不動産等特定災害損失額　その者の不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいう。

五　特定非常災害発生年特定純損失金額　その者の特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち、前条第二項各号に掲げる損失の金額に係るものとして政令で定めるものをいう。

六　棚卸資産特定災害損失額　その者の有する棚卸資産について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。

七　固定資産特定災害損失額　その者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産等について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。

八　山林特定災害損失額　その者の有する山林について特定非常災害により生じた損失の金額をいう。

第七十一条第一項中「次条第一項」を「第七十二条第一項（雑損控除）」に改める。

第二編第二章第三節中第七十一条の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）

第七十一条の二　確定申告書を提出する居住者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における前条の規定の適用については、同条第一項中「雑損失の金額（」とあるのは「雑損失の金額で特定雑損失金額（次条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）は」とする。

2　前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第一項に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される部分の金額を除く。）に係るものをいう。

第百二十三条第一項第三号中「前年以前三年内」の下に「（第七十条の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）又は第七十一条の二第一項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次項第二号において同じ。）」を加え、「次項第二号」を「同号」に改める。

第百二十七条第二項中「還付」を「還付等」に改め、同条第三項中「前年以前三年内」の下に「（第七十条の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）又は第七十一条の二第一項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）の規定の適用がある場合には、前年以前五年内」を加える。

第百三十七条の二第一項中「かつ、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十項中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同条第十一項中「につき」を「が同項の規定の適用を受けようとし、又は」に改め、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第一項の規定の適用を受けようとする個人が非上場株式等（株式で金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たすもの及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分で財務省令で定める要件を満たすものをいう。次条第十三項第二号において同じ。）を担保として供する場合には、国税通則法第五十条第二号（担保の種類）中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とする。

三　第一項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第五十二条第四項（担保の処分）中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同条第十一項第二号に規定する非上場株式等が提供された場合において、当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した個人の他の財産を除く。）は」とする。

第百三十七条の三第一項中「受けた者が、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第十二項中「次項第二号」を「次項第四号」に改め、同条第十三項中「適用贈与者等につき第一項又は第二項」を「第一項の者又は第二項の相続人がこれらの規定の適用を受けようとし、又はこれら」に改め、同項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項

第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第一項の規定の適用を受けようとする者又は第二項の規定の適用を受けようとする相続人が非上場株式等を担保として供する場合には、国税通則法第五十条第二号（担保の種類）中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とする。

三　第一項又は第二項の規定による納税の猶予を受けた所得税については、国税通則法第五十二条第四項（担保の処分）中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（所得税法第百三十七条の三第一項又は第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同法第百三十七条の二第十一項第二号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する非上場株式等が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第四十八条第一項（超過差押及び無益な差押の禁止）中「財産は」とあるのは「財産（所得税法第百三十七条の三第一項又は第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税の猶予の担保として同法第百三十七条の二第十一項第二号（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する非上場株式等が提供された場合において、当該非上場株式等を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同法第百三十七条の三第七項に規定する適用贈与者等の他の財産を除く。）は」とする。

第百五十一条第一項中「年の翌年三月十五日」を「年分の所得税に係る確定申告期限」に改め、同条第二項中「又は」を「、又は」に改める。

第百五十五条第一項第一号中「から第七十一条まで（損益通算及び損失の繰越控除）を「（損益通算）、第七十条（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条（雑損失の繰越控除）」に改め、同項第二号中「添付された」を「添付された」に改め、同条第二項中「更正通知書の記載事項」を「更正又は決定の手続」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第百八十七条中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第百九十条第二号ロ中「保険料等の支払を証する書類の提出等」を「給与所得者の保険料控除申告書」に改め、同号ハ中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同号ニ中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改める。

第百九十四条第七項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「居住者は」を「居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は」に、「以下第六項」を「第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。以下第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、「居住者」の下に「（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書を同項の給与等の支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、居住者は、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第百九十五条第一項中「給与所得の金額」を「給与所得」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「居住者は」を「居住者（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は」に、「が当該」を「（第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申告書を同項の給与等の支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、居住者は、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第二百二十四条の三第一項中「対価（」の下に「その株式等が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権をいう。第四号及び次条において同じ。）に該当する場合にあつては金銭に限るものとし、」を加え、「支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に、「株式等の譲渡の対価の」を「配当所得等の」に改める。

第二百二十四条の四中「対価」の下に「（その信託の委託を受けた同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権をいう。第四号及び次条において同じ。）に該当する場合にあつては金銭に限るものとし、」を加え、「支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に、「株式等の譲渡の対価の」を「配当所得等の」に改める。

第二百二十四条の四中「対価」の下に「（その信

託受益権が特定信託受益権に該当する場合にあつては、金銭に限るものとする。第二百二十五条第一項第十二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）を加え、「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に改め、同条第一号中「その者」の下に「又は第三号に掲げる者」を加え、同条第二号中「信託会社等の信託受益権の売買等を行う場合の準用」を「適用除外」に、「信託業務を営む金融機関が信託受益権売買等業務を営む場合の準用」を「信託業法の準用等」に改め、同条に次の一号を加える。

三　その信託受益権（特定信託受益権に該当するものに限る。）の譲渡について資金決済に関する法律第二条第十項第二号（定義）に掲げる行為の委託を受けた同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特例）の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）

第二百二十六条第三項中「公的年金等の定義」を「雑所得」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の給与等又は第三項の公的年金等の支払をする者が次の各号に掲げる報告書（第一項又は第三項の規定による源泉徴収票に記載すべきものとして財務省令で定める事項の記載のあるものに限る。）を当該各号に定める市町村の長に提出した場合には、これらの報告書に記載された給与等又は公的年金等については、当該給与等又は公的年金等の支払をする者は、第一項又は第三項の規定による源泉徴収票の提出をしたものとみなす。

一　地方税法第三百十七条の六第一項又は第三項（給与支払報告書等の提出義務）（これらの規定を同法第一条第二項（用語）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により提出すべき給与支払報告書　同法第三百十七条の六第一項又は第三項に規定する市町村の長

二　地方税法第三百十七条の六第四項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により提出すべき公的年金等支払報告書　同法第三百十七条の六第四項に規定する市町村の長

第二百二十八条の四第一項中「支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に改め、同条第二項中「が、政令で定めるところにより第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を「）は」に改め、同条第三項中「所轄の税務署長」の下に「（第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までに規定する税務署長をいう。）」を加え、「第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条まで」を「これら」に改める。

第二百二十九条中「移転し」を「移転し、」に、「から」月以内」を「の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで」に改める。

第二百三十条中「移転し」を「移転し、」に改め、「その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き」を削る。

別表第一農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

別表第二の備考(1)(2)中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考(4)中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考(1)中「第百九十五条第四項」を「第百九十五条第五項」に改める。

別表第三の備考(1)(2)中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考(4)中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第四項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考(1)ニ中「第百九十五条第四項」を「第百九十五条第五項」に改め、同表の備考(1)(2)中「労働した日ごとに支払われる給与等」を「賞与以外の給与等に係る徴収税額」に改める。

別表第四の備考(1)(2)中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改め、同表の備考(1)中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第四項」に、「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第五項」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に、「公益法人等」を「公共法人等」に、「第八十一条」を「第八十一条の二」に、「第八十二条」を「第八十二条の二」に、「第二章　各対象会計年度の国際最低課税額の課税標準（第八十二条―第八十二条の四）」を「第二章　退職年金等積立金に対する法人税額の計算（第八十二条の五）」に、「第三章　申告及び納付等（第八十二条―第八十二条の三）」を「第三章　退職年金等積立金に対する法人税額に対する法人税」に、「第三章　青色申告（第百二十一条―第百二十八条）」を「第四章　青色申告（第百二十一条―第百二十八条）」に、「第四章　更正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）」を「第五章　更正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）」に改める。

第二条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　国際最低課税額確定申告書　第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

第二条第三十六号中「から第三十三号まで」を「、第三十一号、第三十二号及び第三十三号」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三条中「申告）」の下に「、第八十二条の七（電子情報処理組織による申告）」を加える。

第四条第一項ただし書中「場合又は」を「場合、第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する場合又は」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（内国法人の国際最低課税額の課税）

第六条の二　第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各対象会計年度の第八十二条の二第一項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。

第七条中「範囲」」の下に「及び前条」を加える。

第十三条第二項第一号を次のように改める。

一　内国法人　設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）

イ　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日

ロ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ハ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第十三条第四項中「同項第一号に規定する収益事業を開始した日」を「同項第一号イに定める日」に改める。

第十四条第一項第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事実　その事実が生じた日の前日

イ　公共法人が事業年度の中途において収益事業を行う公益法人等に該当することとなつたこと。

ロ　公共法人又は公益法人等が事業年度の中途において普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと。

ハ　普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつたこと。

第一編第五章に次の一条を加える。

（対象会計年度の意義）

第十五条の二　この法律において「対象会計年度」とは、第八十二条第三号（定義）に規定する多国籍企業グループ等の同条第十号に規定する最終親会社等の同条第一号に規定する連結等財務諸表の作成に係る期間をいう。

第六十一条第一項中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改め、同条第二項中「あつては、」の下に「市場暗号資産（」を加え、「に限る」を「をいう。第六項において同じ。）に限るものとし、特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。同項及び第七項において同じ。）を除く」に改め、同条第三項中「の益金不算入等」及び「の損金不算入等」を削り、同条第六項中「第二項に規定する政令で定めるもの」及び「同項に規定する政令で定めるもの」を「市場暗号資産」に、「限る」を「限るものとし、特定自己発行暗号資産に該当するものを除く」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業を行う者」を「他の者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　内国法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつたときは、政令で定めるところにより、その該当しないこととなつた時において、その暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十一条の六第一項中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改め、同条第二項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に改め、同条第四項第二号中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改める。

第二編第一章第一節第十款の款名中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第六十四条の四第一項中「公益法人等」を「公共法人又は公益法人等」に改め、同前の収益事業」の下に「（公益法人等が行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

第六十四条の十第六項第四号中「内国法人（」の下に「公共法人又は」を加える。

第六十七条第三項中「第六条第一号（基準法人税額等）」を「第六条第一項第一号（基準法人税額等）」に改める。

第七十一条第一項中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等」に改める。

第七十四条第一項第三号中「第六十八条」の下に「（所得税額の控除）」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改め、同条第二項中「事業年度」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加える。

第七十五条の二第十一項第一号中「当該通算法人の」と」の下に「、「事業年度を」とあるのは「事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）を」と」を加える。

第八十一条を削る。

第二編第一章第三節第五款中第八十二条を第八十一条とする。

第百三十条の見出し中「青色申告書」を「青色申告書等」に改め、同条第二項中「又は欠損金額」を「若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準」に改める。

第百三十一条中「又は欠損金額の」を「若しくは欠損金額又は内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準の」に改める。

第二編第四章を同編第五章とする。

第百二十二条第二項第三号を次のように改める。

三　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める日の属する事業年度　同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

イ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ロ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第百二十二条第二項第四号中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日」を「前号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」に改める。

第百二十八条中「終了の日の翌日から二月以内」を「の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限まで」に改める。

第二編第三章を同編第四章とする。

第二編第二章を同編第三章とし、同編第一章の次に次の一章を加える。

第二章　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一節　総則

（定義）

第八十二条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　連結等財務諸表　次に掲げるものをいう。

イ　特定財務会計基準（国際的に共通した会計処理の基準として財務省令で定めるものその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）又は適格財務会計基準（最終親会社等（第十五号イに掲げる共同支配会社等を含む。）の所在地国において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（特定財務会計基準を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に従つて企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類

ロ　イに掲げる計算書類が作成されていない企業集団につき、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従つてその企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたな

らば作成されることとなる計算書類

ハ　特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従つて会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）（次号イに掲げる企業集団に属するものを除く。ニにおいて同じ。）の財産及び損益の状況を記載した計算書類

ニ　ハに掲げる計算書類が作成されていない会社等につき、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従つて当該会社等の暦年の財産及び損益の状況を記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類

二　企業グループ等　次に掲げるものをいう。

イ　次に掲げる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社（他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等（他の会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る。）をいう。）に係るもの

(1)　前号イに掲げる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等その他の政令で定める会社等

(2)　前号ロに掲げる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等その他の政令で定める会社等

ロ　会社等（イに掲げる企業集団に属するものを除く。）のうち、当該会社等の恒久的施設等の所在地国が当該会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

三　多国籍企業グループ等　次に掲げる企業グループ等をいう。

イ　前号イに掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国（当該会社等の恒久的施設等がある場合には、当該恒久的施設等の所在地国を含む。）が二以上ある場合の当該企業グループ等その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

ロ　前号ロに掲げる企業グループ等

四　特定多国籍企業グループ等　多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の四対象会計年度のうち二以上の対象会計年度において、その総収入金額として財務省令で定める金額が七億五千万ユーロ（当該四対象会計年度のうち、対象会計年度の期間が一年でないものにあつては、その期間に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるものその他これに準ずるものとして政令で定める多国籍企業グループ等をいう。

五　導管会社等　会社等に係る収入等（収入若しくは支出又は利益若しくは損失をいう。以下この号において同じ。）の全部が次に掲げるもののいずれかに該当する場合における当該会社等をいう。

イ　会社等（その設立国（会社等の設立された国又は地域をいう。以下この号、第七号及び第十四号ハにおいて同じ。）以外の国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店若しくは主たる事務所が管理され、かつ、支配されている場所を有することにより、対象租税を課することとされるものを除く。）に係る収入等のうち、その設立国の租税に関する法令において、当該会社等の構成員の収入等として取り扱われるもの

ロ　会社等（次に掲げる要件のいずれかを満たすものを除く。ロにおいて同じ。）に係る収入等のうち、当該会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において当該構成員の収入等として取り扱われることその他の政令で定める要件を満たすもの（イに掲げるものを除く。）

(1)　いずれかの国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該国又は地域にこれらに類する場所を有することにより、対象租税又は自国内最低課税額に係る税を課することとされること。

(2)　その設立国に事業を行う場所を有すること。

六　恒久的施設等　会社等の所在地国以外の国又は地域（以下この号及び次号ハにおいて「他方の国」という。）において当該会社等の事業が行われる場合における次に掲げる場所をいう。

イ　条約等（当該所在地国と当該他方の国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための国際約束又はこれに類するものをいう。イ及びロにおいて同じ。）がある場合において、当該条約等に基づいて当該他方の国における恒久的施設又はこれに相当するものとして取り扱われる事業が行われる場所（当該条約等において当該事業が行われる場所とみなされるものを含むものとし、当該条約等（当該事業から生ずる所得の範囲を定める条約等であつて、国際的に広く用いられる方法により当該所得の範囲を定めるものとして財務省令で定めるものに限る。）において当該他方の国が当該恒久的施設又はこれに相当するものを通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課するとされるものに限る。）

ロ　条約等がない場合において、当該他方の国の租税に関する法令において当該他方の国において当該会社等の事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされるときにおける当該事業が行われる場所（当該他方の国の租税に関する法令において当該事業が行われる場所とみなされるものを含む。）

ハ　当該他方の国に法人の所得に対して課される租税が存在しない場合において、当該他方の国において第二条第十二号の十九（定義）中「いう。ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする」とあるのを「いう」と読み替えた場合における恒久的施設に相当するものに該当する当該事業が行われる場所（その読み替えられた同号ハに掲げるものに相当するものを含む。）（当該事業から生ずる所得の全部又は一部が第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に相当する所得に該当するものに限る。）

ニ　当該他方の国において当該会社等の事業が行われる場所がイからハまでに掲げる場所に該当しない場合において、当該所在地国の租税に関する法令において当該事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされないときにおける当該事業が行われる場所（当該所在地国の租税に関する法令において当該事業が行われる場所とみなされるものを含む。）

七　所在地国　次に掲げるものの区分に応じ

それぞれ次に定める国又は地域（これらが二以上ある場合には、政令で定める国又は地域）をいう。

イ　会社等（導管会社等を除く。）　次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域

(1)　国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該国又は地域にこれに類する場所を有することにより、法人税又は法人税に相当する税を課することとされる会社等　当該国又は地域

(2)　(1)に掲げる会社等以外の会社等　当該会社等の設立国

ロ　導管会社等（最終親会社等であるもの又は国若しくは地域の租税に関する法令において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限る。）　その設立国

ハ　恒久的施設等　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域

(1)　前号イに掲げる恒久的施設等に該当する場合　同号イの他方の国

(2)　前号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合　同号ロの他方の国

(3)　前号ハに掲げる恒久的施設等に該当する場合　同号ハの他方の国

八　所有持分　連結等財務諸表の作成に用いる会計処理の基準によつて会社等の純資産の部に計上される当該会社等に対する持分のうち利益の配当を受ける権利又はこれに準ずるものとして政令で定める権利が付されたものをいい、会社等の恒久的施設等がある場合においては、当該会社等は当該恒久的施設等に対する所有持分を有するものとみなす。

九　支配持分　第二号イ(1)又は(2)に掲げる会社等に対する所有持分の全部をいい、会社等の恒久的施設等がある場合においては、当該会社等は当該恒久的施設等に対する支配持分を有するものとみなす。

十　最終親会社等　次に掲げるものをいう。

イ　第二号イに規定する最終親会社

ロ　第二号ロに掲げる会社等

十一　中間親会社等　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）のうち、当該特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（最終親会社等、被部分保有親会社等及び各種投資会社等を除く。）をいう。

十二　被部分保有親会社等　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（最終親会社等及び各種投資会社等を除く。）をいう。

イ　当該特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有すること。

ロ　当該特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等以外の者が、その有する当該構成会社等に対する所有持分に係る権利（利益の配当を受ける権利に限る。ロにおいて同じ。）に基づき受けることができる金額及び他の会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の合計額が、当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の二十を超えること。

十三　構成会社等　次に掲げるものをいう。

イ　企業グループ等（第二号イに掲げるものに限る。）に属する会社等（除外会社等を除く。）

ロ　イに掲げる会社等の恒久的施設等

ハ　第二号ロに掲げる会社等（除外会社等を除く。）

ニ　ハに掲げる会社等の恒久的施設等

十四　除外会社等　次に掲げる会社等をいう。

イ　政府関係会社等（国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体（イにおいて「国等」という。）がその持分の全部を直接又は間接に有する会社等であつて、国等が本来果たすべき役割を担うこと又は国等の資産を運用することを主たる目的とすることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）

ロ　国際機関関係会社等（国際機関のみによつて保有される会社等をいう。）

ハ　非営利会社等（専ら宗教、慈善、学術、技芸、教育その他の公益を目的とする会社等であつてその設立国における租税に関する法令において当該公益を目的とする活動から生ずる所得（収益事業から生ずる所得以外の所得に限る。）に対して法人税又は法人税に相当する税を課することとされないことその他の政令で定める要件を満たすものその他これに類する会社等として政令で定めるものをいう。）

ニ　年金基金（次に掲げる会社等をいう。）

(1)　主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されることその他の政令で定める要件を満たす会社等

(2)　(1)に掲げる会社等のために事業を行うものとして政令で定める会社等

ホ　最終親会社等である第十六号イに規定する投資会社等又は最終親会社等である同号ロに規定する不動産投資会社等

ヘ　一又は二以上のイからホまでに掲げる会社等その他の政令で定めるもの（(二)(2)に掲げる会社等を除く。ヘにおいて「保有会社等」という。）との間に当該保有会社等による持分の所有その他の事由を通じた密接な関係があるものとして財務省令で定める会社等

十五　共同支配会社等　次に掲げるものをいう。

イ　最終親会社等の連結等財務諸表において会社等が有する持分に応じた金額を連結等財務諸表に反映させる方法として財務省令で定める方法が適用され、又は適用されることとなる会社等で、当該最終親会社等が、その有する当該会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額及び他の会社等を通じて間接に有する当該会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の合計額が、当該会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十以上であるもの（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等その他の政令で定めるものを除く。）

ロ　イに掲げる会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等（除外会社等を除く。）

ハ　イ又はロに掲げる会社等の恒久的施設等

十六　各種投資会社等　次に掲げるものをいう。

イ　投資会社等（複数の者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を運用することを目的とする会社等として政令で定める会社等をいう。ハ及びニにおいて同じ。）

ロ　不動産投資会社等（複数の者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を主として不動産に対する投資として運用することを目的とする会社等として政令で定める会社等をいう。ハ及びニにおいて同じ。）

ハ　投資会社等又は不動産投資会社等が直接又は間接に有する会社等として政令で定める会社等その他これに類するものとして政令で定める会社等

ニ　保険投資会社等（投資会社等又は不動産投資会社等に類するもののうち、その所在地国において保険業を行う会社等がその持分の全てを有することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）

十七　無国籍会社等　会社等又は恒久的施設等のうち所在地国がないものをいう。

十八　無国籍構成会社等　構成会社等のうち無国籍会社等に該当するものをいう。

十九　被少数保有構成会社等　構成会社等のうち、最終親会社等が、その有する当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額及び他の会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の合計額が、当該構成会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の三十以下であるものをいう。

二十　被少数保有親構成会社等　他の被少数保有構成会社等の支配持分を直接又は間接に有する被少数保有構成会社等（他の被少数保有構成会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る。）をいう。

二十一　被少数保有子構成会社等　被少数保有親構成会社等がその支配持分を直接又は間接に有する被少数保有構成会社等をいう。

二十二　無国籍共同支配会社等　共同支配会社等のうち無国籍会社等に該当するものをいう。

二十三　被少数保有共同支配会社等　第十五号ロ又はハに掲げる共同支配会社等のうち、当該共同支配会社等に係る同号イに掲げる共同支配会社等が、その有する当該同号ロ又はハに掲げる共同支配会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額及び他の会社等を通じて間接に有する当該共同支配会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の合計額が、当該共同支配会社等に対する所有持分に係る権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の三十以下であるものをいう。

二十四　被少数保有親共同支配会社等　他の被少数保有共同支配会社等の支配持分を直接又は間接に有する被少数保有共同支配会社等（他の被少数保有共同支配会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る。）をいう。

二十五　被少数保有子共同支配会社等　被少数保有親共同支配会社等がその支配持分を直接又は間接に有する被少数保有共同支配会社等をいう。

二十六　個別計算所得等の金額　国又は地域における実効税率を計算するための基準とすべき所得の金額として構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度の当期純損益金額（各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表（構成会社等にあつてはイに掲げる連結等財務諸表をいい、共同支配会社等にあつてはロに掲げる連結等財務諸表をいう。）の作成の基礎となる当該構成会社等又は当該共同支配会社等の当期純利益又は当期純損失の金額として政令で定める金額をいう。第三十号において同じ。）その他の事情を勘案して政令で定めるところにより計算した金額をいう。

イ　当該構成会社等に係る最終親会社等の連結等財務諸表

ロ　当該共同支配会社等に係る第十五号イに掲げる共同支配会社等の連結等財務諸表

二十七　個別計算所得金額　個別計算所得等の金額が零を超える場合における当該零を超える額をいう。

二十八　個別計算損失金額　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額をいう。

イ　個別計算所得等の金額が零である場合　零

ロ　個別計算所得等の金額が零を下回る場合　当該零を下回る額

二十九　対象租税　構成会社等又は共同支配会社等の所得に対する法人税その他の政令で定める税をいう。

三十　調整後対象租税額　国又は地域における実効税率を計算するための基準とすべき税の額として構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度の当期純損益金額に係る対象租税の額その他の事情を勘案して政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三十一　自国内最低課税額に係る税　我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税（当該国又は地域における次条第二項第一号イ(3)に規定する国別実効税率に相当する割合が同号に規定する基準税率に満たない場合のその満たない部分の割合を基礎として計算される金額を課税標準とするものに限る。）又はこれに相当する税をいう。

三十二　特定多国籍企業グループ等報告事項等　第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。

（国際最低課税額）

第八十二条の二　この章において「国際最低課税額」とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額（構成会社等に係るグループ国際最低課税額と共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額とを合計した金額をいう。）のうち、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものを除く。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものを除く。）の個別計算所得金額に応じて当該構成会社等又は当該共同支配会社等に帰属する金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「会社等別国際最低課税額」という。）について、次の各号に掲げる当該構成会社等又は当該共同支配会社等の区分

に応じ当該各号に定めるところにより計算した金額を合計した金額をいう。

一　構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）　次に掲げる構成会社等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ　当該内国法人（当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等（当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の政令で定めるものを除く。ロ及び次号において同じ。）又は被部分保有親会社等（当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における中間親会社等その他の政令で定めるものを除く。ロ及び次号において同じ。）がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（ロに掲げるものを除く。）　当該構成会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

ロ　当該内国法人がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等（当該他の構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該構成会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における当該被部分保有親会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等（当該対象会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等が当該被部分保有親会社等を除く。ロ及び同号において同じ。）に限るものとし、その所在地国が我が国でないものを除く。以下この号及び次号において同じ。）がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（ロに掲げるものを除く。）　当該構成会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額

ハ　当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（当該恒久的施設等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該恒久的施設等に限る。）　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額

二　構成会社等のうち恒久的施設等に該当するもの　次に掲げる恒久的施設等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ　当該内国法人の恒久的施設等　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に百分の百を乗じて計算した金額

ロ　当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等の恒久的施設等（ハ及びニに掲げるものを除く。）　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額

ハ　当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（当該恒久的施設等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該恒久的施設等に限る。）　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

ニ　当該内国法人がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する構成会社等の恒久的施設等（当該他の構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該恒久的施設等に限るものとし、ハに掲げるものを除く。）　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該他の構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　共同支配会社等（次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる共同支配会社等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ　当該内国法人（当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等（当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における当該共同支配会社等その他の政令で定めるものを除く。ロ及び次号において同じ。）又は被部分保有親会社等（当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がある場合における当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該共同支配会社等に限る。）　当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロにおいて同じ。）を乗じて計算した金額

ロ　当該内国法人がその所有持分を他の構成会社等を通じて間接に有する共同支配会社等（当該他の構成会社等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該共同支配会社等に限るものとし、その所在地国が我が国でないものを除く。以下この号及び次号において同じ。）がその所有持分を直接又は間接に有する共同支配会社等（ロに掲げるものを除く。）　当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額

四　共同支配会社等（前条第十五号ハに掲げるものに限る。）　次に掲げる恒久的施設等の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより計算した金額

イ　当該内国法人がその所有持分を直接又は間接に有する共同支配会社等の恒久的施設等（ロに掲げるものを除く。）　当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合（所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。ロ

において同じ。）を乗じて計算した金額

ロ　当該内国法人がその所有持分を構成会社等を通じて間接に有する共同支配会社等の恒久的施設等（当該構成会社等（当該恒久的施設等の中間親会社等又は被部分保有親会社等に限る。）が当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額等を有する場合における当該恒久的施設等に限る。）当該恒久的施設等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額から当該計算した金額のうち当該構成会社等に帰せられる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

2　前項の「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額をいう。

一　各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（無国籍構成会社等を除く。以下第三号までにおいて同じ。）の所在地国におけるイ(3)に規定する国別実効税率が基準税率（百分の十五をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等のイ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がある場合　イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る当期国別国際最低課税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に(3)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。）

(1)　国別グループ純所得の金額（(i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した残額をいう。以下第三号までにおいて同じ。）

(i)　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額

(ii)　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額

(2)　次に掲げる金額の合計額

(i)　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の費用の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

(ii)　当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る有形固定資産その他の資産の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

(3)　基準税率から当該対象会計年度に係る当該所在地国における国別実効税率(i)に掲げる金額（当該対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合において、ロに規定する過去対象会計年度のうちに当該所在地国に係る(i)に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。）が(ii)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。）を控除した割合

(i)　国別調整後対象租税額（当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額をいう。第三号において同じ。）

(ii)　国別グループ純所得の金額

ロ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額（過去対象会計年度（当該対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度をいう。以下この条において同じ。）の構成会社等の所在地国に係る当期国別国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）

ハ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額（当該構成会社等（各種投資会社等に限る。）に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。）

ニ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

二　各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等の国別グループ純所得の金額がある場合　イ及びロに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額

ハ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

三　各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等の国別グループ純所得の金額がない場合　イ及びロに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額（当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては、イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額）

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額

ハ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る当該特定多国籍企業グループ等の国別グループ純所得の金額がない場合　イ及びロに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額

ハ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

四　各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の無国籍構成会社等実効税率（当該対象会計年度に係る調整後対象租税額（当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合

において、過去対象会計年度のうちに調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。）が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに占める割合をいう。イ(2)及び次号において同じ。）が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合　当該無国籍構成会社等の次に掲げる金額の合計額

イ　当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。）

(1)　当該対象会計年度に係る個別計算所得金額

(2)　基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍構成会社等実効税率を控除した割合

ロ　当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額（過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。）

ハ　当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額（当該無国籍構成会社等（各種投資会社等に限る。）の個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）

五　各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の無国籍構成会社等実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある場合　当該無国籍構成会社等の次に掲げる金額の合計額

イ　当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額

六　各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等の個別計算所得金額がない場合　当該無国籍構成会社等のイ及びロに掲げる金額の合計額（当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定調整後対象租税額を超える場合にあつては、次に掲げる金額の合計額）

イ　当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額

ハ　当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度に係る特定調整後対象租税額（当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。）を控除した残額

3　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国を所在地国とする次に掲げる構成会社等（以下この項において「特定構成会社等」という。）がある場合には、特定構成会社等と特定構成会社等以外の構成会社等とに区分して、それぞれの特定構成会社等（当該所在地国に当該特定構成会社等（第二号に掲げる特定構成会社等に限る。）のみで構成される企業集団がある場合には当該企業集団に属する他の特定構成会社等を含むものとし、当該所在地国に当該特定構成会社等（第三号に掲げる特定構成会社等に限る。）以外の他の特定構成会社等（同号に掲げる特定構成会社等に限る。）がある場合には当該他の特定構成会社等を含む。）ごとに前項第一号から第三号までの規定を適用する。

一　被少数保有構成会社等（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二　被少数保有親構成会社等（次号に掲げるものを除く。）又は被少数保有子構成会社等（同号に掲げるものを除く。）

三　各種投資会社等

4　第一項の「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」とは、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を合計した金額の合計額をいう。

一　各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（無国籍共同支配会社等を除く。以下第三号までにおいて同じ。）の所在地国におけるイ(3)に規定する国別グループ純所得の金額がある場合　イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る当期国別国際最低課税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に(3)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。）

(1)　国別グループ純所得の金額(i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した残額をいう。以下第三号までにおいて同じ。）

(i)　当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額

(ii)　当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額

(2)　次に掲げる金額の合計額

(i)　当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の費用の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

(ii)　当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る有形固定資産その他の資産の額として政令で定める金額の百分の五に相当する金額

(3)　基準税率から当該対象会計年度に係る当該所在地国における国別実効税率(i)に掲げる金額（当該対象会計年度に係る(1)に掲げる金額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに当該所在地国に係る(i)に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除

した残額とし、当該対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。)が(ii)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。)を控除した割合

(i)　国別調整後対象租税額(当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額をいう。第三号において同じ。)

(ii)　国別グループ純所得の金額

ロ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額(過去対象会計年度の共同支配会社等の所在地国に係る当期国別国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。)

ハ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額(当該共同支配会社等(各種投資会社等に限る。ハにおいて同じ。)に係る個別計算所得金額のうち当該共同支配会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。)

ニ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

二　各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合　イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額

ハ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額

三　各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国に係る国別グループ純所得の金額がない場合　イ及びロに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額(当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係るハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては、イからハまでに掲げる金額の合計額からニに掲げる金額を控除した残額)

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度の当該所在地国に係る未分配所得国際最低課税額

ハ　当該対象会計年度に係る国別調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに占める割合をいう。イ(2)及び次号において同じ。)が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合　当該無国籍共同支配会社等の次に掲げる金額の合計額

イ　当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額(1)に掲げる金額に(2)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。)

(1)　当該対象会計年度に係る個別計算所得金額

(2)　基準税率から当該対象会計年度に係る無国籍共同支配会社等実効税率を控除した割合

ロ　当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額(過去対象会計年度に係る当期国際最低課税額に満たない金額として政令で定める金額の合計額をいう。次号イ及び第六号イにおいて同じ。)

ハ　当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額(当該無国籍共同支配会社等(各種投資会社等に限る。ハにおいて同じ。)の個別計算所得金額のうち当該無国籍共同支配会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)

四　各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額(当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに調整後対象租税額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合には零とする。)が当該対象会計年度に係る個別計算所得金額のうちに占める割合をいう。イ(2)及び次号において同じ。)が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の個別計算所得金額がある場合　当該無国籍共同支配会社等の次に掲げる金額の合計額

イ　当該対象会計年度に係る再計算国際最低課税額

ロ　当該対象会計年度に係る未分配所得国際最低課税額

ハ　当該対象会計年度に係る国際最低課税額(当該無国籍共同支配会社等(各種投資会社等に限る。ハにおいて同じ。)の個別計算所得金額のうち当該無国籍共同支配会社等に分配されなかつた部分に対応する国際最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)

五　各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等の無国籍共同支配会社等実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該無国籍共同支配会社等の所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合　イ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額

イ　当該対象会計年度の当該所在地国に係

額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。）を控除した残額

5　特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国を所在地国とする次に掲げる共同支配会社等（以下この項において「特定共同支配会社等」という。）がある場合には、特定共同支配会社等と特定共同支配会社等以外の共同支配会社等とに区分して、それぞれの特定共同支配会社等（当該所在地国に当該特定共同支配会社等（第二号に掲げる特定共同支配会社等に限る。）のみで構成される企業集団がある場合には当該企業集団に属する他の特定共同支配会社等を含むものとし、当該所在地国に当該特定共同支配会社等（第三号に掲げる特定共同支配会社等に限る。）以外の他の特定共同支配会社等（同号に掲げる特定共同支配会社等に限る。）がある場合には当該他の特定共同支配会社等を含む。）ごとに前項第一号から第三号までの規定を適用する。

一　被少数保有共同支配会社等（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二　被少数保有親共同支配会社等（次号に掲げるものを除く。）又は被少数保有子共同支配会社等（同号に掲げるものを除く。）

三　各種投資会社等

6　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。以下この項において同じ。）が各対象会計年度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国に係る第二項第一号イに規定する当期国別国際最低課税額は、零とする。

一　当該構成会社等の所在地国における当該対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二　当該構成会社等の所在地国における当該対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

7　前項の規定は、同項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）に限り、適用する。

8　第二項第一号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（同号に規定する所在地国に係る同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度の当該所在地国に係る同号イ(2)に掲げる金額は、零とする。

9　第二項第三号若しくは第六号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（同項第三号に規定する所在地国に係る同号に定める金額又は同項第六号に規定する無国籍構成会社等の同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度の当該所在地国に係る第二項第三号ハに掲げる金額又は当該無国籍構成会社等の同項第六号ハに掲げる金額は、零とする。

10　第六項から前項までの規定は、第四項に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額について準用する。この場合において、第六項中「第二項第一号イ」とあるのは「第四項第一号イ」と、同項各号中「構成会社等の所在地国における」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の」と、「係る当該特定多国籍企業グループ等の」とあるのは「係る」と、第七項中「ついて前項」とあるのは「ついて第十項において準用する前項」と、第八項中「第二項第一号」とあるのは「第四項第一号」と、前項中「第二項第三号若しくは」とあるのは「第四項第三号若しくは」と、「第二項第三号ハ」とあるのは「第四項第三号ハ」と読み替えるものとする。

11　会社等について、当該会社等の各対象会計年度に係る収入等（前条第五号に規定する収入等をいう。以下この項において同じ。）のうちに特定収入等（同号イ又はロに掲げる収入等をいう。以下この項において同じ。）とその他の収入等（特定収入等以外の収入等をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、特定収入等のみを有する導管会社等とその他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第一項に規定するグループ国際最低課税額及び会社等別国際最低課税額の計算を行うものとする。

12　国際最低課税額の計算その他第三項及び第五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（除外会社等に関する特例）

第八十二条の三　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第八十二条第十四号ヘ（定義）に掲げる除外会社等に該当する会社等についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度において当該会社等は除外会社等に該当しないものとして、この法律の規定を適用する。

2　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該対象会計年度以後の各対象会計年度において第八十二条第十四号ヘに掲げる除外会社等に該当する会社等について前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該会社等については、当該対象会計年

度以後の各対象会計年度において、前項の規定は適用しない。

3　第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

4　第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

5　各対象会計年度の前対象会計年度において第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用があつた場合における同項の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　課税標準

第八十二条の四　内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額とする。

2　各対象会計年度の課税標準国際最低課税額は、各対象会計年度の国際最低課税額とする。

第三節　税額の計算

第八十二条の五　内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額に百分の九十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節　申告及び納付等

（国際最低課税額に係る確定申告）

第八十二条の六　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該対象会計年度の課税標準である課税標準国際最低課税額

二　前号に掲げる課税標準国際最低課税額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が、当該対象会計年度について前項の規定による申告書を最初に提出すべき場合（当該対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において当該内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人が第百五十条の三第六項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用を受けていなかつた場合に限る。）には、当該内国法人の当該最初に提出すべき対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

3　第一項の規定による申告書には、当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（電子情報処理組織による申告）

第八十二条の七　特定法人である内国法人は、前条第一項又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、国際最低課税額確定申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該対象会計年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第八十二条の八　前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書の提出期限の十五日前の日

以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4　税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5　第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6　税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、前条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7　税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

8　第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

（国際最低課税額に係る確定申告による納付）

第八十二条の九　第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第八十二条の十　内国法人が、国際最低課税額確定申告書に記載すべき第八十二条の六第一項第一号若しくは第二号（国際最低課税額に係る確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二十四条の四第一項（特定基準法人税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に記載すべき同項第一号若しくは第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る第八十二条の六第一項第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。以下この条において「申告書記載税額」という。）が過大となる場合には、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書記載税額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第百四十五条の五の見出しを削り、同条中「前編第二章第三節」を「前編第三章第三節」に改める。

第百四十六条第一項中「前編第三章」を「前編第四章」に改め、同条第二項の表第百二十二条第二項第四号の項中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日」を「前号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」に改め、同表第百二十七条第一項第四号（青色申告の承認の取消し）の項中「取消し」の下に「及び第百二十八条（青色申告の取りやめ）」を加える。

第百五十条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その納税地

二　その事業の目的

三　その収益事業の種類

四　その該当することとなつた日

第百五十条の二第二項中「法人税」の下に「（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を除く。）」を加える。

第百五十一条を削り、第百五十条の三を第百五十一条とし、第百五十条の二の次に次の一条を加える。

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）

第百五十条の三　特定多国籍企業グループ等（第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）に属する構成会社等（第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条において同じ。）である内国法人（その所在地国（第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。第一号及び第三項において同じ。）が我が国でないものを除く。以下この条において同じ。）は、当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る次に掲げる事項（次項、第三項及び第六項並びに第百六十条（罰則）において「特定多国籍企業グループ等報告事項等」という。）を、当該各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその提供を行う内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。次項、第四項及び第五項並びに第百六十二条（罰則）において同じ。）により、当該内国法人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

一　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、当該構成会社等の所在地国

ごとの第八十二条の二第二項第一号イ(3)（国際最低課税額）に規定する国別実効税率、当該特定多国籍企業グループ等の同条

第一項に規定するグループ国際最低課税額その他の財務省令で定める事項

二　第八十二条の二第六項、第八項若しくは第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）又は第八十二条の三第一項（除外会社等に関する特例）の規定その他政令で定める規定の適用を受けようとする旨

三　第八十二条の三第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受けることをやめようとする旨

2　前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納税地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供することを要しない。

3　前二項の規定は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。）（指定提供会社等（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等で、当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項を当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局に提供するものとして当該最終親会社等が指定したものをいう。以下この項において同じ。）の所在地国の租税に関する法令を執行する当局が当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、適用しない。

4　前項の規定の適用を受ける特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、当該特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る最終親会社等届出事項（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に関する情報として財務省令で定める事項をいう。次項及び第六項において同じ。）を、当該各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

5　前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる内国法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による最終親会社等届出事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納税地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による最終親会社等届出事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による最終親会社等届出事項を提供することを要しない。

6　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が最初に第一項又は第四項の規定により対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる場合（当該対象会計年度前のいずれかの対象会計年度につき当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人がこれらの規定により当該特定多国籍企業グループ等に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされていた場合を除く。）における第一項、第二項及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

7　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百五十九条第一項中「第八十九条第二号」を「第八十二条の六第一項第二号（国際最低課税額に係る確定申告）に規定する法人税の額、第八十九条第二号」に改め、同条第三項中「第八十九条（」を「第八十二条の六第一項、第八十九条（」に、「第八十九条第二号」を「第八十二条の六第一項第二号に規定する法人税の額、第八十九条」に改める。

第百六十条中「なくて」を「なくて、」に、「第八十九条」を「第八十二条の六第一項（国際最低課税額に係る確定申告）、第八十九条」に、「又は」を「若しくは」に、「提出しなかつた」を「提出せず、又は第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等をその提供の期限までに提供しなかつた」に改める。

第百六十二条中「申告書又は」を「申告書若しくは」に改め、「提出した場合」の下に「又は第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定による電子情報処理組織を使用する方法により偽りの事項を税務署長に提供した場合」を加える。

附則第二十条第二項中「第二編第二章」を「第二編第三章」に改める。

別表第一に次のように加える。

福島国際研究教育機構

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（地方法人税法の一部改正）

第三条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　基準法人税額に対する地方法人税

第一節　課税標準（第九条）

第二節　税額の計算（第十条―第十五条）

第三節　申告、納付及び還付等

第一款　中間申告（第十六条―第十八条）

第二款　確定申告（第十九条・第十九条の二）

第三款　電子情報処理組織による申告の特例（第十九条の三・第十九条の四）

第四款　納付（第二十条・第二十一条）

第五款　還付（第二十二条―第二十三条）

第六款　更正の請求の特例（第二十四条）

第三章　特定基準法人税額に対する地方法人税

第一節　課税標準（第二十四条の二）

第二節　税額の計算（第二十四条の三）

第三節　申告及び納付等（第二十四条の四―第二十四条の八）

第四章　更正及び決定（第二十五条―第二十九条）

第五章　雑則（第三十条―第三十二条）

第六章　罰則（第三十三条―第三十七条）

附則

第二条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　対象会計年度　法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。

第三条第一項中「第十九条の三」の下に「、第二十四条の五」を加える。

第五条中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、この法律により、特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。

第六条の見出しを「（基準法人税額等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律において「特定基準法人税額」とは、法人税法第二条第三十一号の二に規定する国際最低課税額確定申告書を提出すべき内国法人の法人税の課税標準である各対象会計年度の同法第八十二条の四第一項に規定する課税標準国際最低課税額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

第七条の見出しを「（課税事業年度等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律において「課税対象会計年度」とは、内国法人の各対象会計年度をいう。

第二章から第四章までの章名及び同章第一節から第五節までの節名を削る。

第八条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　基準法人税額に対する地方法人税

第一節　課税標準

第九条第一項中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第九条の次に次の節名を付する。

第二節　税額の計算

第十条第一項中「地方法人税」を「基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第十一条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に、「この章」を「この節」に改める。

第十二条第二項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に、「（同項」を「（同法第百四十四条の二第一項」に改める。

第十二条の二第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六条第二号イ(1)」を「第六条第一項第二号イ(1)」に改める。

第十三条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十五条の次に次の節名及び款名を付する。

第三節　申告、納付及び還付等

第一款　中間申告

第十六条第六項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第十七条第一項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「前章」を「前節」に改める。

第十八条の次に次の款名を付する。

第二款　確定申告

第十九条第一項中「法人（第六条第一号」を「法人（第六条第一項第一号」に改め、同項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同項第二号中「前章」を「前節」に改め、同条第二項中「課税事業年度」の下に「（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、同条第五項中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第十九条の二の次に次の款名を付する。

第三款　電子情報処理組織による申告の特例

第十九条の三第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第十九条の四の次に次の款名を付する。

第四款　納付

第二十一条の次に次の款名を付する。

第五款　還付

第二十二条第三項、第二十二条の二第四項及び第二十三条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第二十三条の次に次の款名を付する。

第六款　更正の請求の特例

第二十四条の見出しを削り、同条中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第二十四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章　特定基準法人税額に対する地方法人税

第一節　課税標準

第二十四条の二　特定基準法人税額に対する地方法人税の課税標準は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額とする。

2　各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額とする。

第二節　税額の計算

第二十四条の三　特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準特定法人税額に九百七分の九十三の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節　申告及び納付等

（特定基準法人税額に係る確定申告）

第二十四条の四　特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次項において同じ。）に属する内国法人（第六条第二項に規定する内国法人に限る。）は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準特定法人税額

二　前号に掲げる課税標準特定法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が、当該課税対象会計年度について前項の規定による申告書を最初に提出すべき場合（当該課税対象会計年度開始の日前に開始した課税対象会計年度において当該内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等であった他の内国法人が同法第百五十条の三第六項の規定の適用を受けていなかった場合に限る。）には、当該内国法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

（電子情報処理組織による申告）

第二十四条の五　特定法人である内国法人は、前条又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、前条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは当該申告書に係る修正申告書（以下この項及び第三項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第

三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該課税対象会計年度開始の時における資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3　第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第百二十四条を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4　第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

5　第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第二十四条の六　前条第一項の内国法人が、法人税法第八十二条の八第一項の承認を受けている場合には、当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

（特定基準法人税額に係る確定申告による納付）

第二十四条の七　第二十四条の四第一項の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

（更正の請求の特例）

第二十四条の八　法人税法第八十二条の十の規定は、内国法人が同法第二条第三十一号の二に規定する国際最低課税額確定申告書に記載すべき同法第八十二条の六第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各課税対象会計年度で決定を受けた課税対象会計年度に係る第二十四条の四第一項第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるときについて準用する。

第四章　更正及び決定

第二十五条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第二十六条第六項中「課税事業年度」の下に「又は課税対象会計年度」を加える。

第二十七条の見出しを「（青色申告書等に係る更正）」に改め、同条第五項中「地方法人税」の下に「又は内国法人の特定基準法人税額に対する地方法人税」を加える。

第二十七条の二第三項、第二十八条第五項、第二十九条第一項及び第三十一条第一項中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは」を「、」に、「につき」を「若しくは第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額につき」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第二十四条の四第一項」に、「第条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に、「又は」を「、」に、「につき」を「又は第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額につき」に改める。

第三十四条中「又は第五項」を「若しくは第五項又は第二十四条の四第一項」に改める。

（相続税法の一部改正）

第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「三年」を「七年」に改め、同条第一項中「三年」を「七年」に、「の価額」を「（以下この項において「加算対象贈与財産」という。）の価額（加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から百万円を控除した残額）」に、「（当該贈与により取得した財産」を「（加算対象贈与財産」に改め、同条第二項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「限る。）。」を「限る。）」に改める。

第二十一条の十一の次に次の一条を加える。

（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除）

第二十一条の十二の二　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、贈与税の課税価格から六十万円を控除する。

2　前項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

第二十一条の十二第一項中「ごと」の下に「の前条第一項の規定による控除後」を加える。

第二十一条の十三中「第二十一条の十の規定により計算された」を「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の」に改める。

第二十一条の十五第一項中「の価額」の下に「から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額」を加え、同条第二項中「同条第三項の規定の適用を受ける財産」と」の下に「、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と」を加える。

第二十一条の十六第二項中「ついての」を「ついての第十三条、」に、「第十八条第一項」を「第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取

得した財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。第四項において同じ。）」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と、同条第四項中「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、第十八条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産に係る第一節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該財産の価額は、第一項の贈与の時における価額とする。

二　当該財産の価額から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額を第十一条の二の相続税の課税価格に算入する。

第二十八条第一項中「があるとき」を「がある場合」に、「あるときは」を「ある場合（第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。）には」に、「なるとき」を「なる場合に」に改め、同条第二項第二号中「とき」の下に「（第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。）」を加える。

第三十五条第五項ただし書中「次条」を「第三十七条」に改める。

第三十七条を削る。

第三十六条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に、「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、第五章中同条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（相続税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三十六条　国税通則法第七十条第一項（国税の更正、決定等の期間制限）の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内に相続税について同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求がされた場合において、当該請求に係る更正に伴い当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この条において同じ。）に係る相続税の課税価格又は相続税額に異動を生ずるとき（当該請求が当該他の者について同法第七十条第一項の規定により同法第五十八条第一項第一号イ（還付加算金）に規定する更正決定等をすることができないこととなる日前六月以内にされた場合に限る。）は、当該相続税に係る更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴い当該相続税に係る同法第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税についてする賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。）は、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間制限の特例）及び第七十二条（国税の徴収権の消滅時効）の規定の適用については、同項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び相続税法第三十六条（相続税についての更正、決定等の期間制限の特則）」と、「同条」とあるのは「前条及び同法第三十六条」と、同条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、相続税法第三十六条（相続税についての更正、決定等の期間制限の特則）の規定による更正決定等又は同条の期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき相続税については、当該更正決定等又は当該提出があつた日」とする。

第四十九条第二項中「限り、」を「限り、次に掲げる金額（に、「当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は」を「二人以上ある場合にあつては、全ての」に、「が当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格（当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格）の合計額」を「の当該金額の合計額）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した次に掲げる加算対象贈与財産（第十九条第一項に規定する加算対象贈与財産をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める贈与税の課税価格に係る金額の合計額

イ　相続の開始前三年以内に取得した加算対象贈与財産　贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額

ロ　イに掲げる加算対象贈与財産以外の加算対象贈与財産　贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額から百万円を控除した残額

二　他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格の合計額

第四十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号の贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、同項各号の贈与税の課税価格は、当該修正申告書に記載された贈与税の課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格とする。

第五十九条第六項中「、政令で定めるところにより第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を削り、同条第七項中「ところにより」の下に「第一項から第三項までの規定に規定する」を加え、「第一項から第三項まで」を「これら」に改める。

第六十六条の二第五項中「三年」を「七年」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項ただし書及び第三項ただし書中「の規定の適用があつた」を「（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「第六項まで」に改め、同条第五項中「ものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする」を「。次項において同じ」に改め、同項ただし書中「があつた」を「により消費税が徴収された」に改め、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、当該物品を譲り受けた者（同項本文に規定する所持をした者を含む。）は、当該物品を譲り渡した者と連帯して当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を納付する義務を負う。この場合における消費税の徴収については、前項の規定を準用する。

第二十七条第二項中「の規定」を「又は第六項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第五十七条の二第十項第一号中「、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日」を「政令で定める日の翌日」に改める。

第五十七条の四第一項及び第二項中「この条から」を削り、同条第三項ただし書中「性質上」を「性質上」に、「として」を「を行う場合、当該売上げに係る対価の返還等の金額が少額である場合その他の」に改め、「ものを行う」を削り、同条第五項中「この条から」を削る。

別表第二第七号ロ中「、第十三項又は第十四項」を「又は第十三項から第十五項まで」に改め、「生活介護」の下に「、就労選択支援」を加える。

別表第三第一号の表農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（印紙税法の一部改正）

第七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二農業信用基金協会の項の次に次のように加える。

福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

第十四条第二項中「の名称」を「を特定するために必要な情報」に、「を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう」を「（以下この項において「公示事項」という。）を財務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該行政機関の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

第十五条第二項第三号中「地方法人税」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税　対象会計年度（法人税法第十五条の二（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいう。）の終了の時

第三十四条第一項ただし書中「に財務省令で定める方法」の下に「（次項において「特定納付方法」という。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「また」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定納付方法（電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法に限る。）による国税（法定申告期限と同時に法定納期限が到来するもの（輸入品に係る申告消費税等を除く。）に限るものとし、源泉徴収等による国税を含む。）の納付の手続のうち財務省令で定めるものが法定納期限に行われた場合（その税額が財務省令で定める金額以下である場合に限る。）において、政令で定める日までにその納付がされたときは、その納付は法定納期限においてされたものとみなして、延納及び附帯税に関する規定を適用する。

第四十六条の二第十項第二号中「又は同項」を「若しくは偽りの答弁をし、同項」に、「忌避した」を「忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した」に改め、同条第十一項中「又はその」を「その」に、「検査させる」を「検査させ、当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、同条第十二項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六十五条第一項及び第三項第二号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「この項及び次条第四項」を「この項及び次条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第一号中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、同条第六項中「次条第七項」を「次条第六項第二号及び第八項」に改める。

第六十六条第二項中「第八項」を「第九項」に、「除く」を「除く。次項及び第六項において同じ」に、「金額」を「金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）」に、「ときは、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（同項ただし書若しくは第八項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）」を削り、「その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない

場合において課されたものを除く。）又は重加算税（第六十八条第四項（重加算税）において「無申告加算税等」という。）を課されたことがある」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「、第一項の」を「、同項の」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税）の属する税目について、無申告加算税（第八項の規定の適用があるものを除く。）若しくは第六十八条第二項の重加算税（以下この号及び同条第四項第二号において「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

二　その期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税）の属する税目について、無申告加算税等を課されたことがある場合

第六十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、更正又は決定前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合（期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五の割合を減じた割合。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する税額　百分の二十の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額　百分の十五の割合

三　三百万円を超える部分に相当する税額　百分の三十の割合

第六十八条第二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項又は前項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　前三項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは決定又は納税の告知（第三十六条第一項（第三号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知をいう。以下この号において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがある場合

二　その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税）の属する税目について、無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

第七十条第四項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第九条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条の見出しを「（徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条中「、又はその」を「、その」に、「その他の」を「その他」に、「及び第百八十八条第二号」を「事業者等への協力要請）及び第百八十八条第三号（罰則）」に、「を検査する」を「その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三号中「あり、」を「あつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者」に改める。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

（提出物件の留置き）

第百四十一条の二　徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第百四十六条の二の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署」に改める。

第百四十七条の見出し中「呈示等」を「提示等」に改め、同条第一項中「又は捜索をするときは」を「、提示若しくは提出の要求若しくは捜索をする場合又は前条の職務を執行する場合には」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第二項中「検査」の下に「、提示若しくは提出の要求、物件の留置き」を加える。

第百五十二条第四項中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に改める。

第百八十七条第一項中「、国」を「、若しくは国」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額

を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改める。

第百八十八条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「質問及び検査」を「徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の六」を「第八十六条の七」に改める。

第二条第二項第一号の四を同項第一号の五とし、同項第一号の三を同項第一号の四とし、同項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　公共法人　法人税法第二条第五号に規定する公共法人をいう。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改める。

第八条の四第三項第三号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第八条の五第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十一項及び第三十二項」を「第三十七条の十四第三十四項及び第三十五項」に改め、同条第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間」を「以後」に改める。

第十条第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第二項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号イ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「提出する個人の」の下に「令和六年から令和八年までの各年分のうち」を加え、「当該各号に定める金額（当該各号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、当該各号に定める金額の合計額）」を「、当該調整前事業所得税額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める割合（第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、第一号に定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　増減試験研究費割合が百分の四を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

二　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分（開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び次号に掲げる年分を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

三　試験研究費割合が百分の十を超える年分　当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

第十条第五項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「及び令和五年」を「から令和八年まで」に改め、「（第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第三号を削り、同条第八項第一号ロ中「第五号の二」を「第八号」に改め、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第七号中「関する試験研究」の下に「、高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第八号中「の売上金額」の下に「（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）」を加え、同条第九項中「前項」を「前項第三号」に改め、同条第十一項中「並びに令和元年分の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第十条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「（輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については、」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　機械及び装置（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）

第十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十条の五の三第一項中「（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十条の五の六第一項中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応（以下この条」を「情報技術事業適応（以下第八項まで」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一　第一項及び第七項の規定　令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定の申請がされた同法第二十

一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二　第三項及び第八項の規定　旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

第十条の六第六項中「前条第十二項」を「前条第十三項」に改める。

第十一条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　その個人の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶（以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。）のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　その個人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。）　百分の三十

（日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するものについては、百分の三十二）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十七（日本船舶に該当するものについては、百分の二十九）

二　特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（前号に掲げる船舶を除く。）　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の二十八（日本船舶に該当するものについては、百分の三十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十五（日本船舶に該当するものについては、百分の二十七）

第十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる船舶以外の外航船舶　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の十八（日本船舶に該当するものについては、百分の二十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

第十一条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十（令和五年四月一日」を「百分の十八（令和七年四月一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第十二条第四項中「から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日）から令和七年三月三十一日（同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日）まで」に改め、同項の表の第二号の上欄中「定める地区」の下に「（前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進される」に改め、「定める地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改める。

第十二条の二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定する事業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農産物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における当該事業再編計画に限る」を加え、「百分の百四十（」を「百分の百三十五（」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に改める。

第十四条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十四条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては、」を「政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。

第二十五条第一項中「令和五年」を「令和八年」に改める。

第二十八条の四第五項第二号中「及び第六十九条」を「、第六十九条、第七十条、第七十一条及び第七十二条」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「経過する日」の下に「（当該付与決議の日において当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には、当該付与決議の日後十五年を経過する日）」を加える。

第三十一条第三項第三号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十一条の二第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第二項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」を「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市計画区域のうち政令で定める区域」に改め、「及び次号」を削り、「第八号の二」を「第九

号」に改め、同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死亡した」に、「同項」を「第五項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第三項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第三十一条の三第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十五条第三項中「第五項」を「第六項」に、「以下この項」を「以下この項及び次項」に、「令和五年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「除く。）」に」を「除き、第三号に掲げる譲渡をした場合にあつては、当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年二月十五日までの間に、当該被相続人居住用家屋が耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第一号ロにおいて同じ。）に適合することとなつた場合又は当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合に限る。）に」に改め、同項第一号中「模様替」の下に「（第三号において「増改築等」という。）」を加え、同号ロ中「地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるもの」を「耐震基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時後に当該被相続人居住用家屋につき行われた増改築等に係る部分を含むものとし、当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この号において同じ。）の政令で定める部分の譲渡又は当該相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。）の政令で定める部分の譲渡（これらの譲渡のうち第一号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十五条第十三項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「、第八項」を「、第九項」に、「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が三人以上であるときにおける第一項の規定の適用については、同項第一号中「三千万円（」とあるのは「二千万円（第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）（」と、「三千万円に」とあるのは「二千万円に」と、「三千万円から」とあるのは「二千万円から」と、同項第二号中「三千万円（」とあるのは「二千万円（第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）（」と、「三千万円に」とする。

第三十五条の三第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号中「五百万円」の下に「（当該低未利用土地等が次に掲げる区域内にある場合には、八百万円）」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域

ロ　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十五条第一項に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域（イに掲げる区域を除く。）

第三十七条第一項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「の第四号」を「の第三号」に、「し、贈与」を「し、同表の第一号及び第三号の上欄の場合を除き、贈与」に改め、「同表の第一号、第二号及び第四号の上欄を除き、」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、「ときは」の下に「、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」を加え、「の第二号」を「の第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号の上欄中「区域（」の下に「イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。」を、「ある土地等」の下に「（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）」を、「建物」の下に「（その附属設備を含む。以下この表及び第十項において同じ。）」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）」に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を「次に掲げる区域（イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。）」に改め、同欄に次のように加える。

イ　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地

ロ　近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域

ハ　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第二条第三項に規定する政令で定める区域

ニ　イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「上欄に規定する区域」を「既成市街地等」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「（第三十一条第二項に規定する所有期間をいう。第五項において同じ。）」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「（建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。）」を加え、同号を同表の第四号とし、同条第三項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に、「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、」を「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に

この項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」とあるのは、「に改め、同条第四項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に、「第一項中」を「第一項中「ときは、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」とあるのは「ときは」と、「に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第十項中「第一項(」を「第一項の規定(」に、「の第四号」を「の第三号」に、「)の規定を」を「)を」に、「地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域(第二号において「集中地域」という。)以外の」を「第一号に掲げる」に、「又は」を「若しくは」に、「「第四号買換資産」を「「第三号買換資産」に、「次の各号に規定する場合」を「第二号若しくは第三号に掲げる地域内にある資産」に改め、「とき」の下に「、又は個人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある主たる事務所資産(当該個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。)に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若しくは取得をする見込みである第三号買換資産が第一号に掲げる地域内にある主たる事務所資産に該当するとき」を加え、「は、当該」を「は、これらの第三号買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該」に改め、同項各号を次のように改める。

一　地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域(次号において「集中地域」という。)以外の地域　第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

二　集中地域(次号に掲げる地域を除く。)　第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五」とする。

三　地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの　第一項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、「が同表の第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。)に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十」とあるのは「及び当該買換資産のいずれもが第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の六十」とする。

第三十七条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「買換資産の取得」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得」に、「前条第四項の規定により読み替えられた」を「同条第四項において準用する」に、「こと若しくは」を「こと、」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の」を「以下この号において同じ。)の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地域の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に改め、同項第二号中「買換資産の」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の」に、「前条第四項」を「同条第四項」に改める。

第三十七条の三第二項中「場合(」を「場合において、」に、「第二号の上欄」を「第一号の上欄」に、「取得をした、若しくは」を「買換資産又は」に、「ものである場合」を「とき」に改め、「とき又は同条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。)において、前項の買換資産が次の各号に規定する場合に該当する」を削り、「おける同項」を「おける前項」に、「当該各号に定めるところによる」を「同項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする」に改め、同項各号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合(第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。)における第一項の規定の適用については、同項の買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該各号に定めるところによる。

一　第三十七条第十項第一号に掲げる地域　第一項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

二　第三十七条第十項第二号に掲げる地域　第一項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の二十五」とする。

三　第三十七条第十項第三号に掲げる地域　第一項第一号中「の百分の二十」とあるのは「の百分の三十(当該譲渡をした資産及び当該買換資産のいずれもが同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の四十。以下この項において同じ。)」と、「当該百分の二十」とあるのは「当該百分の三十」と、同項第二号及び第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

第三十七条の四中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第二号中「取得を」の下に「し、同項の届出を」を加える。

第三十七条の五第一項中「この項及び第四項」を「この項、次項及び第五項」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項の表の第一号の上欄のイ中「第一号」を「第二号」に改め、「既成市街地等」の下に「(同欄のニに掲げる区域を除く。)」を加え、同表の第二号の上欄のロ中「第一号」を「第二号」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び」を「第一項(第二項において準用する場合を含む。)及び」に、「第二項」を「第三項」に、「第三十七条第四項、第六項」を「第三十七条第六項」に、「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「(前項において準用する第三十七条第四項の規定を含む。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十七条第四項及び第六項」を「第三十七条第六項」に、「並びに第三十七条の三第三項の」を「及び第三十七条の三第四項の」に、「前項の」を「第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の」に改め、同項の表第三十七条第四項の項を削り、同表第三十七条第六項の項中「第四項」を「同条第二項」に、「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第四項」に改め、同表第三十七条第八項の項を次のように改める。

第三十七条第八項	第一項の表	第三十七条の五第一項の表
	第四項に規定する取得指定期間	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)
	同項及び次条	次条及び第三十七条の五第二項
	同項に規定する取得指定期間	取得指定期間

第三十七条の五第二項の表第三十七条の二第二項の項中

準用する同条第一項	準用する

を

第三十七条の五第一項	第三十七条の五第二項

に、

前条第四項	の規定により読み替えられた同条第一項

を

前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした	第三十七条の五第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした
同条第四項に	同条第二項に

に、「前条第四項」を「同条第二項」に、「第三十七条の五第一項」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした同条第四項に」を「第三十七条の五第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした同条第二項に」に、「これらの地域の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分」に、「異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」を「異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に、「同項の事業の用」を「第三十七条の五第一項に規定する事業の用」に、「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第四項同項の事業の用」を「第三十七条の五第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第二項同条第一項に規定する事業の用若しくは居住の用」に改め、同表第三十七条の二第四項の項中「第三十七条の五第二項」を「第三十七条の五第三項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、取得指定期間（当該譲渡をした日の属する年の翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間（政令で定めるやむを得ない事情があるため、同日までに同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）をいう。）内に同表の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

第三十七条の十第六項第五号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十七条の十一の二第二項中「第三十七条の十三の二」を「第三十七条の十三の三」に改める。

第三十七条の十一の五第一項中「第三十七条の十二の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第三十七条の十二第七項中「中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十七条の十二の二第一項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同条第九項中「次項第二号」を「同号」に改める。

第三十七条の十三第一項中「この条及び次条において「特定中小会社」を「この項及び第三十七条の十三の三第一項において「特定中小会社」に、「この条及び次条において「特定株式」を「この項及び同条において「特定株式」に、「この条及び次条において同じ。）に」を「同条までにおいて同じ。）に」に、「この条及び次条において同じ。）を」を「第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）を」に、「除く。次条において同じ」を「除く」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人又は所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等がある場合には、当該法人又は人格のない社団等をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても法人税法第二条第十号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合」を加え、同条を第三十七条の十三の四とする。

第三十七条の十三の二第一項中「非居住者」の下に「（第三十七条の十三第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該特定株式が前条第一項に規定する設立特定株式に該当する場合には、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者を含む。）に該当するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「金額（」の下に「第三十七条の十三第一項又は」を加え、同条第六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同条第七項中「前条第一項の規定の」を「第三十七条の十三第一項又は前条第一項の規定の」に、「前条第一項の規定又は」を「第三十七条の十三第一項若しくは前条第一項の規定又は」に改め、同条第九項及び第十項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条を第三十七条の十三の三とする。

第三十七条の十三の次に次の一条を加える。

（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三の二　令和五年四月一日以後に、その設立の日の属する年十二月三十一日において中小企業等経営強化法第六条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が一年未満の株式会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（以下この項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住

者又は恒久的施設を有する非居住者（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）が、当該設立特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした設立特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象設立特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。第三項において同じ。）及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。第三項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額）を控除する。

2　前項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式及び当該控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、前条第一項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象設立特定株式の取得に要した金額、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　その年において第一項の規定の適用を受けた金額が二十億円を超える場合における控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第一項第三号及び第四号中「から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間」を「以後」に改め、同条第四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項第一号中「、第四号及び第六号」を「及び第四号」に改め、「若しくは特定非課税管理勘定」及び「、特定非課税管理勘定から当該特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の特定非課税管理勘定への移管」を削り、同条第五項第一号中「第二十八項から第三十項まで」を「第三十一項から第三十三項まで」に改め、同号ロ中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同号ハ中「から令和十年十二月三十一日まで」を「以後」に改め、同項第二号中「又は第六号ニ」を削り、同号イ中「の額をいい、」を「の額（」に、「その払い込んだ金額」を「、その払い込んだ金額。第六号イ及びハ(1)並びに第二十七項において同じ。）」に、「及び第六号イ」を「並びに第六号イ及びハ」に改め、同号イ(2)中「第六号並びに第二十八項及び第二十九項」を「第三十一項及び第三十二項」に改め、「。第六号において同じ」を削り、同項第四号イ中「（ロに掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として政令で定める金額を控除した金額）」を削り、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第五号イ中「令和二十四年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、「又は特定累積投資勘定」を削り、同項第六号中「累積投資契約により取得した」を削り、「ロに掲げるもの」の下に「（イに掲げるものにあつては、累積投資契約により取得したものに限る。）」を加え、「特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたもの」を「その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの」に、「からホまでに掲げるもののみを受け入れること」を「及びニに掲げるもののみを受け入れること、当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日（当該口座に初めて特定累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日をいう。）における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること」に改め、「、当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等は、第四号ロの移管がされるものを除き、当該特定累積投資勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること、当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等は当該特定非課税管理勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること」を削り、同号イ中「二十万円（ニに掲げる上場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から百二万円を控除した金額が零を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）」を「百二十万円」に改め、「超えないもの」の下に「（特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該口座に受け入れているハの上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（同年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。ハ(2)及び第二十九項において同じ。）の合計額が千八百万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（ハにおいて「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二百四十万円を超えないもの（上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

(1)　当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（当該属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。第二十九項におい

て同じ。）の合計額が千二百万円を超える場合

(2)　当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れているイの特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千八百万円を超える場合

第三十七条の十四第五項第六号ニを削り、同号ホ中「及びニ」を削り、同号ホを同号ニとし、同項第七号イ中「令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間内」を「令和六年以後」に改め、「累積投資勘定が設けられる年を除く。」を削り、同号ロ中「又は政令で定める書類の提出」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第八項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同条第二十三項中「及び第二十七項から第二十九項まで」を「、第三十一項及び第三十二項」に改め、同条第三十七項中「第三十四項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項中「第三十三項及び第三十四項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項中「第三十三項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十四項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項中「第三十一項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項を同条第三十五項とし、同条第三十一項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「から令和十年まで」を「以後」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第二十項」の下に「、第二十七項」を、「方法」の下に「又は第二十七項の方法」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項の次に次の三項を加える。

27　金融商品取引業者等の営業所の長は、令和七年以後の各年の十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次項において「基準額提供事項」という。）を、基準日の属する年（同項及び第二十九項において「基準年」という。）の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の長は、当該基準額提供事項につき帳簿を備え、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に、基準額提供事項を記載し、又は記録しなければならない。

28　前項の基準額提供事項の提供を受けた同項の所轄税務署長は、当該基準額提供事項に係る居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で当該基準額提供事項に係る基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に当該基準額提供事項を通知するものとする。

29　居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定及び当該特定累積投資勘定と同時に設けられた特定非課税管理勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の財務省令で定める事項を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければならない。

第三十七条の十四の二第十項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第四十条の四第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社（特定外国関係会社」を「部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

第四十条の四第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　特殊関係株主等である居住者は、財務省令で定めるところにより、当該居住者に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四十一条の五第十二項第二号中「の規定の」とあるのは「に」を「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とする」を「とする」に改め、同項第三号中「規定の」を「規定の適用を」に改める。

第四十一条の五の二第十二項第二号中「の規定の」とあるのは「に」を「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条」に、「の規定の」とする」を「とする」に改め、同項第三号中「規定の」を「規定の適用を」に改める。

第四十一条の九の次に次の一条を加える。

（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第四十一条の九の二　令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずる特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条の免許に係る同法第二条第十項第一号に規定するカジノ行為区画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金（カジノ行為（同法第二条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。）に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。）に係る一時所得については、所得税を課さない。

一　特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者

二　特定複合観光施設区域整備法第百七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者

三　特定複合観光施設区域整備法第百七十六条第一項に規定する入場者

第四十一条の十四第一項第二号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改め、同条第二項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第四十一条の十五第五項中「次項第二号」を「同号」に改める。

第四十一条の十五の二中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第四十一条の十八の二第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十三第一項」の下に「及び第三十七条の十三の二第一項」を加え、同条を第四十一条の十八の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定の基準所得金額の課税の特例）

第四十一条の十九　個人でその者のその年分の基準所得金額が三億三千万円を超えるもの（第四項において「特例対象者」という。）については、当該超える部分の金額の百分の二十二・五に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課する。

2　前項に規定する基準所得金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した所得税法第二十二条（同法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次号から第九号までに掲げる金額を除く。）

二　第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同項の規定の適用を受けるものに限る。）

三　第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る事業所得等の金額（同項の規定の適用を受けるものに限る。）

四　第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（特別控除に関する規定（第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項の規定その他政令で定める規定をいう。以下この号及び次号において同じ。）の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額）

五　第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額（特別控除に関する規定の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額）

六　第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額

七　第三十七条の十一の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

八　第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額及び同条第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額

九　第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

3　第一項に規定する基準所得税額とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

一　非永住者（所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。次号において同じ。）以外の居住者　同法第七条第一項第一号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額（第三条第一項の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。次号において同じ。）

二　非永住者　所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三　非居住者　所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（同法第百六十九条及び第百七十条の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。）

4　特例対象者のうち第一項の規定により課する所得税の額がある者のその年分の第八条の五第一項各号に掲げる利子等若しくは配当等又は第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額については、第八条の五第一項及び第二項並びに第三十七条の十一の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の三及び第百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、「の所得税額」とあるのは「の所得税額（当該所得税の額を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする」と、同法第九十五条第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第十四項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項前段中「課税総

所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と読み替えるものとする」と、同法第百六十五条の五の三第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第三項中「課税総所得金額に係る所得税の額、」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」と、同法第百六十五条の六第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第八項中「課税総所得金額に係る所得税の額、」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」とする。

二　第一項の個人のその年分の所得税（前項の規定の適用があるものに限る。）について修正申告書を提出する場合における国税通則法第十九条第一項又は第二項の規定の適用については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、国税通則法第十九条第一項又は第二項に規定する課税標準等及び税額等の計算においては、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等（第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る配当所得について第八条の四第一項の規定の適用があるものとする。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第百六十五条の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。

三　第一項の個人のその年分の所得税（前項の規定の適用があるものに限る。）について国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をする場合における同法第二十四条から第二十六条までの規定の適用については、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第八条の四第一項の規定の適用があるものとして同法第二十四条から第二十六条までに規定する課税標準等及び税額等を計算する。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第百六十五条の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。

四　前三号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二十一第十四項第十号中「同項に規定する特定株式」を「次に掲げる株式」に、「同条及び第三十七条の十三の二の」を「それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　第三十七条の十三第一項に規定する特定株式　同条及び第三十七条の十三の三

ロ　第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式　同条

第四十一条の二十一第十四項第十七号中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改める。

第四十二条第四項第三号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第四十二条の二第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「調書及び報告書」を「報告書及び調書」に改め、同条第二項中）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四の二第二十七項若しくは第四十一条の二の三第二項に規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には」を）は」に改め、同条第三項中「所轄の税務署長」の下に「（第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項に規定する税務署長をいう。）」を加え、「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項」を「これら」に改め、同条第四項中「は、」の下に「第八条の四第九項、」を加え、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、「並びに」の下に「第八条の四第十項から第十四項まで、」を加え、「第三十七条の十四第三十三項から第三十七項まで」を「第三十七条の十四第三十六項から第四十項まで」に改める。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に、「第三十七条の五第二項（同条第四項」を「第三十七条の五第三項（同条第五項」に改め、「読み替えて」を削り、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に、「提出をせず」を「提出せず」に、「提出をした」を「提出した」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十三項」を「第三十七条の十四第三十六項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項第一号中「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十一・五」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同条第三項中「第一号及び第二号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「第一号及び第二号に定める」を「、当該各号に定める」に改め、「とし、同号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の

合計額とする。」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうち次に掲げる事業年度　当該調整前法人税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（イ及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、イに定める割合とハに定める割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

ロ　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及びハに掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

ハ　試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

第四十二条の四第三項第三号を削り、同条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「（第一号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第一号及び第三号に定める金額の合計額とし、第二号及び第三号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては第二号及び第三号に定める金額の合計額とする。）」を削り、同項第一号中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第三号を削り、同条第八項第三号イ(1)中「百分の十・一四五」を「百分の十・一五」に、「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同項第八号イ(1)(i)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・三七五」を「〇・三五」に改め、同号イ(1)(ii)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「百分の十・一四五」を「百分の十一・五」に、「〇・一七五」を「〇・二五」に、「百分の二」を「百分の一」に改め、同号ロ(1)中「百分の九・四」を「百分の十二」に、「〇・三五」を「〇・三七五」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「百分の九・四」を「百分の十二」に改め、同項第九号イ中「(1)及び(2)に掲げる」を「次に掲げる」に、「(1)及び(2)に定める」を「、次に定める」に改め、「とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。」を削り、同号イ(2)を次のように改める。

(2)　第三項第二号に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち次に掲げる事業年度　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（(i)及び(iii)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、(i)に定める割合と(iii)に定める割合とのうちいずれか高い割合）

(i)　合算増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。）　当該合算増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(ii)　合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに(iii)に掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

(iii)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該事業年度の特例割合（合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

四　設立事業年度　設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を

含む事業年度（合併法人の合併の日を含む事業年度その他の政令で定める事業年度を除く。）をいう。

イ　法人税法第二条第四号に規定する外国法人　恒久的施設を有することとなつた日

ロ　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日

ハ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の四第十九項第六号の二及び第六号の三を削り、同項第十号中「関する試験研究」の下に「、高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究」を加え、同項第十三号を削り、同項第十四号中「の売上金額」の下に「（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同条第二十六項中「並びに基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額」を削る。

第四十二条の六第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「船舶」の下に「（輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「機械及び装置並びに」及び「工具については、」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　機械及び装置（その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）

第四十二条の十一の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二第六項第一号を次のように改める。

一　適用年度　地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度（設立（合併、分割又は現物出資による設立を除く。）の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）をいう。

イ　法人税法第二条第四号に規定する外国法人　恒久的施設を有することとなつた日

ロ　新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等　その開始した日

ハ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ　公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等　当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

第四十二条の十二の七第一項中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「情報技術事業適応（以下この条）を「情報技術事業適応（以下第五項まで）」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一　第一項及び第四項の規定　令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の二十八に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二　第二項及び第五項の規定　旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

第四十二条の十三第八項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

第四十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　その法人の海上運送法第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶（以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。）のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。）　百分の三十

（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本

船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するものについては、百分の三十二）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十七（日本船舶に該当するものについては、百分の二十九）

二　特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（前号に掲げる船舶を除く。）　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の二十八（日本船舶に該当するものについては、百分の三十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の二十五（日本船舶に該当するものについては、百分の二十七）

第四十三条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる船舶以外の外航船舶　当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ　特定先進船舶　百分の十八（日本船舶に該当するものについては、百分の二十）

ロ　イに掲げる船舶以外の船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

第四十三条の二を削り、第四十三条の三を第四十三条の二とする。

第四十四条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二十（令和五年四月一日」を「百分の十八（令和七年四月一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第四十四条の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十五条第三項中「から令和五年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日）から令和七年三月三十一日（同欄に掲げる地区及び同表の第四号の上欄に掲げる地区にあつては、令和六年三月三十一日）まで」に改め、同項の表の第二号の上欄中「定める地区」の下に「（前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第三号の上欄中「推進される」を「促進される」に改め、「定める地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改め、同表の第四号の上欄中「地区」の下に「（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同号の下欄中「地区」を「政令で定める地区」に改める。

第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定する事業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農産物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における当該事業再編計画に限る」を加え、「百分の四十（」を「百分の三十五（」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改める。

第四十七条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第二項及び第五十二条の三第二十六項中「第四十三条の三」を「第四十三条の二」に改める。

第五十七条の四を削る。

第五十七条の四の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「おいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百六十六号）」を加え、同条を第五十七条の四とする。

第五十九条の二第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「日本船舶（同法第三十八条」を「日本船舶（同法第三十七条の二」に改め、同項第一号中「第三十九条の五第七項」を「第三十八条第七項」に、「第三十八条」を「第三十七条の二」に改め、同条第四項中「第三十九条の二第二項」を「第三十七条の四第二項」に改め、同条第六項中「第三十九条の五第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第六十一条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては、」を「政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。

第六十二条第一項中「法人税法第二条第五号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十二条の三第四項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」を「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第十三号中「都市計画区域」を「都市計画区域のうち政令で定める区域」に改め、「及び次号」を削り、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死亡した」に、「同項」を「第七項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第五項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十三条第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」を加え、「第二号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号の上欄中「区域（」の下に「イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。」を、「建物」の下に「（その附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。）」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）」に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を「次に掲げる区域（イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地

等」という。）」に改め、同欄に次のように加える。

イ　首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地

ロ　近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域

ハ　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条第三項に規定する政令で定める区域

ニ　イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄中「上欄に掲げる区域」を「既成市街地等」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「（その取得をされた日の翌日からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「（建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。）」を加え、同号を同表の第四号とし、同条第四項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第九項中「第五号」を「第四号」に改め、「は、当該買換資産」の下に「（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」を加え、同条第十二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十四項中「第四号」を「第三号」に、「地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の」を「第一号に掲げる」に、「次の各号」を「第二号若しくは第三号」に改め、「とき」の下に「、又は法人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある本店資産（当該法人の本店又は主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第三号の下欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある本店資産に該当するとき」を加え、「その」を「これらの」に改め、「かかわらず、」の下に「当該資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ」を加え、同項第一号中「第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの」を「第五条第四項第五号イに規定する集中地域（次号において「集中地域」という。）以外の地域」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「前号」を「次号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの　第一項に規定する計算した金額の百分の七十（その譲渡をした資産及び取得をした資産のいずれもが本店資産に該当する場合には、百分の六十）に相当する金額

第六十五条の七第十六項第二号中「、第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第六十五条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第五号」を「第四号」に、「第二号の」を「第一号の」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同条第二項第二号及び第四項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同条第七項中「第五号」を「第四号」に改め、「同項中」の下に「「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」とあるのは「買換資産」と、」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第八項中「第五号」を「第四号」に改め、「同条第九項中」の下に「「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」とあるのは「買換資産」と、」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第十八項中「第四号」を「第三号」に改める。

第六十五条の九中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二号中「取得を」の下に「し、同項及び同条第九項の届出を」を加える。

第六十六条の二第一項中「満たない場合」の下に「並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合」を加える。

第六十六条の五の二第二項第三号ロ中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第六十六条の六第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係会社（特定外国関係会社」を「部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

第六十六条の六第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項各号に掲げる内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の七第四項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第十項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十三項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の九の二第五項第一号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同条第十一項第一号中「外国関係法人（特定外国関係法人」を「部分対象外国関係法人（当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。）」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の二十七」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人

第六十六条の九の二第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　特殊関係株主等である内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第六十六条の九の三第三項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

四十二条の十二の七第十一項に、「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条第九項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十二項各号中「第三章」を「第二章第二節」に改める。

第六十六条の十一第一項第五号中「法人税法第二条第五号に規定する」を削る。

第六十六条の十一の四を削り、第六十六条の十一の五を第六十六条の十一の四とする。

第六十六条の十三の見出しを「(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)」に改め、同条第一項中「第十二項」を「第十三項」に改め、「こと」の下に「又はその取得(購入による取得に限る。)により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであること」を加え、「百億円を超える場合には、百億円」を「次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該金額」に改め、「特別新事業開拓事業者別」の下に「及び次の各号に掲げる特定株式の種類別」を加え、同項に次の各号を加える。

一　資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(以下この条において「増資特定株式」という。)　五十億円

二　前号に掲げる特定株式以外の特定株式　二百億円

第六十六条の十三第二項第二号中「一部」の下に「(当該特定株式が増資特定株式でない場合には、当該特定株式の全部)」を加え、同条第六項中「及び第十四項」を「、第十一項及び第十五項」に改め、同条第九項中「及び第十四項」を「、次項及び第十五項」に改め、同条第二十項中「第十項まで又は第十四項」を「第九項まで、第十一項又は第十五項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「算入された金額」の下に「(増資特定株式に係る部分の金額に限る。)」を加え、「第十項又は第十四項」を「第十一項又は第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第五十五条第一項」の下に「又は第五十六条第一項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「前項の」を「第九項の」に改め、同項第一号中「まで」の下に「又は第八号」を、「より当該特定株式」の下に「(増資特定株式に限る。)」を加え、同項第三号中「場合」の下に「(前項に規定する財務省令で定める場合を除く。)」を加え、同項第四号中「より」の下に「当該特定株式(増資特定株式に限る。)を発行した法人が」を加え、同項第五号中「定める金額」の下に「(前項に規定する財務省令で定める場合には、当該合計額)」を加え、同項第八号中「前項」を「前二項」に改め、「より当該特定株式」の下に「(増資特定株式に限る。)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　当該設定法人が第一号に規定する特定株式(増資特定株式を除く。)を発行した法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有しないこととなつた場合(第二号に該当する場合を除く。)　その有しないこととなつた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額

第六十六条の十三第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　次の各号に掲げる特別勘定の金額については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第一項の特別勘定に係る増資特定株式のうちその取得の日から三年(令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年)を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額　第二項から第九項まで及び前項の規定

二　第一項の特別勘定に係る特定株式(増資特定株式を除く。)のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額　第九項の規定

第六十六条の十三第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の特別勘定を設けている法人(以下この項において「設定法人」という。)の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定株式(増資特定株式を除く。)に係る特別勘定の金額のうちに当該特定株式の取得の日から起算して五年を経過した日を含む当該特定株式を発行した法人の法人税法第十三条第一項に規定する会計期間の末日が到来したもの(以下この項において「五年経過特別勘定の金額」という。)がある場合(当該末日を含む当該設定法人の事業年度以前の各事業年度について、当該特定株式を発行した法人の事業の成長発展が図られたことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合を除く。)には、当該五年経過特別勘定の金額は、当該末日を含む当該設定法人の事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第七項、第八項及び第十五項の規定は、適用しない。

第六十七条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十五第一項中「、第一号」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項中「第一項第一号ロ(1)に該当するものである」を「その投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている」に、「同項第二号ト」を「第一項第二号ト」に改める。

第六十七条の十七第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二の二を次のように改める。

(認定株式分配に係る課税の特例)

第六十八条の二の二　産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配(当該認定に係る産業競争力強化法第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一条第一項に規定する特定剰余金配当をいう。)に該当する場合(この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配に該当する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用については、同条第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは「が移転する」と、同条第十二号の十五の三中「完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの(当該」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の二の二第一項(認定株式分配に係る課税の特例)に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数(出資にあつては、金額)の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該当するもの(当該完全子法人の」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における法人税法その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十七

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

条の五まで」を「、第五十七条の五」に改める。

第六十八条の四中「第四章第二節の二」を「第二章第三節第三款」に改める。

第六十八条の五中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第六十九条の五第一項中「の価額」の下に「（当該選択特定計画山林が同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける贈与により取得したものである場合には、当該価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額）」を加える。

第七十条の二第六項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第五号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第七十条の二の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号イ中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第十四項第五号」を「第十六項第五号」に改め、同条第九項中「及び第二十一項」を「、第十五項第一号及び第二十三項」に改め、同条第十項中「第十二項第三号」を「第十二項第一号及び第三号」に改め、同条第十二項中「この項、次項及び第十八項第三号」を「この条」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、その届出を受けた取扱金融機関の営業所等は、当該贈与者が死亡した日及び同日における非課税拠出額から教育資金支出額（第二十一項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十七項及び第十八項において同じ。）を控除した残額（以下この項及び次項において「管理残額」という。）を記録しなければならない。

第七十条の二の二第十二項第二号中「当該贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（第十九項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十五項及び第十六項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十五項において「及び同項」という。）」を削り、「次号及び同項」を「第十七項」に改め、同項第三号中「により相続により取得したものとみなされた」を「の適用があつたことを知つた場合には、その適用に係る」に改め、「及び当該贈与者が死亡した日」を削り、同条第十三項中「限る」の下に「。第十五項において「二十三歳未満である場合等」という」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該贈与者から相続又は遺贈（当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した全ての者に係る前項第二号の規定の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額（次項、第十五項第一号及び第二十項第四号において「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」という。）が五億円を超えるときは、この限りでない。

第七十条の二の二第十三項第三号中「次項」を「第十六項」に改め、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十一項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十四項」を「第十六項」に、「、第十三項、第十五項及び第十六項」を「から第十五項まで、第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「同項第一号」の下に「又は第四号」を、「記録」の下に「（第十二項第三号の規定による記録を含む。）」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項に次の一号を加える。

四　当該受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正若しくは同法第二十五条の規定による決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により五億円を超えることとなること又は五億円以下となること。

第七十条の二の二第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第四号」を「第十六項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号（第四号を除く。）に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号（第四号を除く。）に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二　第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。

第七十条の二の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　前項ただし書の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額は、国税通則法第七十条第一項若しくは第三項又は相続税法第三十六条の規定により国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等をすることができないこととなる日前に相続税額の計算の基礎となつた財産の価額及び債務の金額を基準として計算するものとする。

15　第十三項の受贈者が二十三歳未満である場合等に該当した場合において、同項の贈与者の死亡に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限を経過したときは、次に定めるところによる。

一　当該受贈者は、速やかに、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（電磁的記録を含む。以下この項において「確認書類等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をしなければならない。

二　前号の取扱金融機関の営業所等は、同号の確認書類等に記載又は記録がされた事項に基づき、第十二項第二号の規定の適用を受けた者について、同項第三号の規定による記録をしなければならない。

三　第一号の取扱金融機関の営業所等は、財務省令で定めるところにより、同号の確認書類等を保存しなければならない。

第七十条の二の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又

は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二　第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。

第七十条の三第六項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第四号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の三の二　令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において同条第五項に規定する特定贈与者（第三項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格から百十万円を控除する。

2　前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除されたものとみなす。

3　第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）

第七十条の三の三　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）が同条第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る同法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）によつて相当の被害として政令で定める程度の被害を受けた場合（当該相続時精算課税適用者（同法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の同法第二十一条の十七第一項に規定する相続人を含む。第三項において同じ。）が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、当該相続時精算課税適用者が、政令で定めるところにより贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける同法第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定の適用については、同法第二十一条の十五第一項中「価額から」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）から」と、同法第二十一条の十六第三項第二号中「価額」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における相続税法第四十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「贈与税の課税価格」とあるのは、「贈与税の課税価格（租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、同項の規定により読み替えて適用する第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項第二号に規定する残額）」とする。

3　前二項の規定は、相続時精算課税適用者が第一項の土地又は建物について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第四条又は第六条第二項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、適用しない。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第三項第二号中「前条第一項」を「第七十条の三第一項」に改める。

第七十条の六の八第二項第三号ロ、第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第八号ロ中「第二十一条の十二及び」を「第二十一条の十一の二から」に、「の規定を」を「までの規定（第七十条の三の二の規定を含む。）を」に改める。

第七十条の七の九第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「第七十条の七の十二第二項」を「第七十条の七の十二」に改め、同条第十四項中「又は同項」を「若しくは同項」に、「又は第六項」を「若しくは第六項」に、「場合」を「場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限る。）について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行つた場合」に、「当該受贈者又は」を「当該受贈者若しくは」に、「生じた」を「生じた旨又は当該変更について当該認定を行つた」に改める。

第七十条の七の十第一項及び第七十条の七の十一第二項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の十二第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第十四項中「規定は」の下に「、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を加え、「又は同項」を「若しくは同項」に改め、「厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が」を削り、「知つた」を「知つた場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限る。）について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行つた」に、「同項中「第一項」とあるのは「」を「第七十条の七の九第十四項中「、第一項」とあるのは「」に、「第五項又は」を「第五項若しくは」に改める。

第七十条の七の十三第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七の十四第一項中「令和五年九月三十日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第四号中「第三十六条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改める。

第七十条の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第二十一項」を「第七十条の二の二第二十三項」に改める。

第七十二条第一項及び第七十七条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十八条及び第八十条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十条の三第一項、第八十三条及び第八十

三条の二の二中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二の三並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第一号中「次号」を「同号」に改める。

第八十五条第二項中「譲渡に係る」の下に「対価の額（を、「対価の額」の下に「をいう。第八十六条の六第一項において同じ。）」を加える。

第八十六条第一項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項並びに第八十六条の六第三項」に改める。

第八十六条の二第二項ただし書中「の規定の適用があつた」を「（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された」に改め、同条第三項中「及び第五項並びに」を「から第六項まで及び」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第八十六条の四第一項中「次条」の下に「及び第八十六条の六」を加える。

第八十六条の五第一項中「事業者をいう。以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第六項中「若しくは」の下に「課税貨物（を、「課税貨物」の下に「をいう。次条において同じ。）」を加える。

第六章第一節中第八十六条の六を第八十六条の七とし、第八十六条の五の次に次の一条を加える。

（カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第八十六条の六　消費税法第三十条第一項の規定は、認定設置運営事業者（特定複合観光施設区域整備法第二条第九項に規定する認定設置運営事業者をいい、消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。次項及び第四項において同じ。）が、国内（同法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第四項において同じ。）において行う課税仕入れ（同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）に該当するものを除く。次項及び第四項において同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物（これらのうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条第二項の規定によりカジノ業務（同法第二条第八項に規定するカジノ業務をいう。以下この条において同じ。）に係るものとして経理されるべきものに限る。）に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。次項及び第四項において同じ。）については、適用しない。ただし、その課税期間における資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）の対価以外の収入のうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条第二項の規定によりカジノ業務に係るものとして経理されるべきもの（以下この項において「カジノ業務収入」という。）の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該カジノ業務収入の合計額を加算した金額に比し僅少である場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2　認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産（消費税法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務以外の業務の用に供するものとして同法第三十条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該認定設置運営事業者（合併により当該事業を承継した合併法人（同法第二条第一項第五号に規定する合併法人をいう。第四項において同じ。）及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人（同法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人をいう。第四項において同じ。）を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日（当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書（同法第二条第一項第十八号に規定する特例申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は同法第三十条第一項第四号に規定する特例申告に関する決定の通知を受けた日。第一号及び第四項において同じ。）から三年以内にカジノ業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間が前項ただし書の規定の適用を受ける課税期間である場合を除き、当該カジノ業務の用にのみ供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額（同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一　当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間　消費税法第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。第四項第一号において同じ。）の規定の適用を受けた当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額（次号及び第三号において「調整対象税額」という。）に相当する消費税額

二　前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間　調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三　前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間　調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

3　前項の規定により同項各号に定める消費税額をカジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該カジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間の消費税法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額に加算する。

4　認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務の用に供するものとして第一項本文の規定の適用を受けた場合において、当該認定設置運営事業者（合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が

当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内にカジノ業務以外の業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一　当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間　当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日において当該調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りを行つたとした場合に消費税法第三十条第一項の規定により控除することとなる当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額（次号及び第三号において「調整対象税額」という。）に相当する消費税額

二　前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間　調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三　前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間　調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

5　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条を次のように改める。

（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）

第八十七条　承認酒類製造者のうち、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場（以下この条において単に「製造場」という。）から移出した酒類（酒税法第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の規定又は第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の数量（その年度の前年度の末日において当該承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者の当該数量を含む。次項及び第九項において「前年度課税移出数量」という。）が三千キロリットル以下である者が、令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から当該酒類を移出する場合において、当該承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類（当該移出につき同法第三十条第三項（同項に規定する酒類をその移入した製造場から更に移出したときに係る部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除くものとし、当該承認酒類製造者が同法第七条第一項の規定により製造免許（同項に規定する製造免許をいう。以下この条、第八十七条の六及び第八十七条の八において同じ。）を受けている酒類と同一の品目（同項に規定する品目をいう。次項において同じ。）のものに限る。次項において同じ。）に係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当年度酒税累計額（当該承認酒類製造者がその年度の初日から当該移出をしたときまでに製造場から移出する当該酒類に係る同法第二十三条又は次条に規定する税率により計算した金額の累計額をいう。）の区分に応じ、同法第二十三条又は次条の規定により計算した金額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　五千万円以下の金額　百分の八十

二　五千万円を超え八千万円以下の金額　百分の九十

三　八千万円を超え一億円以下の金額　百分の九十五

2　前項の場合において、前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量（以下この項において「特定品目前年度課税移出数量」という。）が次の表の上欄に掲げる数量である年度があるときは、承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類に係る前項の規定の適用については、同表の当該中欄に掲げる同項各号に定める割合は、同表の当該下欄に定める割合とする。

特定品目前年度課税移出数量	割合	割合
四百キロリットルを超え千キロリットル以下	百分の八十	百分の八十五
	百分の九十	百分の九十二・五
	百分の九十五	百分の九十六・二五
千キロリットルを超え千三百キロリットル以下	百分の八十	百分の九十
	百分の九十	百分の九十五
	百分の九十五	百分の九十七・五
千三百キロリットル超	百分の八十	百分の九十五
	百分の九十	百分の九十七・五
	百分の九十五	百分の九十八・七五

3　第一項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一　その年度の前年度の末日において常時使用する従業員の数が三百人を超える個人

二　その年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超える法人（次号及び第四号において「特定大法人」という。）

三　その年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人

四　その年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人（前号に掲げる法人を除く。）

五　酒税法第七条第一項の規定により製造免許を受けている者以外の者

六　酒税法第七条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第一項の規定により製造免許を受けている者であつて、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者

七　その年度の前年度の末日以前二年内において酒税の滞納処分を受けた者

八　酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者

九　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十四条第

二項又は第八十六条の四の規定による命令に違反した者

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　承認酒類製造者　酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第七項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類製造者をいう。

二　完全支配関係　一の者が法人の発行済株式若しくは出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

5　前項第一号の承認を受けようとする者は、その者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、酒類業の健全な発達に資するために必要な取組としてその者の酒類製造業に係る経営基盤の強化のための技術の向上その他の政令で定めるものについての計画期間、目標、その目標を達成するための措置その他の財務省令で定めるものを記載した書面（次項から第八項までにおいて「事業計画書」という。）を添付して、製造場の所在地を所轄する税務署長に申請しなければならない。

6　税務署長は、前項の申請があつた場合においては、当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内に、当該申請の承認をし、又は当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請の却下をする。

一　前項の申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合その他これらに類する場合

二　第八項の規定により承認を取り消された日から一年を経過するまでの者である場合

三　当該申請前二年内において酒税の滞納処分を受けた者である場合

四　第三項第八号又は第九号に掲げる者である場合

7　承認酒類製造者が事業計画書に記載した目標の達成状況その他の財務省令で定める事項を記載した書面をその年度（以下この項及び次項において「対象年度」という。）の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、当該対象年度については、第一項の規定は、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかつたことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があつたときは、この限りでない。

8　承認酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第六項の承認をした税務署長は、当該各号に定める日に遡つて、その承認を取り消すことができる。

一　前項に規定する書面に偽りの記載をして提出した場合　当該書面に係る対象年度の初日

二　事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる場合　事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる期間の初日

三　酒税の滞納処分を受けた場合　当該滞納処分を受けた日

四　第三項第八号若しくは第九号に掲げる者に該当することとなつた場合又は第六項第一号に規定する場合　これらの場合に該当することとなつた日

9　前各項に定めるもののほか、相続その他の理由により酒類の製造免許に係る製造業の全部又は一部を承継した者の前年度課税移出数量の計算及び第四項第一号の承認に関する手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十七条の四を次のように改める。

第八十七条の四　削除

第八十七条の六第二項ただし書及び第三項ただし書中「の規定の適用があつた」を「（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により酒税が徴収された」に改め、同条第四項中「及び第六項」を「から第七項まで」に改め、同条第五項中「ものとし、これらの者が判明しない場合には、当該酒類を譲り受けた者又は当該所持をした者とする」を「。次項において同じ」に改め、同項ただし書中「があつた」を「により酒税が徴収された」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項に」を「第八項に」に、「第十四項」を「第十五項」に、「第八条第七項」を「第八条第八項」に、「係る第七項」を「係る第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「第九項又は第十項」を「第十項又は第十一項」に改め、同項第二号中「第八条第六項」を「第八条第七項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項本文」を「第五項本文又は前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する酒類の譲渡等がされたときは、当該酒類を譲り受けた者（同項本文に規定する所持をした者を含む。）は、当該酒類を譲り渡した者と連帯して当該酒類の譲渡についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を納付する義務を負う。この場合における酒税の徴収については、前項の規定を準用する。

第八十八条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十九条第四項ただし書中「（昭和二十二年法律第百七十五号）」を削る。

第九十条の三の三第一項及び第九十条の三の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の三第一項中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加える。

第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の八中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に、「一万三千円」を「一万八千円」に改める。

第九十条の八の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「六千五百円」を「九千円」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「九千七百五十円」を「一万三千五百円」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第二号ロ中「道路運送車両法」を「車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、道路運送車両法」に、「自動車に」を「ものに」に改め、同項第四号イ(2)中「この号」の下に「及び第六号ニ

(2)」を加え、「)に」を「)以上(令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に」に、「数値以上」を「数値以上)」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ニ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ニ(2)中「平成二十七年度以降」を「令和四年度以降」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「に百分の百十五」を「以上」に、「百分の百二十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に、「以上」を「以上)」に改め、同項第五号ロ中「が、」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日までの間は、」を加え、「数値以上」を「数値以上)」に改め、同項第六号イ(1)中「又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」を削り、同号イ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上)であり、かつ、」を加え、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第一項第六号ハを削り、同号ニ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第一項第六号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第三項第三号ハ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)以上(令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)」に、「以上」を「以上)」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上」に、「百分の百二十)を乗じて得た数値以上」を「令和四年度基準エネルギー消費効率以上)」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第二項第二号ロを削り、同号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第二項第二号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ及びホを削り、同条第三項中「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の九十(令和七年四月三十日までの間は、百分の八十)」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第三項第一号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ト(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号チ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号リ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ヌ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ル(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ヲ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ワ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号カ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ヨ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号タ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号レ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ソ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ツ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ネ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ナ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ラ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ム(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ウ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ヰ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ノ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号オ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ク(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ヤ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号マ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ケ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号フ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号コ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号エ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号テ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ア(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号キ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ユ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号メ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号シ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ヱ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ヒ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号モ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号セ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ス(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改め、同号ン(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百十五」を「百分の九十五」に改める。

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、百分の八十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第九十条の十二第三項第三号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第三項第三号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号ハを削り、同号ニ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五（令和七年四月三十日までの間は、」を加え、「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、「の間」の下に「（第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間）」を加え、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十）」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第四項第一号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に改め、同号に次のように加える。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第四項第二号ロ中「百分の六十」を「百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十）」に改め、同項に次の一号を加える。

三　次に掲げる軽油自動車

イ　乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第五項中「同項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車にあつては、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である」を「次の各号に掲げる検査自動車にあつては、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの　エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二　第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である検査自動車

第九十条の十二の二第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第七項中「前三項」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第三項後段の規定の適用を受けた第二項の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第九十条の十二の二第三項後段（自動車重量税の納付の事実の確認等の特例）の規定による自動車重量税」とする。

第九十条の十四の見出し中「車両安定性制御装置等」を「側方衝突警報装置等」に改め、同条第一項を次のように改める。

車両総重量が八トンを超える貨物自動車（被牽引自動車を除く。次項及び第三項において同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第三項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（第三項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合する検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

第九十条の十四第二項を削り、同条第三項中「（被牽引自動車を除く。）」を削り、「（第一項」を「（前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超える貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合する検査自動車（第一項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除く。）のうち、衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

（税理士法の一部改正）

第十一条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五条第一項第一号イ中「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第五十四条の二第一項」に改める。

第四十七条の四中「旨を」の下に「、財務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、」を加える。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（税理士等でない者が税務相談を行つた場合の命令等）

第五十四条の二　財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者（以下この項において「税理士等でない者」という。）が税務相談を行つた場合（税理士等でない者がこの法律の別段の定めにより税務相談を行つた場合を除く。）において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該税理士等でない者に対し、その税務相談の停止その他当該停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2　第四十七条の四の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第五十五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国税庁長官は、前条第一項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、同項の税務相談を行つた者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第五十七条第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十条に次の一号を加える。

四　第五十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

第六十二条第二号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十三条中「、」を「若しくは第四号、」に、「及び」を「並びに」に、「に」を「及び第三項に」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「に財務省令で定める方法」の下に「（次項において「特定納付方法」という。）」を加える。

第十九条第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「又は第八項」を「又は第九項」に、「、前項」とあるのは「、同項」と、同条第三項第一号」を「同条第三項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定が」とあるのは「更正が」と、同条第四項第一号」に、「同条第五項中「若しくは第八項の規定の適用がある場合又は」を「同条第六項第一号中「」に、「の規定の適用がある場合又は同項第二号」を「第一項第二号」に改め、「、「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」と」を削り、「同条第七項」を「同項第二号中「期限後申告書若しくは第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、同条第八項」に改め、同条第三項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「前三項」を「前三項の」に、「第二項」を「第二項の」と、「第一項又は前項」とあるのは「第一項」と、同項第一号中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」に、「この項」を「この号」に、「とする」を「と、同項第二号中「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

4　保税地域から引き取られる特例申告に係る課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条及び第六十八条の規定の適用については、同法第六十六条第六項第二号及び第六十八条第四項第二号中「国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税」とあるのは、「内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。以下この号において同じ。）に係る課税物品（同条第二号に規定する課税物品をいう。以下この号において同じ。）の関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日の属する年の前年及び前々年に輸入が許可された課税物品に係る当該内国消費税」とする。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十三条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一項第三号、第十三項第四号、第十五項第四号、第十七項第四号及び第十九項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十二条第一項中「第七条に」を「第七条第一項に」に改め、同条第二項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基準法人税額をいう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「課税事業年度の」の下に「基準法人税額に対する」を加え、同条第五項中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第十七項第三号、第十九項第四号、第二十一項第四号、第二十三項第四号及び第二十五項第四号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第七条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基準

法人税額をいう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「課税事業年度の」の下に「基準法人税額に対する」を加え、同条第四項中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第十三条第一項中「、国」を「、若しくは国」に、「又はその」を「その」に、「した」を「し、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出し」に、「提供した者（これらの者のうち」を「提供したとき（これらの違反行為に係る同項に規定する者（以下この号において「届出書提出義務者等」という。）が」に、「（これらの者が」を「に該当する場合（当該届出書提出義務者等が」に、「に限る。）」を「に該当するとき）に限る。）。」に改め、同項第四号中「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同項第五号及び第六号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第七号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

八　第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十五条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）」を「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）　第二章の三　国外電子決済手段移転告知書及び調書の提出等（第四条の二・第四条の三）」に改める。

第二条第六号中「及び第十三号」を「、第十三号及び第二十号」に、「個人番号又は」を「個人番号及び」に改め、「。第十三号」の下に「及び第二十号」を加え、同条第十八号を同条第二十五号とし、同条第十四号から第十七号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十三号の次に次の七号を加える。

十四　電子決済手段等取引業者　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（国外において当該電子決済手段等取引業者と同種類の業務を行う者及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）をいう。

十五　電子決済手段　資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。

十六　国内電子決済手段勘定　電子決済手段等取引業者の営業所等に設定される電子決済手段の管理に係る勘定をいう。

十七　国外電子決済手段勘定　電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に設定される国内電子決済手段勘定に類する勘定をいう。

十八　国外電子決済手段移転　電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国内電子決済手段勘定から国外電子決済手段勘定への電子決済手段の移転をいう。

十九　国外電子決済手段受入れ　電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への電子決済手段の受入れをいう。

二十　本人電子決済手段勘定　本人の名義で設定されている国内電子決済手段勘定で、その国内電子決済手段勘定を設定されている電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を確認しているものをいう。

第三条第一項中「その他の人の」を「その他人の」に、「及び第四条の二第一項及び第四条の四第一項」に、「この項から第四条の三第一項まで」を「第四条の五第一項まで」に、「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に改める。

第四条第三項中「の」が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合又は当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき光ディスク等を提出した場合には」を「は」に改め、同条第四項中「第一項に規定する税務署長」を「所轄の税務署長（第一項に規定する税務署長をいう。）」に改める。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三　国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

（国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出等）

第四条の四　電子決済手段等取引業者の営業所等の長にその有する電子決済手段の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れ（以下「国外電子決済手段移転等」という。）がそれぞれ特定移転又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外電子決済手段移転等の依頼をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする電子決済手段等取引業者の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2　前項に規定する特定移転とは第一号に掲げる国外電子決済手段移転をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外電子決済手段受入れをいう。

一　その国外電子決済手段移転を依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされている電子決済手段についてされる国外電子決済手段移転

二　その国外電子決済手段受入れを依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされることとなる電子決済手段についてされる国外電子決済手段受入れ

3　第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外電子決済手段移転等調書の提出）

第四条の五　電子決済手段等取引業者は、その顧客（別表法人等を除く。以下この項において同じ。）からの依頼により国外電子決済手段移転等（その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額が政令で定める金額以下のものを除く。）をしたときは、その国外電子決済手段移転等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下「国外電子決済手段移転等調書」という。）を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　第四条第二項から第五項までの規定は、国外電子決済手段移転等調書を提出すべき電子決済手段等取引業者について準用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項中「又は国外証券移管等調書」を「、国外証券移管等調書又は国外電子決済手段移転等調書」に、「若しくは国外証券移管等調書」を「、国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書」に、「若しくは国外証券移管等に」を「、国外証券移管等若しくは国外電子決済手段移転等に」に改め、同条第三項中「国外証券移管等調書」の下に「、国外電子決済手段移転等調書」を加える。

第九条第一号中「とき又は」を「とき、」に、「とき。」を「とき、又は第四条の四第一項の告知書を国外電子決済手段移転等の依頼の際に電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出したとき。」に改め、同条第二号中「若しくは国外証券移管等調書」を「、国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書」に改める。

第十条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十六条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号を削る。

第十一条の二の見出しを「（被災代替船舶の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

個人が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなった船舶に代わる船舶として政令で定めるもの（以下この条において「被災代替船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該被災代替船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替船舶について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十（当該個人が、租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、百分の二十四）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災代替船舶の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の二第二項及び第三項中「被災代替資産等」を「被災代替船舶」に改める。

第十二条第一項の表の第一号の上欄中「第十一条の二第一項に規定する被災区域」を「東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域」に改め、「（その附属設備を含む。次号において同じ。）」を削り、同条第三項中「買換資産の」を「下欄に掲げる資産の」に、「買換資産（」を「資産（」に改め、同条第四項中「の買換資産」を「の下欄に掲げる資産」に、「当該買換資産」を「当該資産」に、「買換資産を」を「資産を」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「含む。）に」を「含む。以下この項において同じ。）に」に、「が前条第四項」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした」に、「が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした」に、「こと若しくは」を「こと」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「）の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の」を「以下この号において同じ。）の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地域の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に、

取得指定期間内	
前条第四項の取得	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内
同項の取得	

を

取得指定期間内に前条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内に同条第一項

に改める。

第十八条の二の見出しを「（被災代替船舶の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなった船舶に代わる船舶として政令で定めるもの（以下この条において「被災代替船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該被災代替船舶の償却限度額は、法人税

法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替船舶の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被災代替船舶の取得価額の百分の二十（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の二十四）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第十八条の二第二項中「被災代替資産等」を「被災代替船舶」に改める。

第十八条の五第一項中「第四十三条の三」を「第四十三条の二」に改める。

第十九条第一項の表の第一号の上欄中「第十八条の二第一項に規定する被災区域」を「東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域」に改め、「（その附属設備を含む。次号において同じ。）」を削る。

第三十八条の二第八項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第五号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十七条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第十八条第七項中「かつ、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第九項中「ついては、」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

第四十条の三の四第五項 第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税

を

第四十条の三の四第五項 第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税
第四十一条の十九第三項	所得税の額

に改める。

所得税及び復興特別所得税	
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額	

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　附則第五十一条の二第五項の規定　令和五年四月一日

附則第一条第九号イ中「第五十三条」を「第五十一条まで、第五十一条の二（第五項を除く。）、第五十二条から第五十三条の二」に改める。

附則第三十二条第三項中「附則第五十二条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第三十三条及び附則第三十四条第二項中「附則第五十三条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第三十八条第一項中「附則第四十四条」及び「附則第四十九条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第四十四条第一項中「附則第五十三条」を「附則第五十三条の二」に改め、同条第三項中「以下第五項」を「以下附則第五十一条の二」に改める。

附則第四十五条第一項中「この条」の下に「及び附則第五十一条の二第四項」を加え、同条第三項中「いう」の下に「。附則第五十一条の二において同じ」を加える。

附則第五十一条の次に次の一条を加える。

（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

第五十一条の二　適格請求書発行事業者（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けた事業者とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）の五年施行日から五年施行日以後三年を経過する日までの日の属する課税期間（同項の登録（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けた事業者とみなされる場合における同項の登録を含む。）、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出又は同法第十条第一項の規定の適用がなかったとしたならば消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間に限るものとし、次に掲げる課税期間を除く。）については、新消費税法第三十条から第三十七条までの規定により新消費税法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額は、新消費税法第三十条から第三十七条までの規定にかかわらず、特別控除税額とすることができる。この場合において、当該特別控除税額は、当該課税期間における新消費税法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

一　五年施行日の属する課税期間であって五年施行日前から引き続き消費税法第九条第四項の規定の適用を受ける課税期間

二　消費税法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に該当する場合における同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間

三　登録開始日の前日までに消費税法第十条第一項の相続があったことにより同項の規定の適用を受ける課税期間

四　消費税法第十九条第一項第三号から第四号の二までの規定の適用を受ける課税期間及び同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間

2　前項に規定する特別控除税額とは、当該適格請求書発行事業者の当該課税期間の課税資

産の譲渡等（消費税法第七条第一項若しくは第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の八十に相当する金額をいう。

3　第一項の規定の適用を受けようとする適格請求書発行事業者は、新消費税法第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）にその旨を付記するものとする。

4　適格請求書発行事業者の第一項の規定の適用を受ける課税期間における消費税法第九条第七項及び第十二条の四第一項、新消費税法第四十五条第一項及び第六十条第四項並びに二十七年改正法附則第四十四条第二項の規定の適用については、消費税法第九条第七項及び第十二条の四第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」と、新消費税法第四十五条第一項第三号中「前章」とあるのは「前章及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」と、新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により五年施行日の属する課税期間の初日から消費税を納める義務が免除されないこととなる場合において、当該事業者が附則第四十四条第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の規定による申請書を提出しているときは、当該事業者の当該課税期間に係る消費税法第九条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該課税期間中に当該課税期間について同条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した当該届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第八項の規定を適用する。

6　第一項の規定の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該届出書を提出した日の属する課税期間について同項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

7　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十二条第一項中「いう。次条第一項」の下に「及び附則第五十二条の二」を加える。

附則第五十三条の次に次の一条を加える。

（請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置）

第五十三条の二　事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が五年施行日から五年施行日以後六年を経過する日までの間に国内において行う課税仕入れ（その基準期間における課税売上高が一億円以下である課税期間又はその特定期間における課税売上高（消費税法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高をいう。）が五千万円以下である課税期間に行うものに限る。）について、当該課税仕入れに係る支払対価の額が少額である場合として政令で定める場合における新消費税法第三十条第七項の規定の適用については、同項中「帳簿及び請求書等（請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）」とあるのは、「帳簿」とする。この場合において、当該課税仕入れについては、前二条の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和五年五月一日

イ　第六条中消費税法第八条の改正規定及び同法第二十七条第二項の改正規定並びに附則第二十条第一項の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の六の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年四月三十日まで」に改める部分に限る。）、同条第二項に係る部分（「令和三年五月一日から令和五年五月一日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）、同条第三項に係る部分（「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）及び同条第四項に係る部分（「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五十二条、第五十七条、第七十条及び第七十七条（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第百八十四条第七号の改正規定（「第八十七条の六第十五項」を「第八十七条の六第十六項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

二　次に掲げる規定　令和五年十月一日

イ　第六条中消費税法第五十七条の二第十項第一号の改正規定及び同法第五十七条の四の改正規定並びに附則第二十条第二項の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項の改正規定（「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に改める部分及び「調書及び報告書」を「報告書及び調書」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「は、」の下に「第八条の四第九項、」を加える部分及び「並びに」の下に「第八条の四第十項から第十四項まで、」を加える部分に限る。）及び同法第六十六条の二第一項の改正規定並びに附則第三十三条及び第四十七条の規定

三　次に掲げる規定　令和六年一月一日

イ　第四条の規定（同条中相続税法第三十五条第五項ただし書の改正規定、同法第三十七条を削る改正規定、同法第三十六条の改正規定（同条第三項中「第六十六条第七項」

を「第六十六条第八項」に改める部分を除く。）、同法第五章中同条を第三十七条とし、第三十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）及び附則第十九条（第三項、第七項、第十項、第十二項及び第十五項を除く。）の規定

ロ　第八条中国税通則法第四十六条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定及び同法第七十条第四項の改正規定並びに附則第二十三条第二項及び第三項の規定

ハ　第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条から第七十四条までの規定

ニ　第十条中租税特別措置法第三十五条の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十二条の三第一項及び第三項の改正規定（「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に改める部分に限る。）、同法第六十九条の五第一項の改正規定、同法第七十条の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の四第三項第二号の改正規定、同法第七十条の六の八第二項第三号ロ、第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第八号ロの改正規定、同法第七十条の七の十四第四項第二号の改正規定、同法第八十九条第四項ただし書の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（第一号ロに掲げる改正規定を除く。）並びに同法第九十条の十二の二の改正規定並びに附則第三十二条第三項、第三十五条、第五十一条第一項及び第四項から第七項まで並びに第五十九条の規定

ホ　第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定

ヘ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条の改正規定

ト　第十五条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）及び附則第六十条第二項の規定

四　次に掲げる規定　令和六年四月一日

イ　第二条の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る。）、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第六十一条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の十第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十五条の二第十一項第一号の改正規定、同法第百二十二条第二項の改正規定、同法第百二十八条の改正規定、同法第百四十六条第二項の表の改正規定、同法第百五十条の改正規定及び同法別表第一に次のように加える改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十四条及び第十六条の規定

ロ　第三条の規定（同条中地方法人税法第十九条第二項の改正規定を除く。）及び附則第十七条の規定

ハ　第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定

ニ　第十条中租税特別措置法第三十七条第一項の改正規定（「ときは」の下に「、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の八第七項の改正規定（「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の九第二号の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十六条の七の改正規定（同条第九項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の九の二の改正規定、同法第六十六条の九の三の改正規定（同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に改める部分を除く。）及び同法第六十八条の四の改正規定並びに附則第三十二条第七項、第四十六条第三項、第四十八条及び第五十六条第一項から第五項までの規定

ホ　第十一条の規定

ヘ　第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第三項の改正規定

ト　第十三条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条の改正規定

チ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定

五　次に掲げる規定　令和七年一月一日

イ　第一条中所得税法第百八十五条第一項の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十条の改正規定、同法第百九十五条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第六条の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の改正規定、同法第四十一条の十八の二第二項の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同条を同法第四十一条の十八の四とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十一条の二十一第十四項第十七号の改正規定並びに附則第三十六条の規定

ハ　第十七条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

六　次に掲げる規定　令和八年一月一日

イ　第一条中所得税法第百五十一条の改正規定、同法第二百二十九条の改正規定及び同法第二百三十条の改正規定並びに附則第五条及び第十条の規定

ロ　第二条中法人税法第百二十八条の改正規定及び同法第百四十六条第二項の表の改正規定（同表第百二十二条第二項第四号の項に係る部分を除く。）並びに附則第十五条の規定

七　第八条中国税通則法第十四条の改正規定及び附則第二十三条第一項の規定　公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

八　次に掲げる規定　令和九年一月一日

イ　第一条中所得税法第二百二十六条の改正規定及び附則第八条の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第四十一条の九

の次に一条を加える改正規定

ハ　附則第十九条第三項、第十項及び第十五項の規定

九　次に掲げる規定　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

イ　第一条中所得税法第二十四条第二項ただし書の改正規定、同法第四十八条の二第一項の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定及び同法第二百二十四条の四の改正規定並びに附則第七条の規定

ロ　第二条中法人税法第六十一条第一項の改正規定

ハ　第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十五の二の改正規定及び同法第四十二条第四項第三号の改正規定

十　次に掲げる規定　土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

イ　第二条中法人税法の目次の改正規定（「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る。）、同法第十三条の改正規定、同法第十四条第一項第四号の改正規定、同法第二編第一章第一節第十款の款名の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の十第六項第四号の改正規定、同法第百二十二条第二項の改正規定、同法第百四十六条第二項の表第百二十二条第二項第四号の項の改正規定及び同法第百五十条の改正規定

ロ　第十条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定、同法第四十二条の四第十九項第四号の改正規定、同法第四十二条の十二第六項第一号の改正規定、同法第四十二条の十二の五第三項第一号の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十六条の五の二第二項第三号ロの改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第五号の改正規定

十一　第六条中消費税法別表第二第七号ロの改正規定　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十二　第十条中租税特別措置法第十一条第一項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第五十九条の二第一項の改正規定（「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定並びに同条第六項の改正規定並びに附則第二十九条第一項及び第四十二条第一項の規定　海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十三　第十条中租税特別措置法第五十七条の四を削る改正規定、同法第五十七条の四の二第一項の改正規定（「おいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百六十六号）」を加える部分に限る。）、同条を同法第五十七条の四とする改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第九十条の四の三第一項の改正規定並びに附則第四十三条及び第六十四条（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百十九条の改正規定に限る。）の規定　脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）の施行の日

（給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第五十七条の二第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例等に関する経過措置）

第三条　新所得税法第七十条の二及び第七十一条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する新所得税法第七十条の二第一項に規定する特定非常災害について適用する。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置）

第四条　新所得税法第百三十七条の二（第十一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

2　新所得税法第百三十七条の三（第十三項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

（青色申告の取りやめ等に関する経過措置）

第五条　新所得税法第百五十一条（所得税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合について適用し、令和七年分以前の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。

（給与所得者の扶養控除等申告書等に関する経過措置）

第六条　新所得税法第百九十四条及び第百九十五条の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき給与等（所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）について提出する新所得税法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び旧所得税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知等に関する経過措置）

第七条　新所得税法第二百二十四条の三第一項及び第二百二十四条の四の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡又は新所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた同項に規定する株式等の譲渡又は旧所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

（源泉徴収票に関する経過措置）

第八条　新所得税法第二百二十六条第六項の規定は、令和九年一月一日以後に提出すべき所得税法第二百二十六条第一項の給与等又は新所得税法第二百二十六条第三項の公的年金等の源泉徴収票について適用する。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第九条　新所得税法第二百二十八条の四第二項の規定は、施行日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行日前に提出すべき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

（開業等の届出等に関する経過措置）

第十条　新所得税法第二百二十九条又は第二百三

十条の規定は、それぞれ令和八年一月一日以後に生ずる新所得税法第二百二十九条に規定する事実又は新所得税法第二百三十条に規定する事実について適用し、同日前に生じた旧所得税法第二百二十九条に規定する事実及び旧所得税法第二百三十条に規定する事実については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十一条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（附則第一条第四号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法（以下「令和六年新法人税法」という。）の規定（各対象会計年度の令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額に対する法人税に係る部分に限る。）は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の同項に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。

（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置）

第十二条　第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第六十一条の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この条及び附則第十五条において同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、次項及び第四項から第六項までに規定する場合を除き、なお従前の例による。

2　法人が改正事業年度（施行日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）終了の時において当該法人が発行した法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産（施行日に開始する改正事業年度にあっては、新法人税法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産（以下この条において「特定自己発行暗号資産」という。）に該当しない暗号資産（法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）に該当するものとみなされた暗号資産についての改正事業年度後の各事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産と同一の種類の暗号資産（他の者から取得したものを除く。）は特定自己発行暗号資産に該当するものとみなして、新法人税法第六十一条の規定を適用することができる。

3　前項の規定により特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産についての改正事業年度後の各事業年度における新法人税法第六十一条の規定の適用については、当該暗号資産（同項の法人が発行し、かつ、改正事業年度終了の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して同項に規定する政令で定めるものに該当するものに限る。）は、特定自己発行暗号資産に該当するものとみなす。

4　法人が施行日前に開始した事業年度（以下この条において「経過事業年度」という。）において行った新法人税法第六十一条第八項に規定する暗号資産信用取引（第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引に該当するものを除く。以下この条において「新暗号資産信用取引」という。）のうちその行った日以後に終了する経過事業年度終了の時において決済されていないものがある場合において、新暗号資産信用取引のうち当該経過事業年度終了の時において決済されていないものの全てについて、当該経過事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項に規定する期間（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）について同法第七十二条第一項各号又は第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その期間に係る決算。第六項において同じ。）において新法人税法第六十一条第八項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理しているときは、当該経過事業年度については、同項の規定を適用することができる。

5　法人が経過事業年度において行った新暗号資産信用取引のうちその行った日以後に行われた新法人税法第六十一条第九項に規定する適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人にその契約を移転したものがある場合において、当該適格分割等により移転した契約に係る新暗号資産信用取引の全てについて同項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を収益の額又は損失の額としているときは、当該適格分割等については、同項の規定を適用することができる。

6　法人が経過事業年度において新暗号資産信用取引に係る契約に基づき暗号資産を取得した場合において、新暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該経過事業年度において取得した暗号資産の全てについてその取得の時における当該暗号資産の価額とその取得の基因となった新暗号資産信用取引に係る契約に基づき当該暗号資産の取得の対価として支払った金額との差額を当該経過事業年度の確定した決算において収益又は損失として経理しているときは、当該経過事業年度については、新法人税法第六十一条第十項の規定を適用することができる。

7　適格合併又は適格分割により第二項の規定により特定自己発行暗号資産に該当するものとみなされた暗号資産の移転が行われた場合における新法人税法第六十一条の規定の適用その他同項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人税の確定申告に関する経過措置）

第十三条　新法人税法第七十四条第二項及び第七十五条の二第十一項第一号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この条において「経過事業年度」という。）を含む。）の所得に対する法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第十四条　構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条において同じ。）である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等（令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。）の各対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和六年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。）又はこれに相当する事項につき租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供された場合において、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（対象外構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに終了するものに限る。）に

おいて次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国（令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この条において同じ。）における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地国に係る収入金額（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに、国別報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額）が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地国に係る税引前当期利益の額（当該税引前当期利益の額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。）が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十七（令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十六とする。）以上であること。

イ　当該対象会計年度に係る当該構成会社等の所在地国を租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域とする全ての構成会社等（対象外構成会社等を除く。）の連結等財務諸表に記載された法人税の額その他の財務省令で定める金額（当該金額のうちに、令和六年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。）の合計額

ロ　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額

三　前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第三項の規定を適用しないで計算した場合の同条第二項第一号イ(2)に掲げる金額（当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項における租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域と前号ロの所在地国が同一である構成会社等（対象外構成会社等を除く。）に係るものに限る。）以下であること。

2　前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一　前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等（前項の内国法人について同項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。）の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること（同条第三項の規定の適用がある場合に限る。）。

二　前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度（令和六年四月一日（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日）以後に開始する対象会計年度であって、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。）においても、同項の構成会社等の所在地国につき同項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

3　構成会社等である内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。）（対象外共同支配会社等（令和六年新法人税法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等その他の政令で定めるものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該共同支配会社等の所在地国における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第四項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（当該共同支配会社等の所在地国とするものに限るものとし、対象外共同支配会社等を除く。以下この条において同じ。）の連結等財務諸表に記載された収入金額として財務省令で定める金額の合計額が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ　当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額を控除した金額（当該金額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期純利益の額」という。）が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十七（令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については百分の十六とする。）以上であること。

イ　当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共

同支配会社等の連結等財務諸表における法人税の額その他の財務省令で定める金額（当該金額のうちに、令和六年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。）の合計額

ロ　当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の調整後税引前当期利益の額

三　前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該共同支配会社等に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第五項の規定を適用しないで計算した場合の同条第四項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

4　前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一　前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等（令和六年新法人税法第八十二条の二第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。）の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること（令和六年新法人税法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）。

二　前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度（令和六年四月一日（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日）以後に開始する対象会計年度であって、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。）においても、同項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国において当該共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等につき同項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

5　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の令和六年四月一日から令和十四年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ及び第四項第一号イに掲げる当期国別国際最低課税額を計算する場合における同条第二項第一号イ(2)(i)及び第四項第一号イ(2)(i)の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、当該内国法人の令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・八」と、当該内国法人の令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・六」と、当該内国法人の令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・四」と、当該内国法人の令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・二」と、当該内国法人の令和十年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九」と、当該内国法人の令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の八・二」と、当該内国法人の令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の七・四」と、当該内国法人の令和十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の六・六」と、当該内国法人の令和十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の五・八」とする。

6　前項の規定は、同項に規定する場合における令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(2)(ii)及び第四項第一号イ(2)(ii)の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「百分の九・八」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の七・六」と、「百分の九・四」とあるのは「百分の七・四」と、「百分の九・二」とあるのは「百分の七・二」と、「百分の九」とあるのは「百分の七」と、「百分の八・二」とあるのは「百分の六・八」と、「百分の七・四」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・八」と、「百分の五・八」とあるのは「百分の五・四」と読み替えるものとする。

7　第一項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が各種投資会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。以下この項において同じ。）である場合又は第三項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等が各種投資会社等である場合の第一項各号又は第三項各号に掲げる要件の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告の取りやめに関する経過措置）

第十五条　新法人税法第百二十八条（新法人税法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、法人の令和八年一月一日以後に開始する事業年度の法人税法第百二十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における新法人税法第百二十八条の届出書の提出について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における旧法人税法第百二十八条（法人税法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の届出書の提出については、なお従前の例による。

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第十六条　令和六年新法人税法第百五十条の三の規定は、令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等について適用する。

2　附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における令和六年新法人税法第百五十条の三第一項の規定の適用については、同項第二号中「特例」とあるのは、「特例」の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）附則第十四条第一項又は第三項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）とする。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十七条　第三条の規定（附則第一条第四号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方法人税法の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）の令和六年四月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税及び内国法人の同日以後に開始する課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に開始した課税事業年度の地方法人税については、なお従前の例による。

（地方法人税の確定申告に関する経過措置）

第十八条　第三条の規定による改正後の地方法人税法第十九条第二項の規定は、施行日以後に残

余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度（施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度で当該課税事業年度の第三条の規定による改正前の地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この条において「経過課税事業年度」という。）を含む。）の地方法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度（経過課税事業年度を除く。）の地方法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第四条の規定による改正後の相続税法（以下「新相続税法」という。）第十九条第一項、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第二項及び第三項の規定は、令和六年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与及び当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。）により財産を取得する者については、前項の規定にかかわらず、新相続税法第十九条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「七年」とあるのは、「三年」とする。

3　令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「当該相続の開始前七年以内」とあるのは、「令和六年一月一日から当該相続の開始の日までの間」とする。

4　新相続税法第二十一条の十一の二の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

5　新相続税法第二十一条の十二第一項及び第二十一条の十三の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

6　新相続税法第二十八条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により財産を取得する者が提出する贈与税の申告書について適用し、同日前に贈与により財産を取得した者が提出する贈与税の申告書については、なお従前の例による。

7　新相続税法第三十六条の規定は、施行日以後に相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税について適用する。

8　新相続税法第四十九条の規定は、令和六年一月一日以後に相続又は遺贈により財産を取得する者がする同条の規定による開示の請求について適用し、同日前に相続又は遺贈により財産を取得した者がする第四条の規定による改正前の相続税法第四十九条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。

9　令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第四十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第十九条第一項に規定する加算対象贈与財産」とあるのは、「令和六年一月一日から当該相続の開始の日までの間に当該他の共同相続人等が当該被相続人から取得した財産（第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を除く。）」とする。

10　令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第四十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第十九条第一項に規定する加算対象贈与財産」とあるのは、「当該他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産（第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を除く。）」とする。

11　令和五年十二月三十一日以前に贈与により取得した相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る新相続税法第四十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第三十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税」とあるのは、「贈与税」とする。

12　新相続税法第五十九条第六項の規定は、施行日以後に提出すべき調書（相続税法第五十九条第五項に規定する調書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に提出すべき調書については、なお従前の例による。

13　新相続税法第六十六条の二第五項の規定は、令和六年一月一日以後に特定一般社団法人等（相続税法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）が贈与により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に特定一般社団法人等が贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

14　令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に遺贈により金額を取得したものとみなされる特定一般社団法人等については、前項の規定にかかわらず、新相続税法第六十六条の二第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「七年」とあるのは、「三年」とする。

15　令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に遺贈により金額を取得したものとみなされる特定一般社団法人等に係る新相続税法第六十六条の二第五項の規定の適用については、同項中「被相続人に係る相続の開始前七年以内」とあるのは、「令和六年一月一日から被相続人に係る相続の開始の日までの間」とする。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第六条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第八条第五項及び第六項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる物品の譲渡（消費税法第八条第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下この項において同じ。）に係る譲渡又は譲受け（新消費税法第八条第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する譲渡又は譲受けをいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

2　新消費税法第五十七条の四第三項の規定は、令和五年十月一日以後に国内において消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者が行う新消費税法第五十七条の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する課税資産の譲渡等につき行う消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等について適用する。

（消費税法の一部改正に伴う調整規定）

第二十一条　附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日が令和五年十月一日前である場合には、第六条のうち消費税法別表第二第七号ロの改正規定中「別表第二第七号ロ」とあるのは、「別表第一第七号ロ」とする。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第七条の規定による改正後の印紙税法別表第三の規定は、施行日以後に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第二項第三号に掲げる業務に関する文書について適用し、施行日前に独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成した当該業務に関する文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第八条の規定による改正後の国税通則法（次項及び第三項において「新国税通則法」という。）第十四条の規定は、附則第一条第七号に定める日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

2　新国税通則法第四十六条の二の規定は、令和六年一月一日以後に申請される国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（以下この項において「納税の猶予」という。）について適用し、同日前に申請された納税の猶予については、なお従前の例による。

3　新国税通則法第六十六条及び第六十八条第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む。以下この項において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に法定申告期限が到来した国税に係る第八条の規定による改正前の国税通則法（以下この項において「旧国税通則法」という。）第六十六条の無申告加算税（同条第七項の規定の適用があるものを除く。）又は旧国税通則法第六十八条第二項の重加算税は、新国税通則法第六十六条第六項第二号に規定する特定無申告加算税等とみなす。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第九条の規定による改正後の国税徴収法（次項において「新国税徴収法」という。）第百四十一条の規定は、令和六年一月一日以後に同条各号に掲げる者に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前にその者に対して当該調査に係る第九条の規定による改正前の国税徴収法（以下この項において「旧国税徴収法」という。）第百四十一条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧国税徴収法第百四十一条各号に掲げる者に対して行った同条の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新国税徴収法第百四十一条の二の規定は、令和六年一月一日以後に提出される同条に規定する物件について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条　第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第十条の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第十条の三第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の三第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第十条の五の三第一項の規定は、同項に規定する特定中小事業者が施行日以後に同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行日前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第十条の五の六第十二項の規定は、令和五年分以後の所得税について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十九条　新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定船舶（同日前に締結した契約に基づき取得をするもの（以下この項において「経過特定船舶」という。）を除く。）について適用し、個人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定船舶（経過特定船舶を含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設（以下この項及び第四項において「取得等」という。）をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十二条（第四項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（租税特別措置法第十二条第二項に規定する取得等をいう。以下この項において同じ。）をする新租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十三条第一項の規定は、個人が取得等をする同項に規定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（施行日前に受けた同法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画について施行日以後に同条第一項の規定による変更の認定があったときにおけるその変更後のもの（以下この項において「経過認定事業再編計画」という。）を含む。）に記載されたものについて適用し、個人が取得等をした旧租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画を除く。）に記載されたものについては、なお従前の例による。

（個人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第二十九条の二（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する取締役等又は特定従事者が施行日以後に行われる同項に規定する付与決議に基づき締結される同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等又は特定従事者が施行日前に行われた同項に規定する付与決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項

に規定する特定新株予約権に係る株式については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十二条　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十一条の二第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十五条の規定は、個人が令和六年一月一日以後に行う同条第三項に規定する対象譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十五条第三項に規定する対象譲渡については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第三十五条の三第二項第二号の規定は、個人が令和五年一月一日以後に行う同条第一項に規定する低未利用土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十五条の三第一項に規定する低未利用土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

6　第十条の規定（附則第一条第四号ニに掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和五年新措置法」という。）第三十七条第四項の規定は、令和五年新措置法第三十七条の四まで（令和五年新措置法第三十七条第一項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第一号、第三号又は第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

7　第十条の規定（附則第一条第四号ニに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和六年新措置法」という。）第三十七条及び第三十七条の四（令和六年新措置法第三十七条第一項の届出に係る部分に限る。）の規定は、個人が令和六年四月一日以後に同項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日前に第十条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日前に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

8　施行日前において旧租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用する旧租税特別措置法第三十七条の五第二項の規定に基づき受けた同項の税務署長の承認と、施行日前において旧租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用する旧租税特別措置法第三十七条第四項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日とは、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第三十七条の十三の四第一項の規定は、令和五年十月一日以後に行われる株式交付について適用し、同日前に行われた株式交付については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口座に同年分の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定又は新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をした者その他の政令で定める者を除く。）は令和六年一月一日において当該金融商品取引業者等と新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。

2　新租税特別措置法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第二十七項の規定による承認を受けた場合には、当該承認を施行日に受けた新租税特別措置法第三十七条の十四第三十項に規定する所轄税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第四十条の四第五項、第十一項及び第十二項の規定は、租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和六年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる居住者の令和五年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の七第五項及び第十一項から第十三項までの規定は、租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和六年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和五年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

（特定の基準所得金額の課税の特例に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第四十一条の十九の規定は、令和七年分以後の所得税について適

用する。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項の規定は、施行日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行日前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

2　施行日から令和五年九月三十日までの間における新租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の規定の適用については、同項中「所轄の税務署長（第八条の四第九項、」とあるのは、「所轄の税務署長（」とする。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十八条　新租税特別措置法第四十二条の四の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第四十六条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度（以下この条において「適用対象事業年度」という。）を除く。）分の法人税及び新租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人（以下この条及び附則第四十三条第五項において「通算親法人」という。）の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第四十二条の十二の七第九項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第四十二条　新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定船舶（同日前に締結した契約に基づき取得をするもの（以下この項において「経過特定船舶」という。）を除く。）について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定船舶（経過特定船舶を含む。）については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する法人の施行日以後に終了する各事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三年を経過する日」とあるのは、「三年を経過する日（災害その他やむを得ない事情により同日までにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となった特定技術基準対象施設として財務省令で定めるものについては、当該報告を行った日以後五年を経過する日）」とする。

3　新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設（以下この項及び第五項において「取得等」という。）をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十五条（第三項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等をいう。以下この項において同じ。）をする新租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十六条第一項の規定は、法人が取得等をする同項に規定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（施行日前に受けた同法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画について施行日以後に同条第一項の規定による変更の認定があったときにおけるその変更後のもの（以下この項において「経過認定事業再編計画」という。）を含む。）に記載されたものについて適用し、法人が取得等をした旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（経過認定事業再編計画を除く。）に記載されたものについては、なお従前の例による。

（原子力発電施設解体準備金に関する経過措置）

第四十三条　附則第一条第十三号に定める日前に設置された旧租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「（原子力発電施設」とあるのは「（原子力発電施設（所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第一条第十三号に定める日以後に終了する事業年度にあつては、同日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定により指定されたものに限る。）」と、同条第三項中「の原子力発電施設解体準備金」とあるのは「の原子力発電施設解体準備金（特定原子力発電施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）」と、同条第四項並びに第五項第二号イ及び第四号中「原子力発電施設解体準備金の金額」とあるのは「特定原子力発電施設解体準備金の金額」と、同項第五号中「原子力発電施設解体準備金を」とあるのは「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金を」と、「原子力発電施設解体準備金の金額」とあるのは「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額」と、同条第六項中「原子力発電施設解体準備金の金額」とあるのは「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額」と、同条第十一項、第十

三項及び第十五項中「第五十七条の四第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四第一項」とする。

2　青色申告書（租税特別措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申告書をいう。第五項及び第八項において同じ。）を提出する法人が附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度開始の日（以下この項及び第九項において「基準日」という。）において旧租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設（同号に定める日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第一項の規定により指定された原子力発電施設を除く。以下この条において「経過措置原子力発電施設」という。）に係る旧租税特別措置法第五十七条の四第三項（附則第六十四条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）に規定する原子力発電施設解体準備金の金額を有する場合には、基準日以後に終了する各事業年度において、当該原子力発電施設解体準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額（次項において「三十年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　前項の場合において、三十年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における当該経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該三十年均等取崩金額は、当該原子力発電施設解体準備金の金額とする。

4　第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（当該法人が被合併法人（租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人をいう。第一号及び第七項において同じ。）となる適格合併（同条第二項第十一号に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）が行われた場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第一号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合　その合併の直前における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

二　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

5　第二項の規定の適用を受ける法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前項及び第七項の規定は、適用しない。

一　通算法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項及び附則第四十九条において同じ。）がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であった法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となった事実のあった日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失った日）のいずれか遅い日

6　第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第二項の規定の適用を受ける法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、その適格合併直前における当該経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人（租税特別措置法第二条第二項第四号に規定する合併法人をいう。）に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の原子力発電施設解体準備金の金額とみなす。

8　前項の場合において、同項の合併法人がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等（租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等をいう。）を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　第七項の合併法人のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度に係る第二項の規定の適用については、基準日において有する経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた原子力発電施設解体準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（第九項の適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを三百六十月から経過期間（当該適格合併に係る租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人の基準日から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第四十四条　施行日以後に海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十五条第三項の認定を受ける法人の施行日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。

（法人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

（法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の

特例に関する経過措置）

第四十六条　法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

2　第十条の規定（附則第一条第四号ニに掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和五年新措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで（令和五年新措置法第六十五条の七第一項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第一号、第三号又は第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る令和五年新措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3　第十条の規定（附則第一条第四号ニに掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和六年新措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで（令和六年新措置法第六十五条の七第一項及び第九項の届出に係る部分に限る。）の規定は、法人が令和六年四月一日以後に令和六年新措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用し、法人が同日前に第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及び法人が同日以後に同表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第六十六条の二第一項の規定は、令和五年十月一日以後に行われる株式交付について適用し、同日前に行われた株式交付については、なお従前の例による。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第六十六条の六第五項、第十一項及び第十二項の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる内国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の九の二第五項及び第十一項から第十三項までの規定は、租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合については、なお従前の例による。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第四十九条　旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する一年を経過する日以前に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五第一項の認定を受けた法人（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）の施行日前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項の規定により租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされたものを含む。）については、なお従前の例による。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第六十六条の十三の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第五十一条　相続税法第二十一条の九第三項（租税特別措置法第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（同法第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける新租税特別措置法第六十九条の五第一項に規定する特定計画山林を贈与により取得する場合において、同項の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する当該特定計画山林に係る相続税について適用する。

2　新租税特別措置法第七十条の二の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する金銭等（以下この項において「信託受益権等」という。）を取得する個人（以下この項において「新法適用者」という。）に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に信託受益権等を取得した新法適用者に係る同条第十二項第一号に規定する管理残額及び当該新法適用者に係る同条第十七項第二号の規定により租税特別措置法第七十条の二の五第三項に規定する一般贈与財産（次項において「一般贈与財産」という。）とみなされる新租税特別措置法第七十条の二の二第十七項に規定する残額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

3　新租税特別措置法第七十条の二の三第十四項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する金銭等（以下この項において「信託受益権等」という。）を取得する個人（以下この項において「新法適用者」という。）に係る当該信託受益権等に係る贈与税について適用し、施行日前に信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る当該信託受益権等に係る贈与税については、なお

従前の例による。この場合において、施行日前に信託受益権等を取得した新法適用者に係る同条第十四項第二号の規定により一般贈与財産とみなされる同項に規定する残額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

4　新租税特別措置法第七十条の三の二の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

5　新租税特別措置法第七十条の三の三の規定は、令和六年一月一日以後に同条第一項の土地又は建物が同項に規定する災害により被害を受ける場合について適用する。この場合において、同日前に贈与により取得した当該土地又は建物に係る相続税については、附則第十九条第一項の規定にかかわらず、新相続税法第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項の規定を適用する。

6　新租税特別措置法第七十条の六の八第二項第三号ロの規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする特定事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産をいう。以下この項において同じ。）に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第七十条の七第二項第五号及び第七十条の七の五第二項第八号ロの規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする非上場株式等（租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項（新租税特別措置法第七十条の七の十二第十四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項に規定する認定医療法人の認定移行計画の変更について、同条第二項第一号に規定する平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行う場合について適用する。

（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第八十六条の二第三項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる物品の譲渡（租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下この条において同じ。）に係る譲渡又は譲受け（新租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する第六条の規定による改正後の消費税法第八条第四項ただし書の承認を受けないでされる新租税特別措置法第八十六条の二第三項に規定する譲渡又は譲受けをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

（カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第八十六条の六の規定は、施行日以後に開始する消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）について適用する。

（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第五十四条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった清酒等（旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）に係る酒税については、なお従前の例による。

2　酒類（租税特別措置法第二条第四項第一号に規定する酒類をいう。以下この条並びに附則第五十六条及び第五十七条において同じ。）の製造者が施行日から令和六年三月三十一日までの間に酒類の製造場（以下附則第五十六条まで及び第六十三条において単に「製造場」という。）から移出する清酒等については、旧租税特別措置法第八十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和五年三月三十一日」とあるのは、「令和六年三月三十一日」とする。

3　承認酒類製造者（新租税特別措置法第八十七条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいい、同条第三項第七号から第九号までに掲げる者を除く。第九項並びに次条第三項及び附則第六十三条第三項において同じ。）が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出する清酒等については、旧租税特別措置法第八十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、同項の表酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎又は同条第十三号に規定する果実酒（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものに限る。）の項中「百分の八十」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあっては「百分の八十二」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては「百分の八十四」と、同表酒税法第三条第十三号に規定する果実酒（同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。）の項中「九十分の六十四」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあっては「九十分の六十六・六」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては「九十分の六十八・二」と、同表酒税法第三条第八号に規定する合成清酒又は発泡酒の項中「百分の九十」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあっては「百分の九十二」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては「百分の九十四」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の九十四」と、「百分の九十五・五」とあるのは「百分の九十六・六」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあっては「百分の九十二」とあるのは「百分の九十五・五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては「百分の九十四」とあるのは「百分の九十二」と、「九十分の六十九・二」とあるのは「百分の九十二」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の九十四」とする。

4　施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出される清酒（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。）及び果実酒（同法第三条第十三号に規定する果実酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。）（これらの酒類でその他の発泡性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この条並びに附則第五十六条第三項及び第六十三条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。）並びに発泡酒（旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所

得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号ハ」とする。

5　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号ハ」とする。

6　施行日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「次条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」とする。

7　第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が令和六年三月三十一日までにその旨を記載した届出書を製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第九項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適用する。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その者については、新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

8　前項の規定による届出書を提出した者は、第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該適用を受けることをやめようとする年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前年度の三月三十一日までに、その旨を記載した届出書を製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該適用を受けることをやめようとする年度分以後の各年度分の酒税については、前項の規定による届出は、その効力を失うものとする。

9　第三項の規定は、承認酒類製造者が、新租税特別措置法第八十七条第七項に規定する書面をその年度の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、その年度については、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかったことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があったときは、この限りでない。

10　前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第五十五条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであったビール（旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）に係る酒税については、なお従前の例による。

2　酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。次条第六項において同じ。）が施行日から令和六年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「酒類の数量」とあるのは「酒類（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。）の数量」と、「同年四月一日」とあるのは「令和五年三月三十一日」とする。

3　承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「酒類の数量」とあるのは「酒類（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。）の数量」と、「同年四月一日」とあるのは「令和六年四月一日」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、同項中「百分の八十五」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあっては「百分の八十六・五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては「百分の八十八」と、同条第四項中「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」と、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあっては「百分の八十六・五」とあるのは「百分の九十三・二五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては「百分の八十八」とあるのは「百分の九十四」とする。

4　施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項」とする。

5　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項」とする。

6　前条第七項から第十項までの規定は、第三項の場合について準用する。

（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第八十七条第一項

の規定は、令和六年四月一日以後に承認酒類製造者（同条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）の製造場から移出する酒類について適用する。

2　令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類（発泡酒（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項第一号及び第二号に規定する発泡酒をいう。次項において同じ。）及びその他の発泡性酒類（酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。）を除く。）に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。

3　令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。

4　令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「及び次条」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「酒税法第二十三条又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」とする。

5　新租税特別措置法第八十七条第一項（承認酒類製造者との間に完全支配関係（同条第四項第二号に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある者の前年度課税移出数量（同条第一項に規定する前年度課税移出数量をいう。以下この項において同じ。）を含むことに係る部分に限る。）の規定は、施行日前から引き続き承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者の前年度課税移出数量については、適用しない。

6　酒類製造者が主となって組織する法人（酒類製造者である法人を除くものとし、施行日前一年以内において酒税法第二十八条第一項の規定に該当する酒類を当該法人の酒類の蔵置場に移入し、又は酒類をその蔵置場から移出した法人に限る。）が、令和六年三月三十一日までに、当該法人を組織している酒類製造者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書をその蔵置場（二以上の蔵置場を有するときは、いずれか一の蔵置場）の所在地を所轄する税務署長に提出した場合においては、当該法人を同法第七条第一項の規定により製造免許（同項に規定する製造免許をいう。以下この項において同じ。）（施行日前から引き続き当該法人を組織している酒類製造者が同条第一項の規定により製造免許を受けている酒類と同一の品目（同項に規定する品目をいう。）の製造免許とする。）を受けている酒類製造者とみなして、新租税特別措置法第八十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「含む。次項」とあるのは「含む。以下この項、次項」と、「のもの」とあるのは「のものであつて、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）附則第五十六条第六項に規定する施行日前から引き続き当該法人を組織している酒類製造者（前年度課税移出数量が三千キロリットルを超える者及び第三項各号に掲げる者を除く。）から移入したものその他政令で定めるもの」と、「は、同法」とあるのは「は、酒税法」とする。

7　令和五年十二月三十一日までに新租税特別措置法第八十七条第五項に規定する申請があった場合においては、同条第六項の規定の適用については、同項中「当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内」とあるのは、「令和六年三月三十一日まで」とする。

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免除に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第八十七条の六第五項及び第六項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる酒類の移出（租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する移出をいう。以下この条において同じ。）に係る譲渡等（新租税特別措置法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する譲渡等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行われた酒類の移出に係る譲渡等については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第五十八条　施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる期間内に、航空機（新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機をいう。第五項及び第六項において同じ。）に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十一条及び新租税特別措置法第九十条の八の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　施行日から令和七年三月三十一日まで　航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円

二　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで　航空機燃料一キロリットルにつき一万五千円

3　次の各号に掲げる期間内に、沖縄路線航空機（新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。）に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の二第一項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　施行日から令和七年三月三十一日まで　航空機燃料一キロリットルにつき六千五百円

二　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで　航空機燃料一キロリットルにつき七千五百円

4　次の各号に掲げる期間内に、特定離島路線航空機（新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機をいう。次項第三号及び第六項第三号において同じ。）に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の九第一項並びに第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一　施行日から令和七年三月三十一日まで　航空機燃料一キロリットルにつき九千七百五十円

二　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで　航空機燃料一キロリットルにつき一万千二百五十円

5　航空機が令和七年四月一日以後最初に航行する時（以下この項において「令和七年初回航行時」という。）において、当該航空機に第二項第

一号、第三項第一号又は前項第一号に定める税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和七年初回航行時に、当該航空機が令和七年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和七年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に定める税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一　一般国内航空機（新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機をいう。次項第一号において同じ。）である航空機　第二項第二号

二　沖縄路線航空機である航空機　第三項第二号

三　特定離島路線航空機である航空機　前項第二号

6　航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時（以下この項において「令和九年初回航行時」という。）において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和九年初回航行時に、当該航空機が令和九年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和九年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一　一般国内航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の八

二　沖縄路線航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三　特定離島路線航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の九第一項

7　施行日から令和七年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の八の二第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「前項に規定する」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。次項において「令和五年改正法」という。）附則第五十八条第三項に定める」と、同条第三項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「前条に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号に定める」と、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「前条に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号に定める」と、同条第四項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）及び第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機燃料税の税率の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」とする。

8　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する」とあるのは「同条第三項第一号に定める」とする。

9　施行日から令和七年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の九第二項から第六項までの規定の適用については、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「前項に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第三項第一号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第四項第一号に定める」と、同条第六項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）」とあるのは「、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。以下この条において「令和五年改正法」という。）附則第五十八条第四項第一号に定める」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第四項第一号に定める」とする。

10　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の九第二項から第六項までの規定の適用については、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「前項に規定する」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。次項から第五項までにおいて「令和五年改正法」という。）附則第五十八条第四項第二号に定める」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「同条第二項第二号に定める」と、同条第三項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「第一項に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第四項第二号に定める」と、「前条第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第二号に定める」と、同条第四項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第四項第二号に定める」と、同条第五項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「前条第一項に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第三項第二号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第四項第二号に定める」と、同条第六項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）」とあるのは「、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。以下この条において「令和五年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）及び第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する」とあるのは「同条第四項第二号に定める」とする。

11　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第五十九条　令和六年一月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。次項において同じ。）に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イ、第二号又は第三号イに掲げる検査自動車のうち、同条第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率が、同号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であり、かつ、同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるものとして財務省令で定めるもので令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間において同条の規定の適用がないものについて当該期間内に租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税については、同法第九十条の十一から第九十条の十一の三までの規定は、適用しない。

3　新租税特別措置法第九十条の十二の二第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が到来する自動車重量税について適用し、同日前に法定納期限が到来した自動車重量税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第九十条の十二の二第七項の規定は、令和六年一月一日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　第十五条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（次項において「新国外送金等調書法」という。）第四条第三項（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この項において「国外送金等調書法」という。）第四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出すべき国外送金等調書及び国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、施行日前に提出すべきこれらの調書については、なお従前の例による。

2　新国外送金等調書法第四条の四及び第四条の五の規定は、令和六年一月一日以後に新国外送金等調書法第四条の四第一項に規定する電子決済手段等取引業者の新国外送金等調書法第二条第六号に規定する営業所等の長に依頼する同項に規定する国外電子決済手段移転等について適用する。

（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第六十一条　個人が令和七年三月三十一日以前に第十六条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十一条の二第一項に規定する取得等をした同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産（施行日以後に事業（同項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の用に供したこれらの号の上欄に掲げる減価償却資産にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、旧震災特例法第十一条の二（これらの号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和五年三月二十一日」とあるのは、「令和七年三月三十一日」とする。

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第六十二条　法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に規定する人格のない社団等を含む。）が令和七年三月三十一日以前に旧震災特例法第十八条の二第一項に規定する取得等をした同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産（施行日以後に事業の用に供したこれらの号の上欄に掲げる減価償却資産にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までに事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）については、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和五年三月三十一日」とあるのは、「令和七年三月三十一日」とする。

2　法人税法第四条の三に規定する受託法人に対する前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第十八条の二の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第六十三条　別段の定めがあるものを除き、施行

日前に課した、又は課すべきであった旧震災特例法第四十三条に規定する東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等に係る酒税については、なお従前の例による。

2　旧震災特例法第四十三条に規定する東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が施行日から令和六年三月三十一日までの間に製造場から移出する清酒等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「より酒類」とあるのは「より酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」と、「租税特別措置法第八十七条第一項及び」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第五十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項及び」とする。

3　承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出する清酒等については、旧震災特例法第四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「より酒類」とあるのは「より酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」と、「租税特別措置法第八十七条第一項及び」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第五十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項及び」とする。

4　施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出される清酒及び果実酒並びに発泡酒並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」とする。

5　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十七条の二」と、同項中「同項」とあるのは、施行日から令和六年三月三十一日までにあっては「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第五十四条第二項から第四項まで」と、「百分の九十四・三七五」とあるのは「百分の九十五」とする。

6　施行日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「第八十七条の二」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十七条の二」と、同項中「同項」とあるのは、施行日から令和六年三月三十一日までにあっては「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第五十四条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第百十九条第九項中「四年新措置法第五十七条の四の二」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「令和五年旧効力措置法」という。）第五十七条の四の二」に、「四年新措置法」を「、令和五年旧効力措置法」に改め、同条第十項中「四年新措置法」を「令和五年旧効力措置法」に、「を含む」を「（令和五年旧効力措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係るものに限る。）を含む」に改め、同条第十一項中「四年新措置法第五十七条の四の二」を「租税特別措置法第五十七条の四」に改め、同条第十二項中「四年新措置法第五十七条の四の二の」を「租税特別措置法第五十七条の四の二第二項」を「租税特別措置法第五十七条の四第二項」に改める。

附則第百二十八条第二項中「四年新措置法」を「租税特別措置法」に、「及び第六項から第十一項まで」を「、第六項から第九項まで、第十一項及び第十二項第一号」に改める。

第六十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち相続税法第三十六条第三項の改正規定中「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第十一条のうち租税特別措置法第八条の四に六項を加える改正規定中「提出（当該報告書の提出に代えて行う当該報告書に記載すべき事項を記録した光ディスク等（第四十二条の二の二第一項第二号に規定する光ディスク等をいう。）の提出を含む。第四十二条の三第四項第二号において同じ。）をしなければ」を「提出しなければ」に、「同項に規定する提出」を「提出」に、「の当該提出をする」を「を提出する」に改める。

附則第一条第六号ロ中「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第六十六条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第十六号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第十七号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二百七条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第二百七条の四中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第二百十三条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し

偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求（協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

第二百十三条の三中「忌避した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第六十七条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百五十三条第一項第十号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第十一号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第百五十五条の二中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第百五十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百五十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求（協会の職員が行うものを除く。）に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（厚生年金保険法の一部改正）

第六十八条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の四第一項第三十号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三十一号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第百三条の二第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した」を「又は忌避した」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（国民年金法の一部改正）

第六十九条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第百九条の四第一項第二十三号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第二十四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第百十三条の二第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した」を「又は忌避した」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第七十条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第五号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）

第七十一条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項第二号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第七十二条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第五号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正）

第七十三条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第三号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

第二十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第七十四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第四号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き」に改め、同項第五号中「及び検査」を「、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物件の留置き」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十七項」を「第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第七十六条　産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

第二十一条の十三第二項第一号中「及び第二十一条の二十八第一項」を削り、同項第二号中「第二十一条の二十八第二項」を「第二十一条の二十八」に改める。

第二十一条の二十八第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第七十七条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百八十四条第七号中「第七十条の十三第一項及び第三項」を「第七十条の十三第一項、第三項及び第四項」に、「第八十七条の六第十五項」を「第八十七条の六第十六項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるための非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の抜本的拡充及び恒久化並びに新たな産業の創出及び育成を推進するための特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の創設等を行うとともに、より公平で中立的な税制の実現に向けた各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設及び相続時精算課税制度等の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充及び恒久化を行うこと。

2　スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するため、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設等を行うこと。

3　より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び相続時精算課税制度等の見直しを行うこと。

4　土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

5　この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和五年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、初年度において約百六十億円、平年度において約三十億円である。

右報告する。

令和五年二月二十八日

財務金融委員長　塚田　一郎

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充に当たっては、制度の適切な広報・周知により利用の促進を図るとともに、長期的かつ小規模な投資による資産所得の形成支援という趣旨を逸脱した利用、例えば、短期の回転売買などを抑制するための対策を講ずること。また、「貯蓄から投資へ」の観点から、適切に金融資産の選択・運用が行われるよう国民の金融リテラシー向上に努めること。あわせて、市場の国債消化能力等の観点から、家計金融資産の動向を注視すること。

二　「貯蓄から投資へ」の推進が資本逃避による円安を招くことがないよう、民間企業の賃上げや設備投資等を引き続き支援し、国内企業の生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。

三　実質賃金が上昇しない中、物価の高騰が加速し、所得格差と資産格差が拡大しており、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること。

四　スタートアップへの再投資に係る非課税措置については、より多くの資金がスタートアップ企業をより柔軟に支援するための投資に充てられるよう、制度の利用状況及びその効果を踏まえ、必要に応じ適切な措置を検討すること。

五　適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施に当たっては、同制度に対してなお慎重な意見があることを踏まえ、免税事業者の取引からの排除や廃業という深刻な事態が生じないよう最大限の配慮を行うとともに、免税事業者が課税事業者に転換する場合の事務負担についても軽減されるよう努めること。

六　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ＩＣＴ化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財

政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

七　新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　本号一部（本体一、〇〇〇円）（配送料別）